

アスベスト対策に関する行政評価・監視  
—飛散・ばく露防止対策を中心として—

結 果 報 告 書

平成 28 年 5 月

総務省行政評価局



## 前 書 き

アスベスト（石綿）とは、クリソタイル（白石綿）など特定の鉱物の総称であり、安価で、かつ耐熱性、耐摩耗性等に優れていることから、従来、建材製品等に広く使用されていたが、その吸引により、中皮腫、肺がん等の深刻な健康被害の発症リスクが高まることが明らかとなったため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により、段階的な規制を経て、平成18年9月以降、重量比0.1%超のアスベスト含有製品の製造、輸入、使用等が禁止された（限定用途のアスベスト含有製品についてのみ、当分の間、適用除外とする猶予措置が採られていたが、24年3月に適用除外製品は全廃となった。）。

アスベストは、かつて年間約30万トン輸入され、輸入総量約1,000万トンの約9割が建材として使用されたといわれているが、その使用実態は必ずしも十分把握されていない。

アスベストを含有する建材が使用されている建築物等については、解体等を伴う建設工事が行われる際、アスベストの飛散・ばく露による健康被害を防止するため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の関係法令に基づき、当該工事の発注者又は施工者に対して、事前の届出、飛散・ばく露防止措置の実施などが義務付けられている。

さらに、今後、アスベストが使用されている可能性がある建築物等の解体が増加することが見込まれていることや、近年における無届解体や解体現場でのアスベストの飛散事例の発生などの状況を踏まえ、平成25年6月の大気汚染防止法の改正により、①施工者から発注者への届出義務者の変更、②施工者に対するアスベスト含有建材の使用状況に係る事前の調査の義務付け、③都道府県等による立入検査の対象範囲の拡大など、アスベストの飛散・ばく露防止対策の強化が図られているが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた開発を含む各地の再開発などにより、更に、解体が増加していくことが見込まれることから、アスベストの飛散・ばく露防止対策の確実かつ迅速な実施が重要となっている。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、建築物の壁面等の損壊により内部に使用されていたアスベスト含有建材が露出し、アスベストが飛散した事例が報告されている。今後、南海トラフ地震や首都直下地震など大規模な自然災害等の発生のおそれも指摘されていることから、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止についても、的確な準備措置を講じておくことが極めて重要となっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、アスベストによる健康被害を防止する観点から、建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の体制の整備状況、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



# 目 次

第1 行政評価・監視の目的等 .....	1
第2 行政評価・監視結果 .....	2
1 アスベスト対策の概要.....	2
2 建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策.....	26
(1) 事前調査の適正な実施の確保.....	26
(2) 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進.....	66
(3) 事前調査結果等の適切な掲示の確保.....	90
(4) 大気中へのアスベストの飛散防止の徹底.....	97
(5) 立入検査の実効性の確保.....	133
(6) レベル3のアスベスト含有建材の適切な処理の推進.....	141
3 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策.....	157
4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握.....	178
(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充.....	178
(2) アスベスト台帳の整備の促進.....	223



# 図表等目次

## 1 アスベスト対策の概要

表 1-①	中皮腫による死亡者数の推移	8
表 1-②	我が国のアスベスト輸入量の推移	8
表 1-③	アスベスト含有建材の種類	9
表 1-④	民間建築物の年度別解体棟数（推計）	9
表 1-⑤	東日本大震災で被災した建築物からアスベスト含有建材が露出し、アスベストが飛散した例	10
表 1-⑥	「アスベスト問題への当面の対応」（平成 17 年 7 月 29 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合、9 月 29 日改訂）（概要）	11
表 1-⑦	「アスベスト問題に係る総合対策」（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）（概要）	12
表 1-⑧	「アスベスト問題に係る総合対策」（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）（抜粋）	13
表 1-⑨	アスベスト含有製品の製造、輸入、使用等の禁止に関する規定	13
表 1-⑩	アスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事に対する大防法の規制に関する規定	14
表 1-⑪	アスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事に対する安衛法の規制に関する規定	19
表 1-⑫	建設リサイクル法に基づく届出に関する規定	22
表 1-⑬	「アスベスト問題への当面の対応」（平成 17 年 7 月 29 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合、9 月 29 日改訂）（抜粋）	24
表 1-⑭	各府省における吹付けアスベスト等使用実態調査の実施状況	25
表 1-⑮	労働者を就業させる建築物等に使用されたアスベスト含有建材の除去等の措置に関する規定	25

## 2 建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策

### (1) 事前調査の適正な実施の確保

表 2-(1)-①	「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」（平成 26 年 6 月環境省水・大気環境局大気環境課）（抜粋）	31
表 2-(1)-②	安衛法に基づく技術上の指針に関する規定	31
表 2-(1)-③	「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 24 年 5 月 9 日付け技術上の指針公示第 19 号）（抜粋）	32
表 2-(1)-④	「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」（平成 24 年 2 月 13 日付け基安化発 0213 第 2 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）（抜粋）	33
表 2-(1)-⑤	「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」（平成 24 年 10 月 25 日付け基安化発 1025 第 2 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）（抜粋）	35
表 2-(1)-⑥	「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第 9 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」（平成 25 年 1 月 7 日付け基安化発 0107 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）（抜粋）	39
表 2-(1)-⑦	事前調査により建築物等に使用されているレベル 1 又はレベル 2 のアスベスト	

含有建材が適切に把握されないまま解体等工事が開始された例等	41
表 2-1-⑧ 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成 19 年 8 月環境省水・大気環境局大気環境課災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル作成検討会)(抜粋)	61
表 2-1-⑨ 大防法に基づく届出に記載されたアスベスト含有建材の使用状況を踏まえて、他の箇所調査が適切に実施されているかを確認している例	61
表 2-1-⑩ 安衛法に基づく届出に記載されたアスベスト含有建材の使用状況を踏まえて、他の箇所調査が適切に実施されているかを確認している例	62
表 2-1-⑪ 事前調査の実施状況を確認するため、具体的な調査部位、調査結果等を記載した書面等の提出を事業者に求めている例	63
表 2-1-⑫ 事前調査の実施方法、把握されたアスベスト含有建材の使用状況に関する情報の工事関係者での共有状況について記載した書面等の提出を事業者に求めている例	64
表 2-1-⑬ 事前調査が適切に実施されているか確認するための体制整備を図っている例	65

## (2) 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進

表 2-2-① 関係法令に基づく届出に関する規定	73
表 2-2-② 関係法令に基づく届出の対象と時期	75
表 2-2-③ 環境省から県市に対する情報共有の推進に関する通知	76
表 2-2-④ 厚生労働本省から都道府県労働局に対する情報共有の推進に関する通知	77
表 2-2-⑤ 県市における関係法令に基づく届出情報の共有状況	79
表 2-2-⑥ 大防法に基づく事前調査の適切な実施や届出漏れ防止のために、共有情報を活用している例	82
表 2-2-⑦ 県市における情報共有の頻度	83
表 2-2-⑧ 関係法令に基づく届出情報の共有を行っていない理由(県市)	84
表 2-2-⑨ 騒音規制法等に基づく届出情報等を活用している例	85
表 2-2-⑩ 労基署における関係法令に基づく届出情報の共有状況	86
表 2-2-⑪ 共有情報をレベル 3 のアスベスト含有建材に係るばく露防止措置の遵守状況の指導監督に活用している例	88
表 2-2-⑫ 労基署における情報共有の頻度	88
表 2-2-⑬ 関係法令に基づく届出情報の共有を行っていない理由(労基署)	88
表 2-2-⑭ 県市及び労基署における情報共有の工夫例	89

## (3) 事前調査結果等の適切な掲示の確保

表 2-3-① 事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示に関する大防法の規定	93
表 2-3-② 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」(平成 26 年 6 月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)	95
表 2-3-③ 解体等工事現場における事前調査結果の掲示状況	95
表 2-3-④ 解体等工事現場における作業方法等の掲示状況	96
表 2-3-⑤ 騒音規制法等に基づく届出又は建設リサイクル法に基づく届出の機会を活用し、事業者に対し事前調査結果の掲示義務を周知している例	96

## (4) 大気中へのアスベストの飛散防止の徹底

表 2-4-ア-① 大防法に基づく集じん・排気装置の設置、立入検査に関する規定	100
表 2-4-ア-② 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」(平成 26 年 6 月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)	103
表 2-4-ア-③ 「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き(建築物等の解体等現場)」(平成 26 年 7 月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)	107
表 2-4-ア-④ 県市が集じん・排気装置の正常稼働に係る指導に苦慮している例	108
表 2-4-ア-⑤ 県市において、集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度に関し、	

望ましい水準を設定している例	109
表 2-(4)-ア-⑥ 自らのデジタル粉じん計等を用い、集じん・排気装置の正常稼働の確認を実施している区市一覧	110
表 2-(4)-ア-⑦ 区市が自らデジタル粉じん計等を使用して集じん・排気装置の正常稼働を確認した結果に基づき指導を行った例	110
表 2-(4)-イ-① 大防法における敷地境界等のアスベスト濃度測定に関する規定	115
表 2-(4)-イ-② 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成 25 年 2 月 20 日付け中環審第 704 号）（抜粋）	116
表 2-(4)-イ-③ 「建築物との解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評価方法」（平成 25 年 10 月アスベスト大気濃度調査検討会）（抜粋）	117
表 2-(4)-イ-④ 区市が事業者に対して解体等工事の現場における敷地境界等のアスベスト濃度測定を求めている例	119
表 2-(4)-イ-⑤ 区市が自ら解体等工事の現場における敷地境界等のアスベスト濃度測定を実施している例	123
表 2-(4)-イ-⑥ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」（平成 26 年 6 月環境省水・大気環境局大気環境課）（抜粋）	129
表 2-(4)-イ-⑦ 事業者又は区市が実施した濃度測定で 1 本/L を超えるアスベスト濃度が検出された例	129
表 2-(4)-イ-⑧ 解体等工事の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の義務付け等に関する区市の意見	131

## (5) 立入検査の実効性の確保

表 2-(5)-① 大防法及び安衛法における立入検査に関する規定	136
表 2-(5)-② 区市における立入検査時の改善指導及びその改善措置の確認状況（平成 26 年 6 月～27 年 3 月）	137
表 2-(5)-③ 立入検査時の指摘に対する改善措置状況を迅速かつ適切に確認しなかったことによりアスベストの飛散・ばく露のおそれがある状態のまま除去等作業が実施された事例	138
表 2-(5)-④ 労基署における立入検査時の指摘と改善措置の確認状況（平成 25 年 1 月～27 年 3 月）	139
表 2-(5)-⑤ 区市における改善措置状況の確認方法	140

## (6) レベル 3 のアスベスト含有建材の適切な処理の推進

表 2-(6)-① 「被災地におけるアスベスト大気濃度調査（第 13 次モニタリング）結果について（平成 27 年 10 月 16 日時点）」（平成 27 年 10 月 19 日 平成 27 年度第 1 回アスベスト大気濃度調査検討会資料）（抜粋）	144
表 2-(6)-② 石綿則におけるレベル 3 建材の除去作業に関する規定	145
表 2-(6)-③ 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成 25 年 2 月 20 日付け中環審第 704 号）（抜粋）	145
表 2-(6)-④ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」（平成 26 年 6 月環境省水・大気環境局大気環境課）（抜粋）	146
表 2-(6)-⑤ 区市におけるレベル 3 建材規制の状況	148
表 2-(6)-⑥ レベル 3 建材規制を実施している主な端緒	148
表 2-(6)-⑦ レベル 3 建材規制を実施している区市の主な規制内容	148
表 2-(6)-⑧ レベル 3 建材規制を実施している区市の取組状況	149
表 2-(6)-⑨ レベル 3 建材規制の実施による主な効果	155
表 2-(6)-⑩ レベル 3 建材規制を実施していない主な理由	155
表 2-(6)-⑪ レベル 3 建材規制を実施していない区市において、事業者による事前調査でレベル 3 建材を的確に把握していなかった事例	156
表 2-(6)-⑫ レベル 3 建材規制を実施していない区市において、事業者がレベル 3 建材を	

除去する際に、十分に湿潤化せずに除去していた事例	156
--------------------------	-----

### 3 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策

表 3-① 防災基本計画及び地域防災計画に関する規定	162
表 3-② 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成 19 年 8 月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)	164
表 3-③ 地域防災計画における災害時のアスベストの飛散・ばく露対策の規定状況	168
表 3-④ 地域防災計画に災害時のアスベストの飛散・ばく露対策を規定していない県市における民間建築物アスベスト使用実態調査の結果	168
表 3-⑤ 県市における平常時の準備状況	169
表 3-⑥ 平常時の準備を実施している県市の取組内容	169
表 3-⑦ 災害時対応マニュアルに沿った準備が進んでいない主な理由	174
表 3-⑧ 被災市における応急危険度判定の実施状況	174
表 3-⑨ 応急危険度判定時のアスベスト調査に対する否定的な見解の主な内容	174
表 3-⑩ 応急危険度判定時のアスベスト調査を実施することとしている県における取組状況及び応急危険度判定時のアスベスト調査に対する見解	175
表 3-⑪ 被災県市における災害時対応マニュアルに示されていない方法により、アスベストの飛散の危険性のある建築物等を把握した例	176
表 3-⑫ 災害時対応マニュアルの見直し要望の主な内容	177
表 3-⑬ 被災県市が建築物等の所有者に代わって応急措置を講じた例	177

### 4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握

#### (1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

表 4-1-ア-① 「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)」(平成 17 年 8 月 1 日付け医政発第 0801004 号厚生労働省医政局長通知)(抜粋)	185
表 4-1-ア-② 「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成 20 年 2 月 6 日付け基安化発第 0206003 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)	186
表 4-1-ア-③ 地方公共団体が所有する施設においてアスベストの分析調査が未実施とされている施設の調査状況	187
表 4-1-ア-④ 私立学校等における吹付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果(平成 26 年 10 月 1 日時点)及びアスベストの分析調査が必要な私立学校に対する指導状況	187
表 4-1-ア-⑤ 病院アスベスト使用実態調査(平成 24 年 3 月 30 日公表)においてアスベストの分析調査が必要な病院又は除去等が措置未了の病院の所有者等に対するその後の指導状況	187
表 4-1-ア-⑥ 「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」(平成 24 年 3 月 30 日付け医政指発 0330 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知)(抜粋)	188
表 4-1-ア-⑦ 病院に対する指導が行われていない理由	189
表 4-1-ア-⑧ 社会福祉施設等アスベスト使用実態調査が適切に行われていない例	189
表 4-1-ア-⑨ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査」(平成 20 年 5 月 9 日付け雇児発第 0509002 号、社援発第 0509002 号、障発第 0509002 号、老発第 0509002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知)(抜粋)	191
表 4-1-ア-⑩ 社会福祉施設等アスベスト使用実態調査(平成 27 年 6 月 5 日公表)におけるアスベストの分析調査が必要な施設数及びこれらの施設に対する指導状況	192
表 4-1-ア-⑪ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第	

	5回フォローアップ調査結果の公表等について（通知）」（平成27年6月5日 付け雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援 護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知）（抜粋）	195
表4-1-ア-⑫	社会福祉施設等に対する指導が行われていない理由	196
表4-1-ア-⑬	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象を定期報告の対象建築物に限定 している例	197
表4-1-ア-⑭	「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」 （平成20年2月26日付け国住指第4102号国土交通省住宅局建築指導課長 通知）（抜粋）	198
表4-1-ア-⑮	平成20年2月に新3種アスベストの使用実態を含めて調査を行うよう通 知しているにもかかわらず、それ以降、当該使用実態の調査を行っていない 例	199
表4-1-ア-⑯	民間建築物アスベスト使用実態調査のフォローアップ調査を実施していな い例	199
表4-1-ア-⑰	未報告・未分析・未措置建築物の所有者等に対する指導状況（平成27年 3月16日時点）	200
表4-1-ア-⑱	民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）における 未報告建築物の所有者等に対する指導状況	201
表4-1-ア-⑲	民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）における 未分析の建築物の所有者等に対する指導状況	201
表4-1-ア-⑳	「建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）」 （平成27年1月5日付け国住指第3594号国土交通省住宅局長通知） （抜粋）	202
表4-1-ア-㉑	未報告建築物の所有者等に対する指導が行われていない理由及び状況	203
表4-1-ア-㉒	現地訪問等を行って指導することにより、未報告の数を減少させて いる例	204
表4-1-ア-㉓	民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）において アスベスト含有建材の除去等未措置の建築物の所有者等に対する指導状況	205
表4-1-ア-㉔	未措置の建築物に対する指導が行われていない理由及び状況	205
表4-1-ア-㉕	個別に指導するなどにより、アスベスト含有建材の除去等が進んだ例	206
表4-1-イ-①	「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う 飛散性に関する調査報告」（平成23年度建築基準整備促進事業報告）の概要	211
表4-1-イ-②	「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成 24年9月13日付け基安化発0913第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化 学物質対策課長通知）（抜粋）	212
表4-1-イ-③	石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抜粋）	212
表4-1-イ-④	「煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について （依頼）」（平成24年9月13日付け環水大大発第120913003号環境省水・大 気環境局大気環境課長通知）（抜粋）	213
表4-1-イ-⑤	「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）の結 果について」（全体）（平成27年10月16日文科科学省）（抜粋）	214
表4-1-イ-⑥	学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）（室内 等に露出した保温材等の使用状況）（平成27年10月16日文科科学省）	215
表4-1-イ-⑦	学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査） （煙突用断熱材の使用状況）（平成27年10月16日文科科学省）	215
表4-1-イ-⑧	アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び今後のアス ベスト対策に向けた環境整備等について（平成27年1月26日付け国住指 第3761号国土交通省住宅局建築指導課長通知）（抜粋）	215
表4-1-イ-⑨	建築物石綿含有建材マニュアル（平成26年11月国土交通省）（抜粋）	217

表 4-(1)-イ-⑩	地方公共団体所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施状況	219
表 4-(1)-イ-⑪	縣市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査において、保温材等からアスベストの含有が確認された例	220
表 4-(1)-イ-⑫	縣市所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施に至った端緒	221
表 4-(1)-イ-⑬	縣市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の縣市の意見	221
表 4-(1)-イ-⑭	病院におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の縣市の意見	222
表 4-(1)-イ-⑮	社会福祉施設等におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の縣市の意見	222

## (2) アスベスト台帳の整備の促進

表 4-(2)-①	アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物の数	225
表 4-(2)-②	「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(平成 26 年 11 月国土交通省) (抜粋)	225
表 4-(2)-③	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における住宅・建築物 アスベスト改修事業の概要	228
表 4-(2)-④	調査した縣市におけるアスベスト台帳の整備状況	228
表 4-(2)-⑤	調査した縣市におけるアスベスト台帳の整備の対象建築物の範囲	229
表 4-(2)-⑥	台帳整備の対象建築物の範囲を限定している主な理由	231
表 4-(2)-⑦	平成 2 年以降に施工された建築物又は 1,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物から、 アスベスト含有建材の使用が判明した例	231
表 4-(2)-⑧	アスベスト台帳を整備しない主な理由	231
表 4-(2)-⑨	アスベスト台帳の活用例(予定を含む。)	232

## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

この行政評価・監視は、アスベストによる健康被害を防止する観点から、建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の体制の整備状況、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

環境省、厚生労働省、国土交通省、総務省、文部科学省

#### (2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

行政評価事務所 5事務所（神奈川、新潟、兵庫、岡山、熊本）

### 4 実施時期

平成27年4月～28年5月

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 アスベスト対策の概要

調査の結果	説明図表番号
<p><b>(1) アスベストの特性等</b></p> <p>アスベスト（石綿）とは、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）等の6種類の鉱物の総称であり、安価で、かつ耐熱性、耐摩耗性など様々な優れた性質を有していることから、かつて建材製品等に広く使用されていたが、一方で、その吸引により、10数年から40年程度までの潜伏期間を経て、中皮腫、肺がん等の深刻な健康被害<sup>(注1)</sup>を発症する危険性が明らかとなったため、現在は、その製造、輸入、使用等が禁止されている（後述(4)参照）。</p> <p>(注1) アスベストのばく露による健康被害としては、中皮腫、肺がん、石綿肺等がある。このうち、中皮腫は、肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍であり、そのほとんどはアスベストのばく露が関係しているとされ、平成18年以降の中皮腫による死亡者数は、毎年1,000人を超えている。</p>	<p>表1-①</p>
<p><b>(2) 建築物におけるアスベスト含有建材の使用</b></p> <p>我が国で使用されたアスベストの大半は輸入によるものとされており、昭和40年代から60年代の始め頃までにかけて年間約20万トンから30万トンものアスベストが輸入され、その輸入総量は約1,000万トンに達しており、約9割が建材として使用されたといわれている。</p>	<p>表1-②</p>
<p>使用された建材とは、具体的には、①耐火用や断熱用として鉄骨や壁に直接吹き付けて使用される吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、アスベスト含有吹付けパーミキュライト（ひる石）、アスベスト含有吹付けパーライトなどの吹付け材、②ボイラーなどの熱を発生する配管等に使用されるアスベストを含有する保温材、断熱材及び耐火被覆材、③建築物等の内外装に使用されている成形板（スレート板）等の3種類となっている（①、②、③の順に飛散性（発じん性）の程度が高く、その除去等の作業における配慮の程度が異なるため、一般に、それぞれレベル1、レベル2、レベル3と称され、区別されており、本行政評価・監視においても、この用例に倣った。）。</p> <p>これらのアスベスト含有建材を使用した可能性のある建築物の中には築後40年以上を経過するものもあり、今後、建材の劣化・損傷や建築物の解体の増加が見込まれることから<sup>(注2)</sup>、その際に発生するアスベストの飛散・ばく露による健康被害を防止するための対策を実施することが必要である。このような状況を踏まえ、平成25年6月の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。）の改正（26年6月施行）によるアスベスト含有建材の使用状況に係る事前の調査の義務付けなど、アスベストの飛散・ばく露防止対策の強化が図られ、さらに、その確実かつ迅速な実施が必要となっている。</p>	<p>表1-③</p>
<p>(注2) 国土交通省の試算によれば、民間建築物の解体数は年々増加を続け、平成40年頃に、平成25年の約2倍となる年間10万棟に達する見込みとなっている。</p>	<p>表1-④</p>

<p><b>(3) 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露</b></p> <p>平時での建築物の解体等の際に発生するアスベストの飛散のほか、震災等災害時には、建築物の倒壊等に伴い、アスベストが飛散し、これによる健康被害のおそれも指摘されている。実際、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、建築物の壁面等の損壊により内部に使用されていたアスベスト含有建材が露出し、アスベストが飛散した事例が報告されている。</p> <p>今後、南海トラフ地震や首都直下地震など大規模な自然災害等の発生のおそれも指摘されていることから、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止について、的確な準備措置を講じておくことが極めて重要となっている。</p> <p><b>(4) アスベストに係る規制の経緯、概要等</b></p> <p><b>(アスベスト問題の発生と国の取組)</b></p> <p>平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、倒壊した建築物の解体等に伴うアスベストの飛散が問題視され、8年の大防法の改正及び9年の大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「大防法施行令」という。）の改正により、大気中へのアスベストの飛散防止の観点から、レベル1のアスベスト含有建材が使用された建築物<sup>(注3)</sup>について、解体、改修等の作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）に対する規制が行われた（後述「建築物等の解体等工事に係る規制」参照）。</p> <p>（注3）平成17年の大防法施行令の改正及び18年の大防法の改正により、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用された建築物その他の工作物に規制対象が拡大された。</p> <p>その後、アスベストを材料とする管や建材を製造していた大手機械メーカー工場の従業員や当該工場周辺の住民の間で、中皮腫などアスベストが原因とみられる疾病の患者が発生し、その結果、昭和53年から平成16年までの間に75人が死亡したことが平成17年6月に公表されたことを端緒として、アスベストによる健康被害が社会問題化した。</p> <p>これを受けて、国は、平成17年7月、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日）及び「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日）を取りまとめ、①既存の法律で救済されない被害者を救済するための新法<sup>(注4)</sup>の制定、②アスベストの製造、新規使用等の早期全面禁止、③建築物の解体時等における飛散・ばく露の防止対策の強化、④既存建築物におけるアスベスト含有建材の使用実態の調査とそのフォローアップなどを行うこととされた。</p> <p>（注4）平成18年に、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）として成立・施行された。</p> <p><b>(製造、輸入、使用等に係る規制)</b></p> <p>アスベスト含有製品の製造、輸入、使用等については、労働安全衛生法（昭</p>	<p>表1-⑤</p> <p>表1-⑥、⑦、⑧</p> <p>表1-⑨</p>
---	---

和47年法律第57号。以下「安衛法」という。) 第55条及び労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号) 第16条第1項第4号及び第9号の規定に基づき規制されており、段階的な規制強化を経て、現在は、重量比0.1%超のアスベストを含有する製品の製造、輸入、使用等が禁止されている。

また、建築物についても、建築基準法(昭和25年法律第201号) 第28条の2、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第20条の4及び国土交通省告示第1172号(平成18年9月29日)の規定において、建材のうち、吹付けアスベスト及び重量比0.1%超のアスベストを含有する吹付けロックウールを建築物に使用することが禁止されている。

#### (建築物等の解体等工事に係る規制)

建築物等の解体等工事については、大気中へのアスベストの飛散防止の観点から大防法により、また、アスベスト含有建材の除去等の作業(以下「アスベスト除去等作業」という。)<sup>(注5)</sup>に従事する労働者等の健康被害防止の観点から安衛法により、それぞれ規制が行われており、建築物の解体数の増加等を背景として、これらの規制措置の履行確保が重要となっている。

(注5) アスベスト含有建材からのアスベストの飛散を防止するための措置としては、アスベスト含有建材の除去のほか、封じ込め及び囲い込み等によるものがある。封じ込めとは、アスベスト含有建材に薬剤を吹き付け、固めるものであり、また、囲い込みとは、アスベスト含有建材を板状の建材等で覆うものである。

#### ① 大防法による規制

大防法においては、建築物等の解体等工事について、主に次のような規制措置が設けられている。

##### i 事前調査

建築物等の解体等工事を施工する事業者(以下「事業者」という。)は、大防法第18条の17第1項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物等におけるレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材(特定建築材料)<sup>(注6)</sup>の使用状況を調査しなければならない。

(注6) 大防法では、規制対象の建築材料を「特定建築材料」と定め、大防法施行令において、特定建築材料を、アスベスト含有吹付け材(レベル1)並びにアスベストを含有する保温材、断熱材及び耐火被覆材(レベル2)と定めている。

##### ii 作業実施の届出

上記 i によりレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用が明らかになり、アスベストが大気中に飛散するおそれのある解体等の作業(特定粉じん排出等作業)<sup>(注7)</sup>を行う場合、当該作業を伴う工事(特定工事)<sup>(注7)</sup>の発注者等は、大防法第18条の15第1項の規定に基づき、都道府県知事(以下「県知事」という。)に対し、原則として、当該作業開始の14日前までに作業実施の届出(以下「大防法に基づく届出」という。)を行わなければならない。

表1-⑨(再掲)

表1-⑩

(注7) 大防法及び大防法施行令では、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等の作業で、作業の場所から排出され、又は飛散するアスベストが大気汚染の原因となるものを「特定粉じん排出等作業」、当該作業を伴う工事を「特定工事」と定めている。

### iii アスベストの飛散防止措置

特定粉じん排出等作業を行う事業者は、大防法第18条の18の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「大防法施行規則」という。）第16条の4及び別表第7に定められた作業基準を遵守しなければならない。

なお、大防法では、アスベストの大気中への飛散防止を目的としているため、隔離養生<sup>(注8)</sup>等しなくても、十分に湿潤化し、手ばらしによる除去を行えば、あまり飛散しないとされるレベル3のアスベスト含有建材については、特段の規制措置が設けられていないが、地方公共団体の中には、条例や要綱により独自に規制を実施しているものもみられる（後述項目2(6)参照）。

また、大防法による規制に係る事務は、大防法第18条の15等の規定により、都道府県（以下「県」という。）が行うこととされているが、当該事務が、大防法第31条第1項及び大防法施行令第13条により、政令指定都市（以下「政令市」という。）、特別区等へ委任されており、また、県の条例により市区町村へ委任されている場合もある。

(注8) 壁面や床等にプラスチックシート等を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付けること

## ② 安衛法による規制

安衛法においては、建築物等の解体等工事について、主に次のような規制措置が設けられている。

### i 事前調査

事業者は、建築物等の解体等工事を行う場合、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物におけるアスベスト含有建材<sup>(注9)</sup>の使用状況を調査しなければならない。

(注9) 大防法と異なり、レベル1及びレベル2に限らず、レベル3を含む。これはアスベスト除去等作業を行う労働者を保護する観点から、その破砕等により飛散したアスベストに労働者がばく露することを防ぐ必要があることによるものである。

### ii 計画又は作業の届出

上記 i によりレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用が明らかになった場合、事業者は、労働基準監督署長に対し、次のとおり、安衛法第88条第3項の規定に基づき計画の届出又は石綿則第5条の規定に基づき作

表1-⑩

業の届出（以下「安衛法に基づく届出」と総称する。）を行わなければならない<sup>(注10)</sup>。

- ・ 耐火建築物又は準耐火建築物においてレベル1のアスベスト含有建材を除去する場合、安衛法第88条第3項の規定に基づき、除去の作業開始の14日前までに計画の届出を行わなければならない。
- ・ 計画の届出を要するもの以外のレベル1又はレベル2のアスベスト除去等作業を行う場合、石綿則第5条第1項の規定に基づき、事前に作業の届出を行わなければならない。

(注10) レベル3のアスベスト含有建材が使用されていた場合については、安衛法に基づく届出は義務付けられていないが、下記iiiのアスベストによるばく露防止措置（湿潤化等）を講ずることとされている。

### iii アスベストによるばく露防止措置

事業者は、アスベスト除去等作業を行う場合、石綿則第6条、第7条、第13条等の規定に基づき、アスベスト含有建材及び作業の種類に応じて、作業場の隔離、集じん・排気装置の設置、建材の湿潤化等の措置を講じなければならない。

なお、建築物等の解体等工事のうち、一定規模以上のものに関しては、アスベスト含有建材の使用の有無にかかわらず、工事の発注者等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第10条第1項の規定に基づき、工事開始7日前までに、県知事<sup>(注11)</sup>に対し、工事の届出（以下「建設リサイクル法に基づく届出」という。）を行わなければならないこととされている。

(注11) 建設リサイクル法に基づく届出の受理事務等は県が行うこととされているが、当該受理事務等が、建設リサイクル法第46条等の規定により建築主事を置く市町村又は特別区へ委任されている。また、県の条例により市町村へ委任されている場合もある。

こうしたことから、県、政令市、特別区等（以下「県市」という。）及び労働基準監督署（以下「労基署」という。）において、アスベスト除去等作業が行われる解体等工事の把握のため、建設リサイクル法に基づく届出情報が活用されているケースもある（後述項目2(2)参照）。

### （既存建築物におけるアスベスト使用実態調査とそのフォローアップ）

前述の「アスベスト問題への当面の対応」を受け、平成17年7月から、関係各省により、民間建築物、学校施設、病院、社会福祉施設等、地方公共団体施設等における吹付けアスベスト等、主にレベル1のアスベスト含有建材の使用実態等に関する調査が開始され、その結果が同年9月から11月までにかけて公表された。さらに、「アスベスト問題に係る総合対策」に沿って、関係各省において、上記調査の結果に基づき、吹付けアスベスト等の使用が明らかになった建築物等に関し、順次、その所有者等によるアスベストの飛散防止措置状況（吹

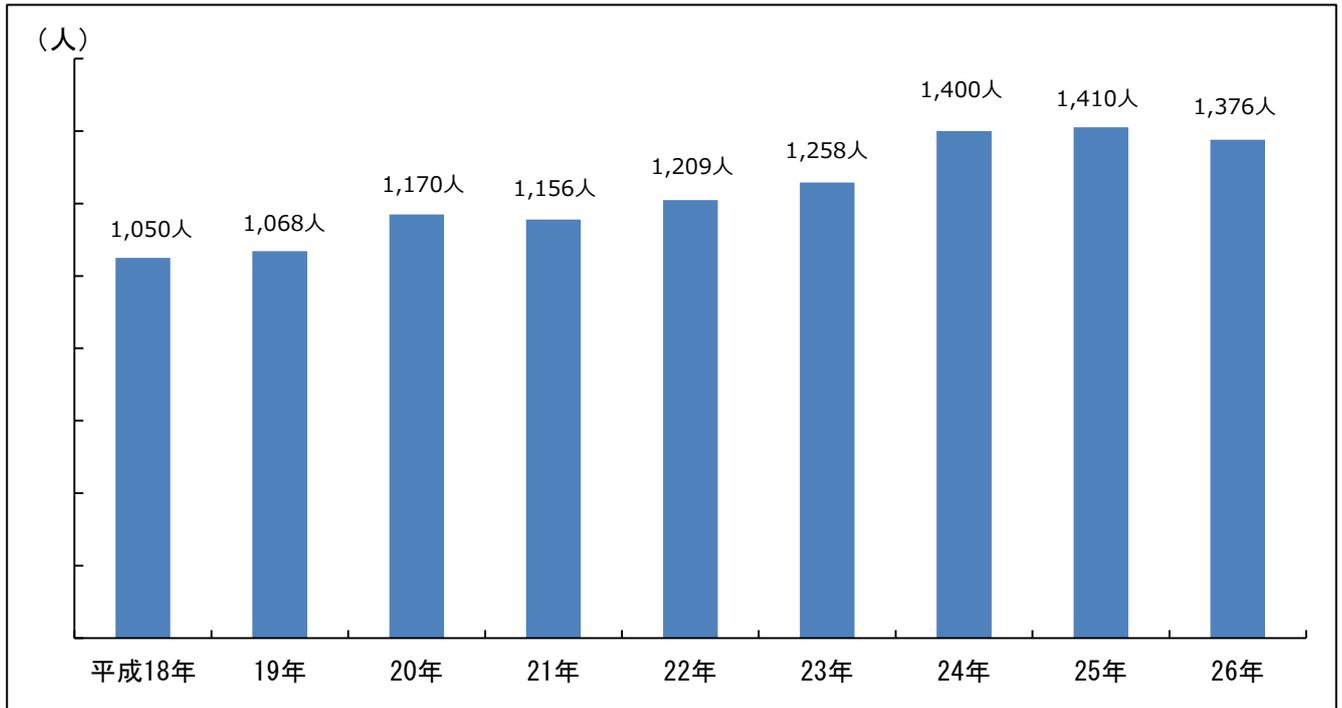
表1-⑫

表1-⑬、⑭

表1-⑧（再掲）

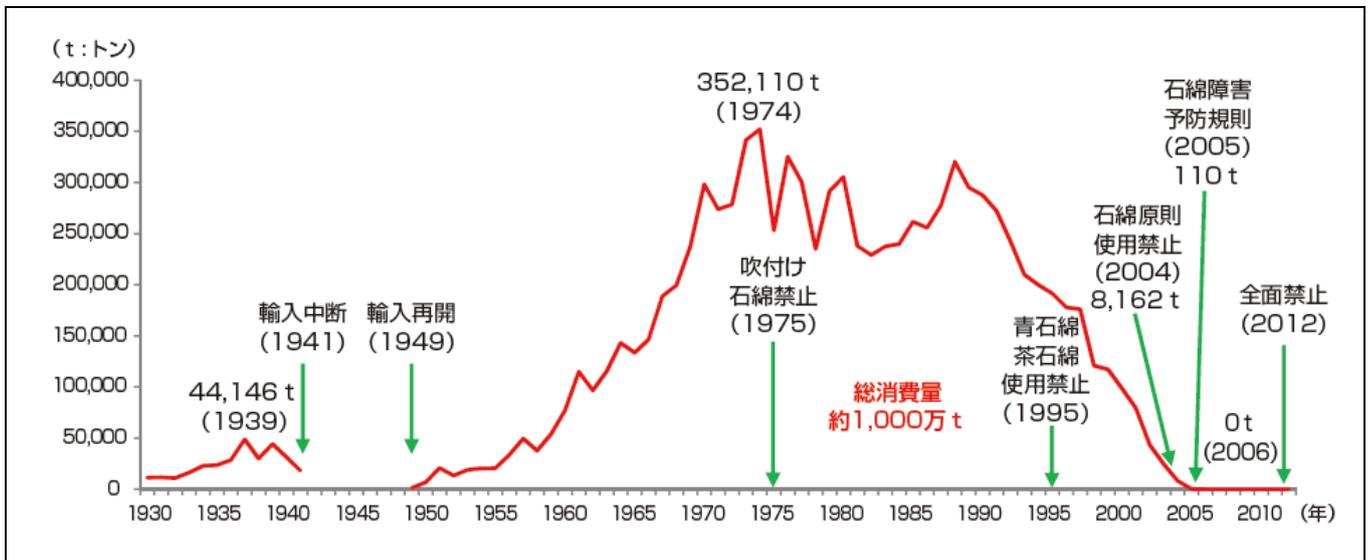
<p>付けアスベストの除去等) のフォローアップを実施し、継続的な把握をしているが、依然として、吹付けアスベスト等の使用状況が判明しないものやアスベストの飛散防止措置が未了のものがある。</p> <p>また、レベル2のアスベスト含有建材（保温材、断熱材及び耐火被覆材）については、これまでの上記調査において必ずしも調査対象とされていなかったが、その劣化によるアスベストの飛散性が近年確認されており、適切な対応が求められている状況にある<sup>(注12)</sup>。</p> <p>(注12) 石綿則第10条は、従来、事業者に対し、その労働者（従業員等）を就業させる建築物に使用されたレベル1のアスベスト含有建材の劣化、損傷等により、労働者がばく露しないよう、当該建材の除去等の措置を講ずることを義務付けていたが、項目4(1)イのとおり、国土交通省の調査結果において、レベル2のアスベスト含有建材においても、その劣化による飛散性が確認されたことから、平成26年3月に石綿則が改正され、レベル2のアスベスト含有建材についても、その劣化、損傷等によるばく露防止措置の実施が義務付けられた。</p>	<p>表1-⑮</p>
---	-------------

表1-① 中皮腫による死亡者数の推移



(注) 厚生労働省の「人口動態統計」に基づき、当省が作成した。

表1-② 我が国のアスベスト輸入量の推移



(注) 独立行政法人環境再生保全機構の資料による。

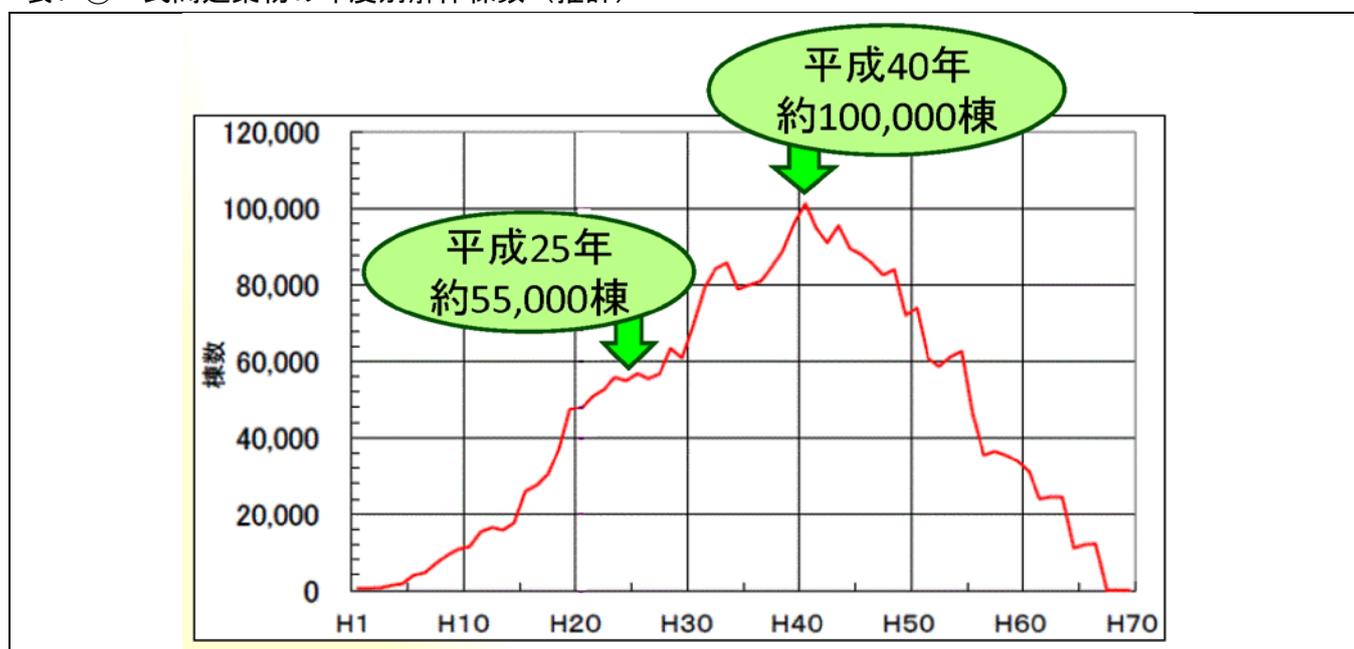
表1-③ アスベスト含有建材の種類

区分	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹付けアスベスト</li> <li>・アスベスト含有吹付けロックウール</li> <li>・アスベスト含有吹付けバークュライト</li> <li>・アスベスト含有吹付けパーライト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト含有断熱材</li> <li>・アスベスト含有保温材</li> <li>・アスベスト含有耐火被覆材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他のアスベスト含有建材（成形板等）</li> </ul>
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い

(注) 1 国土交通省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 レベルの区分は、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(平成17年8月建設業労働災害防止協会)による。

表1-④ 民間建築物の年度別解体棟数（推計）



(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表1-⑤ 東日本大震災で被災した建築物からアスベスト含有建材が露出し、アスベストが飛散した例

○ 石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）（平成23年6月30日基安化発0630第1号・環水大大発第110630002）（抜粋）

厚生労働省と環境省は連携を図り、平成23年6月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査を実施していますが、この度、本調査等により下記1のとおりアスベストが飛散した事例及び震災の影響で吹き付けアスベストが露出した事例が確認されました。

（中略）

記

1 事例概要

(1) 事例1【建築物の解体中に飛散した例】

ア （略）

イ 当該建築物は、震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが露出し、一部で劣化が認められた。

(2) 事例2【建築物の使用中に飛散の生じた例】

茨城県内の建築物に勤務する職員が、震災の翌日に実施した被災状況確認作業で震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが落下していることを確認した。

事業者は、当該建築物を直ちに閉鎖し、立入禁止措置を講じるとともに、アスベストの撤去を行うこととし、平成23年4月11日付けで所轄労働基準監督署長に対して労働安全衛生法に基づく計画届を提出するとともに、茨城県に大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行い、4月26日から室内に落下したアスベストを清掃し、囲い込み部分の修繕を行った。なお、当該建築物は現在使用されていない。

2 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表1-⑥ 「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合、9月29日改訂）（概要）

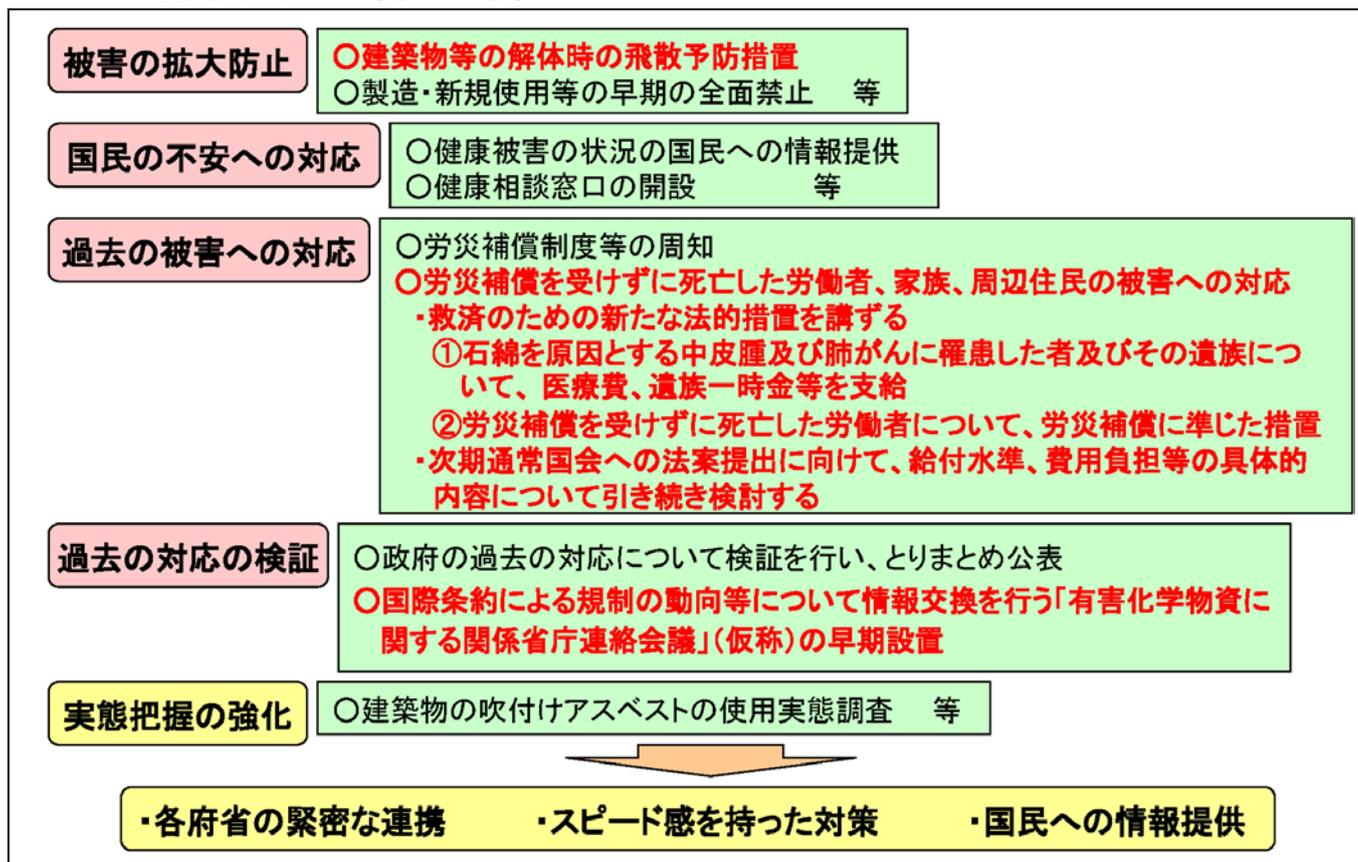


表1-⑦ 「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）（概要）

## 1 隙間のない健康被害者の救済

17年度補正予算案額：388億円  
18年度予算案額：93億円

### 救済新法の制定

- 「**石綿による健康被害の救済に関する法律案**」（仮称）を18年通常国会冒頭に提出

### 労災制度の周知徹底等

- 労災認定基準の改正
- 労災制度の周知徹底

### 研究の推進等

- 中皮腫抗がん剤「ペトレキセド」の早期承認等

## 2 今後の被害を未然に防止するための対応

17年度補正予算案額：1,417億円  
18年度予算案額：29億円

### 既存施設での除去等

- 地方自治体の取組への支援  
（**地方財政法改正**※）
- 国の建築物等について除去等実施
- 民間建築物における取組への支援  
（助成措置の新設＋中小企業等を対象とした低利融資制度の創設）
- 吹付けアスベスト等の使用規制  
（**建築基準法改正**※）

### 解体時等の飛散・ばく露防止

- 飛散防止のための規制の拡充  
（**大気汚染防止法改正**※）
- 石綿障害予防規則等の周知・指導

### アスベスト廃棄物の適正処理

- アスベスト廃棄物の無害化処理推進  
（**廃棄物処理法改正**※＋税制上の措置の新設）
- 廃アスベスト適正処理の規制強化

### アスベスト早期全面禁止

- 代替化を促進し18年度中に全面禁止措置

## 3 国民の有する不安への対応

18年度予算案額：4億円

### 実態把握・国民への情報提供

- 解体現場周辺の大気中濃度測定
- 室内アスベスト濃度指標設定に資する調査研究
- 健康被害者の実態調査

### 健康相談等の対応

- 国民の健康相談への対応
- 健康管理手帳の交付要件等の見直し
- アスベスト関連の作業に従事した退職者への健康診断の実施
- 一般住民の健康管理の促進

（注1）※は一括法（「**石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案**」（仮称））として18年通常国会冒頭に提出。

（注2）18年度予算案額は、関係閣僚会合を構成する関係省庁による対策に係る金額。

（注3）18年度予算案額においては、施設整備等経費の交付金等（約1.4兆円）の内数となっているものについては含まれていない。

表1-⑧ 「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）（抜粋）

2. 今後の被害を未然に防止するための対応

(1) 既存施設におけるアスベストの除去等

（中略）使用実態調査によりアスベスト使用が明らかになった建築物について、飛散防止の措置状況等（除去された吹付けアスベストの処理状況を含む）のフォローアップを行う。

（以下略）

表1-⑨ アスベスト含有製品の製造、輸入、使用等の禁止に関する規定

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）

（製造等の禁止）

第55条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

○ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）（抜粋）

（製造等が禁止される有害物等）

第16条 法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 石綿

五～八 （略）

九 第2号、第3号若しくは第5号から第7号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）

第28条の2 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障のないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質（次号及び第3号において「石綿等」という。）を添加しないこと。

二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料（石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）を使用しないこと。

三 居室を有する建築物にあつては、前2号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

○ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

（著しく衛生上有害な物質）

第20条の4 法第28条の2第1号（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、石綿とする。

○ 国土交通省告示第1172号（平成18年9月29日）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条の2第2号の規定に基づき、石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料を次のように定める。

石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件

建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条の2第2号に規定する石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料は、次に掲げるもの以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの

（注） 下線は当省が付した。

表1-⑩ アスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事に対する大防法の規制に関する規定

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（定義等）

第2条 （略）

2～11 （略）

12 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

13・14 （略）

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第18条の15 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 特定工事の場所
- 四 特定粉じん排出等作業の種類
- 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

## 七 特定粉じん排出等作業の方法

- 2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第18条の17 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第26条第1項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第18条の15第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- 2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。
- 3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（中略）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。
- 4 (略)

(作業基準の遵守義務)

第18条の18 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

- 2 (略)

## ○ 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）（抜粋）

(特定建築材料)

第3条の3 法第2条第12項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

(特定粉じん排出等作業)

第3条の4 法第2条第12項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

(政令で定める市の長による事務の処理)

第13条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第17条第2項の規定による通報の受理に関する事務、同条第3項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第20条の規定による測定に関する事務、法第21条第1項の規定による要請及び同条第3項の規定による意見を述べることに係る事務、法第22条第1項の規定による常時監視及び同条第2項の規定による報告に関する事務並びに法第24条第1項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、川口市、所沢市、市川市、松戸市、市原市、平塚市、藤沢市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（法第18条の13第2項において準用する場合を含む。）、第12条第3項（法第18条の13第2項において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項の規定による届出の受理に関する事務

二～九 （略）

#### ○ 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）（抜粋）

（作業基準）

第16条の4 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

イ 法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

二 前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

（特定工事に該当しないことが明らかな建設工事）

第16条の5 法第18条の17第1項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

一 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

二 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

別表第7（第16条の4関係）

<p>一</p>	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業（次項又は3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本工業規格Z八122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト ハ、ニ及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
<p>二</p>	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、令第3条の3第2号に掲げる建築材料を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（次</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化するこ</p>

	項に掲げるものを除く。)	と。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
三	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
四	令第3条の4第2号に掲げる作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は1の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑪ アスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事に対する安衛法の規制に関する規定

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）

（計画の届出等）

第88条 （略）

2 （略）

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4～7 （略）

○ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抜粋）

第90条 法第88条第3項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一～五 （略）

五の二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（中略）又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（中略）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

五の三～七 （略）

○ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抜粋）

（事前調査）

第3条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）

二 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

3 （略）

（作業の届出）

第5条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第1号による届書に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等（以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。）が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業

二 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（保温材、耐火被覆材等

の封じ込め又は囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第1項第3号において同じ。)

三 前2号に掲げる作業に類する作業

2 前項の規定は、法第88条第3項の規定による届出をする場合にあつては、適用しない。

(吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置)

第6条 事業者は、次の各号のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業

二 前条第1項第1号に掲げる作業（第13条第1項第1号に掲げる作業を伴うものに限る。）

三 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、第13条第1項第1号に掲げる作業を伴うものに限る。）

2 事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 前項各号に掲げる作業を行う作業場所（以下この項において「石綿等の除去等を行う作業場所」という。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。

二 石綿等の除去等を行う作業場所にろ過集じん方式の集じん・排気装置を設け、排気を行うこと。

三 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに接続させること。

四 石綿等の除去等を行う作業場所及び前号の前室を負圧に保つこと。

五 第1号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第2号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

六 その日の作業を開始する前に、第3号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。

七 前2号の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

3 事業者は、前項第1号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第1項第1号又は第2号に掲げる作業を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならない。

(保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置)

第7条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（第14条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第5条第1項第1号に掲げる作業（第13条第1項第1号に掲げる作業を伴うものを除く。）

二 第10条第1項の規定による石綿等の囲い込みの作業（第13条第1項第1号に掲げる作業を伴うものを除き、保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）

2 特定元方事業者（法第15条第1項の特定元方事業者をいう。）は、その労働者及び関係請負人（法第15条第1項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）の労働者の作業が、前

項各号に掲げる作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。

(石綿等の使用の状況の通知)

第8条 第3条第1項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

(建築物の解体工事等の条件)

第9条 第3条第1項各号に掲げる作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第13条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。

- 一 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
  - 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を含む。）
  - 三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
  - 四 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
  - 五 粉状の石綿等を混合する作業
  - 六 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業
- 2 事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第14条 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第6条第2項第1号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第1項第1号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。）を使用させなければならない。

- 2 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。
- 3 労働者は、事業者から前2項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(立入禁止措置)

第15条 事業者は、石綿等を取り扱い（試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。）、又は試験研究のため製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(石綿作業主任者の選任)

第19条 事業者は、令第6条第23号に掲げる作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑫ 建設リサイクル法に基づく届出に関する規定

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（抜粋）

(分別解体等実施義務)

第9条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第3項又は第4項の建設工事の規模に関する基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者（以下単に「自主施工者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。

2 (略)

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

4 (略)

(対象建設工事の届出等)

第10条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造

二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類

三 工事着手の時期及び工程の概要

四 分別解体等の計画

五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第2項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第46条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村（特別区を含む。）の長が行うこととすることができる。

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）（抜粋）  
（建設工事の規模に関する基準）

第2条 法第9条第3項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る解体工事については、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートルであるもの
  - 二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物（増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が500平方メートルであるもの
  - 三 建築物に係る新築工事等（法第2条第3項第2号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。）であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額（法第9条第1項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。）が1億円であるもの
  - 四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が500万円であるもの
- 2 解体工事又は新築工事等を同一の者が2以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを1の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

（市町村の長による事務の処理）

第8条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

- 一 法第10条第1項及び第2項の規定による届出の受理並びに同条第3項の規定による命令に関する事務
- 二～六 （略）
- 2 前項の規定にかかわらず、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るものについては、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築又は移転に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物等についての対象建設工事に係るものは、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事が行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法に規定する都知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第149条第1項各号に掲げる建築物等（同項第2号に掲げる建築物及び工作物にあつては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。）に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。
- 4 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表 1-⑬ 「アスベスト問題への当面の対応」（平成 17 年 7 月 29 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合、9 月 29 日改訂）（抜粋）

2. 実態把握の強化

○吹付けアスベスト使用実態調査等の実施・早期公表（国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省等）

公共住宅、学校施設等、病院、その他公共建築物、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、調査を実施し、早期に公表する。

調査結果については、解体作業への指導等に有効に活用するため、各地方公共団体において関係部局で情報共有に努める。

なお、調査によりアスベスト使用が明らかになった建築物については、飛散防止のための措置の状況等（除去された吹付けアスベストの処理状況を含む）のフォローアップを行う。

ア. 民間建築物、公共住宅等（国土交通省）

- ・7月7日以降、順次都道府県等を通じ調査を開始した。（9月29日に中間調査結果を公表）

イ. 国の機関の建築物（各府省（国土交通省とりまとめ））

- ・7月29日、各府省において調査を開始した。（9月29日に調査結果公表）

ウ. 学校施設等、病院・社会福祉施設等（文部科学省、厚生労働省）

- ・学校施設等につき、調査を開始した。（7月29日、都道府県教育委員会等に対し通知。11月までに調査結果公表。9月29日、中間報告の結果を公表）
- ・病院・社会福祉施設等につき調査を開始した。（8月1日、都道府県等に対し通知。11月までに調査結果公表）

エ. その他の公共建築物（関係省庁）

- ・地方公共団体所有の施設における使用実態調査を実施する。（8月10日以降、調査を実施。11月までに調査結果公表）

表1-⑭ 各府省における吹付けアスベスト等使用実態調査の実施状況

区分	民間建築物	学校施設	病院	社会福祉施設等	地方公共団体施設		
所管省	国土交通省	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	総務省		
直近公表時期	平成27年7月	平成28年1月	平成24年3月	平成27年6月	平成22年7月		
対象建築物	種類	民間建築物	国公立私立学校等	大学病院を除く全ての病院	保育所、特別養護老人ホーム等	地方公共団体所有建築物 <small>(注2)</small>	
	施工時期	昭和31年～平成元年に施工されたもの	平成8年度以前に竣工した建築物	平成8年度以前に竣工した建築物	平成8年度以前に竣工した建築物	平成8年度以前に竣工した建築物	
	面積	1,000㎡以上の建築物	指定なし(全て)	指定なし(全て)	指定なし(全て)	指定なし(全て)	
対象建材	吹付け材	アスベスト	○	○	○	○	
		ロックウール	○	○	○	○	
		パーミキュライト	—	○	○	○	—
		パーライト	—	○	○	○	—
	折板裏打ち石綿断熱材	—	○	○	○	—	

(注) 1 各府省の資料に基づき、当省が作成した。

2 地方公共団体が所有する施設のうち、学校施設、病院及び社会福祉施設等については、それぞれの施設等を対象とする各使用実態調査の対象となっており、これらを除いたものが調査対象とされている。

表1-⑮ 労働者を就業させる建築物等に使用されたアスベスト含有建材の除去等の措置に関する規定

<p>○ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抜粋）</p> <p>第10条 <u>事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを</u> <u>発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2～4 （略）</p>
---

(注) 下線は当省が付した。

## 2 建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策

### (1) 事前調査の適正な実施の確保

勸告	説明図表番号
<p>レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合、工事の発注者等は大防法に基づく届出を、また、事業者は安衛法に基づく届出を行わなければならない。さらに、アスベスト除去等作業に当たって、事業者は、大防法及び石綿則に基づくアスベストの飛散・ばく露防止措置を講ずる必要がある。</p>	<p>表1-⑩、⑪ (再掲)</p>
<p>こうしたアスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保のためには、事前に建築物等におけるアスベスト含有建材の使用状況を的確に把握することが必要であり、このため、大防法第18条の17及び石綿則第3条において、事業者には、解体等工事を行う前に、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用状況の調査（以下「事前調査」という。）が義務付けられている<sup>(注1)</sup>。</p> <p>(注1) 石綿則上の事前調査については、平成17年7月の施行当時から義務付けられている一方、大防法上の事前調査については、後述のとおり、不十分な事前調査に起因してアスベストの飛散事例が散見されたことを踏まえ、26年6月から義務付けられた。</p>	<p>表1-⑩、⑪ (再掲)</p>
<p>事前調査は、目視、設計図書等により行い、これらによってもアスベスト含有建材の使用の有無が明らかとならなかったときは、試料を採取して分析調査することとされている（「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」（平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課。以下「飛散防止対策マニュアル」という。）<sup>(注2)</sup>、石綿則第3条第1項及び第2項等）。</p> <p>(注2) 環境省が、平成18年3月に大防法に基づくアスベスト飛散防止措置等の周知のために作成した「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を、事前調査の義務付け等を盛り込んだ改正大防法の施行に伴い、26年6月に改定したもの</p>	<p>表1-⑪(再掲)、 2-(1)-①</p>
<p>この事前調査によるアスベスト含有建材の使用の有無の判断については、当該建材には多様なものがあり、隠れた箇所に使用されている場合も多いことなどから、アスベストに関して一定の知見を有する者でなければ的確に行うことができない。また、東日本大震災の被災地などにおいて、アスベスト含有建材が把握、除去されないまま解体工事が開始されるなど事前調査が十分でない事例等が報告されている。このため、厚生労働省は、安衛法第28条第1項の規定に基づく「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成24年5月9日付け技術上の指針公示第19号。以下「技術上の指針」という。）<sup>(注3)</sup>及び関係通知において、次のとおり、事前調査に当たっての留意点を示し、事業者に対する周知を図っている。</p> <p>(注3) 平成26年3月に、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号。26年6月1日から適用）が策定・公表されたことに伴い、技術上の指針は廃止されているものの、事前調査の留意点については基本的に新指針に引き継がれている。</p>	<p>表2-(1)-②、③、 ④、⑤、⑥</p>

<p>① 凶面等が存在する場合は必ず確認するとともに、網羅的に、かつ、内装等の内側など外側からの目視のみでは確認できない部分にもアスベスト含有建材がある場合があることに留意し、事前調査を行うこと。</p> <p>② 解体等工事の発注段階でアスベスト含有建材がないとされている場合でも、除去や分析を実施していない場所を把握し、再度事前調査を行うこと。</p> <p>③ 工事関係者間での認識の齟齬がないよう、事前調査を行った範囲や内容の情報共有を図るとともに、解体等工事の作業途中でアスベスト含有建材等を見つけたときの対応を事前に取り決め、作業従事者に周知すること。</p> <p>④ 分析調査に当たっては試料採取を適切に行うこと。特に、建築物等に補修又は増改築がなされている場合や建材等の吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われるときは、場所、時期ごとに試料を採取すること。</p>	<p>表2-(1)-⑤、⑥ (再掲)</p> <p>表2-(1)-④、⑤ (再掲)</p> <p>表2-(1)-⑤、⑥ (再掲)</p> <p>表2-(1)-③、④ (再掲)</p>
<p>なお、環境省は、大防法における事前調査の義務付けが平成26年6月から開始された段階であることもあり、事業者等向けに作成した飛散防止対策マニュアルにおいては、事前調査の不徹底により不適切な工事が行われた事例やアスベスト含有建材を見落とししやすい例などは特段示していない。</p>	
<p>今回、調査対象16県<sup>(注4)</sup>内で平成22年4月から27年7月までに行われた解体等工事であって、建築物等に使用されているレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等を、新聞情報や県市及び労基署が把握している情報を基に調査したところ、該当するものが52件<sup>(注5)</sup>確認された。</p> <p>(注4) 北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び熊本県の計16県(以下「16県」という。)</p> <p>(注5) 52件の中には、以下の①から⑧までの複数の項目に該当する事例があるため、①から⑧までの事例数の合計は52件とはならない。</p> <p>これら事例について、その発生要因を確認したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>なお、52件のうち41件は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われていない、いわゆる無届出による解体等工事であり、また29件(うち、無届出24件)は、アスベスト含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないままアスベスト除去等作業が進められるなど、アスベストの飛散・ばく露が発生したおそれがあるものであった。</p> <p><b>(関係通知等において示された留意点が徹底されなかったことに起因するもの)</b></p> <p>52件のうち28件は、技術上の指針及び関係通知において示された事前調査に当たっての留意点に係るもので、かつ、技術上の指針の公表又は関係通知の発出後に発生した事例であり、当該留意点が十分に事業者等に徹底されていれば未然に防止できたと考えられる。</p>	<p>表2-(1)-⑦</p>

<p>① 設計図書の確認や、天井裏、外装パネルの裏側等、外側からの目視のみでは確認できない箇所に係る事前調査が十分に行われなかったこと等により、使用されていたアスベスト含有建材が把握されないまま、解体等工事が開始されたものが19件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類①</p>
<p>② 実際にはアスベスト含有建材が使用されていたが、過去の除去工事によりアスベスト含有建材は存在しないものと誤認していた発注者が、受注した事業者に対し除去済みである旨を伝えたこと等により、事業者が改めて十分な事前調査を行わなかった結果、アスベスト含有建材が把握されないまま、解体等工事が開始されたものが5件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類②</p>
<p>③ 事前調査又は解体等工事の途中でアスベスト含有建材の使用が判明したが、その情報が工事関係者間で共有されなかったため、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま、解体等工事が進められたものが4件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類③</p>
<p>④ アスベストを含有する可能性が高い吹付け材等が使用されていたが、事業者は目視等による確認を行ったのみで、分析調査を十分に行わなかったため、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま、解体等工事が開始されたものが3件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類④</p>
<p><b>（関係通知等において示された留意点にはない要因によるもの）</b>  また、これまで技術上の指針及び関係通知において示された留意点にはない要因により事前調査が未実施のものや不適切なものが、次のとおりみられた。これらの事例の再発を未然に防止していくためには、各地域で発生した問題事例を適時に把握し、その発生原因を分析して、他の地域でも同様の問題が発生する可能性があるものは、早急に具体的な事例を示し注意喚起していくことが必要と考えられる。</p>	
<p>⑤ 事業者が、主要な構造に係らない改修工事について、大防法及び安衛法の規制対象の工事と認識せず、事前調査を行わなかったこと等により、アスベスト含有建材が把握されないまま、解体等工事が開始されたものが3件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類⑤</p>
<p>⑥ アスベスト含有建材の使用が判明した箇所と同一の構造のものが他の階にもあり、当該箇所にも使用が疑われるにもかかわらず、当該箇所について十分な調査が行われなかったため、アスベスト含有建材が把握されないまま、解体等工事が開始されたものが2件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類⑥</p>
<p>⑦ 事業者が、調査において発見したアスベスト含有建材がレベル1又はレベル2であったにもかかわらず、その形状から飛散性の低いレベル3と判断するなど、飛散</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類⑦</p>

<p>性のレベルを実際よりも低いものと認識した結果、飛散性に応じた飛散・ばく露防止措置が講じられないまま、解体等工事が開始されたものが2件みられた。</p>	
<p>⑧ 環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月。以下「災害時対応マニュアル」という。）では、被災による損壊で危険な場合、原則として、補強等を行った上で事前調査を行うこととされているが、4階建ての建築物について、損壊が激しく2階以上への立入りが危険であったため、1階を対象に行った調査の結果のみをもって、当該建築物にアスベスト含有建材は使用されていないと結論付けるなど、アスベスト含有建材の有無に係る判断が不適切であったため、アスベスト含有建材が把握されないまま、解体等工事が開始されたものが2件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑧ 表2-(1)-⑦（再掲）の分類⑧</p>
<p>他方、こうした事前調査が必ずしも適切に実施されていない状況が散見される中であって、調査した39<sub>(注6)</sub> 及び35<sub>(注7)</sub> 労基署の中には、次のとおり、事業者が行う事前調査において、アスベスト含有建材が的確に把握されているか確認するための工夫をしている例がみられた。こうした取組を全国的に展開していくことは、事前調査の適正な実施を確保していく上で重要と考えられる。</p>	
<p>（注6） 注4の16県に、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市及び熊本市の計23政令市等（以下「23政令市等」という。）を加えた計39<sub>(注6)</sub> 労基署（以下「39<sub>(注6)</sub> 労基署」という。）。</p>	
<p>（注7） 札幌中央署、室蘭署、仙台署、さいたま署、川口署、千葉署、東金署、中央署、大田署、新宿署、横浜南署、川崎南署、相模原署、厚木署、新潟署、長岡署、浜松署、静岡署、沼津署、名古屋北署、半田署、京都上署、京都南署、天満署、堺署、北大阪署、神戸東署、相生署、岡山署、広島中央署、廿日市署、福岡中央署、北九州西署、熊本署及び玉名署の計35<sub>(注7)</sub> 労基署（以下「35<sub>(注7)</sub> 労基署」という。）。</p>	
<p>① 大防法に基づく届出や安衛法に基づく届出のあった建築物等の解体等工事について、これらに記載されたアスベスト含有建材の使用状況を確認し、使用箇所が当該建築物等の一部にとどまっているとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合、他の箇所の調査が適切に実施されているかを確認しているもの（2<sub>(注8)</sub> 労基署、4<sub>(注9)</sub> 労基署）がみられた。</p>	<p>表2-(1)-⑨、⑩</p>
<p>② 具体的な調査部位、調査結果等を記載した書面等の提出を事業者に求め、調査すべき部位が確実に調査されているかを確認しているもの（7<sub>(注10)</sub> 労基署。うち5<sub>(注11)</sub> 労基署は、チェックリスト形式の様式を使用）がみられ、このうち2<sub>(注12)</sub> 労基署は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず行われる建設リサイクル法に基づく届出の機会を活用し、大防法に基づく届出等を行っていない事業者に対しても、提出を求めている。</p>	<p>表2-(1)-⑪ 表2-(1)-⑪（再掲）のNo. 3、4</p>
<p>また、事前調査をどのような方法で実施したか、把握されたアスベスト含有建材の使用状況に関する情報を工事関係者間で共有しているかについて自主点検を行うための様式を作成し、その提出を事業者に求めているもの（1<sub>(注13)</sub> 労基署）がみら</p>	<p>表2-(1)-⑫</p>

れた。

- ③ 職員がアスベスト含有建材の使用の有無を的確に判断できるよう、OJTにより経験を積ませる取組や専門家による実地研修を実施しているもの（2縣市）や、大防法に基づく届出がない解体等工事において、アスベスト含有建材の把握漏れがあることから、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第14条第1項の規定に基づく特定建設作業の実施の届出又は振動規制法（昭和51年法律第64号）第14条第1項の規定に基づく特定建設作業の実施の届出（以下「騒音規制法等に基づく届出」と総称する。）<sup>（注8）</sup>から解体等工事を把握し、事前調査が適切に行われているかを確認するため、嘱託職員による集中検査を実施しているもの（1縣市）がみられた。

（注8） 騒音規制法では、建設工事として行われる作業のうち、くい打機を使用するものやブルドーザーを使用するもの等、著しい騒音を発生するものが特定建設作業として規制されており、事業者には事前の届出等が義務付けられている。

また、振動規制法でも、建設工事として行われる作業のうち、くい打機を使用するものや鋼球を使用して建築物等を破壊するもの等、著しい振動を発生するものが特定建設作業として規制されており、事業者には事前の届出等が義務付けられている。

#### 【所見】

したがって、環境省及び厚生労働省は、事前調査の適正な実施によるアスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省及び厚生労働省は、関係者に対して、これまで技術上の指針及び関係通知により示してきた事前調査に当たっての留意点について、再度、周知徹底を図ること。
- ② 環境省は、事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等及びその発生原因について、縣市から適時に情報提供を受ける仕組みを整備するとともに、得られた情報の分析結果を踏まえ、具体的な事例を示して関係者に対し適時に注意喚起を行うこと。

また、厚生労働省は、事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等の把握及び発生原因の分析を適時に行う仕組みを整備するとともに、原因分析の結果を踏まえ、具体的な事例を示して関係者に対し適時に注意喚起を行うこと。

- ③ 環境省は、事前調査の適正な実施の確保について、縣市における推奨事例のほか、厚生労働省から労基署における推奨事例も把握した上で、縣市に対し、これらの情報を提供し、同様の取組を進めるよう促すこと。

また、厚生労働省は、労基署における推奨事例のほか、環境省から縣市における推奨事例も把握した上で、事前調査の適正な実施の確保に関する取組を進めること。

表2-(1)-⑬

表2-(1)-① 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」(平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)

## 2.7 解体等工事に係る調査及び説明等

### 【解説】

#### (2) 解体等工事に係る調査

特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う前段階として、解体等工事の受注者及び自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

当該調査の方法として、特定建築材料の使用の有無を分析により調査することのほか、目視、設計図書等を確認することにより行うことが含まれるが、目視、設計図書等により調査する方法では特定建築材料の使用の有無が明らかにならなかった場合には、特定建築材料の使用の有無を分析により調査する。なお、建築物等に使用される吹付け材、断熱材等の建築材料に関しては、設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い設計図書等との整合性の確認が重要である。また、分析方法については、日本工業規格(JIS) A1481-1、A1481-2又はA1481-3等がある。ただし、吹付け石綿が使用されていないことが明らかな場合において、特定建築材料が使用されているものとみなして法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は必要ない。

なお、当該調査は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条第1項及び第2項の規定に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えないものであり、また、解体等工事の受注者及び自主施工者が自ら又は他の者が実施した調査を活用することを妨げるものではない。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-② 安衛法に基づく技術上の指針に関する規定

### ○ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(抜粋)

(技術上の指針等の公表等)

第28条 厚生労働大臣は、第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

2・3 (略)

4 厚生労働大臣は、第一項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に関し必要な指導等を行うことができる。

表2-(1)-③ 「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(平成24年5月9日付け技術上の指針公示第19号)(抜粋)

## 2 建築物等の解体等の作業における留意事項

### 2-1 事前調査

#### 2-1-1 発注者からの石綿等の使用状況の通知

建築物等の解体等の作業又は石綿等の封じ込め若しくは囲い込みの作業を行う仕事の発注者(石綿則第8条に規定する発注者をいう。)は、同条に基づき、設計図書、過去の調査記録等石綿等の使用状況等に係る情報を有する場合には、当該仕事の請負人に対して、これを通知すること。

#### 2-1-2 目視、設計図書等による調査

石綿則第3条第1項に規定する目視、設計図書等による事前調査は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。

- (1) 石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。
- (2) 建築物等では、部位又は使用目的により、一様な建材等が使われていない可能性があるため、事前調査は建築物等に使用されている建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるように行うこと。
- (3) 内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿等の使用の有無等を確認するに当たっては、国土交通省及び経済産業省が公表する「アスベスト含有建材データベース」等関係機関、製造企業等が提供する各種情報を活用すること。

#### 2-1-3 分析による調査

石綿則第3条第2項に規定する分析による事前調査は、次の(1)から(4)までに定めるところによること。

- (1) 石綿含有の分析は、十分な経験及び必要な能力を有する者が行うこと。
- (2) 吹付け材については、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するか否かの判断のみならず、石綿の含有率についても分析し、ばく露防止措置を講ずる際の参考とすることが望ましいこと。
- (3) 建築物等に補修若しくは増改築がなされている場合又は建材等の吹付けの色が一部異なる場合等複数回の吹付けが疑われるときには、吹付け材が吹き付けられた場所ごとに試料を採取して、それぞれ石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するか否かを判断すること。試料の採取に当たっては、表面にとどまらず下地近くまで採取すること。
- (4) 分析方法は、日本工業規格(JIS) A1481-1、A1481-2若しくはA1481-3又はこれらと同等以上の精度を有する分析方法を用いること。

#### 2-1-4 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-④ 「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」(平成24年2月13日付け基  
安化発0213第2号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)

基安化発0213第2号

平成24年2月13日

別記団体の長 殿

労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

### 建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について

石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)第3条では、事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(改修の作業を含む)を行うときは、あらかじめ、石綿及び石綿を0.1%を超えて含有するもの(以下「石綿等」という。)の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくこと、及び当該調査結果の概要等を掲示することを定めています。

しかしながら、事前調査を行わなかったり一部分のみを調査して網羅的な調査を怠ったりしたために、必要な届出を行わずに解体が行われた事例が発生しており、解体等の作業において、石綿ばく露防止対策が適切に講じられていないおそれがあります。(中略)

事前調査の適正な実施は、作業における適正な石綿粉じんばく露防止対策の実施に直結するものであることから、こうした事例の再発を防ぐため、下記について、貴会会員等に周知いただくようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 石綿等の使用状況の通知の促進

事前調査においては、設計図書や過去の改修の記録等、石綿等の使用状況等に係る情報は、石綿等の見落とし防止に有用である。石綿則第8条の規定に基づき、仕事の発注者は、請負人に対し、石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。また、請負人も、発注者に通知を求めること。

#### 2 事前調査と結果の記録、掲示の徹底

(1) 事前調査は、的確かつ網羅的に行うことができるよう、一定の知識及び技能を有した者が行うことが望ましいこと。また、必要な調査箇所の見落としを防止する観点から、写真や図面により調査した箇所を調査結果に記録することが望ましいこと。

(中略)

(2)・(3) (略)

#### 3 分析による調査

(1) 建材等が吹き付けられている場合には、石綿則第3条第2項に基づき、石綿等の使用がないことが明らかである場合を除き、分析による調査を行うこと。

(2) 石綿等の使用の有無の分析による調査に当たって、試料の採取が不適切であると、含有する石綿が適正に計測されないおそれがある。特に、建築物等に後年の補修又は増改築がなされている場合や、吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われる場合には、吹き付けされた場所、時期ごとに試料を採取してそれぞれ石綿の有無を判断するよう留意すること。ただし、複数の区画又は階にわたり吹付けがなされた建築物等であっても、設計図書等により同一かつ均一の施工であることが確認された場合にあっては、各区画又は階における試料の採取は必要ないこと。

(3)・(4) (略)

4 (略)

別記団体

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人 日本作業環境測定協会

社団法人 日本建設業連合会

社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

社団法人 日本石綿協会

一般社団法人 日本化学工業協会

社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

財団法人 日本船舶技術研究協会

社団法人 日本造船工業会

社団法人 日本中小型造船工業会

社団法人 日本造船協力事業者団体連合会

社団法人 日本船用工業会

社団法人 日本船用機関整備協会

社団法人 日本船舶電装協会

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-⑤ 「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」(平成24年10月25日付け基安化発1025第2号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)

平成24年10月25日  
基安化発1025第2号

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について  
～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～

石綿を含有する断熱材等を使用した煙突等を含む建築物の解体等工事については、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成24年5月9日付け厚生労働大臣公示)に基づき適切な措置を図っていく必要があります。

第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議において、被災地において事前調査が十分でない事例や解体工事中に石綿を飛散させる事例が報告されたところです。同会議の専門家の意見等を踏まえ、同種の事例の再発防止のため、下記に留意することが必要とされたところです。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 事前調査の徹底について

- (1) 事前調査の際、図面等が存する場合は、図面等を必ず確認するとともに、目視であっても、別添1の事例や別添2に例示されるように外側から目視のみでは見えない部分等にも石綿が吹きつけられている場合があることに留意の上、事前調査を行うこと
- (2) 事前調査については、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の2に定める事項に留意すること
- (3) 事前に石綿等の除去や事前調査を別の業者が実施し、解体工事の発注段階で石綿がないとされている場合でも、発注者から事前調査の状況等について情報を入手することにより除去や分析を実施していない場所について把握し、それらの場所について再度事前調査を行うこと。発注者は、当該情報の伝達に配慮すること

2. 解体作業途中での対処について

- (1) 解体工事を行う際は、作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに的確に判断できるよう、石綿作業に従事しない者に対しても石綿特別教育や石綿作業主任者技能講習を受けさせるよう努めること

- (2) 解体工事の作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに、速やかに作業を中止し、石綿則に基づくばく露防止対策を講じるよう、必要な対応を事前に取り決め、労働者に周知しておくこと
- (3) 建築物等の解体等の作業においては、事前調査が不十分であった場合などで石綿粉じんが飛散するおそれもあること、また、作業に伴って石綿以外の粉じんも発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であっても、労働者に防じんマスク等の呼吸用保護具を使用させること

3. (略)

別添1 (第8回合同会議資料抜粋)

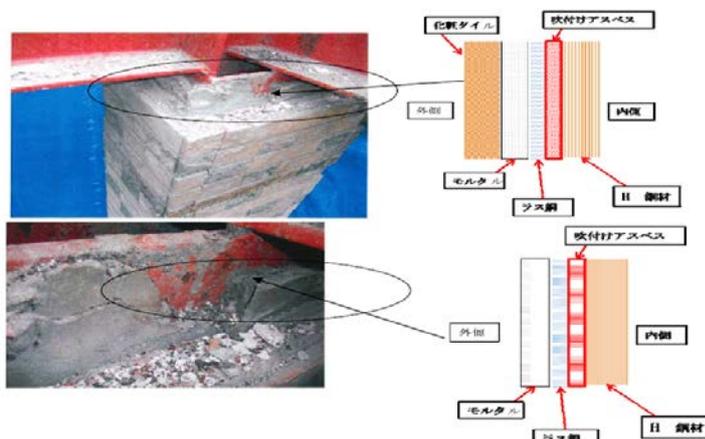
宮城県石巻市の被災建築物の解体工事におけるアスベスト除去作業について

(概要)

宮城県石巻市の被災建築物について平成24年3月に石綿の除去工事が行われた。その後8月に解体工事が行われたが、解体工事後、石綿含有建材が残留しているのが発見されたもの（なお、発覚以後現場はビニールシートで覆い、飛散防止措置を行った。モニタリング調査も行い石綿の飛散状況を確認している）

(主要な原因)

- 取り残しているところは鉄骨の柱に吹き付けをして、さらにモルタルの化粧壁で仕上げ、その後コンクリートブロックで覆っている状況であった。その他、梁と壁の間に隠れていた部分、鉄骨階段で隠れていた部分に石綿が吹き付けられていた。そのため除去業者が行った目視による事前調査では、確認できなかった。（吹き付け石綿は被覆材として吹くことが通常であり、除去業者のこれまでの経験では、今回のようなコンクリートブロックの内側に吹きつけられている構造の物をあつかった事例はなかった。また、構造図面等の書類も震災の際流されていて、目視のみの調査しかできなかった。）
- 解体工事中現場に石綿の知識を有する者がおらず、解体工事中に石綿が出てきても工事の中止等現場で判断・対応ができなかった。



事前調査の際、目視では見落としやすい例

次のように内装等の内側に石綿建材が隠れている例や、一区画のみ石綿建材が使用され見落としやすい例がある。

- 内装仕上げ材（天井ボード、グラスウールやセメント板等）の下に石綿含有吹き付け材が存在する例（過去の囲い込み工事等による）
- 石綿含有吹き付け材の上からロックウール（石綿含有無し）が吹き付けられる例
- 鉄骨造の柱・梁に石綿含有吹き付け材が存在しその内装仕上げ材としてモルタル等が使われている例
- 鉄骨造の柱に吹き付けられた石綿含有吹き付け材の周囲をブロック等で意匠的に仕上げられている例
- 天井の一部に仕上げ材（意匠）として石綿含有吹き付け材が使用されている例
- 煙突内部の石綿建材の上にコンクリートで覆われている例
- 外装（外壁や柱）のボードや金属パネルの内側に吹き付けられている例
- 鋼板の仕上げ材の裏打ちとして石綿等が吹き付けられている例
- 外壁とコンクリート床の取り合い（上階と下階を区画する）の層間塞ぎとして詰められ、モルタル等で仕上げられている例
- 防火区画の貫通部（給排水及び電気設備）に石綿等が使用されている例
- 準耐火建築物の、防火区画、異種用途区画などで建物全体の柱、梁の耐火被覆ではなく一部の柱、梁に耐火被覆で石綿含有の吹き付け材がある例
- 敷居の無い大フロアで奥の1区画のみ石綿等が吹き付けられている例
- 石綿含有吹き付け材が使用された機械室や地下フロア等が用途変更により石綿含有吹き付け材が使用された天井等が天井ボード等で仕切られている例

その他、玄関のひさしの中、ガラリ内（結露や震動音防止のため）、シャフト内、パイプスペース、カーテンウォール裏打ち機械室、最上階天井裏スラブ、防火壁の書き込み部分、変電器裏の見えない部分に石綿等が吹き付けられている例もある

なお、上記はあくまで一例であり、見落とししやすい例は他のも多くある。そのため、事業場内でも見落としやすい石綿の吹き付け等の事例に関する情報を蓄積し、漏れがないよう事前調査を行うこと。

（参考）

「石綿含有吹き付け材」には、主に耐火被覆用・吸音用・結露防止用としての吹き付け石綿、石綿含有吹き付けロックウール、湿式石綿含有吹き付け材と仕上げ用としての吹き付けパーライト、吹き付けパーミキュライト（ひる石吹き付け）があるので、使用されている場所や改修工事の有無の確認も重要なポイントになる。

別記関係団体

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

独立行政法人 労働者健康福祉機構

社団法人 日本作業環境測定協会

一般社団法人 日本環境測定分析協会

公益社団法人 日本保安用品協会

公益社団法人 産業安全技術協会

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

全国社会保険労務士会連合会

社団法人 全国労働基準関係団体連合会

日本アスベスト調査診断協会

社団法人 日本建設業連合会

一般社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

一般社団法人 J A T I 協会

公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

全国アスベスト適正処理協議会

建設廃棄物協同組合

社団法人 日本ボイラ協会

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

社団法人 日本ボイラ整備据付協会

日本暖房機器工業会

社団法人 住宅生産団体連合会

一般社団法人 不動産協会

社団法人 全日本不動産協会

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

社団法人 日本建築家協会

社団法人 全日本建築士会

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-⑥ 「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」(平成25年1月7日付け基安化発0107第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)

平成25年1月7日  
基安化発0107第1号

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について  
～第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～

石綿を含有する断熱材等を使用した煙突等を含む建築物の解体等工事については、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成24年5月9日付け厚生労働大臣公示)に基づき適切な措置を図っていく必要があります。

第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議において、平成24年10月25日付け基安化発1025第2号の別添1に示された事前調査が十分でない事例が生じた原因について追加で調査し報告したところです(厚生労働省HP 左記会議資料参照)。同会議の専門家の意見等を踏まえ、同種の事例の再発防止のため、下記に留意することが必要とされたところです。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いします。

記

1. 1025第3号通達の1(1)や(2)に基づく見落としの防止等、事前調査が徹底されるよう次の事項を行うこと。

(1) 網羅的な事前調査

事前調査を行う者は、事前調査においては過去の経験や建築の知識も重要であるが、それら知識のみに頼り、調査範囲を安易に絞り込むことなく、網羅的かつ下地等目視では確認できない部分まで確実に調査を行うこと。試料採取に当たっては調査する労働者に呼吸用保護具等必要なばく露防止対策を実施させた上、下地や見えない部分まで貫通して採取すること。

特に煙突内の石綿含有建材の見落としが散見されることから、漏れなく調査を行うこと。

(2) 事前調査結果の説明

事前調査業者は、事前調査終了後、事前調査の完了の報告及びその後の関係者間での認識の齟齬がないよう、後述の報告書とは別に、発注者、除去業者及び解体業者に対して、実際の現場において事前調査を行った範囲や内容について説明をする場を設けることが望ましい。

2～4 (略)

別記関係団体

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

独立行政法人 労働者健康福祉機構

社団法人 日本作業環境測定協会

一般社団法人 日本環境測定分析協会

公益社団法人 日本保安用品協会

公益社団法人 産業安全技術協会

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

全国社会保険労務士会連合会

社団法人 全国労働基準関係団体連合会

日本アスベスト調査診断協会

社団法人 日本建設業連合会

一般社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

一般社団法人 J A T I 協会

公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

全国アスベスト適正処理協議会

建設廃棄物協同組合

社団法人 日本ボイラ協会

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

社団法人 日本ボイラ整備据付協会

日本暖房機器工業会

社団法人 住宅生産団体連合会

一般社団法人 不動産協会

社団法人 全日本不動産協会

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

社団法人 日本建築家協会

社団法人 全日本建築士会

(注) 下線は当省が付した。

表2-1)-⑦ 事前調査により建築物等に使用されているレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が適切に把握されないまま解体等工事が開始された事例等

(集計表)

(単位：件)

分類	合計	時期			届出		飛散のおそれ	
		周知前	周知後	未周知	有	無	有	無
① 設計図書の確認や外側からの目視のみでは確認できない箇所に係る事前調査が不十分であったこと等により、アスベスト含有建材を把握していなかったもの	32	13	19	—	9	23	16	16
② 発注者から受注した事業者に対するアスベスト含有建材の使用状況に関する不適切な説明等により、事業者が事前調査を適切に行わなかったもの	10	5	5	—	0	10	8	2
③ 工事関係者間で事前調査結果に関する情報等が適切に共有されず、適切なアスベスト飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体等工事が進められたもの	7	3	4	—	1	6	6	1
④ アスベストを含有する可能性が高い吹付け材等が使用されているにもかかわらず、分析調査を適切に行わなかったもの	4	1	3	—	1	3	2	2
⑤ 大防法及び安衛法の規制対象工事と認識せずに、解体等工事を開始したもの	3	—	—	3	0	3	0	3
⑥ 解体等工事の対象建築物等で既に把握されたアスベスト含有建材の使用状況から、他の箇所でも使用が疑われるにもかかわらず、十分な調査が行われなかったもの	2	—	—	2	2	0	1	1
⑦ アスベスト含有建材の飛散性のレベルを実際よりも低いものと認識し、飛散性に応じた措置を行わなかったもの	2	—	—	2	0	2	2	0
⑧ 損壊等により立入りが困難な箇所があり、他の箇所の調査のみでアスベスト含有建材がないと結論付けるなど、判断が不適切なもの	2	—	—	2	0	2	2	0
全体	52	18	28	6	11	41	29	23

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「時期」欄の周知前後は、次による。

①及び③については、「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」が通知された平成25年1月以前に発生した例が「周知前」、同年2月以後に発生した例が「周知後」

②については、「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」が通知された平成24年10月以前に発生した例が「周知前」、同年11月以後に発生した例が「周知後」

- ④については、技術上の指針が公示された平成24年5月以前に発生した例が「周知前」、同年6月以後に発生した例が「周知後」
- 3 「届出」欄の「有」は、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用が事前調査で一部把握され、その限りで大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた後、工事開始後に別の箇所から未把握のアスベスト含有建材の使用が判明したもの、「無」は、事前調査の段階ではアスベスト含有建材の使用が全く把握されず、各届出が行われないうまま工事が開始されたものを指す。
- 4 「飛散のおそれ」欄の「有」は、アスベスト含有建材の把握後も、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が進められるなど、飛散・ばく露が発生したおそれのあるものを指す。
- 5 複数の分類に該当する例があるため、「全体」欄の件数は、各分類の合計とは一致しない。

(個別表)

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
1	平成27年2月	北海道	建築物の解体工事において、旧ボイラー室にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。 札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、次の点を挙げている。 ① 当該建材は、平成23年に封じ込めの処理が行われていたが、その情報を発注者が事業者に伝えていなかったこと。 ② 事業者による目視の調査において、当該建材が見落とされたこと。	無	有	①②
2	平成25年11月	北海道	建築物の解体工事において、内壁の内側にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、内壁の撤去後に発見された。 事業者は、当該建材を適切に把握できなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない内壁の内側を調査していなかったことを挙げており、札幌市も、事業者による事前調査が不十分であったことによるものとしている。	無	—	①
3	平成25年6月	北海道	建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。 札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。	無	有	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
4	平成24年12月	北海道	<p>札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げている。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。</p> <p>当該建材が適切に把握されなかった原因について、札幌市が事業者に聴取した結果は、次のとおりであった。</p> <p>① 建築物の所有者からアスベスト含有建材は使用されていないとの説明を受けていたこと。</p> <p>② 当該建築物では、改修工事が複数回行われた結果、天井の内装材が厚くなっており、天井裏の調査が行いにくかったこと。</p> <p>また、札幌市が、事業者からの報告を受けて立入検査を行い、作業の中止を指導したにもかかわらず、その後現場において作業が進められていることから、内部での情報共有が不足していたことが考えられる。</p>	無	有	①② ③
5	平成24年12月	北海道	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、2階出窓天井部分にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、1階出窓天井部分でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。</p> <p>札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げている。</p> <p>また、2階出窓天井部分にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されている以上、1階の同一構造の箇所については、特に注意すべきであったものと考えられる。</p>	有	有	①⑥

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
6	平成24年11月	北海道	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま着工され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。</p> <p>札幌市は、当該建材が適切に把握されず、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が進められた原因について、次の点を挙げている。</p> <p>① 外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったこと。</p> <p>② 事業者は、発見された当該建材について、アスベストの含有に関する分析を専門の機関に依頼したが、その間における内部での情報共有が不足していたこと。</p>	無	有	①③
7	平成23年7月	北海道	<p>建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。</p> <p>札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、設計図書にレベル2のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載があったにもかかわらず、事業者が目視のみで使用されないと判断したことを挙げている。</p>	無	有	①
8	平成23年6月	北海道	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、外装のパネルの内側にもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が外装のパネルに穴を開けた際に発見された。</p> <p>札幌市及び札幌中央労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、設計図書にレベル1のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載があったにもかかわらず、事業者がこれを見落としていたことを挙げている。</p>	有	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
9	平成23年4月	北海道	建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。 札幌市が、通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、煙突下部のがれきの中に当該建材があったほか、煙突周辺の屋根にも堆積していた。 札幌市及び札幌東労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、事業者が、アスベスト含有建材が使用されていた煙突の工事に携わった経験がなく、煙突内部を目視により調査せずに、アスベスト含有建材は使用されていないと判断したことを挙げている。	無	有	①
10	平成23年4月	北海道	建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。 札幌市及び札幌中央労基署が、通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が落下していた。 札幌市及び札幌中央労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、事業者が、設計図書を有しない状況において、目視による調査を十分に行わなかったことを挙げている。	無	有	①
11	平成26年5月	宮城県	建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。 仙台労基署は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、当初から工事に関与していた事業者は、当該建材について把握していたが、その情報が後に共同で工事を行うこととなった事業者に伝わっておらず、当該事業者が、当該建材を把握しないまま作業を進めたことを挙げている。	無	有	③
12	平成25年4月	宮城県	建築物の解体工事に係る事前調査において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。 安衛法に基づく届出を受けた石巻労基署が立入検査を行ったところ、機械室及びボイラ	有	-	④

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
13	平成24年8月	宮城県	<p>一室の配管にも、レベル2のアスベスト含有建材に該当するおそれのある建材が使用されていたため、同署は工事中止及び分析を指示した。その結果、当該建材にもアスベストが含有されていることが判明した。</p> <p>石巻労基署は、当該建材にアスベストが含有されていることが適切に把握されなかった原因について、事業者が、十分な資料に基づかずアスベストを含有していると判断し、分析調査を行わなかったことを挙げている。</p> <p>建築物の解体工事について、当該解体に先立ち、事業者は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出を行い、レベル1のアスベスト含有建材を除去した。</p> <p>しかし、支柱の内部に使用されていたレベル1のアスベスト含有建材については、事前調査で把握されていなかったことから、除去されおらず、当該建材が残されたまま、解体工事が進められた。</p> <p>宮城県及び石巻労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない支柱の内部の調査が不十分であったことを挙げている。</p> <p>また、石巻労基署は、その背景として、当該工事が、多数行われていた東日本大震災で被災した建築物に係る工事の一つであり、アスベストについて十分な知識を有しない事業者が行ったことを指摘している。</p>	有	有	①
14	平成24年1月	宮城県	<p>建築物の解体工事において、2階のはりにレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられなかったまま解体作業が進められた。</p> <p>震災廃棄物の搬入場において、レベル1のアスベスト含有建材が付着した鉄骨が発見されたことから発覚し、仙台市及び仙台労基署が立入検査を行ったところ、解体が終わっていない箇所当該建材が残っていたため、作業の中止を指示した。</p> <p>当該建築物は東日本大震災で全壊しており、4階建てであったが、損壊が激しく2階以上の立入りが危険なため、発注者は、1階の吹付け材についてのみ分析を行い、アスベスト含有建材は使用されていないと判断した。しかし、環境省の災害時対応マニュアルでは、被災による損壊で危険な場合、原則として、補強等を行った上で事前調査を行い、それが困難な場合には、建築物の周辺を養生シートで覆い、薬液等を散布しつつ解体を行うこととされており、2階から4階までの調査ができない場合、当該方法によるべきところと考え</p>	無	有	②⑧

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
15	平成24年1月	宮城県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。</p> <p>仙台市及び仙台労働基準局は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、発注者及び元請業者は、当該建材を把握していたものの、その情報が下請業者に適切に共有されず、当該下請業者が、当該建材を把握しないまま作業を進めたことを挙げている。</p> <p>なお、発注者が行った建設リサイクル法に基づく届出には、レベル1のアスベスト含有建材が使用されている旨が記載されていた。</p>	無	有	③
16	平成23年11月	宮城県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>仙台市が、当該建築物の敷地境界におけるアスベスト濃度の測定を行ったところ、360本/L (大気1リットル当たりのアスベスト繊維が360本) <small>(注)</small> が検出された。</p> <p><small>(注)</small> 環境省は、解体等工事の敷地境界におけるアスベスト濃度測定について、漏えい監視の観点からの目安を1本/Lと示している (後述項目2(4)イ参照)。</p> <p>このため、仙台市及び仙台労働基準局が立入検査を実施したところ、上記の大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出に係る箇所では飛散・ばく露防止措置が講じられていたが、別の箇所において、レベル1のアスベスト含有建材が天井裏に使用されており、当該建材が、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま、天井と共に破砕されていた。</p> <p>仙台市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、本件は、外側からの目視</p>	有	有	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
17	平成23年11月	宮城県	<p>のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げているほか、仙台労働基準局は、当該建材の把握後においても、事業者が、工期どおりに工事を行うため、飛散・ばく露防止措置を行わなかったと指摘している。</p> <p>建築物の改修工事において、地下の配管にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>石巻労働基準局は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、次の点を挙げている。</p> <p>① 当該建築物については、平成23年7月に各居室の天井に使用されたレベル1のアスベスト含有建材の除去が行われており、発注者は、この際に、地下の配管に使用されたレベル2のアスベスト含有建材も全て除去されたものと誤認したこと。</p> <p>② 事業者は、発注者から当該建築物のアスベスト含有建材は全て除去されていると説明され、再度十分な事前調査を行わなかったこと。</p>	無	有	②
18	平成26年4月	埼玉県	<p>建築物の解体工事において、外装のパネルの内側にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が外装のパネルを撤去した際に発見された。</p> <p>さいたま市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外装のパネルの内側が通常アスベスト含有建材が使用されていない箇所であったことを挙げている。</p> <p>しかし、環境省及び厚生労働省の通知<sup>(注)</sup>では、アスベスト含有建材を見落としやすい例として、外装のボードや金属パネルの内側にアスベスト含有建材が使用されている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注)「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」及び「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き(建築物等の解体等現場)」(平成26年7月4日付け環水大発第1407243号)</p>	無	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
19	平成25年5月	埼玉県	<p>建築物の改修工事において、天井裏にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>事業者が、産業廃棄物として搬出する時点で、当該建材がアスベストを含有している可能性に気付き、分析を行ったところ、アスベストの含有が判明したものである。</p> <p>当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者は、天井に点検口がなく、改修工事であったため、天井に穴を開けることには慎重ならざるを得なかったとしている。</p> <p>しかし、当該建材の把握が産業廃棄物として搬出する時点であったことを踏まえると、天井板の撤去後において、速やかに当該建材を把握し、分析を行う必要があったものと考えられ、事業者も、川口労基署の指導に対し、天井内が確認でき次第分析を行うことにより再発防止を図ると回答している。</p>	無	有	①
20	平成26年10月	千葉県	<p>工作物の解体工事において、電気設備の裏側にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>事業者が、除去後に当該建材がアスベストを含有している可能性に気付き、分析を行ったところ、アスベストの含有が判明したものである。</p> <p>千葉市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、次の点を挙げている。</p> <p>① 外側からの目視のみでは確認できない電気設備の裏側の調査が不十分であったこと。</p> <p>② 電気設備の撤去後においても、速やかな当該建材の把握及び分析が行われなかったこと。</p>	無	有	①
21	平成27年3月	東京都	<p>建築物の改修工事において、天井にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>当該建築物の別棟の改修工事について、東京都が、レベル1のアスベスト含有建材が使用されているとして大防法に基づく届出が行われたことを受けて立入検査を行ったところ、既に行われた工事について、大防法に基づく届出等が行われていないことが判明した。</p> <p>発注者は、過去にアスベスト含有建材の使用状況を調査しており、当該建材にアスベ</p>	無	有	②

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
22	平成27年6月	神奈川県	<p>トが含有されていることを把握していたものの、手違いにより、事業者に伝えていなかったとしていた。</p> <p>また、当該建材は露出した状態であったことから、事業者の目視による調査も十分に行われなかったことが考えられる。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>川崎市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、事業者は天井板に穴を開けて天井裏を確認したが、当該建材は開口部から離れた一部の箇所のみ使用されていたことを挙げている。</p> <p>しかし、環境省及び厚生労働省の通知<sup>(注)</sup>では、アスベスト含有建材を見落とすしやすい例として、敷居のない大フロアで奥の1区画のみ吹き付けられている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注) No.18の注参照。</p>	無	—	①
23	平成26年9月	神奈川県	<p>建築物の解体工事において、支柱にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>当該建築物に使用されたレベル3のアスベスト含有建材は把握されており、当該建材について条例に基づく届出を受けた川崎市が立入検査を行ったところ、把握されていないレベル2のアスベスト含有建材が発見された。</p> <p>川崎市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、当該箇所におけるレベル1及びレベル2のアスベスト含有建材の使用状況に関する調査が改めて行われることとなっていたが、事前調査の進捗状況に関する事業者間の情報共有が不十分であったことから、事業者は、全ての調査が既に終了し、レベル3のみが使用されていると誤認していたことを挙げている。</p>	無	—	③

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
24	平成26年5月	神奈川県	<p>建築物の解体工事において、天井にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>当該建築物に使用されたレベル3のアスベスト含有建材は把握されており、当該建材について条例に基づく届出を受けた川崎市が立入検査を行ったところ、把握されていないレベル1のアスベスト含有建材が発見された。</p> <p>川崎市は、当該建材がアスベスト含有建材として適切に把握されなかった原因について、当該建材が使用されていた部屋には複数の吹付け材があり、事業者は、その一部について分析を行った結果、アスベストは含有していません。他の吹付け材も含有しているかと判断しており、分析調査が不十分であったことを挙げている。</p>	無	—	④
25	平成24年12月	神奈川県	<p>建築物の改修工事において、倉庫（旧機械室）の煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づき届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられず、大防法に基づき届出が開始され、当該倉庫の解体作業中に発見された。</p> <p>煙突は、環境省の通知<sup>(注)</sup>において、アスベスト含有建材がよく使用される箇所とされていることから、当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注) No. 18の注参照。</p>	無	—	①
26	平成23年5月	神奈川県	<p>建築物の解体工事において、機械室の煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づき届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられず、大防法に基づき届出が開始され、当該煙突が解体された。</p> <p>神奈川県は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、次の点を挙げている。</p> <p>① 当該建築物において過去に行われたアスベスト含有建材の除去工事では、機械室は対象に含まれていなかったが、発注者は、当該建築物に使用されていたアスベスト含有建材が全て除去されたものと判断したこと。</p> <p>② 事業者は、発注者から当該建築物のアスベスト含有建材は全て除去されていると説明され、再度十分な事前調査を行わなかったこと。</p>	無	有	②

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
27	平成22年9月	神奈川県	<p>建築物の解体工事において、柱にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>神奈川県建設リサイクル法担当部局が、同法に基づく立入検査を行った際、飛散性が低く、大防法に基づく届出等を要しないレベル3のアスベスト含有建材として事業者が認識している建材について、飛散性の高いレベル2に該当すると事業者指摘した。</p> <p>神奈川県は、当該建材がレベル2のアスベスト含有建材として適切に把握されなかった原因について、鉄骨にレベル2のものを使用する例が少ない上、レベル3に該当するアスベスト含有成形板と同様の板状のものであったために、事業者が誤認したことを挙げている。</p>	無	有	⑦
28	平成26年11月	新潟県	<p>配管の点検工事において、配管にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>事業者は、作業途中で当該建材がアスベスト含有建材であることを判明したため、分析調査を行った結果、レベル2のアスベスト含有建材であることが判明したものである。</p> <p>新潟市及び新潟労働基準局は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、当該配管検査を緊急に実施した状況において、発注者から事業者へのアスベスト含有建材の使用状況の伝達が行われなかったことを挙げている。</p> <p>また、事業者は、作業途中において当該建材のアスベスト含有の可能性を認識しているが、発注者からアスベスト含有建材の使用状況について伝達がない場合でも、作業開始前に、十分な事前調査を行う必要があったものと考えられる。</p>	無	有	②
29	平成23年11月	新潟県	<p>建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま煙突が解体された。</p> <p>事業者は、煙突の解体後に、使用されていた建材がアスベストを含有している可能性に気付いたため、分析調査を行った結果、レベル2のアスベスト含有建材であることが判明したものである。</p> <p>長岡労働基準局は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、煙突に使用されていたアスベスト含有建材は昭和62年まで製造されていたものが、事業者が、当該建</p>	無	有	⑧

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
30	平成22年9月	新潟県	<p>建築物が建てられた59年には、アスベスト含有建材は既に使用されていなかったと誤認したために、十分な事前調査を行わなかったことを挙げている。</p> <p>建築物の解体工事に係る事前調査において、2階及び3階の天井及びびはりにレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、3階の軒先の屋根裏にもレベル1のアスベスト含有建材があり、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>新潟県が、近隣住民からの通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が落下していた。</p> <p>新潟県は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、天井裏にアスベスト含有建材が使用されている場合、軒先の屋根裏にも使用されていることは想定し得るにもかかわらず、事業者が外側からの目視のみでは確認できない軒先の屋根裏の調査を十分に行わなかったことを挙げている。</p>	有	有	①
31	平成26年8月	静岡県	<p>建築物の改修工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>発注者は、当該建材を適切に把握できなかった原因について、当該建築物に使用されていたアスベスト含有建材は、過去に行われた除去工事により全て除去されたものと認識していたが、実際には、一部残っていたことを挙げている。</p> <p>また、当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者においても、当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p>	無	—	①②
32	平成26年5月	静岡県	<p>建築物の解体工事において、外装のパネルの内側にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が外装のパネルを撤去した際に発見された。</p> <p>静岡労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外装のパネルの内側</p>	無	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
33	平成25年4月	静岡県	<p>が通常アスベスト含有建材が使用されていない箇所であったことを挙げている。            外装のボードや金属パネルの内側は、環境省及び厚生労働省の通知<sup>(注)</sup>において、アスベスト含有建材を見落とすやすすい箇所とされていることから、外側からの目視のみでは確認できない当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。            (注) No.18の注参照。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が天井板を撤去した際に発見された。            浜松労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、天井板に点検口がなく、事業者において、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が行いにくかったことを挙げている。</p>	無	—	①
34	平成26年11月	愛知県	<p>建築物の解体工事において、天井にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。            名古屋市が、騒音規制法等に基づく特定建設作業の届出情報を活用して行っている立入検査において、当該建材が発見され、同市は事業者に対して、作業の中止及びアスベストの含有に関する分析を指導した。            名古屋市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、アスベスト含有建材が使用されていたのは増築部分であり、当該部分の設計図書が保存されていないにもかかわらず、事業者が、目視による調査を十分に行っていないことを挙げている。            また、当該建材の発見後、事業者は、アスベストの含有に関する分析を専門の機関に依頼したが、その間、現場において作業が進められており、事業者は、内部での情報共有の不足によるものとしている。</p>	無	有	①③
35	平成26年7月	愛知県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、事務所、電気室等にレベル1及びレベル2のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。            しかし、当該建築物においては、上記届出に係る箇所以外の天井裏でもレベル1のアスベ</p>	有	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
36	平成24年11月	大阪府	<p>建築物の改修工事において、ひさしの内部にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないままひさしを覆う板が撤去され、当該建材が落下した。</p> <p>堺市及び堺労基署は、通常、ひさしの内部にアスベスト含有建材は使用されないとしており、事業者が、外側からの目視のみでは確認できない当該箇所について、アスベスト含有建材が使用されている可能性を認識せず、調査を十分に行わなかったことが考えられる。</p> <p>また、当該建材は、事業者が空気環境測定を行う業者からアスベストの飛散について指摘を受けるまで、約3週間、落下した状態で放置されていた。これについて、事業者は、ひさしを覆う板の撤去後において、速やかに当該建材を把握し、分析を行う必要があったものと考えられ、堺労基署も、事業者に対して、作業中にアスベスト含有建材を発見した場合に適切に対処するための体制を整えるよう指導している。</p>	無	有	①
37	平成24年11月	大阪府	<p>建築物の解体工事において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。</p> <p>大阪府が、通報を受けて立入検査を行い、当該建築物の敷地境界におけるアスベスト濃度の測定を行ったところ、16本/Lが<sup>(注)</sup> 検出された。</p> <p>(注) No.16の注参照。</p> <p>大阪府が濃度測定実施前に事業者から聴取した際、事業者は、吹付け材は使用されていないがアスベストは含有していないとの認識を示していた。このことから、分析調査を十分に行わないままアスベストを含有していないと判断したことにより、当該建材がアスベスト含有建材として把握されなかったことが考えられる。</p>	無	有	④

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
38	平成26年10月	兵庫県	<p>建築物の改修工事に係る事前調査において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、上記届出に係る箇所以外の天井裏でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p>	有	—	①
39	平成22年5月	兵庫県	<p>建築物の解体工事において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。</p> <p>姫路市が、近隣住民からの通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、吹付け材が使用されているにもかかわらず、事業者は、アスベスト含有の有無について分析調査を行わずに、解体作業を進めていた。</p> <p>このため、姫路市は、事業者に対して、作業の中止及び分析調査の実施を指導し、その結果、レベル1のアスベスト含有建材であることが判明した。</p>	無	有	④
40	平成26年11月	岡山県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>事業者は、事前調査において、点検口から目視が可能であった天井裏の一部を確認し、アスベスト含有建材は使用されていないと判断したが、工事開始後、設計図書には記載されていない増築部分があることに気付き、当該箇所の天井裏を確認したところ、当該建材を発見した。</p> <p>環境省及び厚生労働省の通知<sup>(注)</sup>では、アスベスト含有建材を見落としやすい例として、敷居のない大フロアで奥の1区画のみ吹き付けられている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注) No.18の注参照。</p>	無	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
41	平成26年7月	岡山県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>事業者は、事前調査において、天井の点検口から天井裏を確認していたが、点検口から見えにくい箇所当該建材が使用されていたものである。</p> <p>岡山市が、近隣住民からの通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、事業者は、天井板の撤去後に当該建材を発見したことを踏まえて、作業を中止し、アスベストの含有に関する分析を専門の機関に依頼している状況であった。</p> <p>岡山市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げている。</p>	無	—	①
42	平成26年7月	岡山県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、2階から4階までの天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、1階の天井裏でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>事業者は、事前調査において、当該建築物の1階においても、点検口から天井裏を確認していたが、当該建材が点検口から離れた一角に使用されていたために点検口からの目視では把握できず、アスベスト含有建材が使用されないと判断していたものである。</p> <p>環境省及び厚生労働省の通知<sup>(注)</sup>では、アスベスト含有建材を見落としやすい例として、敷居のない大フロアで奥の1区画のみ吹き付けられている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注) No.18の注参照。</p>	有	—	①
43	平成25年9月	岡山県	<p>建築物の改修工事において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>岡山県は、当該建材がレベル1のアスベスト含有建材として適切に把握されなかった原因について、当該建材は天井板に吹き付けられ、一体化していたため、事業者が、飛散性の</p>	無	有	⑦

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
44	平成27年2月	広島県	建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。 当該建材は、4階建てである当該建築物の2階の一部で使用されており、解体作業中に発見されたものである。 当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。	無	—	①
45	平成26年8月	広島県	建築物の改修工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。 広島市及び広島中央労基署は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、事業者が、柱、壁等の建築物の主要な構造に係らない工事の場合には、大防法及び安衛法の規制対象工事に該当しないと認識し、事前調査、各届出等は不要と判断していたことを挙げている。	無	—	⑤
46	平成26年5月	広島県	建築物の改修工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。 広島市は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、事業者が、工事内容が内装の撤去にとどまる場合には、大防法及び安衛法の対象工事に該当しないと認識し、事前調査、各届出等は不要と判断していたことを挙げている。	無	—	⑤
47	平成25年7月	広島県	建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。 事業者は、天井裏におけるアスベスト含有建材の有無を調査するために全ての天井板を	無	—	⑤

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
			<p>撤去したものであり、これにより、当該建材が発見され、解体は中止され、その後、解体の再開に当たって、当該建材を除去するために各届出が行われた。</p> <p>これにより状況を把握した広島市が、全ての天井板を撤去することは、事前に大防法に基づき届出等を要する作業に当たるとして、指導を行った。</p> <p>広島市は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、事業者が、内装の撤去を行うのみであれば、大防法及び安衛法の規制対象工事に該当しないと認識し、各届出等は不要と判断していたことを挙げている。</p>			
48	平成27年4月	福岡県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づき届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p>	無	—	①
49	平成25年5月	福岡県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、大防法に基づき届出及び安衛法に基づき届出は行われていたものの、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。</p> <p>大防法に基づき届出を受けた福岡市が、当該建築物の敷地境界におけるアスベスト濃度の測定を行ったところ、44本/L<sup>(注)</sup>が検出された。</p> <p>(注) No.16の注参照。</p> <p>福岡市は、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が進められた原因について、事業者は、工区ごとに工期を分けて当該建材を除去する予定であったが、一部の工区で、予定されていた工期の前に、作業が行われたことを挙げている。当該建材及び工程の情報が内部で適切に共有されていなかったことが考えられる。</p>	有	有	③
50	平成24年10月	福岡県	<p>建築物の改修工事において、エレベーターの機械室の床下にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づき届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、床板の撤去後に発見された。</p> <p>福岡中央労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、当該建築物にお</p>	無	有	①②

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
51	平成26年7月	熊本県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、1階の天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、2階及び3階の天井裏でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>また、1階の天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されている以上、2階及び3階の同一構造の箇所については、特に注意すべきであったものと考えられる。</p>	有	—	①⑥
52	平成24年4月	熊本県	<p>建築物の解体工事において、2階及び3階の天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>熊本県が事業者から聴取した際、事業者は、発注者が過去に行った調査でアスベスト含有建材が使用されていないことが確認されているとの認識を示していたことから、事業者が、発注者からの説明でアスベスト含有建材は使用されていないものと誤認し、再度十分な事前調査を行わなかったことが考えられる。</p>	無	—	②

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「届出」欄及び「飛散のおそれ」欄については、集計表と同様である。

3 「分類」欄については、集計表の各分類によるほか、下線を付しているものは集計表の「時期」欄の「周知後」又は「未周知」に該当する。

表2-(1)-⑧ 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月環境省水・大気環境局大気環境課災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル作成検討会)(抜粋)

<p>第4章 調査・計画・届出</p> <p>3 災害時における解体等事前調査</p> <p>3.1 書面調査</p> <p>【実施事項】</p> <p>設計図書等及び維持管理記録を確認し、石綿の使用の有無を確認すること。</p> <p>書面調査によって、石綿の使用の有無が判断できない部分については、被災による障害を除去した後、現地調査を実施すること。</p>
---

表2-(1)-⑨ 大防法に基づく届出に記載されたアスベスト含有建材の使用状況を踏まえて、他の箇所の調査が適切に実施されているかを確認している例

No.	概要	
1	新潟県	新潟県は、大防法に基づく届出を受理する際、解体等工事の対象の建築物において、アスベスト含有建材が使用されている箇所が一部にとどまるとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。
2	川崎市	川崎市は、大防法に基づく届出を受理する際、解体等工事の対象の建築物において、アスベスト含有建材が使用されている箇所が一部にとどまるとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-⑩ 安衛法に基づく届出に記載されたアスベスト含有建材の使用状況を踏まえて、他の箇所の調査が適切に実施されているかを確認している例

No.	概要	
1	千葉署	千葉労基署は、安衛法に基づく届出を受理する際、解体等工事の対象の建築物が大規模なものにもかかわらず、アスベスト含有建材が使用されている箇所が一部にとどまるとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。
2	新潟署	新潟労基署は、安衛法に基づく届出を受理する際、3階建ての建築物の解体等工事で、アスベスト含有建材が使用されているのが1階のみとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。
3	長岡署	長岡労基署は、安衛法に基づく届出を受理する際、3階建ての建築物の解体等工事で、アスベスト含有建材が使用されているのが1階のみとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。
4	岡山署	岡山労基署は、安衛法に基づく届出を受理する際、解体等工事の対象の建築物が大規模なものにもかかわらず、アスベスト含有建材が使用されている箇所が一部にとどまるとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 厚生労働省は、本表の例について、一般的に行われている届出の審査の一環であり、上記4労基署以外においてもみられる取組としている。

表2-(1)-⑪ 事前調査の実施状況を確認するため、具体的な調査部位、調査結果等を記載した書面等の提出を事業者に求めている例

No.	概要	
1	神奈川県	<p>神奈川県は、独自の指針により、大防法に基づく届出を行う者に対して、様式により調査結果の概要を提出させている。</p> <p>同県は、大防法に基づく届出の受理の際、併せて提出される調査結果の概要を基に、解体等工事の対象の建築物について、全ての部屋の壁、はり、柱及び天井を調査したかについて確認している。</p>
2	大阪府	<p>大阪府は、条例に基づき、大防法に基づく届出を行う者及びレベル3のアスベスト含有建材に係る届出を行う者に対して、事前調査結果を記載した書面の提出を求めている。</p> <p>また、条例施行規則では、当該書面には、建築物等の階、部屋及び部位ごとのアスベスト含有建築材料の使用の有無を記載することとされている。</p> <p>府は、当該書面について、建築物等の階、部屋及び部位ごとの調査結果を記載する<u>チェックリスト形式の様式</u>を作成している。</p>
3	熊本県	<p>熊本県は、独自の要領により、建築物等の部位ごとの調査結果を記載する<u>チェックリスト形式の様式</u>を作成しており、建設リサイクル法に基づく届出を行う者に対して、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、当該様式の記載及び大防法担当部局への提出を求めている。</p>
4	札幌市	<p>札幌市では、独自の要綱により、i) 事前調査の場所及び部位、ii) 吹付け材等の有無（調査方法及び調査結果）並びにiii) アスベスト含有建材の有無、種類等を記載する<u>チェックリスト形式の様式</u>を作成しており、建設リサイクル法に基づく届出を行う者に対して、当該様式の記載及び提出を求めている。</p> <p>当該様式の提出を受けた建設リサイクル法担当部局は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、当該様式を大防法担当部局に回覧している。</p>
5	さいたま市	<p>さいたま市は、事業者が発注者に対して大防法に基づき交付した事前調査結果を記載した書面について、同市に提出するよう、大防法に基づく届出を行う発注者に対して指導している。</p> <p>同市の条例施行規則では、当該書面には、建築物等の階、部屋及び部位ごとのアスベスト含有建築材の使用の有無を記載することとされている。</p>
6	大阪市	<p>大阪市は、大阪府の条例に基づき、大防法に基づく届出を行う者及びレベル3のアスベスト含有建材に係る届出を行う者に対して、事前調査結果を記載した書面の提出を求めている。</p> <p>また、府条例施行規則では、当該書面には、建築物等の階、部屋及び部位ごとのアスベスト含有建築材料の使用の有無を記載することとされている。</p>

No.	概要	
		<p>なお、府は、当該書面について、建築物等の階、部屋及び部位ごとの調査結果を記載する<u>チェックリスト形式の様式</u>を作成している。</p>
7	堺市	<p>堺市は、大阪府の条例に基づき、大防法に基づく届出を行う者及びレベル3のアスベスト含有建材に係る届出を行う者に対して、事前調査結果を記載した書面の提出を求めている。</p> <p>また、府条例施行規則では、当該書面には、建築物等の階、部屋及び部位ごとのアスベスト含有建築材料の使用の有無を記載することとされている。</p> <p>なお、府は、当該書面について、建築物等の階、部屋及び部位ごとの調査結果を記載する<u>チェックリスト形式の様式</u>を作成している。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 チェックリスト形式の様式を作成している区市については、該当箇所<sub>に</sub>下線を付している。

表2-(1)-⑫ 事前調査の実施方法、把握されたアスベスト含有建材の使用状況に関する情報の工事関係者での共有状況について記載した書面等の提出を事業者に求めている例

概要	
仙台労働基準署	<p>仙台労働基準署は、事業者が、事前調査及びアスベストの飛散・ばく露防止措置を適切に行っているかについて自主点検を行うための様式を作成し、安衛法に基づく届出を行った全事業者に対して、提出を求めている。</p> <p>当該様式において、事前調査については、次の点を確認するとともに、同署への提出に当たって事前調査の記録等を添付することとされている。</p> <p>① レベル1ないし3のアスベスト含有建材について、関係者からの聴取、設計図書の調査、現地調査、分析調査等を実施したか。</p> <p>② 事前調査終了後に、工事関係者に対し、工事現場において調査を行った範囲及び内容について説明の場を設けたか。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-⑬ 事前調査が適切に実施されているか確認するための体制整備を図っている例

No.	概要	
1	熊本県	<p>熊本県は、未把握のアスベスト含有建材の有無等を確認するための知見を職員に習得させるため、アスベスト含有建材が使用されている可能性がある建築物等の部位等について、専門家による実地研修を実施しているほか、立入検査においては、事前に事業者から提出される部位ごとの調査記録と現場を照らし合わせながら、未把握のアスベスト含有建材がないか確認している。</p>
2	川崎市	<p>川崎市は、アスベストを含有するおそれのある建材を発見した後、その建材がアスベストを含有しているか確認するために、即時に測定できるアスベストアナライザーを使用しているが、アスベストを含有するおそれのある建材のある箇所については、多数の立入検査で蓄積された経験から推察するとしており、人事異動により新たに職員が配属された場合も、経験を積んだ職員と共に実際に立入検査を行うことで、その知見の習得を図っている。</p> <p>平成26年度において、事業者が事前調査により把握していなかったアスベスト含有建材が同市の立入検査時に発見された例が2件<sup>(注)</sup> みられた。</p> <p>(注) 表2-(1)-⑦の個別表のNo. 23及び24参照。</p>
3	名古屋市	<p>名古屋市は、大防法に基づく届出の受理等は保健所が行っているが、大防法に基づく届出が行われていない解体等工事について、未把握のアスベスト含有建材がないか確認するため、同市の大防法担当部局において嘱託職員2人による班を編成しており、同班が、騒音規制法等に基づく届出から解体等工事の情報を把握し、集中的に立入検査を実施している。</p> <p>平成26年度において、事業者が事前調査により把握していなかったアスベスト含有建材が同市の立入検査時に発見された例が1件<sup>(注)</sup> みられた。</p> <p>(注) 表2-(1)-⑦の個別表のNo. 34参照。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進

勸告	説明図表番号
<p>アスベストによる健康被害が生じることのないよう、その飛散・ばく露の防止措置の的確な履行を確保するためには、アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を工事開始前に把握することが不可欠である。</p> <p>こうしたことから、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材（特定建築材料）が使用された建築物等について、アスベストが大気中に飛散する原因となる解体等の作業（特定粉じん排出等作業）を行う場合、当該作業を伴う工事（特定工事）の発注者等は、当該作業開始の14日前までに大防法に基づく届出を県知事、政令市の長等に提出しなければならない。</p> <p>また、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の除去等作業のうち、耐火建築物又は準耐火建築物について、レベル1のアスベスト含有建材の除去作業を行う場合、安衛法第88条第3項の規定に基づき、事業者は、除去の作業開始の14日前までに計画の届出を、その他の作業を行う場合は、石綿則第5条の規定に基づき当該作業の開始前までに作業の届出を労働基準監督署長に提出しなければならない。</p>	<p>表2-(2)-①、②</p> <p>表2-(2)-①、② (再掲)</p>
<p>一方、建築物等の解体等工事に関しては、上記の大防法に基づく届出や安衛法に基づく届出のほか、建設資材の再資源化の促進等の観点から、建築物の床面積が80㎡以上の解体工事、建築物に係る修繕又は模様替えであってその請負代金の額が1億円以上であるもの等の場合、建設リサイクル法第10条第1項の規定に基づき、工事の発注者等は、アスベスト含有建材の使用の有無にかかわらず、工事開始の7日前までに建設リサイクル法に基づく届出を県知事又は市区町村長に提出しなければならないとされており、当該届出情報を端緒として、アスベスト含有建材が使用されている可能性のある建築物等の解体等工事を把握することも可能である（注1）。</p> <p>（注1） 資材の適切な分別、再資源化のため、建設リサイクル法第9条第2項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）第2条第1項第1号において、解体等工事の前に、建築物等に関する調査が義務付けられており、アスベスト含有建材の使用の有無も調査することとされている。</p>	<p>表2-(2)-①、② (再掲)</p>
<p>こうしたことから、環境省は県市に対し（注2）、また、厚生労働省は都道府県労働局に対し（注3）、関係機関・部署と連携し、大防法に基づく届出情報、安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有を促進するよう通知しているが、具体的な情報共有の方法、共有の頻度等については、特に示していない。</p> <p>（注2） 「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）」（平成17年7月12日付け環管大発第050712001号環境省環境管理局长通知）及び「石綿等が使用されている建築物等の解体等作業に係る石綿飛散防止対策の対象事業場等の把握の促進について」（平成24年12月5日付け環水大大発第121205301号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）</p>	<p>表2-(2)-③、④</p>

(注3) 「石綿ばく露防止対策の推進について」(平成17年7月28日付け基発第0728008号厚生労働省労働基準局長通知)及び「石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について」(平成24年12月5日付け基安化発1205第1号厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長通知)

今回、39縣市及び35労基署を対象に、関係法令に基づく届出情報の共有状況及び共有情報の活用状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

## ア 縣市

### (情報共有の状況)

調査した39縣市における安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有状況<sup>(注4)</sup>をみると、①管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれも共有しているものが17縣市、②管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、いずれか一方の届出情報を共有しているものが14縣市、③関係機関・部署との間で、いずれの届出情報も共有していないものが8縣市となっている。

(注4) 大防法に基づく届出を受理している本庁又は出先機関を1箇所抽出し、その管轄区域に所在する関係機関・部署との共有状況を調査したものである。

これを届出情報の種類別にみると、以下のとおりとなっている。

- i) 安衛法に基づく届出情報については、22縣市は管轄区域に所在する全ての労基署との間で共有を行っているが、17縣市は共有を行っていない。
- ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報については、26縣市は管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で共有(うち22縣市はアスベスト含有建材が使用されている旨の記載の有無にかかわらず届出情報を共有)を行っているが、13縣市は共有を行っていない。

### (共有情報の活用状況)

管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の両方又はいずれか一方の届出情報を共有している31縣市(上記①及び②の縣市の合計)における共有情報の活用状況をみると、

- i) 大防法に基づく届出情報と安衛法に基づく届出情報を突合し、大防法に基づく届出に漏れがないか、
- ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報に飛散性の高いレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載がある解体等工事であるにもかかわらず、大防法に基づく届出が行われていないものはないかの確認に使用しており、さらに、一部の縣市においては、

- iii) 建設リサイクル法に基づく届出情報に飛散性の高いレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材を使用している旨の記載はないが、建築年次、建築

表2-(2)-⑤

表2-(2)-⑥

物の構造等から当該アスベスト含有建材の使用が疑われる建築物の解体等工事を抽出し、大防法に基づく事前調査が適切に実施され、届出漏れがないかの確認（確認のため立入検査を行うことを含む。）に使用している例（6県市）もみられた。

**（情報共有の頻度）**

上記31県市における安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有頻度をみると、表1のとおり、多くの県市では、届出の都度又は週単位で共有を図っているものの、年又は月単位で共有しているものが、安衛法に基づく届出において4県市、建設リサイクル法に基づく届出において4県市みられた。

表2-(2)-⑤（再掲）、⑦

表1 県市における届出情報の共有頻度

（単位：県市）

届出情報の種類 共有頻度	安衛法に基づく届出	建設リサイクル法に基づく届出
届出の都度共有	17	16
週2回程度まとめて共有	0	2
週1回程度まとめて共有	1	3
月1回程度まとめて共有	3	2
年1回程度まとめて共有	1	0
その他	0	3 <small>(注2)</small>

（注）1 当省の調査結果による。

2 3県市は、共有している関係機関・部署又は届出情報の内容により共有頻度が異なっており、このうち2県市は、届出情報の一部について月1回程度まとめて共有している。

このように関係法令に基づく届出情報の共有頻度が年又は月単位である県市においては、安衛法に基づく届出はアスベスト除去等作業開始の14日前（耐火建築物等においてレベル1のアスベスト含有建材を除去する場合）までに、また、建設リサイクル法に基づく届出は解体等工事開始の7日前までに行うこととされているため、届出情報の共有により、アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を、工事開始前に確実に把握することは困難と考えられる。

**（情報共有を行っていない理由）**

他方、安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の両方又はいずれか一方しか情報共有を行っていない県市は、その主な理由として次のことを挙げている。

表2-(2)-⑧

i) 解体等工事の発注者又は事業者が、安衛法に基づく届出又は建設リサイクル法に基づく届出を行っているにもかかわらず、大防法に基づく届出を

<p>行わないことは通常想定されないなど、情報共有の必要性は乏しいと考えられること（15県市）。</p> <p>ii) 関係法令に基づく届出情報の共有に係る業務負担が大きいこと（4県市）。</p> <p>なお、安衛法に基づく届出情報又は建設リサイクル法に基づく届出情報を活用した取組ではないものの、騒音規制法等に基づく届出情報等を活用して、解体等工事を事前に把握し、事前調査の実施状況や大防法に基づく届出漏れの有無等について、立入検査を行うなどにより確認している例（3県市）もみられた。</p>	<p>表2-(2)-⑨</p>
<p><b>イ 労基署</b> <b>（情報共有の状況）</b></p> <p>調査した35労基署における大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有状況をみると、①管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれも共有しているものが12労基署、②管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、いずれか一方の届出情報を共有しているものが16労基署、③管轄区域に所在する一部の関係機関・部署との間で、両方の届出情報を共有しているものが4労基署、④関係機関・部署との間で、いずれの届出情報も共有していないものが3労基署となっている。</p> <p>これを届出情報の種類別にみると、以下のとおりとなっている。</p> <p>i) 大防法に基づく届出情報については、20労基署は管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、また4労基署は管轄区域に所在する一部の関係機関・部署との間で共有を行っているが、11労基署は共有を行っていない。</p> <p>ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報については、20労基署は管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で共有（うち8労基署はアスベスト含有建材が使用されている旨の記載の有無にかかわらず届出情報を共有）、また、4労基署は管轄区域に所在する一部の関係機関・部署との間で共有を行っているが、11労基署は共有を行っていない。</p> <p><b>（共有情報の活用状況）</b></p> <p>管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の両方又はいずれか一方の届出情報を共有している28労基署（上記①及び②の労基署の合計）における共有情報の活用状況をみると、</p> <p>i) 安衛法に基づく届出情報と大防法に基づく届出情報を突合し、安衛法に基づく届出に漏れがないか、</p>	<p>表2-(2)-⑩</p>

ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報に飛散性の高いレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載がある解体等工事にもかかわらず、安衛法に基づく届出が行われていないものはないかの確認に使用しており、さらに、一部の労基署においては、

iii) レベル3のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事について、石綿則上、届出は義務付けられていないが、湿潤化等のばく露防止措置を講ずることとされており、当該措置の遵守状況を監督するための立入検査に建設リサイクル法に基づく届出情報を活用している例（1労基署）もみられた。

表2-(2)-⑪

**(情報共有の頻度)**

上記28労基署における大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有頻度をみると、表2のとおり、多くの労基署では、届出の都度又は週単位で共有を図っているものの、年又は月単位で共有しているものが、大防法に基づく届出において3労基署、建設リサイクル法に基づく届出において6労基署みられた。

表2-(2)-⑩（再掲）、⑫

表2 労基署における届出情報の共有頻度

(単位：労基署)

届出情報の種類 共有頻度	大防法に基づく届出	建設リサイクル法に基づく届出
届出の都度共有	15	10
週1回程度まとめて共有	2	2
月1回程度まとめて共有	2	6
年1回程度まとめて共有	1	0
その他	0	2 (注2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 共有している届出情報の内容により共有頻度が異なる。

このように関係法令に基づく届出情報の共有頻度が年又は月単位である労基署については、大防法に基づく届出は解体等の作業開始の14日前までに、また、建設リサイクル法に基づく届出は解体等工事開始の7日前までに行うこととされているため、届出情報の共有により、アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を、工事開始前に確実に把握することは困難と考えられる。

**(情報共有を行っていない理由)**

他方、大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の両方又はいずれか一方しか情報共有を行っていない労基署は、その主な理由として、前述アの県市と同様、次のことを挙げている。

表2-(2)-⑬

<p>i) 解体等工事の発注者又は事業者が、大防法に基づく届出を行っているにもかかわらず、安衛法に基づく届出を行わないことは通常想定されないなど、情報共有の必要性は乏しいと考えられること（7労基署）。</p> <p>ii) 関係法令に基づく届出情報の共有に係る業務負担が大きいこと（3労基署）。</p>	
<p><b>ウ 関係法令に基づく届出情報の共有及び活用の必要性</b></p>	
<p>県市及び労基署においては、前述ア及びイのとおり、関係法令に基づく届出情報について、関係機関・部署間の共有や活用が必ずしも十分に図られていない。しかし、関係法令に基づく届出情報は、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行を的確に確保する上で、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出のそれぞれの対象となり得る解体等工事を把握する端緒となるものであり、次のような状況に鑑み、関係法令に基づく届出情報を幅広く共有し、共有情報の活用を促進していく必要があると考えられる。</p>	
<p>① 前述項目2(1)のとおり、飛散性の高いレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用されている建築物等について、当該建材が事前調査で把握されなかったことなどにより、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われず、アスベストの飛散・ばく露防止措置も講じられないまま、解体等工事が開始されたものが当省調査で41件（このうち、アスベストが実際に飛散・ばく露したおそれがあるものは24件）認められた。</p>	<p>表2-(1)-⑦ (再掲)</p>
<p>また、41件の中には、レベル1のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載がある建設リサイクル法に基づく届出がなされたが、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が漏れていた例もみられた。</p>	<p>表 2- (1) - ⑦ の No. 15 (再掲)</p>
<p>② 調査した39県市のうち、一部の県市において、関係法令に基づく届出情報の共有により、大防法に基づく届出がないものの、建築年次、建築物の構造等から飛散性の高いレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用が疑われる解体等工事について、その現場に立入検査を行った結果、当該建材を発見している例（平成26年度3件）がみられた。</p>	<p>表 2- (1) - ⑦ の No. 23、24、34 (再掲)</p>
<p>③ レベル3のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事については、石綿則上、湿潤化等のばく露防止措置を遵守する必要があるが、届出は義務付けられていないため、労基署は、建設リサイクル法に基づく届出情報等を活用しなければ工事を把握できない。一方、条例において届出等の規制を設けている川崎市の立入検査結果をみると、レベル3のアスベスト含有建材が見落とされ、ばく露防止措置が遵守されず破碎されている例が散見される状況がみられた（後述項目2(6)参照）。</p>	<p>表 2- (6) - ⑧ の (ii)No. 3</p>

<p>また、建設リサイクル法に基づく届出情報のみを共有している例もみられるが、建設リサイクル法に基づく届出が義務付けられているのは、建築物の床面積が80㎡以上の解体工事等、一定規模以上の解体等工事であるため、大防法又は安衛法に基づく届出情報も共有することが望ましい。</p> <p>さらに、届出情報の共有に当たって、既に情報共有を進めている区市及び労基署の中には、届出情報を整理した表を共用サーバー上に保存し、関係する複数の部局の担当者が常時閲覧することを可能とすること等により、届出情報の共有に係る負担軽減を図っている例もあり、ICTの活用や各届出の共通化等により負担軽減に取り組むことも考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、環境省及び厚生労働省は、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保の観点から、アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を工事開始前に把握するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省は、区市に対し、関係法令に基づく届出情報の適時共有・活用について、効果的・効率的な取組例や方策を周知し、促すこと。</p> <p>② 厚生労働省は、労基署における取組例のほか、環境省から区市における取組例も把握した上で、関係法令に基づく届出情報を適時に効果的・効率的に共有し、その活用を促進すること。</p>	<p>表2-(2)-⑭</p>
---	-----------------

表2-(2)-① 関係法令に基づく届出に関する規定

<大防法関係>

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第18条の15 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（中略）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 特定工事の場所
- 四 特定粉じん排出等作業の種類
- 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 七 特定粉じん排出等作業の方法

2・3 （略）

<安衛法関係>

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）

（計画の届出等）

第88条 （略）

2 （略）

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4～7 （略）

○ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抜粋）

第90条 法第88条第3項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一～五 （略）

五の二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（中略）又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（中略）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

五の三～七 （略）

○ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抜粋）

（作業の届出）

第5条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第1号による届書に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（中略）に提出しなければならない。

- 一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材

をいう。)等(以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。)が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業

二 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第1項第3号において同じ。)

三 前2号に掲げる作業に類する作業

2 前項の規定は、法第88条第3項の規定による届出をする場合にあつては、適用しない。

### <建設リサイクル法関係>

#### ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(抜粋)

(分別解体等実施義務)

第9条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が第3項又は第4項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

4 (略)

(対象建設工事の届出等)

第10条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造

二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類

三 工事着手の時期及び工程の概要

四 分別解体等の計画

五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

六 その他主務省令で定める事項

2・3 (略)

#### ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)(抜粋)

(建設工事の規模に関する基準)

第2条 法第9条第3項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)に係る解体工事については、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が80平方メートルであるもの

二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物(増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が500平方メートルであるもの

三 建築物に係る新築工事等(法第2条第3項第2号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。)であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額(法第9条第1項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に

施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。)が1億円であるもの

四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が500万円であるもの

2 (略)

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）（抜粋）

（分別解体等に係る施工方法に関する基準）

第2条 法第9条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 対象建設工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査、残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。

二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。

三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。

四 第2号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。

2～7 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(2)-② 関係法令に基づく届出の対象と時期

区分	届出対象	届出時期
大防法に基づく届出 (大防法第18条の15第1項)	レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材（特定建築材料）が使用された建築物等の解体等の作業であり、大気中へのアスベストの飛散のおそれがあるもの（特定粉じん排出等作業）を伴う工事（特定工事）	特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前まで
安衛法に基づく届出 (安衛法第88条第3項)	耐火建築物又は準耐火建築物におけるレベル1のアスベスト含有建材の除去作業	除去の作業開始の日の14日前まで
(石綿則第5条)	上記以外のレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の除去等作業	除去等の作業開始の前
建設リサイクル法に基づく届出 (建設リサイクル法第10条第1項)	アスベスト含有建材の有無にかかわらず、一定規模以上の解体等工事	工事に着手する日の7日前まで

(注) 関係法令の規定に基づき、当省が作成した。

表2-(2)-③ 環境省から県市に対する情報共有の推進に関する通知

○ 「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）」（平成17年7月12日付け環管大発第050712001号環境省環境管理局長通知）

本年6月29日以降、石綿製品製造工場での作業歴のある従業員等に中皮腫等の健康被害が多発していることが関係企業から公表されている。これを契機に、石綿の大気環境中への飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっている。このような状況を受け、国民の不安を払拭するため、下記のように石綿の大気環境中への飛散防止対策の一層の徹底をお願いする。

記

(1) (略)

(2) 建築物の解体等対策

今回の事案を契機に、今後増加が見込まれる石綿含有建築物の解体等についての懸念も高まっている。

石綿含有建築物の解体又は改造に伴う石綿の大気環境中への飛散の防止については、平成9年より、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん排出等作業に対する規制措置を講じているところであり、解体等の届出、作業基準の遵守等、規制措置の徹底に一層努められるようお願いする。

また、解体等施工業者に対し、建築物の解体等の際には石綿含有の有無の事前調査を行うよう指導するほか、労働局と連携して石綿含有建築物の解体等の作業状況を迅速に把握し、又はあらかじめ石綿含有建築物の所在を把握する等、解体等の届出に遺漏なきようお願いする。

(3) (略)

○ 「石綿等が使用されている建築物等の解体等作業に係る石綿飛散防止対策の対象事業場等の把握の促進について」（平成24年12月5日付け環水大大発第121205301号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、石綿の飛散防止対策について、「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）」（平成17年7月12日環管大発第050712001号）記(2)により労働局と連携して石綿含有建築物の解体等の作業状況を迅速に把握すること等をお願いしたところです。

については、全国から収集した関係法令に基づく届出情報の共有に関する好事例（別添1）を参考に、必要に応じアスベスト対策の関係機関の連絡会議等を開催する等、関係する労働基準監督署及び建築部局（以下「関係機関」という。）と連携を密に図り、情報共有を促進していただくようお願いいたします。

（中略）

なお、厚生労働省から「石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について」（中略）を労働局に通知していることを申し添えます。

別添1

関係法令に基づく届出情報の共有に関する好事例

- 建設リサイクル法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について
  - 参考事例1：札幌市建設工事における資材の再資源化等に関する指導要綱（札幌市）
  - 参考事例2：建設リサイクル法の届出情報の利用協議について（申請）（仙台市）
  - 参考事例3：建設リサイクル法第10条に基づく届出書に関する情報の提供について（依頼）（福島県）
  - 参考事例4：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出の情報提供について（依頼）（群馬県）
  - 参考事例5：データ利用承認申請書（神戸市）
  - 参考事例6：建設リサイクル法に基づく情報の提供について（依頼）（香川県）
  - 参考事例7：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・大気汚染防止法に基づく届出に関する情報提供について（依頼）（新潟労働局）
  
- 労働安全衛生法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について
  - 参考事例8：滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定（滋賀県）
  - 参考事例9：岡山労働基準監督署と岡山市による石綿除去工事等に係る対応指針（岡山市）
  - 参考事例10：徳島県における石綿含有建材を有する建築物解体等工事に係る連携実施要領（徳島県）
  
- 建設リサイクル法に基づく届出を受理する際の石綿の使用状況等の確認について
  - 参考事例11：分別解体等の計画等（埼玉県）  
（石綿の有無及び関係法令の届出状況について明記させることとした届出様式）
  - 参考事例12：特定建設作業実施届確認表（明石市）  
（届出を受理する際の石綿の有無及び関係法令の届出状況についてのチェックリスト）

表2-(2)-④ 厚生労働本省から都道府県労働局に対する情報共有の推進に関する通知

- 「石綿ばく露防止対策の推進について」（平成17年7月28日付け基発第0728008号厚生労働省労働基準局長通知）（抜粋）
  - 第2 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策
    - 1 対象事業場等の把握
      - 石綿則等に基づく石綿ばく露防止措置の履行確保を的確に行うためには、計画届又は作業届の対象となる作業に係る作業現場（以下「対象事業場」という。）の確実な把握が不可欠となることはもとより、これらの届出の対象とならない石綿含有成形板等を除去する作業（以下「石綿含有成形板等除去作業」という。）に係る作業現場の把握にも努める必要があることから、次の点に留意の上、取り組むこと。
      - (1) 地方公共団体には、次のとおり対象事業場に係る各種の届出が行われることとされていることから、地方公共団体の各担当部署との連携を密にし、これらの届出に係る情報の把握を行うこと。

ア 建築物の解体工事であってその床面積が80平方メートル以上の建築物に係るもの、建築物に係る修繕又は模様替であってその請負代金の額が1億円以上であるもの、建築物以外の解体工事であってその請負代金の額が500万円以上となるもの等については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、注文者（建物所有者）が工事開始7日前までに都道府県知事又は地方公共団体の長（中略）への届出が義務付けられていること。なお、この届出の対象には、石綿含有成形板等除去作業を伴う解体工事も含まれること。

イ 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業については、大気汚染防止法に基づき、施工業者が作業の開始14日前までに、都道府県知事又地方公共団体の長（中略）への届出が義務付けられていること。

(2)~(4) (略)

## ○ 「石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について」（平成24年12月5日付け基安化発1205第1号厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長通知）

石綿ばく露防止対策の促進のためには、自治体等関係団体との連携を密にし、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る関係法令に基づく届出の情報を把握していく必要がある。

平成17年7月28日基発第0728008号「石綿ばく露防止対策の推進について」第2の1により「地方公共団体には、対象事業場に係る各種の届出が行われることとされていることから、地方公共団体の各担当部署との連携を密にすること。」とされているところである。

今般、これら取組を一層促進するため、関係省庁担当部局と連携し、別添のとおり全国の好事例を集め、それぞれの担当部局から都道府県の関係部局に通知の上、当該事例をすることによるさらなる情報共有の促進をお願いすることとした。

については、別添事例を参考に、都道府県等に設置しているアスベスト対策の関係機関の連絡会議等を活用して、関係部署と連携を密に図り、情報共有を促進されたい。

(中略)

### 別添1

#### 関係法令に基づく届出情報の共有に関する好事例

- 建設リサイクル法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について
  - 参考事例1：札幌市建設工事における資材の再資源化等に関する指導要綱（札幌市）
  - 参考事例2：建設リサイクル法の届出情報の利用協議について（申請）（仙台市）
  - 参考事例3：建設リサイクル法第10条に基づく届出書に関する情報の提供について（依頼）（福島県）
  - 参考事例4：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出の情報提供について（依頼）（群馬県）
  - 参考事例5：データ利用承認申請書（神戸市）
  - 参考事例6：建設リサイクル法に基づく情報の提供について（依頼）（香川県）
  - 参考事例7：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・大気汚染防止法に基づく届出に関する情報提供について（依頼）（新潟労働局）

- 労働安全衛生法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について  
 参考事例8：滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定（滋賀県）  
 参考事例9：岡山労働基準監督署と岡山市による石綿除去工事等に係る対応指針（岡山市）  
 参考事例10：徳島県における石綿含有建材を有する建築物解体等工事に係る連携実施要領（徳島県）
  
- 建設リサイクル法に基づく届出を受理する際の石綿の使用状況等の確認について  
 参考事例11：分別解体等の計画等（埼玉県）  
 （石綿の有無及び関係法令の届出状況について明記させることとした届出様式）  
 参考事例12：特定建設作業実施届確認表（明石市）  
 （届出を受理する際の石綿の有無及び関係法令の届出状況についてのチェックリスト）

表2-(2)-⑤ 県市における関係法令に基づく届出情報の共有状況

i) 総括表

区 分	該当県市	
管轄区域に所在する全ての機関・部署と安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報をいずれも共有	17県市	<u>新潟県</u> 、 <u>愛知県</u> 、 <u>大阪府</u> 、 <u>広島県</u> 、 <u>福岡県</u> 、 <u>熊本県</u> <u>札幌市</u> 、 <u>さいたま市</u> 、 <u>千代田区</u> 、 <u>新潟市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>堺市</u> 、 <u>神戸市</u> 、 <u>岡山市</u> 、 <u>福岡市</u> 、 <u>北九州市</u> 、 <u>熊本市</u>
管轄区域に所在する全ての機関・部署と、安衛法に基づく届出情報又は建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれか一方を共有	14県市	（安衛法に基づく届出情報を共有） 埼玉県、千葉県 千葉市、新宿区、広島市 （建設リサイクル法に基づく届出情報を共有） <u>宮城県</u> 、 <u>神奈川県</u> 、 <u>兵庫県</u> 、 <u>岡山県</u> <u>仙台市</u> 、 <u>大田区</u> 、 <u>川崎市</u> 、 <u>静岡市</u> 、 <u>浜松市</u>
安衛法に基づく届出情報又は建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれも未共有	8県市	北海道、東京都、静岡県、京都府 横浜市、相模原市、名古屋市、京都市

- (注) 1 当省が、大防法に基づく届出を受理している本庁又は出先機関を1箇所抽出し、その管轄区域に所在する関係機関・部署との共有状況を調査した結果による。
- 2 下線を付した県市は、建設リサイクル法に基づく届出情報について、アスベスト含有建材が使用されている旨の記載の有無にかかわらず共有している。

ii) 県における情報共有の状況

都道府県名	安衛法に基づく届出		建設リサイクル法に基づく届出		
	共有状況	共有頻度	共有状況	共有範囲	共有頻度
北海道	未共有	—	未共有	—	—
宮城県	未共有	—	全機関と共有	全届出	その他 <sup>(注5)</sup>
埼玉県	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
千葉県	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
東京都	未共有	—	未共有	—	—
神奈川県	未共有	—	全機関と共有	レベル1～2	届出の都度
新潟県	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
静岡県	未共有	—	未共有	—	—
愛知県	全機関と共有	週1回	全機関と共有	レベル1～3	週1回
京都府	未共有	—	未共有	—	—
大阪府	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	その他 <sup>(注6)</sup>
兵庫県	未共有	—	全機関と共有	全届出	届出の都度
岡山県	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
広島県	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	週1回
福岡県	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
熊本県	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度

- (注) 1 当省が、大防法に基づく届出を受理している本庁又は出先機関を1箇所抽出し、その管轄区域に所在する機関・部署との共有状況を調査した結果による。
- 2 安衛法に基づく届出の「共有状況」の「全機関と共有」とは、調査対象とした県の本庁又は出先機関の管轄区域内において、安衛法に基づく届出を受理している労基署の全てと届出情報を共有しているものを指す。
- 3 建設リサイクル法に基づく届出の「共有状況」の「全機関と共有」とは、調査対象とした県の本庁又は出先機関の管轄区域内において、建設リサイクル法に基づく届出を受理している県の本庁若しくは出先機関、建築主事を置く市町村若しくは特別区又は県の条例により権限を委任されている市町村の全てと届出情報を共有しているものを指す。
- 4 建設リサイクル法に基づく届出の「共有範囲」欄について、「全届出」は、アスベスト含有建材の使用の記載の有無にかかわらず共有しているもの（ただし、対象建築物等の床面積、構造等で共有対象を限定しているものを含む。）、「レベル1～3」はレベル3も含めたアスベスト含有建材の使用の記載がある届出のみ共有しているもの、「レベル1～2」はレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用の記載がある届出のみ共有しているものを指す。
- 5 建設リサイクル法に基づく届出情報について、県の出先機関とは月1回程度、管轄区域内の市とは、アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものについては届出の都度、それ以外のものについては月1回程度共有している。
- 6 建設リサイクル法に基づく届出情報について、県の出先機関及び管轄区域内の一部の市とは届出の都度、他の市とは週1回程度共有している。

iii) 政令市等における情報共有の状況

政令市等名	安衛法に基づく届出		建設リサイクル法に基づく届出		
	共有状況	共有頻度	共有状況	共有範囲	共有頻度
札幌市	全機関と共有	年1回	全機関と共有	全届出	届出の都度
仙台市	未共有	—	全機関と共有	全届出	届出の都度
さいたま市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
千葉市	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
千代田区	全機関と共有	月1回	全機関と共有	全届出	週2回
新宿区	全機関と共有	月1回	未共有	—	—
大田区	未共有	—	全機関と共有	全届出	週2回
横浜市	未共有	—	未共有	—	—
川崎市	未共有	—	全機関と共有	全届出	届出の都度
相模原市	未共有	—	未共有	—	—
新潟市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
静岡市	未共有	—	全機関と共有	全届出	その他 <sup>(注5)</sup>
浜松市	未共有	—	全機関と共有	全届出	届出の都度
名古屋市	未共有	—	未共有	—	—
京都市	未共有	—	未共有	—	—
大阪市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル1～3	週1回
堺市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
神戸市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
岡山市	全機関と共有	月1回	全機関と共有	全届出	月1回
広島市	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
福岡市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル1～2	届出の都度
北九州市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
熊本市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度

- (注) 1 当省が、大防法に基づく届出を受理している本庁又は出先機関を1箇所抽出し、その管轄区域に所在する機関・部署との共有状況を調査した結果による。
- 2 安衛法に基づく届出の「共有状況」の「全機関と共有」とは、調査対象とした政令市等の本庁又は出先機関の管轄区域内において、安衛法に基づく届出を受理している労基署の全てと届出情報を共有しているものを指す。
- 3 建設リサイクル法に基づく届出の「共有状況」の「全機関と共有」とは、調査対象とした政令市等の本庁又は出先機関の管轄区域内において、建設リサイクル法に基づく届出を受理している県の本庁若しくは出先機関、建築主事を置く市町村若しくは特別区又は県の条例により権限を委任されている市町村の全てと届出情報を共有しているものを指す。
- 4 建設リサイクル法に基づく届出の「共有範囲」欄について、「全届出」は、アスベスト含有建材の使用の記載の有無にかかわらず共有しているもの（ただし、対象建築物等の床面積、構造等で共有対象を限定しているものを含む。）、「レベル1～3」はレベル3も含めたアスベスト含有建材の使用の記載がある届出のみ共有しているもの、「レベル1～2」はレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用の記載がある届出のみ共有しているものを指す。
- 5 アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものについては届出の都度、使用されている旨の記載がないものについては月1回程度共有している。

表2-(2)-⑥ 大防法に基づく事前調査の適切な実施や届出漏れ防止のために、共有情報を活用している例

No.	縣市名	概要
1	大阪府	<p>大阪府は、条例により、レベル3のアスベスト含有建材のうち、成形板が1,000㎡以上使用されている建築物等の解体等工事について、発注者等に対して事前の届出を義務付けているほか、建設リサイクル法に基づく届出情報についても、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものも含めて入手している。</p> <p>大阪府は、これらの情報を踏まえて、条例に基づく届出があった解体等工事については、原則として全件、建設リサイクル法に基づく届出情報で把握した解体等工事については、建築物等の面積等から優先順位を付けて立入検査を実施している。</p>
2	熊本県	<p>熊本県は、建設リサイクル法に基づく届出情報について、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものも含めて入手しているほか、独自に定めた要綱に基づき、建設リサイクル法に基づく届出の際に、アスベスト含有建材の使用状況に関する事前調査の結果等を記載する様式を配布し、大防法担当部局への提出を求めている。</p> <p>熊本県は、これらの情報を踏まえて、建築物等の建築年次及び構造から優先順位を付けて立入検査を実施している。</p>
3	札幌市	<p>札幌市は、建設リサイクル法に基づく届出情報について、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものも含めて入手し、次のとおり活用している。</p> <p>① 届出情報から把握した解体等工事のうち、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、建築年代が古いもの等の中から、担当者の経験等によりアスベスト含有建材が使用されている可能性があると考えられるものを抽出して、事業者に対して電話により、事前調査が適切に実施されているか等について聴取している。</p> <p>② 平成27年4月から5月まで<sup>(注)</sup>にかけて、試行的に、工事内容、建築年次、構造、面積等から優先順位を付けて立入検査を実施している。なお、その結果に基づき、当該取組を今後も継続するか検討していくことを予定している。</p> <p>(注) 平成27年4月から7月末までに調査を実施した。</p>
4	仙台市	<p>仙台市は、建設リサイクル法に基づく届出情報について、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものも含めて入手しており、この中から新增築、修繕、木造建築等を除外したものについて、原則として全件、立入検査を実施している。</p>
5	川崎市	<p>川崎市は、条例により、レベル3のアスベスト含有建材のうち、成形板が使用された床面積80㎡以上の建築物の解体工事について、事業者に対して事前の届出を義務付けているほか、建設リサイクル法に基づく届出情報についても、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものも含めて入手している。</p>

No.	県市名	概要
		川崎市は、条例に基づく届出のあった解体工事については、原則として全件、立入検査を行っているほか、建設リサイクル法に基づく届出のうち、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものを対象とした立入検査も週1回実施している。
6	北九州市	北九州市は、建設リサイクル法に基づく届出を行った者に大防法担当部局の確認を受けるよう指導し、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材は使用されていないとする解体等工事についても、大防法担当部局において事前調査が適切に実施されているか等について聴取している。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑦ 県市における情報共有の頻度

i) 安衛法に基づく届出情報の共有頻度

区 分	該当県市	
届出の都度共有	17県市	埼玉県、千葉県、新潟県、大阪府、広島県、福岡県、熊本県 さいたま市、千葉市、新潟市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市
週1回程度まとめて共有	1県	愛知県
月1回程度まとめて共有	3市	千代田区、新宿区、岡山市
年1回程度まとめて共有	1市	札幌市

(注) 当省の調査結果による。

ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報の共有頻度

区 分	該当縣市	
届出の都度共有	16縣市	神奈川県、新潟県、兵庫県、福岡県、熊本県 札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、新潟市、 浜松市、堺市、神戸市、福岡市、北九州市、熊本市
週2回程度まとめて共有	2縣市	千代田区、大田区
週1回程度まとめて共有	3縣市	愛知県、広島県 大阪市
月1回程度まとめて共有	2縣市	岡山県 岡山市
その他	3縣市	宮城県 (注2) 大阪府 (注3) 、 静岡市 (注4)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 県の出先機関が受理するものは月1回程度、管轄区域内の市が受理するものは、アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものは届出の都度、それ以外は月1回程度情報を共有している。

3 府の出先機関及び管轄区域内の一部の市が受理するものは届出の都度、管轄区域内の他の市が受理するものは週1回程度情報を共有している。

4 アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものは届出の都度、使用されている旨の記載がないものについては月1回程度情報を共有している。

表2-(2)-⑧ 関係法令に基づく届出情報の共有を行っていない理由（縣市）

理由区分	該当縣市	
解体等工事の発注者又は事業者が、安衛法に基づく届出又は建設リサイクル法に基づく届出を行っているにもかかわらず、大防法に基づく届出を行わないことは通常想定されないなど、情報共有の必要性は乏しい	15縣市	北海道、宮城県、埼玉県、 神奈川県、京都府、兵庫県 仙台市、千葉市、新宿区、横浜市、 川崎市、相模原市、静岡市、 浜松市、京都市
関係法令に基づく届出情報の共有に係る業務負担が大きい	4縣市	千葉県、静岡県 千葉市、横浜市

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑨ 騒音規制法等に基づく届出情報等を活用している例

No	概要	
1	名古屋市	<p>名古屋市は、大防法担当部局が騒音規制法及び振動規制法も担当しており、騒音規制法等に基づく届出の際に、大防法に基づくアスベスト含有建材の使用状況に関する事前調査の結果等を記載する様式の提出を求めている。</p> <p>名古屋市は、これにより把握した解体等工事の中から建築年次、構造等により対象を抽出し、立入検査を実施している。</p>
2	神戸市	<p>神戸市は、兵庫県の条例に基づき、i) 床面積 80 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満でレベル 3 のアスベスト含有建材が使用された建築物の解体等工事及び ii) 床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事について、事業者から事前の届出を受理している。</p> <p>また、神戸市は、大防法担当部局が騒音規制法及び振動規制法も担当しており、騒音規制法等に基づく届出からも、大防法に基づく届出が行われていない解体等工事の情報を把握している。</p> <p>神戸市は、これらを踏まえて、上記 i) の工事については、週 1 回の大防法担当部局と建設リサイクル法担当部局が合同で立入検査を実施し、上記 ii) の工事については、原則として全件、立入検査を実施しているほか、騒音規制法等に基づく届出のあった解体等工事のうち、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものについても、週 2 回、用途及び構造により対象を抽出し、立入検査を実施している。</p>
3	広島市	<p>広島市は、大防法担当部局が騒音規制法及び振動規制法も担当しており、騒音規制法等に基づく届出の受理の際に、工事対象の建築物等について、アスベスト含有建材が使用されているか、事前調査が適切に実施されているか等について聴取し、調査表を作成するとともに、アスベスト含有建材の有無に係る分析結果や事前調査結果の掲示に係る現場の写真の提出を求めている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑩ 労基署における関係法令に基づく届出情報の共有状況

i) 総括表

区 分	該当労基署	
管轄区域に所在する全ての機関・部署と大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報をいずれも共有	12労基署	室蘭署、 <u>さいたま署</u> 、川口署、千葉署、 <u>中央署</u> 、新潟署、長岡署、半田署、福岡中央署、北九州西署、熊本署、玉名署
管轄区域に所在する全ての機関・部署と、大防法に基づく届出情報又は建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれか一方を共有	16労基署	(大防法に基づく届出情報を共有) 札幌中央署、東金署、新宿署、天満署、堺署、北大阪署、神戸東署、廿日市署 (建設リサイクル法に基づく届出情報を共有) <u>大田署</u> 、 <u>横浜南署</u> 、 <u>川崎南署</u> 、 <u>相模原署</u> 、 <u>厚木署</u> 、浜松署、静岡署、沼津署
管轄区域に所在する一部の機関・部署と大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報をいずれも共有	4労基署	仙台署、名古屋北署、岡山署、広島中央署
大防法に基づく届出情報又は建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれも未共有	3労基署	京都上署、京都南署、相生署

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線を付した労基署は、建設リサイクル法に基づく届出情報について、管轄区域に所在する全ての機関・部署と、アスベスト含有建材が使用されている旨の記載の有無にかかわらず共有している。

ii) 労基署における情報共有の状況

事項 労基署名	大防法に基づく届出		建設リサイクル法に基づく届出		
	共有状況	共有頻度	共有状況	共有範囲	共有頻度
札幌中央署	全機関と共有	年1回	未共有	—	—
室蘭署	全機関と共有	週1回	全機関と共有	レベル1~3	届出の都度
仙台署	一部機関と共有	—	一部機関と共有	—	—
さいたま署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	その他 <sup>(注5)</sup>
川口署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	その他 <sup>(注5)</sup>
千葉署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル1~2	届出の都度
東金署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
中央署	全機関と共有	月1回	全機関と共有	全届出	月1回
大田署	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
新宿署	全機関と共有	月1回	未共有	—	—
横浜南署	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
川崎南署	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
相模原署	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
厚木署	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
新潟署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル1~3	届出の都度
長岡署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル1~3	届出の都度

浜松署	未共有	—	全機関と共有	レベル 1～3	週 1 回
静岡署	未共有	—	全機関と共有	レベル 1～3	届出の都度
沼津署	未共有	—	全機関と共有	レベル 1～3	届出の都度
名古屋北署	一部機関と共有	—	一部機関と共有	—	—
半田署	全機関と共有	週 1 回	全機関と共有	レベル 1～3	週 1 回
京都上署	未共有	—	未共有	—	—
京都南署	未共有	—	未共有	—	—
天満署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
堺署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
北大阪署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
神戸東署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
相生署	未共有	—	未共有	—	—
岡山署	一部機関と共有	—	一部機関と共有	—	—
広島中央署	一部機関と共有	—	一部機関と共有	—	—
廿日市署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
福岡中央署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル 1～2	届出の都度
北九州西署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル 1～2	届出の都度
熊本署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル 1～3	届出の都度
玉名署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル 1～3	届出の都度

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 大防法に基づく届出の「共有状況」欄について、「全機関と共有」とは、調査対象とした労基署の管轄区域内において、大防法に基づく届出を受理している県の本庁又は出先機関若しくは政令市等の全てと届出情報を共有しているもの、「一部機関と共有」とは、その一部とのみ共有しているものを指す。
- 3 建設リサイクル法に基づく届出の「共有状況」欄について、「全機関と共有」とは、調査対象とした労基署の管轄区域内において、建設リサイクル法に基づく届出を受理している県の本庁又は出先機関、建築主事を置く市町村又は特別区若しくは県の条例により権限を委任されている市町村の全てと届出情報を共有しているもの、「一部機関と共有」とは、その一部とのみ共有しているものを指す。
- 4 建設リサイクル法に基づく届出の「共有範囲」欄について、「全届出」は、アスベスト含有建材の使用の記載の有無にかかわらず共有しているもの、「レベル 1～3」はレベル 3 も含めたアスベスト含有建材の使用の記載がある届出のみ共有しているもの、「レベル 1～2」はレベル 1 又はレベル 2 のアスベスト含有建材使用の記載がある届出のみ共有しているものを指す。
- 5 アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものは届出の都度、使用されている旨の記載がないものについては週 1 回程度情報を共有している。

表2-(2)-⑪ 共有情報をレベル3のアスベスト含有建材に係るばく露防止措置の遵守状況の指導監督に活用している例

No.	労基署名	概要
1	熊本署	熊本労基署は、熊本市から入手している建設リサイクル法に基づく届出情報のうち、レベル3のアスベスト含有建材の使用が確認されている建築物等に係るものから対象を抽出して、当該建材が適切に処理されているか等について確認するため、立入検査を実施している。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑫ 労基署における情報共有の頻度

i) 大防法に基づく届出情報の共有頻度

区分	該当労基署	
届出の都度共有	15労基署	さいたま署、川口署、千葉署、東金署、新潟署、長岡署、天満署、堺署、北大阪署、神戸東署、廿日市署、福岡中央署、北九州西署、熊本署、玉名署
週1回程度まとめて共有	2労基署	室蘭署、半田署
月1回程度まとめて共有	2労基署	中央署、新宿署
年1回程度まとめて共有	1労基署	札幌中央署

(注) 当省の調査結果による。

ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報の共有頻度

区分	該当労基署	
届出の都度共有	10労基署	室蘭署、千葉署、新潟署、長岡署、静岡署、沼津署、福岡中央署、北九州西署、熊本署、玉名署
週1回程度まとめて共有	2労基署	浜松署、半田署
月1回程度まとめて共有	6労基署	中央署、大田署、横浜南署、川崎南署、相模原署、厚木署
その他	2労基署	さいたま署 <sup>(注2)</sup> 、川口署 <sup>(注2)</sup>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものは届出の都度、使用されている旨の記載がないものについては週1回程度情報を共有している。

表2-(2)-⑬ 関係法令に基づく届出情報の共有を行っていない理由(労基署)

理由区分	該当労基署	
解体等工事の発注者又は事業者が、大防法に基づく届出を行っているにもかかわらず、安衛法に基づく届出を行わないことは通常想定されないなど、情報共有の必要性は乏しい	7労基署	横浜南署、川崎南署、相模原署、厚木署、浜松署、静岡署、沼津署
関係法令に基づく届出情報の共有に係る業務負担が大きい	3労基署	天満署、堺署、北大阪署

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑭ 県市及び労基署における情報共有の工夫例

No	県市・労基署名	概要
1	大阪府 福岡県 仙台市 さいたま市 川崎市 浜松市	<p>川崎市では、従来から、建設リサイクル法担当部局が建設リサイクル法に基づく届出情報を整理した表を作成しているところ、同表を、同市内部の共用サーバー上に保存しており、大防法担当部局においても常時閲覧することが可能となっている。</p> <p>なお、同様の取組が、大阪府、福岡県、仙台市、さいたま市及び浜松市においてもみられた。</p>
2	愛知県 半田署	<p>愛知県の出先機関である知多県民センターは、その管轄区域を管轄する半田労基署に対して、週1回、大防法に基づく届出情報を整理した一覧表をファクシミリで送信し、同署は、受信した一覧表に掲載されていない解体等工事について、安衛法に基づく届出が行われていた場合には、その届出情報の一覧表を返信している。</p> <p>なお、必要に応じて、合同で立入検査を行うため、同センター及び同署は、それぞれ立入検査を行う予定がある場合、その日程を届出情報の一覧表に明記して送信している。</p>
3	愛知県 半田署	<p>愛知労働局は、週1回、愛知県等から建設リサイクル法に基づく届出情報の提供を受け、その情報を、管下の労基署が閲覧できるシステムに登録しており、半田労基署は、当該システムに登録された届出情報を閲覧している。</p>
4	福岡市 福岡中央署	<p>福岡市と同市内を管轄する福岡中央労基署は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出を受理した都度、その情報を相互に提供している。</p> <p>提供方法については、福岡市及び福岡中央労基署のいずれにおいても、従来から、届出情報を整理した表を電子媒体で作成しており、当該様式を加工して電子メールにより送付している。</p>
5	北九州市	<p>北九州市は、建設リサイクル法に基づく届出について、建設リサイクル法担当部局に提出する前に、大防法担当部局で、事前調査結果の確認を受けるよう指導しており、大防法担当部局は、これにより、建設リサイクル法の届出情報を把握している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

### (3) 事前調査結果等の適切な掲示の確保

勸告	説明図表番号
<p>解体等工事を行う事業者は、大防法第18条の17第4項並びに大防法施行規則第16条の9及び第16条の10の規定に基づき、当該工事が特定工事に該当するかどうかにかかわらず、当該工事の期間中、解体等工事現場において、i) 事前調査の結果、ii) 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名、iii) 調査を終了した年月日、iv) 調査の方法、v) 当該工事が特定工事に該当する場合は、大防法施行令第3条の3に定められている特定建築材料の種類を、公衆に見やすいように掲示板を設けることにより掲示（以下「事前調査結果の掲示」という。）しなければならないこととされている<sup>(注1)</sup>。</p> <p>(注1) 解体等工事の現場において、事前調査が不十分でアスベストの飛散事例が確認されたことなどを背景に、事前調査の結果等の情報開示範囲を拡充し、工事現場周辺の住民の不安解消を図るため、平成25年6月の大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号。平成26年6月施行）において新設された。</p>	表2-(3)-①
<p>また、解体等工事において、特定粉じん排出等作業を行う場合、事業者は、事前調査結果の掲示に加え、大防法第18条の14及び大防法施行規則第16条の4の規定に基づき、当該作業の実施期間中、i) 大防法に基づく届出の年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名、ii) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名、iii) 当該作業の実施期間、iv) 当該作業の方法、v) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所を、解体等工事現場の見やすい箇所に掲示（以下「作業方法等の掲示」という。）しなければならないこととされている。作業方法等の掲示の場所については、環境省は、飛散防止対策マニュアルにおいて、事前調査結果の掲示と同様、「周辺住民からも見やすい場所に設けられることが望ましい」としている。</p> <p>今回、39県市において、平成27年4月から7月までの間に行われた解体等工事の現場から、各地域3か所程度、計116か所を抽出<sup>(注2)</sup>し、解体等工事期間中の各現場における事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示の状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>(注2) 当省の調査時点において、大防法に基づく届出がある解体等工事現場と、届出がない解体等工事現場の数が同数程度になるよう選定した。</p>	表2-(3)-①（再掲）  表2-(3)-②
<p><b>(解体等工事現場における事前調査結果等の掲示状況)</b></p> <p><b>ア 事前調査結果の掲示状況</b></p> <p>事前調査結果の掲示は、解体等工事が特定工事に該当するかどうかにかかわらず（ただし、特定工事に該当しないことが明らかなものとして大防法施行規則第16条の5で定める建設工事の場合を除く。）、当該工事の期間中、行わなければならないとされている。調査した116か所の解体等工事現場における事前調査結果の掲示状況をみると、表1のとおり、公衆に見やすい場所に掲示がないもの</p>	表2-(3)-③

が37か所（32%）、掲示は行われているが掲示内容に不備（法定掲示事項の一部未掲示）があるものが20か所（17%）みられた。これらのケースについて、大防法に基づく届出（下表の注2参照）の有無別にみると、いずれも届出がない場合（掲示なし：64か所中28か所（44%）、掲示内容に不備あり：64か所中15か所（23%））の方が届出がある場合（掲示なし：52か所中9か所（17%）、掲示内容に不備あり：52か所中5か所（10%））より多いものとなっている。

表1 解体等工事現場における事前調査結果の掲示状況

区分	調査対象解体等工事現場数	公衆に見やすい場所に 掲示あり			掲示なし		
		掲示内容 が適正な もの	掲示内容 に不備が あるもの (注3)	小計	解体等工 事期間中 に掲示を 行ってい ないもの	解体等工 事終了前 に掲示を 撤去し たもの	小計
大防 法に 基 づ く 届 出 が あ る も の  (注2)	52か所 (100%)	38か所 (73%)	5か所 (10%)	43か所 (83%)	1か所 (2%)	8か所 (15%)	9か所 (17%)
大防 法に 基 づ く 届 出 が な い も の  (注2)	64か所 (100%)	21か所 (33%)	15か所 (23%)	36か所 (56%)	27か所 (42%)	1か所 (2%)	28か所 (44%)
合計	116か所 (100%)	59か所 (51%)	<b>20か所</b> (17%)	79か所 (68%)	28か所 (24%)	9か所 (8%)	<b>37か所</b> (32%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 大防法に基づく届出があるものとは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の場合であり、また、大防法に基づく届出がないものとは、特定粉じん排出等作業を伴わない建設工事の場合である。

3 掲示内容に不備があるものとは、大防法により掲示することとされている事項の一部（調査を行った者の氏名又は名称及び住所等）が掲示されていないものをいう。

### イ 作業方法等の掲示状況

作業方法等の掲示は、特定粉じん排出等作業の実施期間中、行わなければならないとされている。今回調査した116か所の解体等工事現場のうち、当省が事前調査結果の掲示状況を調査した際、当該作業の実施期間中であった44か所の作業方法等の掲示状況をみたところ、表2のとおり、解体等工事現場周辺の住民にとって見やすい場所に掲示がないものが1か所（2%）、掲示は行われているが掲示内容に不備（法定掲示事項の一部未掲示）があるものが6か所（14%）みられた。

表2-(3)-④

表2 解体等工事現場における作業方法等の掲示状況

調査対象解体等工事現場数	解体等工事現場周辺の住民にとって見やすい場所に掲示あり			掲示なし
	掲示内容が適正なもの	掲示内容に不備があるもの	小計	
44か所 (100%)	37か所 (84%)	<b>6か所</b> (14%)	43か所 (98%)	<b>1か所</b> (2%)

(注) 当省の調査結果による。

**(掲示義務が遵守されていない原因とその対処例)**

以上のように、解体等工事現場における事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示義務については、必ずしも十分に遵守されておらず、これについては、以下のことに起因するものと考えられる。

- ① 解体等工事を行う事業者が、大防法に基づく事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示の必要性、掲示事項の内容及び掲示期間を十分に承知していないこと。
- ② 特定粉じん排出等作業を伴わない建設工事を行う事業者の場合、大防法に基づく届出が必要ないことから、県市の大防法担当部局に接触しないため、事前調査結果の掲示の必要性を認識する機会がないこと。

なお、②に関しては、調査した県市の中には、大防法に基づく届出が必要ない解体等工事に対しても、騒音規制法等に基づく届出や建設リサイクル法に基づく届出を活用し、事業者に対し、事前調査結果の掲示義務を周知している例（2県市）がみられた。

表2-(3)-⑤

**【所見】**

したがって、環境省は、解体等工事に伴うアスベストの飛散・ばく露に対する住民の不安解消を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 県市に対し、大防法に基づく事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示の必要性並びに掲示事項の内容及び掲示期間について、飛散防止対策マニュアルを踏まえて掲示義務の遵守が図られるよう、事業者への周知徹底を要請すること。
- ② 大防法に基づく届出がない解体等工事についても事業者により掲示義務が適切に遵守されるよう、県市に対し、効果的な取組例を周知し、促すこと。

表2-3-① 事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示に関する大防法の規定

<事前調査結果の掲示関係>

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（解体等工事に係る調査及び説明等）

第18条の17 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第26条第1項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第18条の15第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 （略）

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第26条第1項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

○ 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）（抜粋）

（特定工事に該当しないことが明らかな建設工事）

第16条の5 法第18条の17第1項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

- 一 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- 二 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

（解体等工事に係る掲示の方法）

第16条の9 法第18条の17第4項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

（解体等工事に係る掲示の事項）

第16条の10 法第18条の17第4項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第18条の17第1項又は第3項の規定による調査を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 調査を終了した年月日
- 三 調査の方法
- 四 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

<作業方法等の掲示関係>

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（定義等）

第2条（略）

2～11（略）

12 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

（作業基準）

第18条の14 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

○ 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）（抜粋）

（特定建築材料）

第3条の3 法第2条第12項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

（特定粉じん排出等作業）

第3条の4 法第2条第12項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

○ 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）（抜粋）

（作業基準）

第16条の4 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
  - イ 法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
  - ニ 特定粉じん排出等作業の方法
  - ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 二（略）

（注） 下線は当省が付した。

表2-3-② 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」(平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)

第2章 大気汚染防止法における石綿飛散防止対策の解説
2.4 作業基準
(1) 掲示
<p>特定粉じん排出等作業の実施の期間や作業の方法等の事項を表示した掲示板を設けることが作業基準に規定(施行規則第16条の4第1号)されていることから、当該掲示板が設けられていない場合は、法第18条の1に規定される作業基準適合命令等の対象になり得るものとなる。当該掲示板は、<u>周辺住民からも見やすい場所に設けられることが望ましい。</u></p> <p>なお、掲示については、具体的な様式が定められておらず、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えないものとされており、また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要もないとされている。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表2-3-③ 解体等工事現場における事前調査結果の掲示状況

区分	調査対象 解体等工 事現場数	公衆に見やすい場所に掲示あり							掲示なし	
		うち、 掲 示 内 容 が 適 正 な も の	うち、 掲 示 内 容 に 不 備 が あ る も の	左の内訳				うち、 解 体 等 工 事 終 了 前 に 撤 去		
				調査を行った者の氏名・名称及び住所(法人の場合、代表者の氏名)	調査を終了した年月日	調査の方法	アスベスト含有建材の種類			
大防法に基づく届出あり	52か所 (100%)	43か所 (83%)	38か所 (73%)	5か所 (10%)	5か所 (10%)	1か所 (2%)	0か所	1か所 (2%)	9か所 (17%)	8か所 (15%)
大防法に基づく届出なし	64か所 (100%)	36か所 (56%)	21か所 (33%)	15か所 (23%)	13か所 (20%)	7か所 (11%)	4か所 (6%)	1か所 (2%)	28か所 (44%)	1か所 (2%)
合計	116か所 (100%)	79か所 (68%)	59か所 (51%)	20か所 (17%)	18か所 (16%)	8か所 (7%)	4か所 (3%)	2か所 (2%)	37か所 (32%)	9か所 (8%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 大防法に基づく届出があるものとは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の場合であり、また、大防法に基づく届出がないものとは、特定粉じん排出等作業を伴わない建設工事の場合である。  
 3 掲示内容に不備があるものとは、大防法により掲示することとされている事項の一部(調査を行った者の氏名又は名称及び住所等)が掲示されていないものをいう。  
 4 複数の掲示事項を表示していない場合があるため、「うち、掲示内容に不備あるもの」欄と「左の内訳」欄の合計は一致しない。

表2-(3)-④ 解体等工事現場における作業方法等の掲示状況

調査対象 解体等工 事現場数	解体等工事現場周辺の住民にとって見やすい場所に掲示あり					掲示なし
	うち、 掲示内容が適正 なもの	うち、 内容に不備があ るもの	左の内訳			
			大防法に基づく届出の 年月日及び届出先、届 出者の氏名又は名称及 び住所（法人の場合は、 その代表者の氏名）	アスベスト除去等 作業を行う者の氏 名又は名称及び住 所（法人の場合は、 その代表者の氏名）		
44か所 (100%)	43か所 (98%)	37か所 (84%)	6か所 (14%)	4か所 (9%)	2か所 (5%)	1か所 (2%)

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-⑤ 騒音規制法等に基づく届出又は建設リサイクル法に基づく届出の機会を活用し、事業者に対し事前調査結果の掲示義務を周知している例

県市名	概 要
千葉市	千葉市は、解体等工事で重機等を使用する場合、騒音規制法等に基づく届出が行われるケースが多いことから、この機会を捉えて、事業者に対し、「アスベストの調査結果の掲示・施主への説明はお済みですか？」(チラシ)を配布し、第三者に見やすい位置に事前調査結果を掲示しなければならないこと等を周知している。
川崎市	川崎市は、大防法に基づく届出がない解体等工事であっても、建設リサイクル法に基づく届出が行われるケースが多いことから、この機会を捉えて、事業者に対し、「発注者・解体工事業者の皆様へ」(チラシ)を配布し、事前調査結果の掲示等の必要性を含め、事業者が遵守すべき事項を周知している。

(注) 当省の調査結果による。

(4) 大気中へのアスベストの飛散防止の徹底

ア 集じん・排気装置からの漏えい防止の徹底

勸告	説明図表番号
<p>建築物等の解体等工事において、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材(特定建築材料)をかき落とし、切断又は破砕により除去するときは、アスベストの大気中への飛散を防止するため、事業者は、①当該作業場を隔離し、集じん・排気装置を使用して作業場及び前室を負圧<sup>(注1)</sup>に保つこと、②作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器<sup>(注2)</sup>を用いて集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該作業を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること等が義務付けられている(大防法第18条の14及び第18条の18並びに大防法施行規則第16条の4第2号及び別表第7)。</p>	<p>表 2-(4)-ア-①</p>
<p>このうち、②の集じん・排気装置の稼働状況の確認については、環境省の飛散防止対策マニュアルにおいて、集じん・排気装置を稼働させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認の上、除去等の作業開始後に排気口の濃度が開始前と比較して上昇していないことを確認する等といった具体的な確認方法が示されている。</p>	<p>表 2-(4)-ア-②</p>
<p>(注1) 「負圧」とは、作業場内の気圧が外部の気圧よりも低い状態をいう。</p> <p>(注2) 飛散防止対策マニュアルによれば、粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定機(リアルタイムファイバーモニター)が含まれる。</p> <p>なお、これらの機器は粉じんの濃度測定を行うものである(したがって、アスベスト濃度そのものは測定できない)が、集じん・排気装置から粉じんの漏えいが認められる場合、装置が正常に稼働していないおそれがあり、装置内部の洗浄やフィルター交換などの措置を講ずる必要があるとされている。</p>	<p>表 2-(4)-ア-② (再掲)</p>
<p>また、県市は、大防法第26条第1項及び大防法施行令第12条第9項の規定に基づき、事業者に対し、大気中にアスベストが飛散するおそれのある解体等の作業(特定粉じん排出等作業)の方法等について報告を求め、又は解体等工事の現場に立ち入り、集じん・排気装置を含む機械器具、関係帳簿書類等进行检查できるものとされている。</p>	<p>表 2-(4)-ア-① (再掲)</p>
<p>この立入検査における集じん・排気装置の稼働状況の確認については、環境省の「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き(建築物等の解体等現場)」(平成26年7月環境省水・大気環境局大気環境課)において、デジタル粉じん計<sup>(注3)</sup>等により正常稼働を確認しているかを聴取等により確認することとされている。</p> <p>(注3) 空気中に浮遊している粉じんに光を当て、その散乱光の強弱で質量濃度を測定する機器であり、リアルタイムで測定が可能である。測定値の単位であるcpmは散乱光量を示すものであり、質量濃度(mg/m<sup>3</sup>)に変換が可能である。</p>	<p>表 2-(4)-ア-③</p>
<p>今回、39 県市における立入検査時の集じん・排気装置の正常稼働の確認状況を調査したところ、事業者による確認状況を聴取等により確認するほか、16 県市では、自ら保有するデジタル粉じん計等を用いた確認も実施し(後述参照)、異常が疑われるなどの場合には、指導を行っていた。</p> <p>しかし、デジタル粉じん計等による測定の結果、粉じん濃度が低下せず、県市が集</p>	<p>表 2-(4)-ア-④</p>

<p>じん・排気装置の異常が疑われると思料した場合であっても、下記の事例1のとおり、事業者から必ずしも集じん・排気装置が正常に稼働していないことにはならないとの抗弁があり、県市が事業者に対する改善指導に苦慮している例がみられた。</p> <p>(事例1)</p> <p>神戸市は、平成27年3月の解体工事に係る立入検査の実施時に、自ら保有するデジタル粉じん計を使用し、集じん・排気装置の排気口の粉じん濃度を測定したところ、当該濃度が8cpm～10cpmのまま低下せず、集じん・排気装置の正常稼働が疑われたため、事業者に対し改善指導を行い、改善が図られたものの、依然として2cpm～3cpmの値を示した。このため、神戸市は、再度、更なる改善措置を講ずるよう指導したところ、事業者は、飛散防止対策マニュアルでは、作業開始後の粉じん濃度が作業開始前と比較して上昇していなければ良いこととされており、当該濃度の水準は関係ないとして、改善措置を講ずることなく作業を続行した。</p> <p>こうした事業者の抗弁は、前述のとおり、集じん・排気装置の稼働状況の確認について、飛散防止対策マニュアルにおいて、集じん・排気装置を稼働させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認の上、除去等の作業開始後に排気口の濃度が開始前と比較して上昇していないことを確認することしか示されておらず、当該濃度がどの程度まで下がる必要があるのかについて具体的な数値の目安が示されていないことに起因するものと考えられる。</p> <p>調査した県市の中には、集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度に関し、望ましい水準を設定しているところもあり、その内容をみると、原則0cpmとするものから10cpm未満まで幅があるものとなっている。これらの目安は、県市において過去の経験を踏まえ設定されているものであり、必ずしも十分な根拠に基づくものではなく、上記のとおり、事業者から抗弁を受けた県市が改善指導に苦慮している例もみられることから、国が客観的な目安を示す必要があると考えられる。</p> <p>また、自ら保有するデジタル粉じん計等を用いた集じん・排気装置の正常稼働の確認を実施している16県市においては、事業者のデジタル粉じん計の調整不十分等により、集じん・排気装置を稼働させた時の排気口のダクト内部の粉じん濃度が適切に測定されない可能性があることなどから、自ら確認を行っている。その状況をみると、下記の事例2及び3のとおり、事業者による粉じん濃度の測定結果では一定濃度まで下がって安定し、その点で異常は認められない場合であっても、県市が行った粉じん濃度測定では、作業開始後に粉じん濃度が上昇するなど、集じん・排気装置の正常稼働が疑われるため、解体等工事の中断、原因究明等を指導している例がみられた。</p> <p>(事例2)</p> <p>名古屋市は、平成27年2月の解体等工事に係る立入検査の実施時に、自ら保有するデジタル粉じん計を使用し、集じん・排気装置の排気口の粉じん濃度を測定したところ、当該濃度が10cpmのまま低下せず、集じん・排気装置の正常稼働が疑われたため、事業者に対し、除去等の作業を中止し、集じん・排気装置を整備するよう指導した。</p>	<p>表 2-(4)-ア-⑤</p> <p>表 2-(4)-ア-④ (再掲)</p> <p>表 2-(4)-ア-⑥</p> <p>表 2-(4)-ア-⑦</p>
---	--

(事例 3)

川崎市は、平成 27 年 1 月の解体等工事において、事業者による集じん・排気装置の排気口の粉じん濃度の測定結果は 1cpm と異常とは認められない値であったが、当該工事に係る立入検査の実施時に、自ら保有するデジタル粉じん計を使用し、当該濃度を測定したところ、作業開始後に 3cpm～6cpm まで上昇し、集じん・排気装置の正常稼働が疑われたため、作業の継続は認めつつも、作業中に適宜測定を行い、3cpm 以上になった場合には改善措置を行うよう指導した。

**【所見】**

したがって、環境省は、集じん・排気装置からのアスベストの漏えい防止をより一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度に関して、測定機器に関する情報や現場での測定値等の情報を収集し、事業者の指導等に有用な望ましい水準（目安）等を県市に示すことについて検討すること。
- ② 県市に対し、事業者による集じん・排気装置の正常稼働の確認が適切に行われているかの確認に当たり、効果的な取組を行っている例を県市から収集して周知し、当該確認に有効に活用するよう促すこと。

表 2-(4)-ア-① 大防法に基づく集じん・排気装置の設置、立入検査に関する規定

○ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）（抜粋）

（定義等）

第 2 条 （略）

2～11 （略）

12 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築物で政令で定めるもの（以下「特定建築物」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

13・14 （略）

（作業基準）

第 18 条の 14 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第 18 条の 15 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（中略）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 特定工事の場所

四 特定粉じん排出等作業の種類

五 特定粉じん排出等作業の実施の期間

六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

七 特定粉じん排出等作業の方法

2・3 （略）

（作業基準の遵守義務）

第 18 条の 18 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

（報告及び検査）

第 26 条 環境大臣又は 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、

又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

○ **大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）（抜粋）**

（特定建築材料）

第 3 条の 3 法第 2 条第 12 項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

（特定粉じん排出等作業）

第 3 条の 4 法第 2 条第 12 項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

（報告及び検査）

第 12 条 (略)

2～8 (略)

9 環境大臣又は 都道府県知事は、法第 26 条第 1 項の規定により、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに法第 18 条の 15 第 3 項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物等、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

○ **大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）（抜粋）**

（作業基準）

第 16 条の 4 石綿に係る法第 18 条の 14 の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 前号に定めるもののほか、別表第 7 の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第 7（第 16 条の 4 関係）

一	<u>令第 3 条の 4 第 1 号に掲げる作業（次項又は 3 の項に掲げるものを除く。）</u>	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ <u>作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本工業規格 Z 八一二二に定める H E P A</u>
---	---	---

		<p><u>フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</u></p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>ヘ <u>イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>ト・チ (略)</p>
二	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、令第3条の3第2号に掲げる建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）	(略)
三	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	(略)
四	<u>令第3条の4第2号に掲げる作業</u>	<p><u>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</u></p> <p><u>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は 1 の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守すること</u> とし、これら以外の方法で除去する場合は 2 の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ (略)</p>

(注) 下線は当省が付した。

## 2.4 作業基準

### 【用語】

- (8) 「集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認」

排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと、又は特定建築材料の除去の開始前に集じん・排気装置を稼働させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認の上、当該除去の開始後に排気口のダクト内部の粉じん濃度が当該除去の開始前と比較して上昇していないことを確認することをいい、当該除去中に定期的に確認することが望ましい。また、異常が認められた場合の「必要な措置」には、集じん・排気装置の補修、集じん・排気装置の交換、フィルタの取付けの不具合の修繕等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により異常が解消される必要がある。(3. 14. 3 参照)

なお、集じん・排気装置の移動時やフィルタ(1次フィルタ、2次フィルタ)交換時等で、集じん・排気装置の不具合が懸念された場合には、その都度、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認することが望ましい。

- (9) 「粉じんを迅速に測定できる機器」

粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定機(リアルタイムファイバーモニター)が含まれる。(3. 14. 4 参照)

## 3. 8. 2 除去作業の準備作業における留意事項

- (6) 集じん・排気装置の設置及び作業場の負圧化

### 1) 集じん・排気装置の役割

作業場の内部で掻き落とし、切断又は破砕により特定建築材料を除去する場合、高濃度の石綿粉じんが発生し、たとえ作業場が隔離養生されていても、わずかな隙間から隔離養生の外部へ石綿が飛散するおそれがある。集じん・排気装置(負圧除じん装置ともいう。)は、吸引した作業場内の汚染空気を、内部に組み込んだ HEPA フィルタを通過させて石綿粉じんを捕集し、ろ過した空気を外部へ排気することにより作業場内を負圧に維持し、汚染空気の漏洩を防止するとともに、セキュリティゾーンを経由して外部の新鮮空気を作業場内へ送るための装置である。

### 2) 集じん・排気装置の設置

集じん・排気装置は、集じん装置と排風機(ファン)で構成される(図 3.47)。集じん装置は、一般的に大きな粒子による目詰まりを防止するための 1 次フィルタ、2 次フィルタ及び HEPA フィルタの 3 層のフィルタが組み込まれている。



図 3.47 集じん・排気装置

### 3. 8. 5 集じん・排気装置の設置時（作業開始前）の点検

集じん・排気装置設置後、当該装置が正常に稼働することを以下の手順に従って確認する。  
集じん・排気装置の設置時の点検で、当該装置が正常に粉じんの捕集ができることを確認し、作業が開始された後の集じん・排気装置の稼働中の漏洩の監視は本編 3. 14. 3 の方法によって行う。

(以下略)

### 3. 14. 3 集じん・排気装置の排気口での漏洩監視

3. 8. 5 の集じん・排気装置の設置時の点検で、使用可能と判断された集じん・排気装置の作業中の排気口での漏洩監視は、3. 8. 5 と同様の位置で、ダクト内の排気を直接又は導電性のシリコンチューブ配管等により、パーティクルカウンター、粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、繊維状粒子自動計測器（リアルタイムファイバーモニター）のいずれかの計測器に連結し、粉じん濃度の状況を確認して行う。

(以下略)

### 3. 14. 4 漏洩監視用の機器の概要

#### (1) パーティクルカウンター

パーティクルカウンターは、空気中にある埃や微粒子などを計数する計測器である（図 3. 128）。微粒子からの光の散乱の強さを測り、その粒子の大きさに比例した光強度を電気信号として取り出すことで測定を行う。

(中略)

この方法で、集じん・排気装置の排気口内部の測定場所で簡易に粒子数を確認することができる。集じん・排気装置の HEPA フィルタを通過した排気中には粉じん粒子が殆ど含まれないが、フィルタの破損や、集じん・排気装置本体のビス等の緩み、歪みによる隙間、HEPA フィルタと本体の間のパッキンの劣化等による漏洩があった場合には粉じん粒子数が増加し、短時間で漏洩の有無の判断が可能であり、異常が確認された場合には、速やかに現場へ情報をフィードバックすることにより作業を中断し、原因を確かめ、補修し、飛散拡大を防ぐことが出来る。

(以下略)



図 3. 128 パーティクルカウンターの例

#### (2) 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）

粉じん相対濃度計は繊維状粒子のみを計測する機器ではないが、「繊維状粒子」と「非繊維状粒子」が空気中に存在する場合、「繊維状粒子」を「非繊維状粒子」としてカウントする。例えば集じん・排気装置の排気口の漏洩を監視する場合、もし漏洩がある場合は「繊維状粒子」と「非繊維状粒子」の両方が漏洩すると考えられるため、解体現場の影響がない場所より多くカウントした場合は漏洩があると判断できる。また、集じん・排気装置の排気口の内部で計測した場合は、作業開始前に確認した粉じんカウント数に対して、粉じ

んカウント数が増加した場合には、集じん・排気装置から漏洩を的確に把握することが可能である。

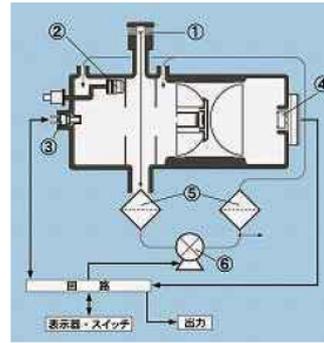
異常が確認された場合には、速やかに現場へ情報をフィードバックすることにより作業を中断し、原因を確かめ、補修し、飛散拡大を防ぐことができる。

粉じん相対濃度計の概観と構造図の例を図 3. 129、図 3. 130 にそれぞれ示す。なお、集じん・排気装置の排気口の内部で計測する場合には、吸引ポンプ内蔵の粉じん相対濃度計を使用する。

(以下略)



図 3. 129 吸引ポンプ内蔵の粉じん相対濃度計の例



①採気口 ②散乱板 ③発光部  
④受光部 ⑤フィルタ ⑥吸引ポンプ

図 3. 130 粉じん相対濃度計の構造の例

### (3) 繊維状粒子自動計測器（リアルタイムファイバーモニター）

繊維状粒子自動計測器は、位相差顕微鏡法（以下「PCM法」という）とは基本的に異なる原理に基づく計測器であるが、現在市販されているいずれの計測機もその計測値は標準アスベスト繊維で校正されており、長さ $5\mu\text{m}$ 以上、幅 $3\mu\text{m}$ 未満、アスペクト比3以上の総繊維数濃度をリアルタイム連続計測・記録が可能である。アスベスト除去作業場からのアスベストの漏洩監視のために実施されるセキュリティーゾーンの前と集じん・排気装置の排気口の出口付近での測定の場合、PCM法による測定ではリアルタイムの対応が不可能であるが、繊維状粒子自動計測器による測定では瞬時に漏洩を感知することが可能であり、設定した管理目標を超えた場合には警報音や警告表示による把握が容易に行え、アスベスト除去作業場の漏洩監視に適した方法である。

集じん・排気装置の排気口の内部で計測した場合は、作業開始前の粉じんのカウント数に対して、粉じんのカウント数が増加した場合には、集じん・排気装置からの漏洩を的確に把握することが可能であり、異常が確認された場合には、速やかに現場へ情報をフィードバックすることにより作業を中断し、原因を確かめ、補修し、飛散拡大を防ぐことが出来る。

測定は作業中に定期的実施するが、リアルタイム連続監視測定を行うことが望ましい。

現在、我が国で市販されている繊維状粒子自動計測器の外観を図 3. 131 に示す。具体的な操作方法、点検等については、各繊維状粒子自動計測器の取扱説明書に基づき行うと共に、メーカーで定期的に校正を受けた機器を使用することが望ましい。



図 3. 131 繊維状粒子自動計測器の例

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-ア-③ 「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き（建築物等の解体等現場）」（平成 26 年 7 月環境省水・大気環境局大気環境課）（抜粋）

6. 立入検査（現場立入）

6. 4 検査内容

2) 法に基づく届出がある解体等工事の現場等

(3) 隔離養生完了後（石綿除去前）の検査

法の作業基準に基づく石綿飛散防止措置が適正に図られているかの確認であり、特定工事の立入検査において、内容・時間ともに最も多くの割合を占める部分である。  
主要なチェックポイントを以下に示す。

● 集じん・排気装置

ア～オ (略)

カ デジタル粉じん計等により作業開始前の点検がなされ、装置の正常稼働を確認し、確認結果等を記録・保存しているか。

キ～コ (略)

(4) 石綿除去作業開始時

石綿除去作業開始後、速やかにデジタル粉じん計等により集じん・排気装置が正常に稼働していることを確認し、確認結果等を記録・保存しているか。

参考資料

2 立入検査チェックリスト例

2. 2 隔離養生完了後（石綿除去前）作業基準等チェックリスト例（抜粋）

項目		チェック方法	チェックポイント
集じん・排気装置	正常稼働を確認しているか	聴取等	デジタル粉じん計等により正常稼働を確認しているか。

2. 3 石綿除去中作業基準等チェックリスト例（抜粋）

項目		チェック方法	チェックポイント
集じん・排気装置	集じん・排気装置の正常稼働を確認しているか	聴取等	石綿除去作業開始後速やかにデジタル粉じん計等により正常稼働を確認しているか。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-ア-④ 県市が集じん・排気装置の正常稼働に係る指導に苦慮している例

No.	県市名	概 要
1	川崎市	<p>川崎市は、事業者を集じん・排気装置の正常稼働確認が義務付けられた平成26年6月以前から、立入検査の実施時において、同市自らデジタル粉じん計を用いて粉じん濃度を測定し、集じん・排気装置の正常稼働を確認していた。同市は、これまでの経験を踏まえ、集じん・排気装置稼働後に粉じん濃度が3cpm以下まで低減しない場合や、作業開始後に3cpm以上上昇した場合に集じん・排気装置の正常稼働が疑われると判断しているが、国が客観的な根拠に基づいて示した目安ではないことから、事業者から強く抗弁された場合、指導に苦慮することがあるとしている。</p>
2	神戸市	<p>神戸市は、集じん・排気装置が正常に稼働している場合、デジタル粉じん計による粉じん濃度の測定結果は0cpmに近い値になると考えられるとした上で、10cpm以上の数値が確認された場合には集じん・排気装置の正常稼働が疑われると判断しているが、次のとおり、測定結果に基づく指導に苦慮した例があったとしている。</p> <p>○ 同市が、平成27年3月、解体等工事に係る立入検査の実施時に粉じん濃度を測定したところ、8cpm～10cpmのまま低下しなかったため、事業者に対し、集じん・排気装置のダクト内の洗浄、HEPAフィルターの点検等を指導した。</p> <p>事業者による改善措置後、デジタル粉じん計の値は2cpm～3cpmに低下したものの、同市は、通常は0cpmに近い値になることを踏まえ、更なる改善措置を講ずるよう指導した。</p> <p>しかしながら、事業者は、環境省の飛散防止対策マニュアルでは、作業開始後に粉じん濃度が作業開始前と比較して上昇していなければ良いとされており、当該濃度の水準は関係ないとして、改善措置を講ずることなく作業を続行した。</p> <p>さらに、同市が、上記指導の翌日、再度立入検査を行い、粉じん濃度を測定したところ、125cpmの値が検出されたため、集じん・排気装置の交換等を検討するよう指導したが、事業者は、①作業現場周辺の粉じん、水滴が測定値に影響したものと考えられる、②上記と同様に、当該濃度の水準は問題ではないとして作業を続行し、同市は、作業を中断させることを断念し、再度の立入検査及びアスベスト濃度の測定により対応した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-ア-⑤ 県市において、集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度に関し、望ましい水準を設定している例

No.	県市名	概 要
1	兵庫県	<p>兵庫県は、立入検査の実施要領において、次のとおり、集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度に関し、望ましい水準を明記している。</p> <p>① 作業前においては、原則、デジタル粉じん計の数値が0cpmとなって安定していることを確認する。</p> <p>② 作業開始後、上記①の濃度からの上昇がみられる場合は集じん・排気装置に異常のおそれがあると判断する。</p>
2	熊本県	<p>熊本県は、立入検査の実施要領において、集じん・排気装置の稼働後のデジタル粉じん計等による測定値が、未稼働時のものと比較して特に高い数値ではないことを確認することとしている。</p> <p>なお、熊本県は、集じん・排気装置の未稼働時にデジタル粉じん計により測定した場合、通常、10cpm未滿となると説明している。</p>
3	川崎市	<p>川崎市は、これまで測定を行ってきた経験を踏まえ、立入検査の実施要領において、次のとおり、集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度に関し、望ましい水準を明記している。</p> <p>① 作業前においては、デジタル粉じん計の数値が減衰し、3cpm以下で安定していれば、集じん・排気装置は正常な状態であると判断する。</p> <p>② 作業開始後、①で安定した数値から3cpm以上上昇しなければ正常と判断する。1cpm～2cpm上昇した場合には、工事の継続は認める一方、事業者に対して作業期間中も適宜測定を行い、更に上昇するようであれば集じん・排気装置の点検を行うよう指導する。</p>
4	名古屋市	<p>名古屋市は、立入検査の実施要領において、デジタル粉じん計の値が3cpm以上であった場合は、集じん・排気装置に異常のおそれがあると判断し、事業者に対して除去作業を一時中断し、作業基準の遵守状況を確認するよう要請すると明記している。</p>
5	神戸市	<p>神戸市は、平成26年度まで、立入検査の実施要領において、集じん・排気装置からは隔離養生内の空気がHEPAフィルターを通して排出されるため、デジタル粉じん計の測定結果は0cpmに近い数値になると考えられるとした上で、10cpm以上の数値が確認された場合には異常と判断すると明記していた。</p> <p>同市は、目安値について、経験則によるものであって、科学的根拠に基づくものではないとして、平成27年度に実施要領から記載を削除したが、引き続き、実務上は同様の目安で指導を行っているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-ア-⑥ 自らのデジタル粉じん計等を用い、集じん・排気装置の正常稼働の確認を実施している県市一覧

該当県市	
16 県市	千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県 仙台市、千葉市、千代田区、新宿区、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、 名古屋市、神戸市、岡山市、北九州市

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-ア-⑦ 県市が自らデジタル粉じん計等を使用して集じん・排気装置の正常稼働を確認した結果に基づき指導を行った例

No.	県市名	概 要
1	川崎市	<p>川崎市は、大防法に基づく届出を受けた場合、集じん・排気装置の使用が求められていないものを除き、全ての解体等工事に対して、養生完了後、作業開始前から開始後にかけて立入検査を行い、同市が保有するデジタル粉じん計を用いて、集じん・排気装置の正常稼働の確認を行っており、平成 27 年 1 月から 3 月までの 3 か月間に限っても、次のとおり、その結果に基づいて指導等を行った例がある。</p> <p>① 同市が、平成 27 年 2 月の解体等工事に係る立入検査の実施時に粉じん濃度を測定したところ、設置された 2 台の集じん・排気装置のうち 1 台について、当該濃度が 4cpm～5cpm のまま低下せず、集じん・排気装置の正常稼働が疑われた。機器の出力上、1 台のみ使用すれば足りるため、上記の濃度が検出された集じん・排気装置の停止を指導した。</p> <p>② 同市が、平成 27 年 1 月の解体等工事に係る立入検査の実施時に粉じん濃度を測定したところ、当該濃度が 8cpm のまま低下せず、集じん・排気装置の正常稼働が疑われたため、事業者に対して改善措置を講ずるよう指示した。事業者は、HEPA フィルターを交換したものの、粉じん濃度の検出値が改善しなかったため、集じん・排気装置を交換した。後日、同市が再度立入検査を行い、粉じん濃度を測定したところ、0cpm となった。</p> <p>③ 同市が、平成 27 年 1 月の解体等工事に係る立入検査の実施時に粉じん濃度を測定したところ、当該濃度が 9cpm のまま低下せず、集じん・排気装置の正常稼働が疑われたが、事業者が行った粉じん濃度の測定結果は 1cpm であり、異常とは認められない値であった。事業者のデジタル粉じん計は購入後間もないものであり、作業開始後の数値の上昇もみられず、事業者のデジタル粉じん計が正確に測定できない状態とは断言できなかったため、作業の継続を認める一方で、作業中も定期的に粉じん濃度の測定を行うよう指導した。</p> <p>④ 同市が、平成 27 年 1 月の解体等工事に係る立入検査の実施時に粉じん濃度を測定したところ、作業開始後に当該濃度が 3cpm～6cpm まで上昇し、集じん・排気装置の正常稼働が疑われたが、事業者が行った粉じん濃度測定の結果は 1cpm と異常とは認められない値であった。事業者のデジタル粉じん計は購入後間もないものであり、不具合とも考えにくいため、作業の継続を認める一方で、作業中も適宜粉じん濃度の測定を行い、値が 3cpm 以上になった場合には改善措置を講ずるよう指導した。</p> <p>⑤ 同市が、平成 27 年 1 月の解体等工事に係る立入検査の実施時に粉じん濃度を測定したところ、作業開始後に当該濃度が 7cpm～8cpm まで上昇し、集</p>

No.	県市名	概 要
		じん・排気装置の正常稼働が疑われたため、事業者に対し原因究明を指示した。その結果、集じん・排気装置の1次フィルター及び2次フィルターの交換が適切に行われていなかったことが判明した。交換後、同市が再度濃度測定を行ったところ、検出値は0cpm～2cpmまで低下したため、作業の継続を認めた。
2	名古屋市	<p>名古屋市は、大防法に基づく届出を受けた場合、原則として、全ての解体等工事に対して、養生完了後、作業開始前に立入検査を行うほか、レベル1のアスベスト含有建材を一定以上かき落とし等により除去するもの等については、作業中に再度立入検査を行い、いずれにおいても、同市が保有するデジタル粉じん計を用いて、集じん・排気装置の正常稼働の確認を行っている。</p> <p>同市が、平成27年2月の解体等工事の係る立入検査の実施時に粉じん濃度を測定したところ、当該濃度が10cpmのまま低下せず、集じん・排気装置の正常稼働が疑われたため、事業者に対し、アスベスト除去等作業を中止し、集じん・排気装置を整備するよう指導した。</p> <p>指導を受けた事業者は、HEPAフィルターのゆがみの修整及び1次フィルター及び2次フィルターの交換を行った。後日、同市は、再度立入検査を行って、集じん・排気装置が正常に稼働していることを確認した。</p>
3	神戸市	<p>神戸市は、大防法に基づく届出を受けた場合、全ての解体等工事に対して、養生完了後、作業開始前から開始後にかけて立入検査を行い、集じん・排気装置の使用が求められているものについては、同市が保有するデジタル粉じん計を用いて、集じん・排気装置の正常稼働の確認を行っている。</p> <p>同市が、平成27年3月の解体等工事に係る立入検査の実施時に粉じん濃度を測定したところ、当該濃度が8cpm～10cpmのまま低下しなかった。同市は、通常は0cpmに近い値になることを踏まえ、集じん・排気装置の正常稼働が疑われたため、事業者に対し、集じん・排気装置のダクト内の洗浄、HEPAフィルターの点検等を指導した。</p> <p>また、上記指導後、同市が改めて立入検査を行ったところ、検査当日の朝、事業者が行った粉じん濃度測定の結果は0cpm～2cpmであったが、同市が行った粉じん濃度の測定結果では、125cpmという値が検出されたため、事業者に対し、集じん・排気装置の交換等を検討するよう指導した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

イ 敷地境界等のアスベスト濃度測定に係る課題検討の早期化

勸 告	説明図表番号
<p>現在、解体等工事におけるアスベスト除去等作業については、短期間で終了する作業の特性等から、当該作業を伴う解体等工事を行う事業者は、大防法上、特定粉じん発生施設（アスベスト含有製品製造施設）<sup>(注1)</sup>の設置者等のような敷地境界等での大気中のアスベスト濃度測定の実施が義務付けられていない。</p> <p>(注1) 大防法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設（アスベスト含有製品製造施設）については、同法第18条の5、第18条の10及び第18条の12並びに大防法施行規則第16条の2及び第16条の3の規定に基づき、その設置者等に対し、施設の敷地境界において大気中のアスベスト濃度10本/Lを超えないようにすること、及び少なくとも6月ごとに1回、敷地境界におけるアスベスト濃度の測定を行い、その記録を保存することが義務付けられている。</p> <p>しかし、近年、環境省や県市が実施した解体等工事現場周辺等における大気中のアスベスト濃度のモニタリングにおいて、アスベストの飛散事例が確認されている。</p>	<p>表 2-(4)-イ-①</p>
<p>このような状況の中、平成25年2月に環境省の中央環境審議会の答申「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成25年2月20日付け中環審第704号）において、アスベスト除去等作業を伴う解体等工事について、アスベストの飛散防止対策の強化を図るため、以下の指摘がなされている。</p> <p>① 作業基準（前述項目1(4)①iii参照）の一環として、意図しないアスベストの飛散が発生していないことを事業者が確認するため、作業期間中に敷地境界等における大気中のアスベスト濃度測定を行わせる必要がある。</p> <p>② 濃度測定に要する期間は一般的に数日程度と考えられることから、規模の小さいあるいは工期の短い解体等工事現場についても、一律に濃度測定を義務付けるか否かについては、慎重に検討すべきである。</p> <p>③ 県市が上記濃度測定の実行状況を確認し、必要に応じて監督を行うため、測定結果の記録を行わせることが必要である。</p> <p>④ 解体等工事現場におけるアスベストの排出は、アスベスト除去等作業を行う一定期間に限られるものが大部分であり、工事ごとに作業期間が異なること、建築物等に使用されるアスベストの種類ごとに毒性が異なること等から、有害大気汚染物質と同様に、大気中におけるアスベスト濃度の基準を設定するには、更に検討が必要と考えられる。</p> <p>このため、敷地境界等における大気中のアスベスト濃度の基準は、健康リスクの観点からの評価を考慮しつつ、解体作業等に伴う周辺環境へのアスベストの飛散を防止するための管理基準として設定することが適当である。</p>	<p>表 2-(4)-イ-②</p>
<p>この答申を受け、環境省は、上記指摘事項について、学識経験者等で構成する「アスベスト大気濃度調査検討会」を開催し、敷地境界等での大気中のアスベスト濃度測定方法等を検討した結果、平成25年10月に、敷地境界等における濃度測定方法や基準等の導入に当たっては、以下の課題があるため、引き続き検討していく必要があり、まずは技術的課題を克服して有効な手法を確立する必要があるとされた。</p>	<p>表 2-(4)-イ-③</p>

<p>① 大気中のアスベスト濃度測定を義務付けた場合、県市は、事業者がその義務を履行していないと認めるときは、大防法に基づき作業の一時停止等を命ずることができることから、一定の合理的判断基準をもって測定箇所を選定した場合においても、検出されたアスベストが対象の作業場から飛散したものであることが明らかとなるような箇所で測定していることが必要となる。これについて、様々な現場、立地条件等が想定され、それら全てについて、作業場からのアスベストの飛散を的確に測定できる具体的な測定箇所を検討し、その具体的事例を提示して、合理的かつ実効性のある測定であることを示す必要がある。</p> <p>② 現在の分析法では、採取した試料にアスベストが含まれているかどうかの判定に数日を要し、また、分析費用が高価であり、さらに、分析を行うための位相差／偏光顕微鏡及び電子顕微鏡を保有する測定機関が普及していない。</p> <p>③ 解体等工事現場では様々な作業が実施され、総繊維数濃度<sup>(注2)</sup> 1本/L という結果だけで、作業場からの漏えいがあると判断できないこともある。また、作業実施前に総繊維数濃度が1本/Lを超過している現場もあり、今後このような現場における対応策を具体的に検討する必要がある。</p> <p>(注2) アスベスト以外の繊維状物質を含む総繊維の濃度であり、環境省の飛散防止対策マニュアルでは、総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合に、アスベスト繊維数の濃度を求めるとされている。</p> <p>その後、環境省は、「アスベスト大気濃度調査検討会」を毎年度3回開催し、同省が全国で毎年度実施している濃度測定結果、従来の電子顕微鏡法による分析とより迅速にアスベストを分析できる位相差／偏光顕微鏡法等による分析の比較結果等のデータを基に、上記の技術的な課題の検討に着手しているが、技術的な課題の検討に必要なデータ等が十分に蓄積されておらず、濃度測定を義務付けること等についての検討の開始には至っていないとしている。</p> <p>一方、一部の県市では、解体等工事におけるアスベスト除去等作業に関して、アスベストの飛散防止対策の推進の観点から、条例によりアスベスト除去等作業を行う事業者に対し、敷地境界等での大気中のアスベスト濃度測定を義務付ける等の取組を行っている。</p> <p>今回、39 県市において、解体等工事現場の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定に係る取組状況を調査したところ、アスベストの飛散を危惧する住民への対応等の観点から、条例等により、アスベスト除去等作業を伴う解体等工事を行う事業者に対し、敷地境界等での大気中のアスベスト濃度測定や当該測定結果の県市への提出を義務付けている例(18 県市<sup>(注3)</sup>)や県市が自ら敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している例(24 県市<sup>(注3)</sup>)がみられた。</p> <p>(注3) 11 県市においては、条例等によるアスベスト濃度測定等の義務付け及び自らによるアスベスト濃度測定の双方を実施している。</p> <p>このうち、自ら敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している24 県市の測定結果をみると、「アスベスト大気濃度調査検討会」が漏えい監視の観点からの目</p>	<p>表 2-(4)-イ-④</p> <p>表 2-(4)-イ-⑤</p> <p>表 2-(4)-イ-③ (再掲)、⑥、⑦</p>
--	---

安としている「石綿繊維数濃度 1 本/L」を超える値が検出された例が、平成 22 年度から 26 年度までに 17 件みられ、その中には 100 本/L 以上と目安の 100 倍を超えるものが 4 例みられた。また、調査した県市のうち、10 県市から、アスベスト除去等作業を伴う解体等工事を行う事業者に対する効果的な指導を行うため、大防法により、当該事業者に対する敷地境界等での大気中のアスベスト濃度測定義務付け及び法令上の根拠がある敷地境界等でのアスベスト濃度の基準値の設定を望む意見等もみられた。

表 2-(4)-イ-⑧

**【所見】**

したがって、環境省は、アスベストの飛散防止措置の履行確保に資する観点から、大防法によりアスベスト除去等作業を伴う解体等工事を行う事業者に対して敷地境界等での大気中のアスベスト濃度測定を義務付けること等について早期に検討を開始できるよう、技術的な課題の検討に必要なデータ等の収集を加速化し、技術的な課題の検討の早期化を図る必要がある。

表 2-(4)-イ-① 大防法における敷地境界等のアスベスト濃度測定に関する規定

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（定義等）

第2条 （略）

2～10 （略）

11 この法律において「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

12～14 （略）

（敷地境界基準）

第18条の5 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（以下「敷地境界基準」という。）は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんが工場又は事業場から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じんの種類ごとに、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度として、環境省令で定める。

（敷地境界基準の遵守義務）

第18条の10 特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんを工場又は事業場から大気中に排出し、又は飛散させる者（以下「特定粉じん排出者」という。）は、敷地境界基準を遵守しなければならない。

（特定粉じんの濃度の測定）

第18条の12 特定粉じん排出者は、環境省令で定めるところにより、その工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

○ 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）（抜粋）

（敷地境界基準）

第16条の2 石綿に係る法第18条の5の敷地境界基準は、環境大臣が定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であることとする。

（特定粉じんの濃度の測定）

第16条の3 法第18条の12の規定による特定粉じんの濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

- 一 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、6月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。ただし、環境大臣は、特定粉じん排出者の工場又は事業場の規模等に応じて、測定の回数につき、別の定めをすることができる。
- 二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定法並びに特定粉じん発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を3年間保存すること。

（注） 下線は当省が付した。

表2-(4)-イ-② 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成25年2月20日付け中環審第704号）（抜粋）

## I 検討の経緯

（略）近年、環境省や地方公共団体等が実施した建築物等の解体現場周辺等における大気中の石綿濃度のモニタリングにおいて、石綿除去作業場の集じん・排気装置の排気口等から石綿が飛散する事例及び建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されている。また、大防法の施行上の課題等を踏まえ、立入検査権限の強化、事前調査の義務づけ、一般大気濃度測定の義務化の必要性等について地方公共団体から要望されている。（以下略）

## III 各論

### 4. 大気濃度測定の義務付け

（略）現行の大防法では、特定粉じん発生施設（アスベスト含有製品製造施設）を設置する事業者に対しては、敷地境界基準を規定し、大気濃度測定を義務付け、測定結果をもって監督することと定められている。

一方、建築物の解体等に伴う特定粉じんの排出等作業の規制においては、特定工事における周辺環境への石綿飛散防止対策について、特定工事を施工する者に特定粉じん排出等作業に係る作業基準を遵守させることにより、石綿の飛散防止措置が講じられてきており、短期間で終了する作業の特性も考慮し、大気濃度測定は義務付けられていない。

特定粉じん排出等作業における周辺環境への石綿飛散については、引き続き作業基準の遵守を義務付けることにより石綿飛散防止を図ることが必要と考えられる。また、集じん・排気装置等の性能を確保することについて、作業基準での規定や技術指針の作成を検討する必要がある。

外見上は作業基準を遵守しているように見えても、予期せぬ箇所から石綿の飛散が確認された事例もある。このため、作業基準の一環として、意図しない石綿飛散が発生していないことを施工業者が確認するため、作業期間中に敷地境界等における大気濃度の測定を行わせる必要がある。

（略）現在、大気濃度測定に要する期間は一般的に数日程度と考えられることから、規模の小さいあるいは工期の短い解体現場等についても、一律に大気濃度測定を義務付けるか否かについては、慎重に検討すべきである。

さらに、都道府県等が施工業者による大気濃度測定の履行状況を確認するとともに、必要に応じて監督を行うため、大気濃度測定結果の記録を行わせることが必要である。また、その保存や報告を求めることについても引き続き検討する必要がある。

### 5. 大気濃度測定に係る評価基準及び測定方法

#### (1) 大気濃度測定結果の評価方法

（略）海外でのリスク評価の例も参考に、健康リスクの観点から基準を決定すべきとの意見もあるが、特定粉じん発生施設と異なり、解体現場等における石綿の排出は、石綿の除去等作業を行う一定期間に限られるものが大部分であり、解体工事等毎に作業期間が異なること及び建築物等に使用される石綿の種類毎に毒性が異なること等から、有害大気汚染物質と同様に、大気中における石綿濃度の基準を設定するには、さらに検討が必要と考えられる。

このため、敷地境界等の基準は、健康リスクの観点からの評価を考慮しつつ、解体作業等に伴う周辺環境への石綿の飛散を防止するための管理基準として設定することが適当である。敷地境界等において、石綿の飛散の有無を確認することにより、周辺環境への影響について確認することができる。

なお、石綿濃度の基準設定に当たっては、これまで特定粉じん発生施設（アスベスト含

有製品製造施設)に係る敷地境界基準(一般大気環境中の石綿濃度が10本/L)が、解体現場等における周辺環境への石綿飛散の有無を評価する基準としても引用されてきた。当該基準は、石綿の中でも毒性の比較的弱いクリソタイルを対象としたものであり、これより毒性の強い石綿も使用されている特定工事の現場では緩すぎるとの指摘がある。このことを踏まえると、一般大気環境濃度の状況も参考に、引き続き検討が必要である。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(4)-イ-③ 「建築物との解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評価方法」(平成25年10月アスベスト大気濃度調査検討会)(抜粋)

## II 建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評価方法について

### 1 敷地境界等における大気濃度測定方法

#### (6) 評価方法

現時点において、科学的根拠をもって管理基準を設定することは困難であるが、目安としての管理基準は、敷地境界等における石綿繊維数濃度1本/Lが適当と考える。

当該基準設定の考え方は、環境省の近年のモニタリング結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本/L以下であることから石綿繊維数濃度も1本/L以下であるというものである。したがって、石綿繊維数濃度が1本/Lを超過する場合は、明らかに石綿の飛散が想定されることから、1本/Lを管理基準として設定するものである。この基準の妥当性については、引き続き検討していく必要がある。

#### (7) 課題

##### ① 解体等現場からの飛散の確実性(立証)について

大気濃度測定を作業基準に義務付けた場合、都道府県知事等は基準を遵守していないと認めるときは、大防法に基づき作業の一時停止等を命ずることができることから、一定の合理的判断基準をもって測定箇所を選定した場合においても、検出された石綿が対象の作業場から飛散したものであることが明らかとなるような箇所で測定していることが必要となる。

これについて、解体等現場は、①高層建築物、②広大な敷地内にある建築物等、③当該工事関係者や建築物等を使用する者以外の者の通行場所がある場合、④煙突、⑤近隣で解体工事が行われている場合、⑥近隣で同様な特定工事が行われている場合等、様々な現場、立地条件等が想定され、それら全てについて、作業場からの石綿の飛散を的確に測定できる具体的な測定箇所を検討し、その具体的事例を提示して、合理的かつ実効性のある測定であることを示す必要がある。

また、現在の分析方法では、

・採取した試料に石綿が含まれているかどうかの判定に数日を要する(位相差顕微鏡法+電子顕微鏡法で計測する手法の場合)

・分析費用が高価である

・位相差/偏光顕微鏡及び電子顕微鏡を保有する測定機関が普及していない

といった課題がある。一方、大気濃度測定を義務付けることによってこれらが普及し、改善するという意見もあるが、法に基づく義務とするには、今後の技術的改善や普及が求められる。

さらに、解体等現場では様々な作業が実施されており、総繊維数濃度1本/Lという結果だけで、作業場からの漏洩があると判断できないこともあり、これまで引用されてきた総繊維数濃度10本/Lをスクリーニングの目安としてはどうかとの指摘もある。また、内装材の撤去等により、特定粉じん排出等作業を実施する前のバックグラウン

ドの総繊維数濃度が1本/Lを超過している現場もあり、今後このような現場における対応策を具体的に検討する必要がある。

② 迅速な測定方法について

位相差／偏光顕微鏡法は、石綿の測定方法として、現時点で従来の方法と比較し、必ずしも十分な知見が確立されていない部分があるとされているが、セキュリティゾーンの出入口付近や集じん・排気装置排気口において、石綿濃度を現場で分析（オンサイト分析）し、短時間で石綿の飛散の有無を判定することは、石綿飛散防止対策に有効な手法となる。本測定法には、偏光顕微鏡による観測のための基礎知識と分析のためのトレーニングの強化や分析に携わる人材育成が必要であるが、今後の普及が見込まれる測定方法と考えられ、将来的には解体等現場の管理に適した測定方法となることが想定される。ただし、JIS に規定されていない位相差／偏光顕微鏡法を公定法として採用することの妥当性について検証する必要がある（モニタリングマニュアルでは、紹介という形で取り上げられている。）。また、作業基準適合性を判断できる結果となり得るものか等、当該測定結果の位置付けを明確にする必要がある。さらに、解体等現場においては測定を行うことができる場所が確保できない場合等、様々な状況が想定されるため、実際の測定に関しては、現場の状況を勘案する必要がある。なお、位相差／偏光顕微鏡法についてもオンサイト分析が可能な測定方法であり、今後の技術の進歩、普及が望まれる。

③ 義務付けの対象について

現在、大気濃度測定に要する期間は一般的に数日程度と考えられることから、規模の小さいあるいは工期の短い特定工事についても、一律に義務付け対象とすることは適切ではなく、規模要件を設定することが必要との指摘がある。なお、義務付け対象とならなかった場合においても、後の「2 発生源となりやすい箇所（集じん・排気装置排気口）からの影響を確認する方法」の項の方法により確認することで、効果的に石綿の漏洩を防止することができると考えられる。

一方、面積等の規模要件の設定は、基本的にすべきではないとの指摘もあり、義務付け対象については、さらに検討する必要がある。

### III 検討結果

建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評価方法について、現状の測定技術、現場での実行可能性、有効性等から、以下のとおりとすることが適当と考える。

- 敷地境界等における大気濃度測定については、意図しない石綿飛散が発生していないことを確認するための効果が見込まれ、一般大気環境への影響の確認の必要性を踏まえるとこれを基本とすべきものと考えられる。

しかし、現時点においては、測定箇所の選定、分析方法等の課題を引き続き検討し、技術的課題を克服して有効な手法を確立する必要がある。

(中略)

- 敷地境界等における測定は、石綿の飛散防止対策の効果の確認や周辺環境への配慮の観点から、事業者自らが行うことが望ましい。さらに、自治体が石綿の飛散がないことを確認するために行うことも考えられる。この場合、漏洩監視の観点からの目安は、現状においては、一般大気環境中の総繊維数濃度の状況を参考に、石綿繊維数濃度1本/Lとする。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(4)-イ-④ 県市が事業者に対して解体等工事の現場における敷地境界等のアスベスト濃度測定を求めている例

No.	県市名	概要
1	埼玉県	<p>埼玉県は、独自に事業者等向けマニュアルを作成し、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事全てについて、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を求めている。</p> <p>同マニュアルでは、濃度測定は作業前、作業中及び作業後に行い、作業中の測定については、原則、作業初日に行うが、作業が1週間を超える場合には、1週間ごとに1回行うこととされている。</p> <p>また、測定地点は、作業前及び作業後については、主風向の風上・風下の2点と主風向に垂直な2点、前室入口、集じん・排気装置の排気口とされ、作業中については、敷地境界4か所以上、前室入口、集じん・排気装置の排気口とされている。</p> <p>さらに、同県は、濃度測定結果の提出を求めている。</p>
2	東京都	<p>東京都は、条例により、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事全てについて、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を義務付けている。</p> <p>同条例では、測定地点について、i) 施工場所の風向、集じん・排気装置の排気口の位置を勘案し、敷地境界線上のうち、排気口に最も近い場所を含めて、周辺4方向の場所を原則とし、ii) 境界線から施工区画が離れた位置にある場合には、立入禁止区域として設定した場所の境界とされている。</p> <p>また、測定回数については、作業前、作業中及び作業後にそれぞれ1回以上とされており、このうち、作業中の測定は、2区画以上の区画にわたって作業を施工する場合は区画ごとに1回以上、作業の施工期間が6日を超える場合は、施工期間中6日ごとに1回以上とされている。</p> <p>なお、同条例では、濃度測定結果の提出を義務付けていないが、都は、指導により提出を求めている。</p>
3	神奈川県	<p>神奈川県は、独自に指針を策定し、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事全てについて、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を要請している。</p> <p>同指針では、作業前、作業中及び作業後に濃度測定を実施することとされ、測定地点については、原則、隔離養生区域の外側の近傍の4方向にて実施することとされている。また、複数の工区に分けて除去工事を実施する場合は、原則、工区ごとに実施することとされている。このほか、i) 除去の作業中に集じん・排気装置の排気口付近、前室の出入口付近においてアスベスト濃度測定を実施すること、ii) 隔離養生を解除する場合には、作業場内においてアスベスト濃度測定を実施することとされている。</p> <p>作業中の環境調査については、作業を開始する日に実施することとされているが、1工区の除去の作業が1週間以上となる場合には、その後も、原則として1週間に1回以上の頻度で実施することとされている。</p> <p>また、同県は、同指針に基づき、濃度測定結果の提出を求めている。</p>
4	大阪府	<p>大阪府は、条例により、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事のうち、アスベスト含有建材の使用面積が50㎡以上のものについて、事業者</p>

No.	県市名	概要
		<p>に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を義務付けている。</p> <p>条例施行規則では、測定回数について、作業前に1回、作業中は6日ごとに1回、作業後に1回とされている。</p> <p>また、測定地点については、作業前は、アスベストの濃度が最も高くなると予想される敷地の境界線上の1地点とされ、作業中は、作業前の測定場所、当該場所から作業を行う場所の中心を経て引いた直線が敷地の境界線と交わる場所及び当該直線と当該中心で直交する直線が敷地の境界線と交わる地点とされている。作業後は、作業中の測定の結果、最も高い濃度が測定された場所1地点とされている。</p> <p>なお、同条例では、濃度測定結果の提出を義務付けていないが、府は、指導により提出を求めている。</p>
5	兵庫県	<p>兵庫県は、独自に指針を策定し、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事全てについて、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を求めている。</p> <p>同指針では、測定は作業前、作業中及び作業後に行い、作業中の測定については、原則、作業初日に行うが、作業が1週間以上となる場合には、1週間ごとに1回行うこととされている。</p> <p>また、測定地点は、4方向の敷地境界のほか、作業中については、これに加えて、集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口とされている。</p> <p>さらに、同県は、濃度測定結果の提出を求めている。</p>
6	熊本県	<p>熊本県は、独自に要領を作成し、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事全てについて、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を求めている。</p> <p>同要領では、測定は、作業中及び作業後に行い、測定地点は、原則として、集じん・排気装置の排気口1地点、建屋の東西南北の4地点、敷地境界1地点、前室1地点とされている。</p> <p>また、同県は、濃度測定結果の提出を求めている。</p>
7	札幌市	<p>札幌市は、条例により、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事全てについて、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を義務付けている。</p> <p>同条例では、測定は、作業中に行うこととされ、測定地点については、集じん排気装置の排気口、前室の入口及び作業場の直近の外周とされている。</p> <p>また、同条例では、大防法に基づく届出に係る解体等工事が終了した際に、作業完了報告書を提出することを義務付けており、条例施行規則では、同報告書に濃度測定結果を添付することとしている。</p>
8	さいたま市	<p>さいたま市は、条例により、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事のうち、アスベスト含有建材の使用面積の合計が50㎡以上のものについて、届出を行った者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を義務付けている。</p> <p>同条例では、測定地点について、工事が行われた場所の敷地境界線のうち、風上及び風下の2地点とされている。</p>

No.	県市名	概要
		<p>また、測定は、作業前、作業中及び作業後に行うこととされ、作業中の測定については、6日ごとに1回以上実施することとされている。</p> <p>さらに、同条例では、10本/Lを超えるアスベスト濃度が検出された場合は、当該測定結果を提出することを義務付けている。</p>
9	千葉市	<p>千葉市は、独自に要綱を作成し、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事全てについて、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を求めている。</p> <p>同要綱では、測定は作業前、作業中及び作業後に行い、測定地点は4方向の敷地境界とされている。</p> <p>また、同市は、同要綱に基づき、濃度測定結果の提出を求めている。</p>
10	千代田区	<p>千代田区が受理した大防法に基づく届出に係る解体等工事については、東京都の条例（No. 2参照）が適用され、事業者には、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定が義務付けられる。</p> <p>また、同条例では、濃度測定結果の提出を義務付けていないが、同区は、指導により提出を求めている。</p>
11	新宿区	<p>新宿区が受理した大防法に基づく届出に係る解体等工事については、東京都の条例（No. 2参照）が適用され、事業者には、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定が義務付けられる。</p> <p>また、同条例では、濃度測定結果の提出を義務付けていないが、同区は、指導により提出を求めている。</p>
12	大田区	<p>大田区が受理した大防法に基づく届出に係る解体等工事については、東京都の条例（No. 2参照）が適用され、事業者には、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定が義務付けられる。</p> <p>また、同条例では、濃度測定結果の提出を義務付けていないが、同区は、独自に要領を作成し、濃度測定結果の提出を求めている。</p>
13	横浜市	<p>横浜市では、条例により、①大防法に基づく届出の対象となる解体等工事のほか、②石綿布（レベル3）が使用された建築物等の解体等工事及び③アスベストを含有するセメント建材（レベル3）が1,000㎡以上使用されている建築物等の解体等工事について、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を義務付けている。</p> <p>同条例では、測定回数について、上記①及び②は、作業中に1回以上及び作業後に1回、上記③は作業中に1回以上行うこととされている。</p> <p>また、作業中の測定地点は、4方向の敷地境界のほか、集じん・排気装置又は前室を設置する作業の場合は、集じん・排気装置の排出口及び前室の出入口、それ以外の場合は、作業場所の近傍とされており、作業後の測定地点は、4方向の敷地境界及び作業場所内の適切な地点とされている。</p> <p>さらに、同市は、同条例により、濃度測定結果の提出を義務付けている。</p>
14	川崎市	<p>川崎市は、条例により、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事のうち、アスベスト含有建材の使用面積が50㎡以上のものについて、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を義務付けている。</p>

No.	県市名	概要
		<p>同条例では、測定回数について、作業前及び作業後に各1回、作業中に1回以上（作業期間が6日を超える場合は6日ごとに1回）としている。</p> <p>また、測定地点について、作業前及び作業後の測定では、敷地の境界線のうち、作業場に対してその主たる風向の風下の1地点とされ、作業中の測定では、敷地の境界線のうち、作業場を挟んで、その主たる風向の風上及び風下の2地点並びにその主たる風向に対し垂直な2地点とされている。</p> <p>さらに、同市は、同条例により、濃度測定結果の提出を義務付けている。</p>
15	相模原市	<p>相模原市は、独自に事業者等向けのマニュアルを作成し、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事について、飛散のおそれが低いグローブバッグを使用するものを除き、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を求めている。</p> <p>同マニュアルでは、測定は作業前、作業中及び作業後に行い、作業中の測定は工区ごとに、1工区であっても作業期間が長期に及ぶ場合は定期的実施することとされている。</p> <p>また、測定地点は、敷地境界等4地点のほか、作業中については、集じん・排気装置排気口、前室近傍とされている。</p> <p>さらに、同市は、濃度測定結果の提出を求めている。</p>
16	新潟市	<p>新潟市は、条例により、大防法に基づく届出の対象となる解体等工事全てについて、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の努力義務を課している。</p> <p>測定時期等については、条例等には規定されていないが、同市は、環境省の飛散防止対策マニュアル<sup>(注)</sup>等によるものとしている。</p> <p>また、同市は、指導により、作業中の濃度測定結果について、速やかにファクシミリで送付するよう求めている。</p> <p>(注) 飛散防止対策マニュアルでは、測定時期については、アスベストの除去作業を開始した直後の作業中に行うこととされ、除去作業が長期に及ぶ場合には定期的な測定を行うことが望ましいとされている。また、測定箇所については、建築物等を挟んで主風向の風上・風下の2か所と主風向に垂直な2か所の計4か所とされている。</p>
17	大阪市	<p>大阪市が受理した大防法に基づく届出に係る解体等工事については、大阪府の条例（No. 4参照）が適用され、事業者には、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定が義務付けられる。</p> <p>また、同条例では、濃度測定の結果の提出を義務付けていないが、同市は、指導により提出を求めている。</p>
18	堺市	<p>堺市が受理した大防法に基づく届出に係る解体等工事については、大阪府の条例（No. 4参照）が適用され、事業者には、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定が義務付けられる。</p> <p>また、同条例では、濃度測定の結果の提出を義務付けていないが、同市は、指導により提出を求めている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(4)-イ-⑤ 県市が自ら解体等工事の現場における敷地境界等のアスベスト濃度測定を実施している例

No.	県市名	概要
1	宮城県	<p>宮城県は、大防法に基づく届出が行われた解体等工事の中から、アスベスト含有建材の違法な処理が疑われる現場を優先して対象を選定し、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成25年度7件、26年度7件となっている。</p> <p>なお、同県は、指導の目安となる基準値を独自に設定していないが、環境省が飛散防止対策マニュアルで示した1本/Lを超えた例はないとしている。</p>
2	埼玉県	<p>埼玉県は、大防法に基づく届出が行われた解体等工事の中から、比較的規模の大きいアスベスト含有建材の除去に係る工事を選び、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度25件、23年度25件、24年度20件、25年度25件、26年度25件となっている。</p> <p>また、同県は、10本/L超のアスベスト濃度が確認された場合、アスベスト含有建材の除去作業の中断、原因究明、飛散防止措置等を指導し、1本/L以上10本/L以下の場合は原因究明及び改善を指導しているほか、いずれの場合にも立入検査を実施している。</p>
3	神奈川県	<p>神奈川県は、大防法に基づく届出があった解体等工事のうち、大規模なものについて、作業基準の遵守状況等を確認するため、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度7件、23年度8件、24年度11件、25年度9件、26年度7件となっている。</p> <p>また、同県は、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値である10本/Lを目安に指導していたが、平成26年6月以降は、環境省の飛散防止対策マニュアルで示された1本/Lを目安としている。</p>
4	新潟県	<p>新潟県は、大防法に基づく届出があった解体等工事のうち、レベル1のアスベスト含有建材の除去作業を行うものについて、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度11件、23年度10件、24年度10件、25年度14件、26年度10件となっている。</p> <p>また、同県は、WHO環境保健クライテリア（EHC 53）<sup>(注)</sup>を参考に、アスベスト濃度10本/Lを指導の目安としている。</p> <p>(注) WHO環境保健クライテリア（EHC 53）においては、「都市における大気中の石綿濃度は、一般に1本以下～10本/Lであり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」とされている。</p>
5	愛知県	<p>愛知県は、大防法に基づく届出が行われた解体等工事の中から、その作業期間や周辺民家の状況等を考慮して対象を選定し、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度14件、23年度14件、24年度12件、25年度15件、26年度19件となっている。</p>

No.	県市名	概要
		<p>また、同県は、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値及びWHO環境保健クライテリア（EHC 53）を参考として、10本/L以上の場合に指導を要するとしているが、1本/L以上10本/L未満の場合には、必要に応じ、集じん・排気装置の確認等を口頭等により指導することとしている。</p>
6	京都府	<p>京都府は、大防法に基づく届出のあった解体等工事のうち、i) 解体でアスベスト含有建材を除去するもの、ii) 改造又は補修でアスベスト含有建材をかき落とし、切断又は破砕により除去するものを対象に、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度8件、23年度4件、24年度1件、25年度3件、26年度1件となっている。</p> <p>また、府は、指導の目安となる基準値を独自に定めておらず、環境省による全国的なアスベスト大気濃度調査の結果と比較しているが、当該結果を著しく上回る濃度が測定され、指導を行った例はないとしている。</p>
7	大阪府	<p>大阪府は、大防法に基づく届出のあった解体等工事のうち、アスベスト含有建材の使用面積が50㎡以上で、解体等の作業期間が7日間以上の全ての解体等工事について、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>また、府は、平成25年度から、上記に加え、解体等の作業期間が7日間以上で、i) レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用面積が50㎡未満の全ての解体等工事及びii) 大防法に基づく届出の対象ではないレベル3（成形板）に係る倉庫、工場等の解体等工事について、簡易な方法<sup>(注)</sup>によるアスベスト濃度測定を行っている。</p> <p>(注) アスベスト含有建材の使用面積が50㎡以上の解体等工事の場合の方法と簡易な方法とでは、i) 測定時間が前者では4時間に対し、後者では1時間、ii) 測定地点が前者では敷地境界線においてアスベスト濃度が最大となると予想される地点（集じん・排気装置の排気口付近又は前室の出入口付近）を含む4方向の地点に対し、後者では敷地境界線においてアスベスト濃度が最大となると予想される地点のみである点等が異なっている。</p> <p>測定実績は、平成22年度15件、平成23年度13件、平成24年度31件、平成25年度47件、平成26年度40件（いずれも簡易な方法による濃度測定を含む。）となっている。</p> <p>また、府においては、条例により、事業者には、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定が義務付けられており（表2-(4)-イ-④No. 4参照）、条例施行規則では、敷地境界の基準値について、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値に準じて、10本/Lと定められている。府は、自ら濃度測定を実施した場合も、上記基準値により指導を行っている。</p>
8	岡山県	<p>岡山県は、大防法に基づく届出のあった解体等工事について、飛散のおそれが低いグローブバッグを使用するものを除き、原則として、作業前、作業中及び作業後の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度22件、平成23年度36件、平成24年度22件、平成25</p>

No.	県市名	概要
		<p>年度16件、平成26年度23件となっている。</p> <p>また、同県は、指導の目安となる基準値について、「アスベストモニタリングマニュアル第4.0版」（平成22年6月環境省水・大気環境局大気環境課）及び「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」（平成元年環境庁告示第93号）を踏まえ、1本/Lとしている。</p>
9	広島県	<p>広島県は、大防法に基づく届出があった解体等工事の中から、工事の規模、内容等を考慮して対象を選定し、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度19件、23年度13件、24年度8件、25年度13件、26年度8件となっている。</p> <p>また、同県は、指導の目安となる基準値について、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値である10本/Lを用いている。</p>
10	福岡県	<p>福岡県は、大防法に基づく届出があった解体等工事のうち、周辺住民の懸念が生じやすいと考えられるもの（公共用施設の工事、住宅密集地における工事及び大規模な工事）を優先的に選定し、作業前、作業中及び作業後の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度1件、23年度1件、24年度0件、25年度0件、26年度2件となっている。</p> <p>また、同県は、指導の目安となる基準値について、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値である10本/Lを用いている。</p>
11	熊本県	<p>熊本県は、大防法に基づく届出があった解体等工事のうち、工事の規模、アスベストの種類、周辺環境を総合的に勘案し、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定<sup>(注)</sup>を実施している。</p> <p>(注) 同県は、大気中の繊維状物質の濃度を測定した結果、10本/Lを超過した場合には、アスベストの有無を分析しているが、アスベスト繊維数の濃度は確認していない。</p> <p>測定実績は、平成22年度2件、23年度2件、24年度4件、25年度2件、26年度2件となっている。</p> <p>また、同県は、指導の目安となる基準値について、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値である10本/Lを用いている。</p>
12	札幌市	<p>札幌市は、不適切作業現場発見時のみ、大気中へのアスベストの漏えいの有無を判断するため、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度12件、23年度18件、24年度22件、25年度3件、26年度4件となっている。</p> <p>また、同市は、指導の目安となる基準値について、環境省が飛散防止対策マニュアルで示した1本/Lを用いている。</p>

No.	県市名	概要
13	仙台市	<p>仙台市は、大防法に基づく届出があった解体等工事に加えて、建設リサイクル法に基づく届出のみがあったものについても、次の観点から対象を選定し、工事中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>i) ホテル、ショッピングモール等の大規模な解体工事で、アスベストが飛散した場合には周辺住民等に影響を及ぼすと想定されるもの</p> <p>ii) 市民、事業者からアスベスト使用が疑われるとして通報があったもの</p> <p>iii) 通報等により、レベル3を含むアスベスト含有建材の不適切な取扱いが判明し、周囲へのアスベストの飛散が疑われるもの</p> <p>測定実績は、平成23年度10件、24年度22件、25年度14件、26年度13件となっている。</p> <p>また、同市は、10本/Lを目安に発生源を特定する調査を行い、飛散防止措置が不適切な状況等が確認できた場合には指導を行うとしている。</p>
14	さいたま市	<p>さいたま市は、大防法に基づく届出があった解体等工事の全てについて、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度52件、23年度46件、24年度45件、25年度50件、26年度47件となっている。</p> <p>また、同市は、条例により、事業者に対し、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を義務付けており(表2-(4)-イ-④No. 8参照)、条例施行規則により、敷地境界の基準値が10本/Lと定めている。同市は、自ら濃度測定を実施した場合も、当該基準値により指導を行っている。</p>
15	千葉市	<p>千葉市は、大防法に基づく届出があった解体等工事の中から、特に規模が大きいものや特殊な工法を使用しているものを選定し、作業前、作業中及び作業後の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度1件、23年度0件、24年度1件、25年度1件、26年度1件となっている。</p> <p>また、同市は、指導の目安となる基準値について、環境省が飛散防止対策マニュアルで示した1本/Lを用いている。</p>
16	横浜市	<p>横浜市は、平成26年度から、大防法に基づく届出があった解体等工事の中から対象を選定し、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定対象は、i) 初めて横浜市内で作業を行う業者の工事、ii) アスベスト含有建材の除去量が多いなど大規模な工事、iii) 新しい工法で行う工事、iv) 近隣にマンションがあるなどの周辺環境を勘案して選定しており、平成26年度の測定実績は7件となっている。</p> <p>また、同市は、指導の目安となる基準値について、環境省が飛散防止対策マニュアルで示した1本/Lを用いている。</p>
17	川崎市	<p>川崎市は、大防法に基づく届出のあった解体等工事のうち、アスベスト含有建材の使用面積が50㎡以上のものについては、条例により、事業者が敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を義務付けているが、使用面積が50㎡未満のものについては義務付けていないため、平成25年度から、アスベスト使用面積が50㎡未満の解体等工事の一部について、同市自ら、作業中の敷地境界等における濃度測定を実施している。</p>

No.	県市名	概要
		<p>測定実績は、平成25年度3件、26年度3件となっている。</p> <p>また、同市は、指導の目安となる基準値について、同市が行っている大気中のアスベスト濃度測定の結果において1本/Lを超えたことがないことを踏まえ、1本/Lを用いている。</p>
18	相模原市	<p>相模原市は、大防法に基づく届出のあった解体等工事のうち、i) アスベスト含有建材の使用面積が50㎡以上の場合、ii) 作業期間が長期間（おおむね1週間以上）にわたる場合、iii) 現場周辺の状況から、測定を行うことが必要と認められる場合について、必要に応じて、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度2件、23年度3件、24年度8件、25年度4件、26年度7件となっている。</p> <p>また、同市は、指導の目安となる基準値について、従来、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値である10本/Lを目安としていたが、平成26年度から、環境省が飛散防止対策マニュアルで示した1本/Lを用いている。</p>
19	名古屋市	<p>名古屋市は、大防法に基づく届出のあった解体等工事のうち、レベル1のアスベスト含有建材をかき落とし、切断又は破碎により除去する作業を伴うもので、除去面積の合計が一定以上のものを対象に、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施しており、調査した西保健所における平成26年度の測定実績は20件となっている。</p> <p>また、同市は、指導の目安となる基準値について、「アスベスト大気濃度調査検討会」が示した1本/Lを用いている。</p>
20	大阪市	<p>大阪市は、住民等からの通報があり、アスベスト含有建材の処理が不適正で飛散のおそれがあると判断した解体等工事について、工事中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>また、同市は、上記のほか、平成18年頃から、大防法に基づく届出のあった解体等工事のうち、レベル1のアスベスト含有建材の使用面積が50㎡以上の全ての解体等工事を対象に、簡易な方法<sup>(注)</sup>による濃度測定を行っている。</p> <p>(注) アスベストの処理が不適正で飛散するおそれがあると判断した解体等工事の場合の方法と簡易な方法とは、i) 測定時間が前者では4時間に対し、後者では30分、ii) 測定地点が前者では敷地境界線においてアスベスト濃度が最大となると予想される地点（集じん・排気装置の排気口付近又は前室の出入口付近）を含む4方向の地点に対し、後者ではアスベスト濃度が最大となると予想される2地点（負圧集じん機の排気口付近及び前室の出入口付近）である点等が異なっている。</p> <p>測定実績は、平成22年度3件、23年度1件、24年度4件、25年度2件、26年度7件（簡易な方法による濃度測定を除く。）となっている。</p> <p>また、大阪府の条例により、事業者には、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定が義務付けられており（表2-(4)-イ-④No.4参照）、条例施行規則では、敷地境界の基準値について、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値に準じて、10本/Lと定められている。同市は、自ら濃度測定を実施した場合も、当該基準値により指導を行っている。</p>

No.	県市名	概要
21	神戸市	<p>神戸市は、大防法に基づく届出のあった解体等工事のうち、隔離・負圧保持が必要なアスベスト含有建材のかき落としや切断・破碎を伴うものを対象に、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成25年度33件、平成26年度41件となっている。</p> <p>また、同市は、指導の目安となる基準値について、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値である10本/Lを用いている。</p>
22	広島市	<p>広島市は、大防法に基づく届出のあった解体等工事のうち、学校、公営住宅などの公共性の高い施設等に係るものを選定し、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度7件、23年度5件、24年度2件、25年度4件、26年度2件となっている。</p> <p>また、同市は、指導の目安となる基準値について、環境省が飛散防止対策マニュアルで示した1本/Lを用いている。</p>
23	福岡市	<p>福岡市は、大防法に基づく届出のあった解体等工事のうち、アスベストが飛散する可能性が高い、かき落とし、切断又は破碎を行う作業（グローブバッグを使用するもの等を除く。）を対象に、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施しており、平成26年度における測定実績は48件となっている。</p> <p>また、同市は、指導の目安となる基準値について、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値及びWHO環境保健クライテリア（EHC 53）を参考に、10本/Lを用いている。</p>
24	北九州市	<p>北九州市は、大防法に基づく届出のあった解体等工事のうち、建築物の解体であり、レベル1のアスベスト含有建材の使用面積が50㎡以上もの（ただし、i）工場敷地内奥で周辺への影響が少ない所、ii）グローブバッグを使用するものを除く。）を対象に、作業中の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している。</p> <p>測定実績は、平成22年度2件、23年度6件、24年度8件、25年度11件となっている。</p> <p>また、同市は、指導の目安となる基準値について、大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値を参考に、10本/Lを用いている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(4)-イ-⑥ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014. 6」(平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)

3.15.2 敷地境界(施行区画境界)等における大気濃度測定方法の例  
 (6) 評価方法  
 環境省の近年のモニタリング結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本/L以下であることから、漏洩監視の観点からの目安は、石綿繊維数濃度1本/Lとすることが適当である。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(4)-イ-⑦ 事業者又は県市が実施した濃度測定で1本/Lを超えるアスベスト濃度が検出された例

No.	発生時期	測定結果	概要
1 2 3 4 5 6	平成26年12月 26年7月 25年7月 25年2月 24年9月 24年8月	4.3本/L 130本/L 2.8本/L 2.3本/L 11本/L 2.3本/L	<p>埼玉県が行った解体等工事の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の結果、平成24年度から26年度までに、1本/Lを超過したものが6件確認されており、このうち2件では10本/Lを超過していた。</p> <p>このうち、平成24年9月に11本/Lのアスベスト濃度が検出された例(No.5)は、アスベスト含有建材の除去作業において取り残しがあったこと、作業後の清掃が不十分であったことによるものであることが判明している。</p>
7	平成22年5月	42本/L	<p>神奈川県が行った解体等工事の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の結果、42本/Lが検出され、同県は、事業者に対し、原因究明と改善措置の実施及び報告を指導したほか、再度の立入検査を実施している。</p> <p>同県は、高濃度が検出されたのは集じん・排気装置の排気口であり、作業現場における湿潤化不足、集じん・排気装置のフィルター取付部のテープによる養生が不十分だったこと、及びフィルターの取替頻度の不足が原因と考えられるとしている。</p>
8	平成24年11月	16本/L	<p>大阪府が通報を受けて立入検査を実施した解体等工事において、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施した結果、16本/Lが検出され、府は、事業者に対し、アスベスト含有建材の使用状況が明らかになるまで、工事の一時停止及び窓等の開口部の密閉化による飛散防止措置を講ずるよう指導している。</p> <p>事前調査で把握されていないアスベスト含有建材があり、飛散・ばく露防止措置がなされないまま解体作業が実施されていたことから、これによりアスベストが飛散したものと考えられる。</p>

No.	発生時期	測定結果	概要
9	平成23年12月	27本/L	<p>福岡県が行った解体等工事の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の結果、27本/Lが検出された。</p> <p>本工事においては、レベル1のアスベスト含有建材の除去作業が行われていたが、飛散したアスベストは、同時に行われていたレベル3のアスベスト含有建材に係る作業によるものであり、事業者は、同県への報告において、作業員の保護衣に付着したアスベスト及び一時保管場所への投棄時に劣化したアスベストが測定で検出されたのではないかと説明している。</p>
10	平成23年11月	360本/L	<p>仙台市内で実施された解体工事について、同市が行った敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の結果、360本/Lが検出された。</p> <p>同市の立入調査の結果、大防法に基づく届出に係る箇所以外にもアスベスト含有建材が使用されており、当該建材が事前調査で把握されず、飛散・ばく露防止措置がなされないまま解体作業が実施されたことによるものと判明した。</p>
11	平成23年5月	490本/L	<p>名古屋市が行った解体等工事の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の結果、490本/Lが検出された。</p> <p>同市は、事業者に対し、直ちに作業を中止し、原因を究明して改善計画書を提出するよう文書で指導した。</p> <p>事業者からの報告によると、集じん・排気装置のフィルター及び排気ダクトの不具合が原因であり、フィルターの点検の徹底、排気ダクトの養生等の措置が講じられた。</p>
12 13 14 15 16 17	平成26年3月 25年7月 25年5月 25年5月 24年11月 23年6月	45本/L 35本/L 48本/L 44本/L 20本/L 180本/L	<p>福岡市が行った解体等工事の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の結果、平成23年度から26年度までに、10本/Lを超過したものが6件確認されている。</p> <p>これらの6件のうち、No. 12（平成26年3月、45本/L）、14（平成25年5月、48本/L）及び17（平成23年6月、180本/L）については、集じん・排気装置の不具合等に起因するものとされている。</p> <p>一方、No. 13（平成25年7月、35本/L）については、作業場の予期しない場所に隙間があり、隔離が不十分であったこと、No. 15（平成25年5月、44本/L）については、アスベスト含有建材の使用箇所に係る作業が養生の設置等の前に開始されたことに起因するものとされている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(4)-イ-⑧ 解体等工事の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定義務付け等に関する  
 市の意見

No.	概 要	
1	北海道	大防法において、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定が事業者に義務付けられておらず、また、基準値も設定されていないため、測定結果に基づく指導には法的な根拠がないことから、その実施は困難である。
2	埼玉県	指導の目安となる基準値を1本/Lとしているが、効果的に指導を行うためには、大防法において、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の事業者への義務付け及び基準値の設定がなされることが望ましい。
3	神奈川県	指導の目安となる基準値を1本/Lとしているが、効果的に指導を行うためには、大防法において、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の事業者への義務付け及び基準値の設定がなされることが望ましい。
4	愛知県	指導の目安となる基準値を1本/Lとしているが、効果的に指導を行うためには、大防法において、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の事業者への義務付け及び基準値の設定がなされることが望ましい。
5	福岡県	大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値である10本/Lを目安に指導を行っているが、解体等工事についての指導の法的な根拠はなく、効果的に指導を行うためには、大防法において、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の事業者への義務付け及び基準値の設定がなされることが望ましい。
6	熊本県	大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値である10本/Lを目安に指導を行っているが、解体等工事についての指導の法的な根拠はなく、効果的に指導を行うためには、大防法において、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の事業者への義務付け及び基準値の設定がなされることが望ましい。
7	札幌市	指導の目安となる基準値を1本/Lとしているが、効果的に指導を行うためには、大防法において、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の事業者への義務付け及び基準値の設定がなされることが望ましい。
8	静岡市	敷地境界等における濃度測定の実施は行っておらず、環境省が監視指導の目安としての基準値を1本/Lと示しているが、あくまで目安であるため、事業者に対して強く指導することが困難である。
9	神戸市	大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値である10本/Lを目安に指導を行っているが、解体等工事についての指導の法的な根拠はなく、効果的に指導を行うためには、大防法において、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の事業者への義務付け及び基準値の設定がなされることが望ましい。

No.	概 要	
10	福岡市	<p>大防法施行規則第16条の2に定めるアスベスト含有製品製造施設の敷地境界における基準値及びWHO環境保健クライテリア（EHC 53）を参考に、10本/Lを目安に指導を行っているが、解体等工事についての指導の法的な根拠はなく、効果的に指導を行うためには、大防法において、敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の実業者への義務付け及び基準値の設定がなされることが望ましい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(5) 立入検査の実効性の確保

勸告	説明図表番号
<p>県市は、大防法第26条第1項及び第31条第1項の規定に基づき、また、労基署は、安衛法第91条第1項及び第94条第1項の規定に基づき、それぞれ解体等工事の現場に立ち入り、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保のための指導等を行うことができることとされている。</p> <p>今回、39県市及び35労基署における立入検査、指導の実施状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>調査した39県市においては、大防法に基づく届出が行われた解体等工事について、住民からの通報があった場合のほか、当該工事の規模、内容等を勘案しつつ、原則、立入検査を行い、必要に応じ改善指導を行っている。また、35労基署においても、安衛法に基づく届出が行われた解体等工事について、住民からの通報があった場合のほか、当該工事の内容、事業者の過去の工事実績等を勘案しつつ、対象工事を抽出して立入検査を行い、必要に応じ改善指導を行っている。</p> <p>(大防法に基づく届出や安衛法に基づく届出が行われていないが、届出の対象となるアスベスト含有建材の使用が疑われる建築物等の解体等工事に対する立入検査の状況については、前述項目2(2)参照)</p> <p>今回、39県市及び35労基署における立入検査時の改善指導及びその改善措置の確認状況を抽出調査した結果、次のとおり、一部、改善措置の確認が不十分な状況がみられた。</p>	<p>表2-(5)-①</p>
<p>① 県市</p> <p>調査した39県市において平成26年6月<sup>(注)</sup>から27年3月までの間に行われた立入検査について、最新のものから1県市当たり20件程度、計840件を抽出し、改善指導の状況を調査したところ、下表のとおり、事業者に対し改善指導が行われた250件のうち55件(改善指導件数の22%)については、改善措置状況の確認が未実施となっていた。これを改善指導の内容別にみると、事前調査結果の掲示に関するものが39件(改善指導件数の16%)のほか、養生の不備や集じん・排気装置のアスベスト濃度測定結果の記録不備など、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保に関するものも23件(改善指導件数の9%)みられた。</p> <p>(注) 平成25年に改正された大防法の施行日が26年6月1日であり、これ以降を調査対象とした。</p>	<p>表2-(5)-②</p>

表 立入検査における改善指導及びその改善措置の確認状況（県市）

立入 検査 件数	改善指 導件数 (a+b)		改善 措置 状況 未確 認 (a)	改善 措置 状況 確認 有 (b)		改善 措置 状況 確認 有 (b)	作業 終了 後に 確認	作業 終了 後に 確認		
	事前調 査結果 の揭示 関係	養生、 集じん・排 気装置等 関係		事前 調査 結果 の掲 示関 係	養生、 集じん・排 気装置等 関係			事前調 査結果 の揭示 関係	養生、 集じん・排 気装置等 関係	
840件	250件 (100%)	121件 (48%)	165件 (66%)	<b>55件</b> (22%)	39件 (16%)	23件 (9%)	195件 (78%)	57件 (23%)	23件 (9%)	44件 (18%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内の数値は、「改善指導件数」に対する割合である。

3 1件の改善指導において複数の事項について指摘されている場合があるため、「改善指導件数」、「改善措置状況未確認」、「改善措置状況確認有」欄とその内訳である「事前調査結果の揭示関係」と「養生、集じん・排気装置等関係」の合計は一致しない。

また、残りの195件は改善措置状況の確認が行われているものの、このうち57件（改善指導件数の23%）については、アスベスト除去等作業が全て終了した後の事後的な確認にとどまっていた。この中には、養生の不備や集じん・排気装置のアスベスト濃度測定結果の記録不備など、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保に関するものが44件（改善指導件数の18%）含まれており、立入検査記録等で確認できた限りでは、改善指導の対象となった養生の不備が改善されず、アスベストの飛散・ばく露のおそれがある状態のままアスベスト除去等作業が実施されたとみられるものも2件含まれていた。

表2-(5)-③

② 労基署

調査した35労基署において平成25年1月から27年3月までの間に行われた立入検査について、最新のものから1労基署当たり20件程度、計628件を抽出し、改善指導等の状況を調査したところ、下表のとおり、事業者に対し改善指導が行われた188件のうち3件（改善指導件数の2%）については、改善措置状況の確認が未実施となっていた。これを改善指導の内容別にみると、事前調査結果の揭示に関するもの2件（改善指導件数の1%）のほか、養生の不備や集じん・排気装置のアスベスト濃度測定結果の記録不備など、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保に関するものも3件（改善指導件数の2%）みられた。

表2-(5)-④

表 立入検査における改善指導及びその改善措置の確認状況（労基署）

立入検査件数	改善指導件数 (a+b)	事前調査結果の揭示関係		改善措置状況未確認 (a)	事前調査結果の揭示関係		改善措置状況確認有 (b)
		養生、集じん・排気装置等関係	養生、集じん・排気装置等関係		養生、集じん・排気装置等関係	養生、集じん・排気装置等関係	
628件	188件 (100%)	71件 (38%)	151件 (80%)	3件 (2%)	2件 (1%)	3件 (2%)	185件 (98%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内の数値は、「改善指導件数」に対する割合である。

3 1件の改善指導において複数の事項について指摘されている場合があるため、「改善指導件数」、「改善措置状況未確認」欄とその内訳である「事前調査結果の揭示関係」と「養生、集じん・排気装置等関係」の合計は一致しない。

このように改善指導事項に対する改善措置状況の確認を十分に行っていない理由について、県市は、指導事項は事業者が適切に改善しているはずであると考えていること、事業者の提出する作業完了報告書により改善措置を確認していることを挙げている。

しかしながら、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行を確保する上で、指摘事項に対する改善措置の状況を迅速かつ適切に確認しておくことは、必要かつ重要と考えられる。

**【所見】**

したがって、環境省及び厚生労働省は、解体等工事におけるアスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省は、県市に対し、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の速やかな確認を徹底するよう要請すること。
- ② 厚生労働省は、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の速やかな確認を徹底すること。

表2-(5)-⑤

表2-(5)-① 大防法及び安衛法における立入検査に関する規定

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（報告及び検査）

第26条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、（中略）解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に対し、（中略）解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、（中略）解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、（中略）解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。

2～4 （略）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 （略）

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）

（労働基準監督官の権限）

第91条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2～4 （略）

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第93条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 （略）

3 労働衛生専門官は、（中略）、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 （略）

（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）

第94条 （中略）労働衛生専門官は、前条（中略）第3項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第91条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

表2-(5)-② 県市における立入検査時の改善指導及びその改善措置の確認状況（平成26年6月～27年3月）

（単位：件）

区 分	立入 検査 件数	改善指 導件数 (a+b)	改 善 措 置 状 況 未 確 認 (a)		改 善 措 置 状 況 確 認 有 (b)		作 業 終 了 後 に 確 認	事 前 調 査 結 果 の 掲 示 関 係		養 生、 集 じ ん・ 排 気 装 置 等 関 係	
			事 前 調 査 結 果 の 掲 示 関 係	養 生、 集 じ ん・ 排 気 装 置 等 関 係	事 前 調 査 結 果 の 掲 示 関 係	養 生、 集 じ ん・ 排 気 装 置 等 関 係		事 前 調 査 結 果 の 掲 示 関 係	養 生、 集 じ ん・ 排 気 装 置 等 関 係		
北海道	11	4	0	4	0	0	4	4	0	4	
宮城県	12	4	4	2	0	0	4	0	0	0	
埼玉県	23	2	0	2	0	0	2	0	0	0	
千葉県	30	20	10	11	9	9	11	1	0	1	
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	22	7	2	5	0	0	7	0	0	0	
新潟県	20	3	1	2	0	0	3	0	0	0	
静岡県	24	10	8	2	0	0	10	5	5	0	
愛知県	30	3	0	3	0	0	3	0	0	0	
京都府	6	3	3	0	0	0	3	2	2	0	
大阪府	28	13	5	10	8	4	5	0	0	0	
兵庫県	17	5	2	4	2	2	3	1	1	1	
岡山県	7	3	3	0	0	0	3	0	0	0	
広島県	20	9	0	8	0	0	9	0	0	0	
福岡県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
札幌市	29	20	5	19	0	0	20	6	2	6	
仙台市	30	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
さいたま市	32	7	1	7	0	0	7	0	0	0	
千葉市	19	9	4	6	3	0	6	4	2	3	
千代田区	23	6	1	5	1	0	5	4	1	4	
新宿区	15	2	0	2	0	0	2	0	0	0	
大田区	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
横浜市	22	18	13	15	3	1	15	12	1	12	
川崎市	30	4	3	1	1	1	3	0	0	0	
相模原市	28	8	1	7	0	0	8	1	0	1	
新潟市	30	18	8	14	1	1	17	0	0	0	
静岡市	26	10	4	8	3	2	7	6	2	6	
浜松市	17	5	5	0	5	5	0	0	0	0	
名古屋市	22	4	0	4	0	0	4	0	0	0	
京都市	27	15	15	2	4	4	11	4	4	1	
大阪市	30	3	1	2	0	0	3	2	0	2	
堺市	30	7	3	4	0	0	7	4	2	2	
神戸市	31	7	6	1	2	2	5	1	1	1	
岡山市	15	15	9	13	13	8	10	2	0	0	
広島市	28	1	0	1	0	0	1	0	0	0	
福岡市	30	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
北九州市	14	3	2	1	0	0	3	0	0	0	
熊本市	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	840	250 (100%)	121 (48%)	165 (66%)	55 (22%)	39 (16%)	23 (9%)	195 (78%)	57 (23%)	23 (9%)	44 (18%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「養生、集じん・排気装置等関係」欄には、養生の不備や集じん・排気装置のアスベスト濃度測定記録不備など、事前調査結果の掲示を除いた作業基準に合致していないものを計上している。
- 3 ( )内の数値は、「改善指導件数」に対する割合である。
- 4 1件の改善指導において複数の事項について指摘されている場合があるため、「改善指導件数」、「改善措置状況未確認」、「改善措置状況確認有」欄とその内訳である「事前調査結果の掲示関係」と「養生、集じん・排気装置等関係」の合計は一致しない。

表2-(5)-③ 立入検査時の指摘に対する改善措置状況を迅速かつ適切に確認しなかったことによりアスベストの飛散・ばく露のおそれがある状態のまま除去等作業が実施された事例

No.	県市名	概要
1	千葉県	<p>千葉県は、平成26年8月、大防法に基づく届出のあった建築物の解体等工事について、工事着工前に立入検査を実施した。</p> <p>立入検査において、同県担当者は、天井の照明器具が養生されていないことを確認したため、事業者に対し、当該照明器具を工事後も使用する場合、養生を行うよう指導したが、業務の都合もあって改善措置の完了までは立ち会うことができず、後日、改善状況を撮影した写真を送付するよう求めた。</p> <p>事業者が工事終了後に提出した作業完了報告に添付された写真をみると、指摘のあった照明器具本体はビニールで養生されていたものの、当該照明器具は天井裏から穴を通して垂れたコードにぶら下がっており、外部への飛散を確実に防止するためには、この穴も養生により塞ぐ必要があったが、塞がれていなかった。</p> <p>養生は、外部へのアスベストの飛散を防ぐための重要な措置であり、工事着工前に、再度検査することを含め、事業者による改善措置状況を迅速かつ適切に確認する必要があると考えられる。</p>
2	千葉市	<p>千葉市は、平成27年2月、大防法に基づく届出のあった建築物の解体等工事について、工事着工前に立入検査を実施した。</p> <p>立入検査において、同市担当者は、壁に設置された養生が天井まで達していないことを確認したため、天井際まで養生を設置するよう指導したが、改善措置の完了までは立ち会わず、工事後に提出する作業完了報告に、改善状況を撮影した写真を添付するよう求めた。</p> <p>事業者が工事終了後に提出した作業完了報告に添付された写真をみると、一部、養生が天井に達していない状態で作業が実施されていたことが確認された。</p> <p>同市担当者は、指導内容が事業者において徹底されていなかったものと考えられると説明している。</p> <p>養生は、外部へのアスベストの飛散を防ぐための重要な措置であり、工事着工前に、再度検査することを含め、事業者による改善措置状況を迅速かつ適切に確認する必要があると考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(5)-④ 労基署における立入検査時の指摘と改善措置の確認状況（平成25年1月～27年3月）

（単位：件）

労基署名	立入 検査 件数	改善指 導件数	事前調査 結果の掲 示関係	養生、集じ ん・排気装 置等関係	改善措置 状況未確 認	事前調査結 果の掲示関 係	養生、集じ ん・排気装置 等関係	改善措置 状況確認 有
札幌中央	15	5	1	4	0	0	0	5
室蘭	20	6	0	6	0	0	0	6
仙台	26	7	1	6	0	0	0	7
さいたま	7	2	0	1	0	0	0	2
川口	4	2	0	2	0	0	0	2
千葉	8	7	4	6	0	0	0	7
東金	9	4	2	2	0	0	0	4
中央	30	4	0	4	0	0	0	4
新宿	30	4	1	4	0	0	0	4
大田	13	3	0	3	0	0	0	3
横浜南	7	3	1	2	0	0	0	3
川崎南	28	9	1	8	0	0	0	9
相模原	22	12	0	12	0	0	0	12
厚木	29	15	11	7	0	0	0	15
新潟	1	0	0	0	0	0	0	0
長岡	7	0	0	0	0	0	0	0
浜松	5	2	1	2	0	0	0	2
静岡	30	1	1	0	0	0	0	1
沼津	30	4	4	1	0	0	0	4
名古屋北	3	2	0	2	0	0	0	2
半田	0	0	0	0	0	0	0	0
京都上	36	29	22	22	3	2	3	26
京都南	6	5	1	3	0	0	0	5
天満	16	4	1	3	0	0	0	4
堺	30	0	0	0	0	0	0	0
北大阪	30	9	1	9	0	0	0	9
神戸東	32	8	3	5	0	0	0	8
相生	8	2	1	1	0	0	0	2
岡山	30	9	4	7	0	0	0	9
広島中央	30	11	2	11	0	0	0	11
廿日市	7	2	1	2	0	0	0	2
福岡中央	10	9	6	8	0	0	0	9
北九州西	30	1	1	1	0	0	0	1
熊本	30	6	0	6	0	0	0	6
玉名	9	1	0	1	0	0	0	1
合計	628	188 (100%)	71 (38%)	151 (80%)	3 (2%)	2 (1%)	3 (2%)	185 (98%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「養生、集じん・排気装置等関係」欄には、養生の不備や集じん・排気装置のアスベスト濃

度測定記録の不備など、事前調査結果の掲示を除いた除去などの作業についての規制に合致していないものを計上している。

- 3 ( )内の数値は、「改善指導件数」に対する割合である。
- 4 1件の改善指導において複数の事項について指摘されている場合があるため、「改善指導件数」、「改善措置状況未確認」欄とその内訳である「事前調査結果の掲示関係」と「養生、集じん・排気装置等関係」の合計は一致しない。

表2-(5)-⑤ 県市における改善措置状況の確認方法

No.	県市名	概要
1	千葉県	立入検査の結果、作業基準に適合していない箇所を発見した場合は、直ちに指摘し、その場で改善を求めている。 改善に時間を要する場合は、日時を改め再度立入検査を行って改善措置状況を確認することが望ましいが、日程等の都合がつかない場合は、後日、写真等により報告するよう指示している。 しかしながら、工事の工期は決まっているため、工事着手前に再度の立入検査を行うことや、改善措置状況が分かる写真を送付させて確認することは難しい場合もあり、工事終了後に提出される作業完了報告で確認する場合もある。
2	札幌市	即時に改善できるものは、その場で確認している。即時に改善できないものは、後日、再度の立入検査や後日提出される完了届（添付写真等を含む。）で確認している。
3	千葉市	要綱により、事業者に対し、作業記録として工程ごとの記録写真を撮影し、工事終了後に提出するよう求めている。 当該作業記録と立入検査結果を対照し、立入検査時の指摘事項が改善されているか事後的に確認している。
4	横浜市	立入検査時の指導事項については、検査当日に即時に改善される事項を除き、完了届（市条例により作業終了後1か月以内に提出することを義務付け）に添付させる図面等で確認している。
5	静岡市	静岡市の「特定粉じん排出等作業立入検査マニュアル」（平成24年度）では、事業者が「作業基準（大気汚染防止法第18条の14で定められているアスベスト除去作業の際に事業者が実施すべきこと）を遵守していないと認めるときは、作業基準に従うように指導すること」とされており、これに沿って、直ちに改善できるものはその場で改善させ、それ以外の改善措置状況については、工事完了後に提出される作業完了報告書に写真を添付させ、確認している。
6	京都市	立入調査時に改善可能なものは、その場で改善を確認している。また、直ちに改善することが困難な場合は、事業者が後日提出する作業完了報告書に写真等を添付させて確認している。
7	大阪市	解体等工事終了後、全ての工事において完了報告書を提出するよう指導しており、立入検査時の指導事項については、完了報告書に添付された写真で確認している。
8	岡山市	立入検査時の指摘事項については、養生に穴が空いているものなどはその場で補修させ、改善状況を確認している。事前調査結果の掲示や集じん・排気装置の記録の不備等については、現場で厳しく指導を行っており、事業者も内容を承知し、適切に対応していると考えているとして、その場で改善されたものを除き、改善措置状況の確認は特に行っていない。

(注) 当省の調査結果による。

(6) レベル3のアスベスト含有建材の適切な処理の推進

勧 告	説明図表番号
<p>建築物に使用されたアスベスト含有成形板などレベル3のアスベスト含有建材(以下「レベル3建材」という。)については、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材に比べ相対的にアスベストの飛散性は低いものの、除去作業時に破碎や切断するなど、その取扱いが不適切な場合、アスベストが飛散するおそれがあることが指摘されている<sup>(注1)</sup>。</p>	
<p>(注1) 「被災地におけるアスベスト大気濃度調査(第13次モニタリング)結果について(平成27年10月16日時点)」(平成27年10月19日平成27年度第1回アスベスト大気濃度調査検討会資料)によると、レベル3建材のみが使用されている作業現場付近で、レベル3建材を破碎・切断したことなどから、アスベスト繊維数濃度10本/Lが検出された事例が報告されている。</p>	表2-(6)-①
<p>このレベル3建材の除去作業に関しては、その作業に従事する労働者のばく露防止を図る観点から、石綿則では、湿潤化等の措置を事業者に義務付けている(石綿則第13条第1項)。一方、レベル3建材はアスベストの飛散性が低いため、大防法には特段の規制が設けられていないものの、環境省の中央環境審議会は、「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」において、「レベル3建材を使用した建築物等の解体作業等で石綿が飛散する状況について、実態が明らかにされていないことから、調査事例の収集等によりその実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適切と考えられる」とし、将来の規制措置の導入を念頭に置いた検討を行うべき旨を指摘している。この指摘を踏まえ、環境省では、平成27年度から、レベル3建材のみを使用した建築物等の解体現場をアスベスト大気濃度調査の対象に追加するなど、レベル3建材からのアスベストの飛散実態を把握する取組に着手している。</p>	表2-(6)-②
<p>また、建築物の解体等工事時におけるレベル3建材の取扱いについて、環境省は、飛散防止対策マニュアルにおいて、その種類と除去作業における留意事項(養生や湿潤化などの方法)を事業者等に対し示している。また、地方公共団体の中には、条例や要綱により、レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事を行う際の届出義務を課すなどの規制(以下「レベル3建材規制」という。)を実施しているものもみられる。</p>	表2-(6)-③
<p>今回、39県市において、レベル3建材規制の実施状況、解体等工事におけるレベル3建材の取扱状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p>	表2-(6)-④
<p>調査した県市のうち12県市では、レベル3建材規制を実施しており、その実施に至った端緒をみると、i) レベル3建材の除去作業に対する住民の関心が高く、問合せ等に適切に対応する必要があったこと(4県市)、ii) レベル3建材を重機で破碎するなど不適切な方法で解体している例があったこと(1県市)などとなっている。</p>	表2-(6)-⑤、⑥
<p>レベル3建材規制の内容としては、下表のとおり、i) 作業実施前の届出(8県市)、ii) 湿潤化など県市が独自に策定した作業実施基準<sup>(注2)</sup>の遵守(12県市)、iii) 立入検査の実施(12県市)などとなっている。</p>	表2-(6)-⑦、⑧

(注2) 12県市が独自に策定した作業実施基準の内容は、いずれも飛散防止対策マニュアル等に沿った内容となっている。

表 県市におけるレベル3建材規制の主な内容

(単位：県市)

主な規制内容	該当県市
作業実施前の届出	8
作業実施基準の遵守	12
アスベストの飛散状況の確認（アスベスト濃度測定等）	9
作業完了後の届出	2
立入検査の実施	12

(注) 当省の調査結果による。

レベル3建材規制を実施している県市では、レベル3建材規制により、i) 事業者への指導が行いやすくなった（3県市）、ii) 住民からの問合せ等に対応でき、不安の払拭につながっている（4県市）などの効果があったとしている一方、大防法による全国一律の規制ではないため、レベル3建材規制を実施していない県市に所在する事業者に対する独自規制の周知に苦慮している（2県市）との意見もみられた。

表2-(6)-⑨

また、作業実施前の届出を義務付けている8県市のうち1県市では、当該届出のあった全ての工事現場に立入検査を行っており、その結果に基づきレベル3建材規制の遵守状況をみると、養生不完全、散水不足（湿潤化不足）など作業実施基準が遵守されていない事例が発見されている。さらに、届出のあった箇所以外にもレベル3建材が発見された、いわゆる届出漏れの割合が6割前後にも及んでおり（平成25年度は事前届出714件に対し400件（56%）、26年度は事前届出649件に対し407件（63%））、当該県市によると、こうした届出漏れは、事業者の知見不足のため、レベル3建材を的確に把握できていないことに起因しているものが多いとしている<sup>(注3)</sup>。

表2-(6)-⑧（再掲）の(ii)No.3

(注3) 上記1県市以外の7県市においても立入検査を行っているが、指導記録等が作成されていないため、作業実施基準の遵守や届出漏れ状況は把握できなかった。

このような作業実施基準の遵守状況や届出漏れで適切な処理がなされなかった状況を勘案すると、解体等工事においてレベル3建材の取扱いは必ずしも適切に行われているとはいえ、結果として、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあったものとみられる。

他方、27県市においては、人員不足や業務量が膨大になること（10県市）などを理由に、条例や要綱によるレベル3建材規制を実施していないことから、解体等工事におけるレベル3建材の取扱状況は明らかになっていない。

表2-(6)-⑩

このため、平成22年4月から27年7月までの間に上記27県市で行われた解体等工事について、新聞情報や県市が把握している情報を基にレベル3建材の把握漏れの事例

表2-(6)-⑪、⑫

や不適切な除去の事例の有無等を調査したところ、i) 事業者による事前調査においてレベル3建材を的確に把握していない例が2件、ii) 事業者がレベル3建材を除去する際に、十分に湿潤化せずに除去していた例が2件みられた。

今回の調査では、解体等工事におけるレベル3建材の除去作業の実態を必ずしも十分に把握できなかったものの、環境省の中央環境審議会が「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」で指摘しているとおおり、レベル3建材の除去作業時の取扱い次第では、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあり、健康被害の発生も危惧されるため、実態を把握し、対策を講じていくことが必要と考えられる。

#### 【所見】

したがって、環境省は、解体等工事におけるレベル3建材の不適切な除去作業によるアスベストの飛散を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 解体等工事におけるレベル3建材の取扱いの実態を把握し、その結果を踏まえ、レベル3建材の取扱いについて大防法における在り方も含めて検討し、所要の措置を講ずること。
- ② 当面の措置として、飛散防止対策マニュアルにおけるレベル3建材の把握方法や除去作業に関する留意事項について、再度、関係者に周知徹底を図ること。

表2-(6)-① 「被災地におけるアスベスト大気濃度調査（第13次モニタリング）結果について（平成27年10月16日時点）」（平成27年10月19日 平成27年度第1回アスベスト大気濃度調査検討会資料）（抜粋）

○ 環境省では、被災地における復旧復興工事等について、石綿の飛散の有無を確認するため、被災地において重点的に大気中のアスベスト濃度を測定する業務を行っている。平成23～25年度は青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県等の8県で測定を行った。その後、福島県以外の7県から平成25年度末でがれき処理等がおおよそ完了すると報告を受けたために、平成26年度からは福島県での測定を行っている。（略）

○ 地点No. 17⑤（作業現場付近）においては、位相差顕微鏡法により総繊維数濃度が1本/Lを超過したため、偏光顕微鏡法及び電子顕微鏡法による詳細な測定を実施した。

<地点No. 17の詳細測定結果>

地点No.	測定値点No.	測定箇所名称	位相差顕微鏡法	偏光顕微鏡法	電子顕微鏡法
			総繊維数濃度 [本/リットル]	アスベスト 繊維数濃度 [本/リットル]	
17	①	敷地境界	検出下限値以下	/	/
	②	敷地境界			
	③	敷地境界			
	④	敷地境界			
	⑤	作業現場付近	17	10	アモサイト90% クリソタイル1% その他9%

<事実関係>

- ・ 特定建築材料の使用はなく、石綿含有形成板（レベル3）のみ使用されていた。
- ・ 敷地境界（4地点）では、全て総繊維数で検出限界値以下。
- ・ 石綿含有形成板は水で湿潤してから取り外しており、除去作業は、適切に実施されていたと考えられる。その後、取り外した石綿含有形成板をフレコンバックに入れるためにやむを得ない破碎・切断を行った。その際、水による湿潤が十分でなかったことが原因と考えられる。

（注） 下線及び枠囲みは当省が付した。

表2-(6)-② 石綿則におけるレベル3建材の除去作業に関する規定

<p>○ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抜粋） （石綿等の切断等の作業に係る措置）</p> <p>第13条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。</p> <p>一 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業</p> <p>二～六（略）</p> <p>2（略）</p>
---

(注) 下線は当省が付した。

表2-(6)-③ 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成25年2月20日付け中環審第704号）（抜粋）

<p>III 各論</p> <p>6. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するに当たっての石綿飛散防止対策</p> <p>特定建築材料以外の石綿含有建材（以下「レベル3建材」という。）は、特定建築材料に比べ相対的に石綿の飛散は少ないと考えられ、このため、届出義務を課して行政が監督することにより作業基準の遵守を担保する大防法の枠組みには入れられていないが、当該建材の除去等作業時の取扱いが不適切な場合、石綿が飛散する可能性があるとの指摘がある。</p> <p><u>レベル3建材を使用した建築物等の解体作業等で石綿が飛散する状況について、実態が明らかにされていないことから、調査事例の収集等によりその実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当と考えられる。</u></p> <p>その際、大防法の枠組みに入れて届出義務の対象とする場合には、レベル3建材の使用された建築物等は件数が極めて多数に上ることから、都道府県等による対応の可能性と一般環境に対する石綿の飛散のリスク、石綿則に基づく事前調査の結果等の活用の可能性等を考慮して、検討する必要がある。</p> <p>また、将来の制度化の可能性も念頭に上記の検討を行うことと並行して、レベル3建材を使用した建築物等を解体する場合は、手作業による丁寧な取りはずしや建材の湿潤化、発生した廃棄物の分別保管など、環境省が現在普及に努めている「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（以下「石綿飛散防止対策マニュアル」という。）等により行われるよう、知識・技術のさらなる普及を図る必要がある。</p>
---

(注) 下線は当省が付した。

表2-(6)-④ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」(平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)

### 3.2 用語の定義

#### 3) 「石綿含有吹付け材等」

本章では、「石綿含有吹付け材」及び「保温材等」のことを意味し、法律用語「特定建築材料」と同じ意味である。これ以外の石綿含有成形板等の石綿含有建材を一般にレベル3と称している。

### 3.3 作業の一般的基準

#### 3.3.3 特定建築材料以外の石綿含有成形板除去を行う場合

特定建築材料以外の石綿含有成形板除去等を行う場合の一般的手順と留意事項(推奨基準)は以下のとおりである。

石綿含有成形板等の除去を行う場合は、原則として手ばらしとする。

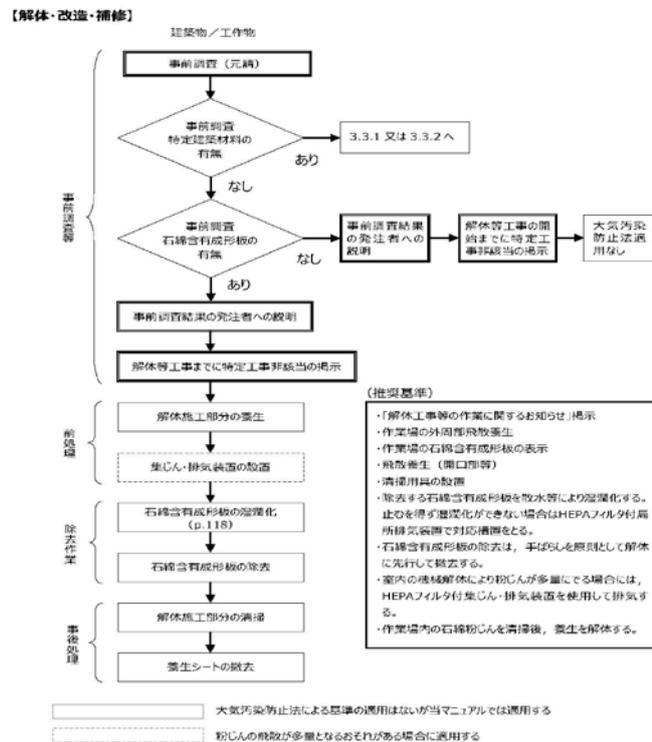


図 3.4 特定建築材料以外の石綿含有成形板除去を行う場合の一般の手順(解体・改造・補修)

### 3.12 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去する時の石綿飛散防止対策

大気汚染防止法の特定建築材料ではない石綿含有成形板等についても、程度は少ないと考えられるものの解体/改修時には周辺環境への石綿飛散防止するための、大気汚染防止法、石綿障害予防規則、廃棄物処理法等を遵守する必要がある。(略)

#### 3.12.1 石綿含有成形板を除去する場合

特定建築材料ではないその他の石綿含有成形板は、耐熱性や耐久性が要求される場所で屋根・外壁・内壁・天井・床などの材料として使われている。石綿がセメントやけい酸カルシウム等により固化されているため、通常の使用状態においては、石綿粉じんが飛散することは少ないが、切断や破砕作業により石綿粉じんが飛散する(略)。

散水のうえ、手ばらしで行えば、石綿粉じんの飛散は少なくなる。従って施工者は工事計画を作成するに当たっては周到な注意を払って、建物等の外部や内部の使用材料を事前調査し、その結果に基づき作業計画をたてるのが肝要である。

石綿粉じんの防止対策としては、以下の場合について考慮する必要がある。

- ① 作業環境からみた石綿の発じん防止

② 大気環境への石綿飛散防止対策の基本事項

③ 石綿含有成形板は原則として常時散水する等湿潤化し、手作業にて丁寧に剥がし、破損した石綿含有成形板は丈夫なビニール袋やシートに囲い、小口や劣化部分からの石綿の飛散防止の措置を行う。

④ 石綿を飛散させるおそれのある場合は解体施  
ト等で隙間なく囲む。(略)

(1) (略)

(2) 除去作業における留意事項

4) 除去作業

石綿が飛散しないように手作業によりできるだけ原形のまま取り外す。人が立ち入ることが危険である等手作業で取り外すことが著しく困難な場合は、やむを得ず油圧破碎機や電動丸鋸又はドリル等の機械工具を併用することとなるが、散水やHEPAフィルター付き局所集じん装置を使用する等石綿の飛散防止を図ること。また、呼吸用保護具の区分についても留意する。圧縮破碎作業は可能な限り少なくする。

① 石綿含有成形板（内装）石綿含有けい酸カルシウム板第一種

- ・周辺の養生としては、床養生のほか外部への石綿飛散に留意して開口部をプラスチックシート等により養生する。
- ・湿潤化は、薬液等を使用し、石綿飛散の程度に応じて適量散布する。
- ・除去する石綿含有成形板に付着している機器器具は成形板を損傷しないように丁寧に取り外す。

(略)

- ・石綿含有成形板をバールや鋸等により切断、破碎除去する場合は、湿潤化等石綿飛散防止の措置をすること。取り外した石綿含有成形板は丁寧にプラスチック袋又はシートにより梱包する。

② 石綿含有成形板（外装）石綿含有スレート波板の取外し作業

石綿粉じんの飛散防止として外部足場にパネル、シート等により隙間なく塞ぐ等の措置を講じる。

- ・湿潤化は、粉じん飛散の程度に応じて適量散水散布する。

(略)

③ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート等（外装）

外装材の除去に先立ち、後付された外部設備、笠木、桶、金属類、コーナー材等を除去する。施工時と逆の手順で行う。シーリング材等が施工されている場合は、先行して除去する。縦・横目地部のシーリング材をカッター等を用いて切断し、除去する。タイル張り仕上げされている箇所等で分別が困難な場合はできるだけ破損させないで除去するが、やむを得ず切断等を行う場合は、発生する粉じんを高性能真空掃除機で吸引しながら行う。

(略)

④ 石綿含有押出成形セメント板（ECP）取外し作業の留意事項

石綿含有押出成形セメント板の取外しは、原則、他の建材の取外しに先がけて行う。原則として手ばらしとし、やむを得ず油圧式圧碎機により破壊しなければならない場合は、石綿の発じん防止と飛散養生を行う。(略)

⑤ 石綿含有ビニル床タイル

剥がし作業は粉じんの出ないように、バール、ケレン棒、電動ケレン（ペッカー）等で剥がす。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(6)-⑤ 県市におけるレベル3建材規制の状況

区 分	調査対象数	レベル3建材規制の有無			
		規制有り		規制無し	
		条例に基づく規制	要綱に基づく規制		
県	16	3	3	0	13
政令市等	23	9	9 (注2)	1 (注2)	14
合計	39	12	12	1	27

(注) 1 当省の調査結果による。

2 大田区は、東京都が定める条例に加え、同区が独自に要綱を定めてレベル3建材規制を実施しているため、「条例に基づく規制」と「要綱に基づく規制」の両方に計上している。

表2-(6)-⑥ レベル3建材規制を実施している主な端緒

主な端緒	県	政令市等
レベル3建材の除去作業に対する住民の関心が高く、条例による規制を設け、問合せ等に適切に対応する必要がある	1 (大阪府)	3 (大田区、さいたま市、川崎市)
レベル3建材を重機で破砕するなど不適切な方法で解体している事業者がみられた	0	1 (横浜市)

(注) 当省の調査結果による。

表2-(6)-⑦ レベル3建材規制を実施している県市の主な規制内容

主な規制内容	県	政令市等
作業実施前の届出	2 (大阪府、兵庫県)	6 (大田区、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、神戸市)
作業実施基準の遵守	3 (東京都、大阪府、兵庫県)	9 (さいたま市、千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、神戸市)
アスベストの飛散状況の確認 (アスベスト濃度測定等)	2 (東京都、大阪府)	7 (千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、大阪市、堺市)
作業完了後の届出	0	2 (横浜市、川崎市)
立入検査の実施	3 (東京都、大阪府、兵庫県)	9 (さいたま市、千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、神戸市)

(注) 当省の調査結果による。

表2-(6)-⑧ レベル3建材規制を実施している県市の取組状況

(i) 県の条例によるレベル3建材規制の内容

No.	県市名	概要			
1	東京都	東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都条例」という。）により、次表のとおり、作業実施基準やアスベストの飛散状況の監視に関するレベル3建材規制を定めている。 表 東京都条例におけるレベル3建材規制の主な内容			
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">作業実施基準に関する規制</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は、湿潤化した後に行い、破断しない方法で行うこと ○ 工事現場及びその周辺の後片付け及び清掃を実施すること</td> </tr> </table>	作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者	(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は、湿潤化した後に行い、破断しない方法で行うこと ○ 工事現場及びその周辺の後片付け及び清掃を実施すること
		作業実施基準に関する規制		(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者	
			(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は、湿潤化した後に行い、破断しない方法で行うこと ○ 工事現場及びその周辺の後片付け及び清掃を実施すること		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">アスベスト飛散状況の監視に関する規制</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 目視によって粉じんの飛散の状況を監視し、その結果を3年間保存</td> </tr> </table>	アスベスト飛散状況の監視に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者	(主な規制内容) 目視によって粉じんの飛散の状況を監視し、その結果を3年間保存		
アスベスト飛散状況の監視に関する規制		(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者			
	(主な規制内容) 目視によって粉じんの飛散の状況を監視し、その結果を3年間保存				
<table border="1"> <tr> <td>立入検査に関する規制</td> <td>(主な規制内容) 知事は、関係職員に、東京都条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる</td> </tr> </table>	立入検査に関する規制	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、東京都条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる			
立入検査に関する規制	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、東京都条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる				
	千代田区	千代田区では、上記の東京都条例に基づき、レベル3建材規制を実施している。			
	新宿区	新宿区では、上記の東京都条例に基づき、レベル3建材規制を実施している。			
	大田区	大田区では、上記の東京都条例に加え、「大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱」（以下「大田区要綱」という。）により、次表のとおり、事前調査結果の届出や近隣関係住民からの問合せ対応に関するレベル3建材規制を定めている。 表 大田区要綱におけるレベル3建材規制の主な内容			
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">事前調査結果の届出に関する規制</td> <td>(規制の対象者) 建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 建築リサイクル法に基づく届出等を提出する場合は、レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況の有無等の調査結果を記録した特定粉じん（石綿等）事前調査記録書を添付して提出</td> </tr> </table>	事前調査結果の届出に関する規制	(規制の対象者) 建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等	(主な規制内容) 建築リサイクル法に基づく届出等を提出する場合は、レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況の有無等の調査結果を記録した特定粉じん（石綿等）事前調査記録書を添付して提出
		事前調査結果の届出に関する規制		(規制の対象者) 建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等	
(主な規制内容) 建築リサイクル法に基づく届出等を提出する場合は、レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況の有無等の調査結果を記録した特定粉じん（石綿等）事前調査記録書を添付して提出					
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">近隣関係住民への周知等に関する規制</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材を含むアスベスト含有建材が使用されている建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況等の調査結果について、掲示するとともに、隣接住民等へ周知 ○ 周知後、速やかに周知方法を記載した石綿等事前周知実施報告書を提出（レベル3建材のみが使用されている場合、解体工事を行う建築物の構造等<sup>(注)</sup>によっては同報告書の提出は省略可能） (注) 解体する部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物であって、建</td> </tr> </table>	近隣関係住民への周知等に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材を含むアスベスト含有建材が使用されている建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等	(主な規制内容) ○ レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況等の調査結果について、掲示するとともに、隣接住民等へ周知 ○ 周知後、速やかに周知方法を記載した石綿等事前周知実施報告書を提出（レベル3建材のみが使用されている場合、解体工事を行う建築物の構造等 <sup>(注)</sup> によっては同報告書の提出は省略可能） (注) 解体する部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物であって、建		
近隣関係住民への周知等に関する規制		(規制の対象者) レベル3建材を含むアスベスト含有建材が使用されている建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等			
	(主な規制内容) ○ レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況等の調査結果について、掲示するとともに、隣接住民等へ周知 ○ 周知後、速やかに周知方法を記載した石綿等事前周知実施報告書を提出（レベル3建材のみが使用されている場合、解体工事を行う建築物の構造等 <sup>(注)</sup> によっては同報告書の提出は省略可能） (注) 解体する部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物であって、建				

			建築物の階数が3以上のもの、地階（半地階を除く。）を有するもの又は解体する部分の床面積の合計が500㎡以上のものに該当しない建築物														
2	大阪府	<p>大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「大阪府条例」という。）により、次表のとおり、事前調査結果の説明や作業実施の届出等に関するレベル3建材規制を定めている。</p> <p>表 大阪府条例におけるレベル3建材規制の主な内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">事前調査結果の説明等に関する規制</td> <td>(規制の対象者) 解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、事前調査結果を記載した書面（以下「事前調査書面」という。）を交付、その内容を説明 ○ 解体等工事の着手までに事前調査結果を記載した掲示板を設置 ○ 事前調査書面の写しについて、解体等工事が完了するまでの間、公衆の閲覧に供すとともに、同書面の写しを3年間保存</td> </tr> <tr> <td>(規制の対象者) 解体等工事の発注者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 事前調査書面を3年間保存</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業実施の届出に関する規制</td> <td>(規制の対象者) 解体等工事（レベル3建材の使用面積が1,000㎡以上）の発注者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 作業開始の日の14日前までに、石綿排出等作業実施届出書を提出</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">作業実施基準に関する規制</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ 作業を行う建築物の周囲に当該建築物の高さ以上の幕等の設置 ○ 原則手作業により原形のまま除去。やむを得ず機械等で切断する場合はレベル3建材に散水して除去 ○ 除去したレベル3建材を破碎しないこと</td> </tr> <tr> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">敷地境界基準の遵守に関する規制</td> <td>(主な規制内容) 隣地との敷地境界におけるアスベスト濃度(10本/L)を遵守</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 知事は、関係職員に、建築物等の解体等に係るアスベストの排出等の規制の実施に必要な限度において、立入検査を行わせることができる</td> </tr> </table>	事前調査結果の説明等に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者	(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、事前調査結果を記載した書面（以下「事前調査書面」という。）を交付、その内容を説明 ○ 解体等工事の着手までに事前調査結果を記載した掲示板を設置 ○ 事前調査書面の写しについて、解体等工事が完了するまでの間、公衆の閲覧に供すとともに、同書面の写しを3年間保存	(規制の対象者) 解体等工事の発注者	(主な規制内容) 事前調査書面を3年間保存	作業実施の届出に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事（レベル3建材の使用面積が1,000㎡以上）の発注者	(主な規制内容) 作業開始の日の14日前までに、石綿排出等作業実施届出書を提出	作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者	(主な規制内容) ○ 作業を行う建築物の周囲に当該建築物の高さ以上の幕等の設置 ○ 原則手作業により原形のまま除去。やむを得ず機械等で切断する場合はレベル3建材に散水して除去 ○ 除去したレベル3建材を破碎しないこと	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者	敷地境界基準の遵守に関する規制	(主な規制内容) 隣地との敷地境界におけるアスベスト濃度(10本/L)を遵守	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、建築物等の解体等に係るアスベストの排出等の規制の実施に必要な限度において、立入検査を行わせることができる
事前調査結果の説明等に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者																
	(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、事前調査結果を記載した書面（以下「事前調査書面」という。）を交付、その内容を説明 ○ 解体等工事の着手までに事前調査結果を記載した掲示板を設置 ○ 事前調査書面の写しについて、解体等工事が完了するまでの間、公衆の閲覧に供すとともに、同書面の写しを3年間保存																
	(規制の対象者) 解体等工事の発注者																
	(主な規制内容) 事前調査書面を3年間保存																
作業実施の届出に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事（レベル3建材の使用面積が1,000㎡以上）の発注者																
	(主な規制内容) 作業開始の日の14日前までに、石綿排出等作業実施届出書を提出																
作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者																
	(主な規制内容) ○ 作業を行う建築物の周囲に当該建築物の高さ以上の幕等の設置 ○ 原則手作業により原形のまま除去。やむを得ず機械等で切断する場合はレベル3建材に散水して除去 ○ 除去したレベル3建材を破碎しないこと																
	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者																
敷地境界基準の遵守に関する規制	(主な規制内容) 隣地との敷地境界におけるアスベスト濃度(10本/L)を遵守																
	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、建築物等の解体等に係るアスベストの排出等の規制の実施に必要な限度において、立入検査を行わせることができる																
	大阪市	大阪市では、上記の大阪府条例に基づき、レベル3建材規制を実施している。															
	堺市	堺市では、上記の大阪府条例に基づき、レベル3建材規制を実施している。															

3	兵庫県	<p>兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（以下「兵庫県条例」という。）により、下表1のとおり、作業実施の届出や作業実施基準に関するレベル3建材規制を定めている。</p> <p>表1 兵庫県条例におけるレベル3建材規制の主な内容</p> <table border="1" data-bbox="359 324 1423 963"> <tr> <td data-bbox="359 324 667 548">解体等工事実施の届出に関する規制</td> <td data-bbox="667 324 1423 548">           (規制の対象者)            レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）の解体工事の事業者            -----            (主な規制内容)            解体等工事開始の日の7日前までに、特定工作物解体等工事実施届出を届出         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 548 667 851">作業実施基準に関する規制</td> <td data-bbox="667 548 1423 851">           (規制の対象者)            レベル3建材が使用されている建築物の解体工事の事業者            -----            (主な規制内容)            ○ 切断又は破碎を行わず、原形のまま手作業により除去。            ただし、作業に著しい支障が生じるときは、散水等の飛散防止措置を講じた上で除去            ○ 除去後、車両等の積み込み時に飛散防止措置を講ずること         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 851 667 963">立入検査に関する規制</td> <td data-bbox="667 851 1423 963">           (主な規制内容)            知事は、関係職員に、公害の防止に必要な限度において、立入検査を行わせることができる         </td> </tr> </table> <p>また、兵庫県では、下表2のとおり、レベル3建材が使用されている解体工事現場に対して立入検査を実施している。</p> <p>表2 兵庫県におけるレベル3建材を対象とした立入検査の実施状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="359 1176 1423 1310"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数</td> <td>484</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td>上記届出に基づく立入検査件数</td> <td>197</td> <td>158</td> </tr> </tbody> </table>	解体等工事実施の届出に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）の解体工事の事業者 ----- (主な規制内容) 解体等工事開始の日の7日前までに、特定工作物解体等工事実施届出を届出	作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体工事の事業者 ----- (主な規制内容) ○ 切断又は破碎を行わず、原形のまま手作業により除去。 ただし、作業に著しい支障が生じるときは、散水等の飛散防止措置を講じた上で除去 ○ 除去後、車両等の積み込み時に飛散防止措置を講ずること	立入検査に関する規制	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、公害の防止に必要な限度において、立入検査を行わせることができる	区 分	平成25年度	26年度	レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数	484	427	上記届出に基づく立入検査件数	197	158
解体等工事実施の届出に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）の解体工事の事業者 ----- (主な規制内容) 解体等工事開始の日の7日前までに、特定工作物解体等工事実施届出を届出																
作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体工事の事業者 ----- (主な規制内容) ○ 切断又は破碎を行わず、原形のまま手作業により除去。 ただし、作業に著しい支障が生じるときは、散水等の飛散防止措置を講じた上で除去 ○ 除去後、車両等の積み込み時に飛散防止措置を講ずること																
立入検査に関する規制	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、公害の防止に必要な限度において、立入検査を行わせることができる																
区 分	平成25年度	26年度															
レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数	484	427															
上記届出に基づく立入検査件数	197	158															
	神戸市	<p>神戸市では、上記の兵庫県条例に基づき、レベル3建材規制を実施している。</p> <p>また、神戸市では、下表のとおり、レベル3建材が使用されている解体工事現場に対して立入検査を実施している。</p> <p>表 神戸市におけるレベル3建材を対象とした立入検査の実施状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="359 1612 1423 1747"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数</td> <td>498</td> <td>429</td> </tr> <tr> <td>上記届出に基づく立入検査件数</td> <td>119</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成25年度	26年度	レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数	498	429	上記届出に基づく立入検査件数	119	83						
区 分	平成25年度	26年度															
レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数	498	429															
上記届出に基づく立入検査件数	119	83															

(注) 当省の調査結果による。

(ii) 政令市等の条例によるレベル3建材規制の内容

No.	政令市等名	概 要									
1	さいたま市	<p>さいたま市では、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」(以下「さいたま市条例」という。)において、事前調査結果の説明や作業実施基準に関するレベル3建材規制を定めている。</p> <p>表 さいたま市条例におけるレベル3建材規制の主な内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">事前調査結果の説明に関する規制</td> <td>(規制の対象者) 解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から14日以内に作業を開始する場合は、当該作業の開始の14日前まで)に、事前調査結果を説明</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業実施基準に関する規制</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は手作業とし、切断、破砕しないで除去。ただし、やむを得ない理由により機械等を使用して切断、破砕する場合は、レベル3建材を散水等により湿潤化して除去 ○ 除去したレベル3建材を切断、破砕しないこと。ただし、やむを得ない理由により除去したレベル3建材を切断、破砕する場合は、必要最小限度の範囲に限り、散水等により湿潤化</td> </tr> <tr> <td>立入検査に関する規制</td> <td>(主な規制内容) 市長は、関係職員に、さいたま市条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる</td> </tr> </table>	事前調査結果の説明に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者	(主な規制内容) 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から14日以内に作業を開始する場合は、当該作業の開始の14日前まで)に、事前調査結果を説明	作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事の事業者	(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は手作業とし、切断、破砕しないで除去。ただし、やむを得ない理由により機械等を使用して切断、破砕する場合は、レベル3建材を散水等により湿潤化して除去 ○ 除去したレベル3建材を切断、破砕しないこと。ただし、やむを得ない理由により除去したレベル3建材を切断、破砕する場合は、必要最小限度の範囲に限り、散水等により湿潤化	立入検査に関する規制	(主な規制内容) 市長は、関係職員に、さいたま市条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる	
事前調査結果の説明に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者										
	(主な規制内容) 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から14日以内に作業を開始する場合は、当該作業の開始の14日前まで)に、事前調査結果を説明										
作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事の事業者										
	(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は手作業とし、切断、破砕しないで除去。ただし、やむを得ない理由により機械等を使用して切断、破砕する場合は、レベル3建材を散水等により湿潤化して除去 ○ 除去したレベル3建材を切断、破砕しないこと。ただし、やむを得ない理由により除去したレベル3建材を切断、破砕する場合は、必要最小限度の範囲に限り、散水等により湿潤化										
立入検査に関する規制	(主な規制内容) 市長は、関係職員に、さいたま市条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる										
2	横浜市	<p>横浜市は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(以下「横浜市条例」という。)に基づき、下表1の作業に該当する場合について、下表2のとおり事前調査結果の説明や作業実施基準に関するレベル3建材規制を実施している。</p> <p>表1 横浜市条例でレベル3建材規制の対象となっている作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル3建材</th> <th>レベル3建材規制の対象となる作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 石綿布</td> <td>石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分に当該建材が使用されている場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td>ii) アスベストを含有するセメント建材</td> <td>アスベストを含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分における当該建材の使用面積の合計が1000㎡以上であるものに限る)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 横浜市条例におけるレベル3建材規制の主な内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">事前調査結果の説明等に関する規制</td> <td>(規制の対象者) 解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から7日以内に上表1の作業を開始する場合は、当該作業の開始の7日前まで)に、事前調査結果等を記載した書面を交付し、説明 ○ 事前調査結果を記載した掲示板を公衆の見やすい場所に設置</td> </tr> </table>	レベル3建材	レベル3建材規制の対象となる作業	i) 石綿布	石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分に当該建材が使用されている場合に限る。)	ii) アスベストを含有するセメント建材	アスベストを含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分における当該建材の使用面積の合計が1000㎡以上であるものに限る)	事前調査結果の説明等に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者	(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から7日以内に上表1の作業を開始する場合は、当該作業の開始の7日前まで)に、事前調査結果等を記載した書面を交付し、説明 ○ 事前調査結果を記載した掲示板を公衆の見やすい場所に設置
レベル3建材	レベル3建材規制の対象となる作業										
i) 石綿布	石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分に当該建材が使用されている場合に限る。)										
ii) アスベストを含有するセメント建材	アスベストを含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分における当該建材の使用面積の合計が1000㎡以上であるものに限る)										
事前調査結果の説明等に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者										
	(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から7日以内に上表1の作業を開始する場合は、当該作業の開始の7日前まで)に、事前調査結果等を記載した書面を交付し、説明 ○ 事前調査結果を記載した掲示板を公衆の見やすい場所に設置										

		作業開始時の届出に関する規制	(規制の対象者) 上表1の作業を伴う解体等工事の発注者等						
			(主な規制内容) 作業開始の日の7日前までに、石綿排出作業開始届出書を提出						
		作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) 上表1の作業を伴う解体等工事の事業者						
			(主な規制内容) ○ 上表1 i) の作業は、断熱材等の処理に準じた方法で実施 ○ 上表1 ii) の作業は、①作業の対象となる建築物等にシート等で養生を実施、②薬液等により湿潤化して実施、③飛散防止のための適切な工法により作業を実施、④湿潤状態を保ちながら一時保管場所に集積						
		アスベスト濃度測定に関する規制	(規制の対象者) 上表1の作業を伴う解体等工事の事業者						
			(主な規制内容) ○ 上表1 i) の作業の場合、作業期間中に1回以上及び作業終了後に1回測定し、その結果を記録、保存 ○ 上表1 ii) の作業の場合、作業期間中に1回以上測定し、その結果を記録、保存						
		作業完了の説明に関する規制	(規制の対象者) 上表1の作業を伴う解体等工事の事業者						
	(主な規制内容) 作業が完了したときは、解体等工事の発注者等に対し、作業完了時の届出を行う日までに、アスベスト濃度測定の結果等を記載した書面を交付し、説明								
作業完了時の届出に関する規制	(規制の対象者) 上表1の作業を伴う解体等工事の発注者等								
	(主な規制内容) 上表1の作業を完了した日から30日以内に、石綿排出完了届出書を提出								
立入検査に関する規制	(主な規制内容) 市長は、関係職員に、横浜市条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる								
<p>また、横浜市では、下表3のとおり、レベル3建材が使用されている解体工事現場に対して立入検査を実施している。</p> <p>表3 横浜市におけるレベル3建材を対象とした立入検査の実施状況 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上表1のレベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事に係る届出件数</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>上記届出に基づく立入検査件数</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	平成26年度	上表1のレベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事に係る届出件数	13	上記届出に基づく立入検査件数	3
区 分	平成26年度								
上表1のレベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事に係る届出件数	13								
上記届出に基づく立入検査件数	3								
3	川崎市	<p>川崎市は、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(以下「川崎市条例」という。)に基づき、下表1のとおり、事前調査結果の届出や作業実施の届出等に関するレベル3建材規制を実施している。</p> <p>表1 川崎市条例におけるレベル3建材規制の主な内容</p> <table border="1"> <tr> <td>事前調査結果の届出に</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物(床面積の合計が80㎡以上)の解</td> </tr> </table>		事前調査結果の届出に	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物(床面積の合計が80㎡以上)の解				
事前調査結果の届出に	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物(床面積の合計が80㎡以上)の解								

関する規制	<p>体工事の事業者 (主な規制内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作業開始の日の14日前までに、事前調査結果届出書を提出</li> <li>○ 事前調査結果を記録し、3年間保存</li> <li>○ 事前調査結果を記載した掲示板を設置</li> <li>○ 作業の開始前までに、作業に行く区域の境界線から水平距離で20mの範囲内の住民に対して、広告物の配布等を実施</li> </ul>
作業実施の届出に関する規制	<p>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）で、かつレベル3建材の使用面積の合計が500㎡以上の解体工事の事業者</p> <p>(主な規制内容) 作業開始の日の14日前までに、石綿排出等作業実施届出書を提出</p>
作業実施基準に関する規制	<p>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事の事業者</p> <p>(主な規制内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として手作業により原形のまま除去</li> <li>○ 湿潤化して除去</li> <li>○ 建築物等の周囲に当該建築物等の高さ以上の幕を設置</li> </ul> <p>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）の解体工事の事業者</p> <p>(主な規制内容) アスベスト飛散防止措置等を記載した掲示板を設置</p>
アスベスト濃度測定に関する規制	<p>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事の事業者</p> <p>(主な規制内容) 市長が必要と認めたときは、大気中のアスベスト濃度測定を実施</p>
作業完了の報告に関する規制	<p>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）で、かつレベル3建材の使用面積の合計が500㎡以上の解体工事の事業者</p> <p>(主な規制内容) 作業完了の日から30日以内に、作業完了届出書を提出</p>
立入検査に関する規制	<p>(主な規制内容) 市長は、関係職員に、川崎市条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる</p>

また、川崎市では、レベル3建材に係る届出のあった全ての工事現場に立入検査を実施しており、その状況は下表2のとおりとなっている。

表2 川崎市におけるレベル3建材を対象とした立入検査の実施状況

(単位：件)

区 分	平成25年度	26年度
レベル3建材規制の対象となる解体工事への立入検査件数	714	649
違反あり現場件数	420	476
レベル3建材に係る届出漏れ	400	407
養生不完全	2	5
散水不足	1	0
手ばらし未実施	1	0
作業のお知らせの掲示違反	79	87
事前調査結果の掲示違反	69	89

	<p>上表2の違反あり現場件数のうち、同件数が最も多い「レベル3建材に係る届出漏れ」について、川崎市は、当該届出漏れにはレベル3建材を的確に把握しないまま解体等工事を着手しようとしている例も含まれており、事業者におけるレベル3建材の種類等の知見不足が主な原因としている。同市は、これらに対し、事業者に対する指導により、事業者によるレベル3建材の見落としを防止し、破砕等の不適切な方法による除去を未然に防止しているとしている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表2-(6)-⑨ レベル3建材規制の実施による主な効果

主な内容	県	政令市等
条例による基準の明確化により、解体等工事を行う事業者に対する指導が行いやすくなった	2(東京都、兵庫県)	1(川崎市)
事前届出や立入検査を通じて、住民からの問合せ等に適切に対応できるなど、住民の不安の払拭につながっている	1(大阪府)	3(大田区、横浜市、川崎市)

(注) 当省の調査結果による。

表2-(6)-⑩ レベル3建材規制を実施していない主な理由

主な内容	県	政令市等
人員不足や業務量が膨大になる	6(静岡県、愛知県、京都府、岡山県、広島県、福岡県)	4(仙台市、静岡市、浜松市、京都市)
住民からレベル3建材規制の実施の要望がない	0	2(浜松市、広島市)
安衛法等による規制により労基署が対応する	2(愛知県、京都府)	2(静岡市、広島市)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(6)-⑪ レベル3 建材規制を実施していない県市において、事業者による事前調査でレベル3 建材を的確に把握していなかった事例

No.	発生時期	発生地域	概要
1	平成25年4月	石巻市	<p>石巻労基署は、建築物の解体工事において、事業者から煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されているとの作業届を受け、立入検査を実施した。</p> <p>その際、同署が建築物の建設当時の施工図面等を確認したところ、工事計画には記載されていない屋外階段部分にレベル3建材である石綿セメント板が使用されていることが新たに判明した。</p>
2	平成25年4月	福岡市	<p>福岡中央労基署に対して、近隣住民から、建築物の解体工事において、アスベスト等が使用されているのではないかと通報があった。</p> <p>事業者の事前調査では当該工事現場におけるアスベストの使用はないと判断されていたが、上記通報を受け同署が立入検査を実施し、間仕切板に使用されていた建材について、石綿含有建材データベースで確認した結果、レベル3建材であるアスベスト含有ケイ酸カルシウム板第1種が使用されていることが新たに判明した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(6)-⑫ レベル3建材規制を実施していない県市において、事業者がレベル3建材を除去する際に、十分に湿潤化せずに除去していた事例

No.	発生時期	発生地域	概要
1	平成25年6月	新潟市	<p>新潟労基署に対して、駅の高架化工事に従事する作業員から、同駅ホームの屋根部分に使用されているレベル3建材を湿潤化せずに除去している旨の通報があった。</p> <p>このため、同署が立入検査を実施し、事業者にヒアリングをしたところ、通報のとおり、湿潤化せずにレベル3建材を除去していた。</p>
2	平成26年2月	岡山市	<p>岡山市に対して、近隣住民から、駅のホームの屋根に使用されているレベル3建材の除去に際し、囲いがなくホコリが舞っており、駅の利用客もホコリを浴びている旨の通報があった。</p> <p>このため、岡山市と同市から情報提供を受けた岡山労基署が立入検査を実施したところ、既にレベル3建材は除去されていたが、同署は通報の内容から、湿潤化が不十分であったことが原因であるとし、事業者に対し安全衛生指導書を交付し、レベル3建材の除去を行う場合には、十分に湿潤化を行い、ホコリ等が少なくなるように努めるよう指導した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

### 3 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策

勸告	説明図表番号
<p>地震等の災害が発生した際には、建築物等の倒壊や破損に伴い多くの建築物等が解体されることになるため、当該解体時及び解体により生じる瓦れきの処理時にアスベストの飛散やこれによるばく露が懸念される<sup>(注1)</sup>。</p> <p>(注1) 実際、平成23年3月に発生した東日本大震災後に、環境省の助成金を受けて実施された被災地における大気中のアスベスト濃度測定の結果によれば、歩行者がいる地点も含め、最高34本/Lが検出された場所もあったとされている。</p> <p>こうしたことから、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条の規定に基づき、中央防災会議が策定した「防災基本計画」（平成27年7月）では、地方公共団体は、災害時において、アスベストの飛散を防止するため、解体等工事を行う事業者等への指導・助言のほか、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うこととされており、また、同法第40条及び第42条の規定に基づき、地方公共団体は、防災基本計画に基づき地域防災計画を作成することとされている。</p> <p>さらに、環境省は、こうした災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策を徹底するため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成19年8月に災害時対応マニュアルを作成し、県市に周知しており、次いで、24年6月には、災害時対応マニュアルを集約したパンフレットを県市に送付し、当該対策に活用することを求めている。</p> <p>災害時対応マニュアルにおいては、平常時における準備としては、①広域的連携の締結等、災害によるアスベスト含有廃棄物の処理体制の整備、②アスベスト露出情報の受付・飛散防止措置状況の周知体制の整備、③応急措置、解体の技術的助言・指導等体制の整備など、災害時に速やかに適切なアスベストの飛散防止措置を講ずるための事前の準備事項が示されている。また、災害時における対応としては、④建築物等の所有者による応急措置（アスベストの飛散防止のため、ビニールシートで覆う、散水・薬剤散布により湿潤化等を行う、ロープ等で立入禁止にするなど）のほか、⑤実際の解体から廃棄物の中間処分・最終処分に至る一連の流れに沿って、災害時におけるアスベストの飛散防止措置の留意点等が整理されている。</p> <p>今回、調査対象39県市における災害時のアスベストの飛散・ばく露防止対策の状況を、また、東日本大震災で被災した県及び市（以下「被災県市」という。）のうち、9被災県市<sup>(注2)</sup>における当該震災時の対応状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>(注2) 岩手県及び宮城県の計2県に、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、仙台市、石巻市及び気仙沼市の計7市（以下「7被災市」という。）を加えた計9被災県市（以下「9被災県市」という。）。このうち宮城県及び仙台市は、調査対象39県市に含まれる。</p>	<p>表3-①</p> <p>表3-②</p>
<p><b>(1) 地域防災計画におけるアスベスト対策の策定状況</b></p> <p>調査した39県市のうち32県市では、防災基本計画を踏まえ、阪神・淡路大震災や東日本大震災においてアスベストの飛散が指摘されたこと等を契機に、地域防災計画において、災害時における二次災害の防止活動として、アスベストの飛散・ばく</p>	<p>表3-③</p>

露を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について規定するなど、地域防災計画に災害時のアスベストの飛散・ばく露対策を規定していた。

一方、7縣市では、これまで大規模災害が発生したことがなく災害時におけるアスベストの飛散・ばく露対策の必要性について認識していなかった等の理由から、地域防災計画に当該対策に関する特段の規定を設けておらず、このうち1縣市は、今後も地域防災計画に規定する予定はないとしている。

しかしながら、上記の7縣市においても、次のとおり、災害時のアスベストの飛散・ばく露対策の円滑な実施等の観点から、地域防災計画に当該対策を規定する必要性が高いものとする。

- ① 過去に大規模災害が発生したことがなくとも、将来、絶対に発生しないとの保障がない以上、事前に災害時のアスベストの飛散・ばく露対策を定めておくことが重要であること。
- ② 地方公共団体が災害時にアスベストの飛散・ばく露対策を実施する際には、大防法に基づく立入検査等を通じて当該対策の具体的な方策を承知している大防法担当部局やアスベスト使用実態調査（後述項目4(1)参照）等により管内のアスベスト使用建築物の情報を保有している建築基準法等関係部局が連携を密にして取り組む必要があり、こうした連携の円滑化を図るためには、地域防災計画において当該対策を規定しておくことが望ましいこと。
- ③ 地域防災計画に当該対策を規定していない7縣市では76棟から1731棟（国土交通省が都道府県及び市町村を通じて平成17年度に実施した、昭和31年から平成元年までに施工された、床面積がおおむね1,000㎡以上の民間建築物におけるレベル1のアスベスト含有建材の使用実態調査や、その後のフォローアップ調査（以下、フォローアップを含め、「民間建築物アスベスト使用実態調査」という。）の結果等による。）と相当数のアスベスト使用建築物が存在していること。

表3-④

## (2) 災害時のアスベストの飛散・ばく露防止対策の準備状況

調査した39縣市において、災害時対応マニュアルに沿った準備を行っているものは、下表のとおり、6縣市（このうち1縣市においては、災害時対応マニュアルに沿った準備のほか、縣市独自の準備も実施）にとどまっていた。

表3-⑤、⑥

表 県市における災害時のアスベストの飛散・ばく露対策の準備状況

区分	準備内容の概要
災害時対応マニュアルに沿った準備	<b>② アスベスト露出情報の受付・飛散防止措置状況の周知体制の整備</b> 「愛知県庁業務継続計画」（平成22年3月）を策定し、非常時優先業務の一つとして、災害発生後3日から1週間以内に、建築物等の所有者による応急措置の支援など、「災害時における石綿飛散防止に関すること」を行うこととしている。
	<b>① 広域的連携の締結等、災害によるアスベスト含有廃棄物の処理体制の整備</b> アスベストを含む災害時の廃棄物の処理について、周辺市町、事業組合、事業者等と連携するため、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定等を締結し、その内容を兵庫県地域防災計画（平成27年兵庫県防災会議修正）に記載している。
	<b>② アスベスト露出情報の受付・飛散防止措置状況の周知体制の整備</b> <b>③ 応急措置、解体の技術的助言・指導等体制について整備</b> 「環境部保全班防災マニュアル」（平成25年3月改定）において、大防法担当部局における災害発生時の事務等を定めており、当該事務として、「アスベスト使用建築物の倒壊情報の収集」と建築物等の所有者による応急措置の支援などの「アスベストの飛散防止対策」を実施することとしている。
	<b>③ 応急措置、解体の技術的助言・指導等体制について整備</b> 東日本大震災の発生を踏まえて「アスベストを含有した被災建築物解体時の対応マニュアル」（平成23年3月）を作成しており、解体作業中及びガラ堆積場は常に散水し、湿潤を保つなど、解体等事業者に対する指導事項を定めている。
	<b>② アスベスト露出情報の受付・飛散防止措置状況の周知体制の整備</b> <b>③ 応急措置、解体の技術的助言・指導等体制について整備</b> 「災害時におけるアスベスト対応について」（平成20年11月）を作成し、大防法担当部局における災害発生から応急措置等までの一連の流れをフロー図で示し、その対応は、環境省の災害時対応マニュアルを参考にするとしている。
	<b>② アスベスト露出情報の受付・飛散防止措置状況の周知体制の整備</b> <b>③ 応急措置、解体の技術的助言・指導等体制について整備</b> 「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」（平成20年10月）を作成し、アスベスト露出情報の受付・飛散防止措置状況の周知体制の整備や、応急措置、解体の技術的助言・指導等体制を整備するとともに、災害時におけるアスベスト飛散防止措置の留意点等を整理している。
	札幌市の独自の準備として、災害時における住民の安全な避難場所や避難ルート等の検討に活用するため、アスベスト使用建築物の所在情報や確実にアスベストが含有していないと把握できた施設等の情報を地図上に入力した「アスベストマッピング」の作成を開始している。
札幌市	札幌市の独自の準備として、災害時における住民の安全な避難場所や避難ルート等の検討に活用するため、アスベスト使用建築物の所在情報や確実にアスベストが含有していないと把握できた施設等の情報を地図上に入力した「アスベストマッピング」の作成を開始している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「準備内容の概要」の上段は災害時対応マニュアルに示されている事項を、下段は各県市の準備の内容を、それぞれ記載している。

災害時対応マニュアルに沿った準備が進んでいないことについて、調査した県市では、i) 災害時対応マニュアルの存在又はその内容を承知していない（6県市）、ii) 国からの具体的な指示がない（2県市）、iii) これまで大規模災害が発生していないなどのため準備の必要性の認識がない又はその認識が希薄（4県市）などとしており、災害時対応マニュアルが十分に周知されておらず、危機意識に欠ける点が懸念される状況にあった。

表3-⑦

(3) 東日本大震災時の対応を踏まえた災害時対応マニュアルの見直し

調査した9被災県市における被災時のアスベストの飛散・ばく露防止対策の実情を調査した結果、災害時対応マニュアルについて、次のとおり、内容の見直しが必

要と考えられるものがみられた。

① 応急危険度判定時におけるアスベスト調査

災害時対応マニュアルでは、アスベストの飛散・ばく露防止のため、建築物所有者が行う応急措置の支援として、アスベストの飛散の危険性の有無について、市町村職員や応急危険度判定士<sup>(注3)</sup>が被災建築物に対して行う応急危険度判定<sup>(注4)</sup>時に確認（以下「応急危険度判定時のアスベスト調査」という。）し、危険性が認められた場合、飛散防止措置の必要性を所有者に連絡することとされている。

(注3) 大規模災害時には倒壊建築物等が多く、市町村職員だけでは十分に危険度判定の対応ができない場合があるため、民間の建築士等が応急危険度判定士（民間ボランティアで、県が養成及び登録を実施）として応急危険度判定を実施している。

(注4) 応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的として実施される。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものとなっている。

しかしながら、7被災市のうち、応急危険度判定を実施した2被災市では、応急危険度判定時にアスベストの飛散の危険性を確認することを承知していなかったこと等から、応急危険度判定時のアスベスト調査を行った例はなかった。また、他の5被災市では、大規模な津波により建築物等が倒壊、流出し、応急危険度判定を要する建築物等が存在しないこと等から応急危険度判定を実施していないが、このうち1被災市は、仮に応急危険度判定を実施したとしても、応急危険度判定を実施する者に、アスベストに関する知見がないため応急危険度判定時のアスベスト調査を実施するのは難しかったとしている。

さらに、応急危険度判定士の養成及び登録は県が行っていることから、調査した16県における応急危険度判定時のアスベスト調査に対する準備状況をみると、東日本大震災で被災した1県を含む14県においては、応急危険度判定時のアスベスト調査を実施することとしていなかった。これらの中には、i) 応急危険度判定を行う者は、アスベストに関して知見がなく目視等で飛散の危険性の有無を判定するのは難しい（9県）、ii) 建築物の倒壊の危険性を短時間で判定する中で、アスベストの飛散の危険性の有無まで確認することは現実的ではない（4県）など応急危険度判定時のアスベスト調査に否定的な見解を示しているものもみられた。

一方、残る2県では、応急危険度判定時のアスベスト調査を実施することとしており、このうち1県においては、応急危険度判定士の業務マニュアルに応急危険度判定時のアスベスト調査の内容を簡潔に記載するなどして実効性を確保しているとの肯定的な見解が示されている。また、他の1県は、隔年で実施している応急危険度判定士の養成に係る講習の際に、応急危険度判定時のアスベスト調査を実施する旨を説明しているが、その実施手順・体制が整備されていないことから、その実施は困難な状況にあるものと考えられる。

表3-⑧

表3-⑨

表3-⑩

② 大規模な津波による建築物の流出時における対応

東日本大震災では、大規模な津波により建築物等が倒壊、流出し、応急危険度判定を要する建築物等が当初の所在地に存在しない、瓦れきから建築物等の所有者を特定することができない等の状態であったが、災害時対応マニュアルには、こうした場合の対応例に関する記載がない。

このため、9被災県市の中には、i) 固定資産課税台帳を活用するなどして、被災県市で独自にアスベスト含有建材の使用状況を調査し、飛散・ばく露のおそれがある建築物を把握した例(2被災県市)、ii) 他の行政機関や関係団体と協力し、飛散・ばく露のおそれがある建築物を把握した例(2被災県市)、iii) 民間建築物アスベスト使用実態調査の結果等を基に一覧を作成して他の被災した市町村に提供した例(1被災県市)など、災害時対応マニュアルに示されていない方法により、アスベストの飛散の危険性がある建築物等の把握に努めているものがみられた。

なお、9被災県市の中には、災害時対応マニュアルについて、災害の規模や種類に応じて内容を見直してほしい(2被災県市)との意見もみられた。

表3-⑪

表3-⑫

③ 建築物等所有者の所在不明時の応急措置

東日本大震災では、建築物等の所有者の多くが所在不明で連絡が取れない、また、建築物等の所有者に連絡が取れても被災建築物から離れた場所に避難等しており、建築物等の所有者に応急措置を求めることができない状態であったが、災害時対応マニュアルには、こうした場合の対応例に関する記載がない。

このため、9被災県市の中には、被災県市が建築物等の所有者に代わって、壁面のブルーシート等による養生や、ロープ等で立入禁止等の応急措置を講じているもの(3被災県市)がみられた。

表3-⑬

【所見】

したがって、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する観点から、環境省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 災害時におけるアスベスト対策に関して、平常時も含めた事前準備の必要性及び具体的な内容について、県市に対し、改めて周知徹底し、当該対策の強化を図るよう促すこと。
- ② 災害時対応マニュアルについて、応急危険度判定時のアスベスト調査の実効性の観点も含め、東日本大震災時の地方公共団体の対応を踏まえた見直しを速やかに行い、県市に対し、周知すること。

表 3-① 防災基本計画及び地域防災計画に関する規定

○ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抜粋）

（防災基本計画の作成及び公表等）

第34条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 （略）

（都道府県地域防災計画）

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2～5 （略）

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2～7 （略）

○ 防災基本計画（平成27年7月中央防災会議決定）（抜粋）

第2編 各災害に共通する対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

2 防災まちづくり

○地方公共団体は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

第3編 地震災害対策編

第2章 災害応急対策

第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動

2 二次災害の防止活動

(4) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

○国〔環境省〕、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第4編 津波災害対策編

第2章 災害応急対策

第10 節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動

2 二次災害の防止活動

(3) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

○国〔環境省〕，地方公共団体又は事業者は，有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため，施設の点検，応急措置，関係機関への連絡，環境モニタリング等の対策を行うものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表3-② 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省水・大気環境局大気環境課）（抜粋）

第1章 総則  
 1.・2. (略)  
 3. 災害時における石綿飛散防止策の要点と流れ  
 3.1 災害時における石綿の飛散及びその防止に係る工程  
 災害時における石綿の飛散及びその防止に係る工程、本マニュアルにおける取扱い章及び主要な実施及び責任の主体を、図1.2に示した。

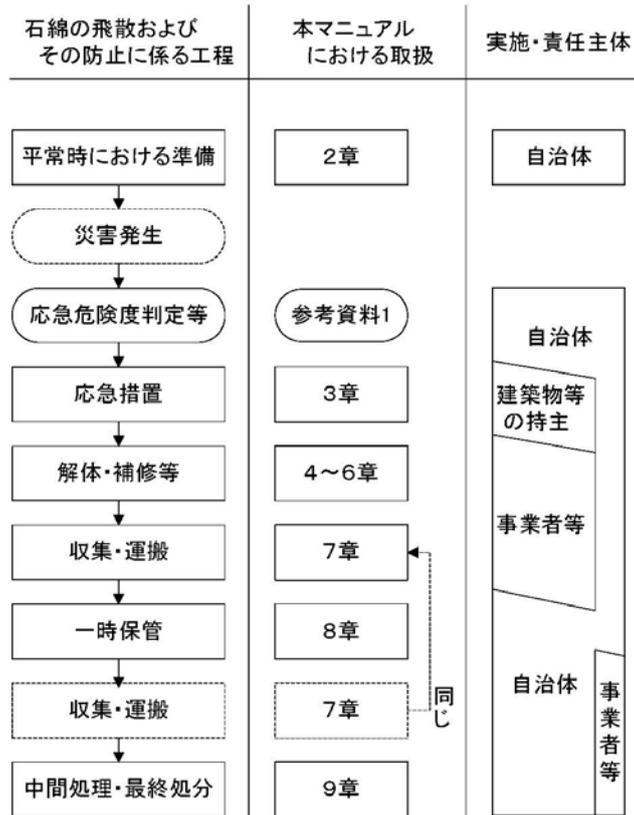


図1.2 災害時における石綿の飛散及びその防止に係る工程

第2章 平常時における準備

- 1. 一時大量発生する石綿含有廃棄物等対策
  - 1.1・1.2 (略)
  - 1.3 広域的連携について

石綿含有廃棄物等(廃石綿等及び石綿含有廃棄物)の中間処理及び最終処分に当たっては、受入れ・処分先周辺住民等の理解や手続き等も必要であることから、事前に協力協定の締結等について検討する。

表2.3 広域的連携における検討事項

1.	周辺自治体、事業組合及び事業者等との連携 地域防災計画及び災害廃棄物処理計画等の確認 災害時における広域的廃棄物処理協力協定の締結等の検討
----	---

2. 応急措置に係る事項について

震災時には、基本的に応急危険度判定が実施され、この調査の中で石綿に関する調査も実

施されることとなった。また、昨今の石綿への関心の高まりから住民等からの情報が寄せられることも考えられる。

この石綿に関する調査結果及び情報の受入れと伝達体制の例を、図2.1に示す。

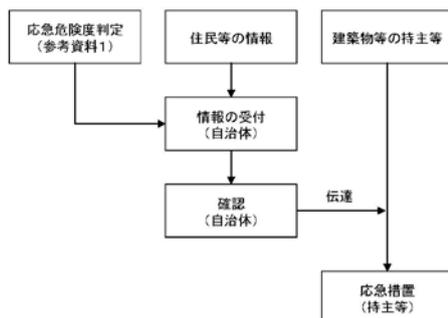


図2.1 情報の受入れと伝達体制（例）

また、この石綿に関する調査結果及び情報の受入れ及び伝達等について、事前に検討しておくことが望ましい。検討事項例を表2.5に示す。

表2.5 情報の受入れと伝達に関する検討事項（例）

1.	情報の受付 窓口の設置部署
2.	確認 確認の方法 確認結果の伝達方法 (略)

### 3. 事業者等への指導體制

解体等事前調査から、解体等の現場における石綿除去等活動における障害「作業における危険性」については、補強等による「障害の除去」を原則として指導を行うこと。

指導は、大気汚染防止法の指導官庁である都道府県知事（政令により委任されている市は、市長）及び石綿障害規則の指導官庁である労働基準監督署において行うこととなる。（中略）  
指導できる体制を整えておくこと。

### 4. 復興活動のタイムテーブル

本マニュアルにおける、災害時における石綿の飛散防止に係る実施事項のタイムテーブルは、概ね図2.2のように想定している。

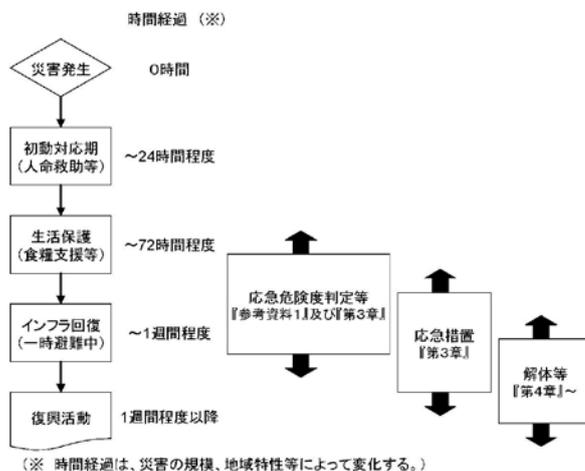


図2.2 石綿の飛散防止に係る実施事項のタイムテーブル

また、表2.6 に実施事項の順序に関する原則事項を示した。

表2.6 実施事項の順序について

1.	人命保護・食糧支援等を優先し、その後に、応急危険度判定等により、石綿の確認を実施する。
2.	確認された石綿に対して、応急措置を実施する。
3.	解体等においては、インフラの回復後に実施する。
4.	路上への倒壊建築物等の撤去については、別に優先して実施する。

図 2.2 及び表2.6 を参考として、地域防災計画等と整合した復興活動におけるタイムテーブルを定めておくこと。

5. (略)

### 第3章 災害発生時の応急措置

#### 1. 対象石綿等

風等の影響によって飛散するおそれのある、露出した吹付け石綿を対象とする。

石綿を含んでいないことが確認されていない、吹付けロックウール等（疑わしいもの）についても飛散防止の観点から応急措置の対象とすることが望ましい。

#### 2. 被災状況の把握

応急措置は、応急危険度判定の結果を受けた災害対策本部が、建築物の持ち主等への飛散防止措置の必要性を伝達し実施させることが原則となる。

なお、住民等からの情報の確認を行う際には、石綿の飛散のおそれがあるため、必要な防護を行った上で確認作業を行う必要がある。（以下略）

#### 3. 石綿の飛散・ばく露防止措置

##### 【実施事項】

応急危険度判定の結果及び住民等からの情報等に基づき、石綿の飛散のおそれのある個所について、石綿の飛散・ばく露防止の措置を行う。

##### 【解説】

石綿の飛散防止措置については、「応急」と「恒久」の2種類の措置が考えられるが、災害時における対応としては、「応急」措置を実施し、インフラ等の回復の後、適切な「恒久」的措置を行うことを原則とする。飛散防止措置が行えない場合には、ばく露防止の措置を行う。

恒久的措置が可能な場合は、恒久的措置を実施してもよいが、それにより、応急措置が遅れることの無いようにすること。（略）

表 3.1 に応急措置の例を示した。措置の優先順に並べてある。（略）

表3.1 応急措置（例）

	種類	概要
1.	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
2.	散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
3.	立入り禁止	散水・養生等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐ為、ロープ等によって立入り禁止とする

#### 4. 応急措置等の実施者について

##### 【責任の原則】

建築物等の破損・倒壊に伴う応急の飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持ち主等が行うこと。

##### 【解説】（略）

#### 第4章～第9章 （略）

#### 参考資料1 応急危険度判定

##### 1. 応急危険度判定における石綿の取扱いについて

応急危険度判定は、構造躯体の危険性などから当面の使用の可否を決め、余震等による落下物の危険性、及び倒壊の危険性等、二次的災害の被害を防止することを目的として、実施されてきた。

近年、（中略）応急危険度判定における石綿調査の在り方について、「地震時における被災建築物応急危険度判定におけるアスベスト飛散防止対策」が、国土交通省の委員会において検討され、「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」が作成されたところである。

これにより今後、地震時において実施される応急危険度判定において、石綿の調査が実施されることとなった。

##### 1.1 （略）

##### 1.2 調査対象

「応急危険度判定におけるアスベスト対応マニュアル」における調査対象建築物及び対象石綿を表R1.2 に示す。

表R1.2 応急危険度判定における石綿調査対象（概要）

対象建築物	鉄骨造 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造 （木造建築については、原則として調査対象外とされているが、寒冷地等では検討対象とされている。）
対象石綿	飛散性石綿（吹付け材、保温材等）

##### 1.3 調査方法

この調査は、基本的に外観からの目視による調査及び建築物所有者等へのヒアリングを原則としており、特にこの調査のために建築物内部に入ることとはしないとされている。

ただし、オプションとして立入ることもある。

判定は、建築年の確認と飛散性石綿の露出の確認の2つのポイントに基づいて実施され、「飛散性アスベスト可能性有」又は、「応急危険度判定では飛散性アスベストは確認できない」の2つに区分される。

（以下略）

（注） 下線は当省が付した。

表3-③ 地域防災計画における災害時のアスベストの飛散・ばく露対策の規定状況

区 分	調査対象数	地域防災計画への規定の有無		
		規定済み	規定なし	
			うち、予定なし	
県	16	15 (北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県 <sup>(注2)</sup> 、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県)	1 (東京都)	0
政令市等	23	17 (札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、千代田区、新宿区、大田区 <sup>(注3)</sup> 、川崎市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市)	6 (横浜市、相模原市、浜松市、福岡市、北九州市、熊本市)	1 (相模原市)
合計	39	32	7	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 静岡県の「ふじのくに危機管理計画 基本計画」のうち、地域防災計画編（災害対策基本法に基づく地域防災計画に該当）には災害時のアスベスト飛散・ばく露対策は規定されていないが、別途、環境汚染対策編に同対策が規定されているため、「規定済み」に分類している。

3 大田区地域防災計画には、災害時のアスベスト飛散・ばく露対策は規定されていないが、同計画で作成することとされている「大田区震災がれき処理マニュアル」において、同対策が規定されているため、「規定済み」に分類している。

表3-④ 地域防災計画に災害時のアスベストの飛散・ばく露対策を規定していない区市における民間建築物アスベスト使用実態調査の結果

(単位：棟)

区 分		アスベスト使用建築物数
県	東京都	1,731
政令市等	横浜市	102
	相模原市	76
	浜松市	120
	福岡市	360
	北九州市	174
	熊本市	115

(注) 国土交通省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

表3-⑤ 縣市における平常時の準備状況

区 分	調査対象数	平常時の準備	
		実施	未実施
県	16	2 (愛知県、兵庫県)	14 (北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、京都府、大阪府、岡山県、広島県、福岡県、熊本県)
政令市等	23	4 (札幌市、仙台市、新潟市、名古屋市)	19 (さいたま市、千葉市、千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市)
合計	39	6	33

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑥ 平常時の準備を実施している県市の取組内容

(i) 災害時対応マニュアルに沿った準備

No.	県市名	概 要								
1	愛知県	<p><b>② アスベスト露出情報の受付・飛散防止措置状況の周知体制の整備</b></p> <p>愛知県は、災害時対応マニュアルに該当する準備として、平成22年3月に「愛知県庁業務継続計画」を策定し、非常時優先業務を選定している。当該非常時優先業務のうち、災害時のアスベストの飛散防止に関する業務として「災害時における石綿飛散防止に関すること」を選定しており、その内容は次のとおりである。</p> <p>○ 愛知県庁業務継続計画（概要）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害時における石綿飛散防止に関すること</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">業務活動</td> <td>災害により倒壊した飛散しやすい石綿が使用された建築物等について、建築物の管理者等は、その飛散防止について応急措置をし、できる限り速やかに除去する。県は事業者には石綿飛散防止等の措置を行う。</td> </tr> <tr> <td>着手時間 ～目標時間</td> <td>3日以内～1週間以内</td> </tr> <tr> <td>業務手順</td> <td>                     ①石綿飛散のおそれのある建築物等について、住民等からの情報の受付                      ↓                      ②関係する県民事務所に連絡し、建築物等の確認（持ち主への聞き取り等）                      ↓                      ③建築物等の持ち主への確認結果の伝達、応急措置及び恒久措置の実施要請                      ※ これらの業務を実施するに当たり、環境省の災害時対応マニュアルを使用するとされている。                 </td> </tr> </tbody> </table>	災害時における石綿飛散防止に関すること		業務活動	災害により倒壊した飛散しやすい石綿が使用された建築物等について、建築物の管理者等は、その飛散防止について応急措置をし、できる限り速やかに除去する。県は事業者には石綿飛散防止等の措置を行う。	着手時間 ～目標時間	3日以内～1週間以内	業務手順	①石綿飛散のおそれのある建築物等について、住民等からの情報の受付 ↓ ②関係する県民事務所に連絡し、建築物等の確認（持ち主への聞き取り等） ↓ ③建築物等の持ち主への確認結果の伝達、応急措置及び恒久措置の実施要請 ※ これらの業務を実施するに当たり、環境省の災害時対応マニュアルを使用するとされている。
災害時における石綿飛散防止に関すること										
業務活動	災害により倒壊した飛散しやすい石綿が使用された建築物等について、建築物の管理者等は、その飛散防止について応急措置をし、できる限り速やかに除去する。県は事業者には石綿飛散防止等の措置を行う。									
着手時間 ～目標時間	3日以内～1週間以内									
業務手順	①石綿飛散のおそれのある建築物等について、住民等からの情報の受付 ↓ ②関係する県民事務所に連絡し、建築物等の確認（持ち主への聞き取り等） ↓ ③建築物等の持ち主への確認結果の伝達、応急措置及び恒久措置の実施要請 ※ これらの業務を実施するに当たり、環境省の災害時対応マニュアルを使用するとされている。									

2	兵庫県	<p><b>① 広域的連携の締結等、災害によるアスベスト含有廃棄物の処理体制の整備</b></p> <p>兵庫県は、災害時対応マニュアルに該当する準備として、アスベストを含む廃棄物の処理について、周辺市町、事業組合、事業者等と連携するため、協定を締結し、次のとおり「兵庫県地域防災計画」（平成27年兵庫県防災会議修正）に記載している。</p> <p>○ 兵庫県地域防災計画（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定        県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備することとする。</p> <p>(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定        県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)及び兵庫県環境整備事業協同組合との間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p> </div>
3	札幌市	<p><b>② アスベスト露出情報の受付・飛散防止措置状況の周知体制の整備</b></p> <p><b>③ 応急措置、解体の技術的助言・指導等体制について整備</b></p> <p>札幌市は、「環境部保全班防災マニュアル」（平成25年3月改定）において、大防法担当部局における災害発生時の事務分担等を定めている。</p> <p>当該事務分担のうち、災害時対応マニュアルに該当する準備として、次のとおり「アスベスト使用建築物の倒壊情報の収集」と「アスベストの飛散防止対策」を定めている。</p> <p>○ 環境部保全班防災マニュアル（概要）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>・アスベスト使用建築物の倒壊情報の収集</b></p> <p>環境対策課が把握しているアスベスト使用建築物の情報と、危機管理対策室や都市局が把握している建築物の倒壊状況を突合し、アスベスト飛散のおそれがある建築物を特定し、班長に報告する。</p> <p><b>・アスベストの飛散防止対策</b></p> <p>アスベスト使用建築物の倒壊が確認できた現場において、建築物の管理者・持ち主等に連絡し、飛散防止措置（立入禁止措置、ビニールシートでの養生、散水など）を行うよう指導する。管理者、持ち主が特定できない場合は、保全班が可能な限り飛散防止措置を講ずる。</p> </div>

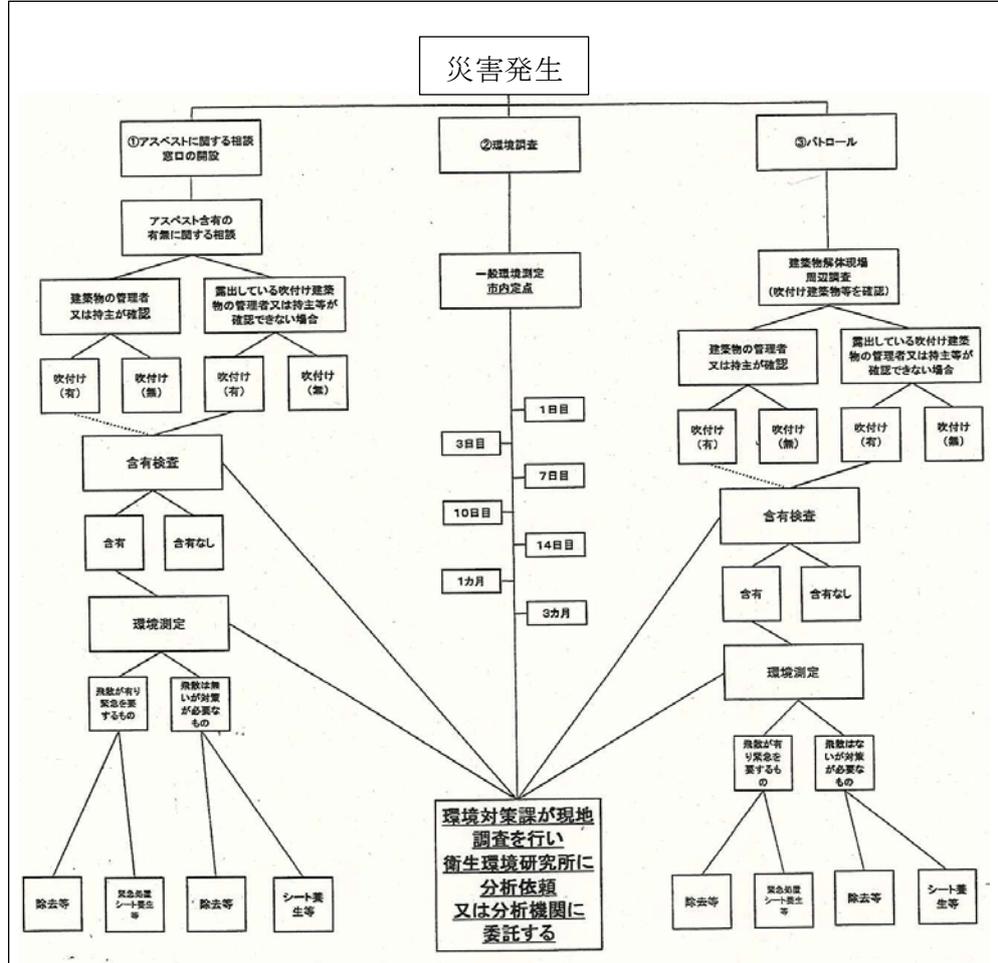
4	仙台市	<p><b>③ 応急措置、解体の技術的助言・指導等体制について整備</b></p> <p>仙台市は、東日本大震災の発生を踏まえ、災害時対応マニュアルに該当する準備として、次のとおり、「アスベストを含有した被災建築物解体時の対応マニュアル」（平成23年3月）を作成している。</p> <p>○ アスベストを含有した被災建築物解体時の対応マニュアル（概要）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>被災建築物解体におけるアスベスト除去については、以下の通り指導することとする。その際、廃棄物処理法に関する指導も合わせて環境対策課で行い、工事概要を後で廃棄物指導課に報告することとする。</p> <p>[大気汚染防止法]</p> <p>(1) 届出</p> <p>特定粉じん排出等作業の実施の届出については、法第18の15第1項但し書きを適用し、14日前という条件は適用せず、書類が準備できたところで提出するよう指導（工事終了後でも可）。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 作業における指導事項</p> <p>① 解体作業中及びガラ堆積場は常に散水し、湿潤を保つ。</p> <p>② 作業時間以外は、ガラ堆積場をシート等で覆う。</p> <p>③ 看板等を設置し、現場周辺に一般市民が立ち入らないようにする。</p> </div>
---	-----	---

② アスベスト露出情報の受付・飛散防止措置状況の周知体制の整備

③ 応急措置、解体の技術的助言・指導等体制について整備

新潟市では、災害時対応マニュアルに該当する準備として、次のとおり、大防法担当部局における災害発生から応急措置等までの対応をフロー図でまとめた「災害時におけるアスベスト対応について」（平成20年11月）を作成している。

○ 災害時におけるアスベスト対応について（抜粋）



※ 上記フロー図の対応は、環境省の災害時対応マニュアルを参考にするとされている。

6	名古屋市	<p>② アスベスト露出情報の受付・飛散防止措置状況の周知体制の整備</p> <p>③ 応急措置、解体の技術的助言・指導等体制について整備</p> <p>名古屋市は、災害時対応マニュアルを踏まえ、平成20年10月に「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を作成し、災害時における対応として、応急措置のほか、実際の解体から廃棄物の収集・運搬、一時保管までの一連の流れに沿って整理している。</p> <p>特に、名古屋市が、建築物等の所有者に応急措置を講じさせる際に、市内の被災状況を把握する際の体制については、次のとおり、大防法担当部局だけでなく、複数の部局で対応することとされている。</p> <p>○ 名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.1 情報収集          住民等の情報及び応急危険度判定の結果から、被災状況を把握する。住民等から各区に設置される区災害対策本部等で受け付けた石綿に係る情報については、環境局大気環境対策課（以下「大気環境対策課」という。）に送付するものとする。また震災時は、応急危険度判定士を統括する住宅都市局が応急危険度判定の結果をまとめ、応急危険度判定で石綿の可能性有と判定されたものについて、住宅都市局監察課（以下「監察課」という。）で把握している市内の石綿使用建築物の情報（以下「保有データ」という。）と照合する。</p> <p>2.2 確認          住民等からの情報で大気環境対策課に送付されたものについては、該当する保健所に情報を送付し、受け付けた保健所は確認を実施する。また、震災時は応急危険度判定の結果等を元に確認を実施する。（略）          住宅都市局の保有データが有る建築物等については、監察課が保有データを元に確認を実施する。なお、確認を実施した建築物等の情報については、その旨を大気環境対策課に送付する。          保有データが無い建築物等については、監察課から応急危険度判定の結果を大気環境対策課に送付する。送付を受け付けた大気環境対策課は該当する保健所に判定結果を送付し、受け付けた保健所は確認を実施する。          なお確認は、監察課、各区の保健所が必要に応じて現地確認を行い、建築物の持ち主等へ飛散防止措置の必要性を伝達し、応急措置や恒久措置を実施するように要請するものとする。</p> </div>
---	------	---

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「概要」の上段は災害時対応マニュアルに示されている事項を、下段は各県市の準備の内容を、それぞれ記載している。

(ii) 県市独自の準備

No.	団体名	概要
1	札幌市	<p>札幌市は、「札幌市地域防災計画（地震災害対策編）」（平成27年札幌市防災会議修正）の災害予防計画において、「アスベストによる汚染防止として、吹付けアスベスト使用建築物の把握及びマップ化」することとしている。</p> <p>これに基づき、札幌市では、平成25年度から、実施届等から得られたアスベスト使用建築物の所在情報や、確実にアスベストが含有していないと把握できた建築物等の情報を地図上に入力した「アスベストマッピング」を作成している。</p> <p>札幌市は、今後、住民の避難場所・避難ルート等を検討する等、市民のばく露防止対策に活用することを想定しているとしている。</p>

- (注) 当省の調査結果による。

表3-⑦ 災害時対応マニュアルに沿った準備が進んでいない主な理由

主な理由	県	政令市等
災害時対応マニュアルの存在又はその内容を承知していない	2 (千葉県、大阪府)	4 (千代田区、浜松市、堺市、北九州市)
国から具体的な指示がない	0	2 (さいたま市、堺市)
これまで大規模災害が発生していないなどのため、準備の必要性の認識がない又はその認識が希薄	1 (熊本県)	3 (福岡市、北九州市、熊本市)

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑧ 被災市における応急危険度判定の実施状況

調査対象数	応急危険度判定の実施状況		
	実施		未実施
		うち、応急危険度判定時のアスベスト調査実施	
7	2 (仙台市、石巻市)	0	5 (宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙沼市)

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑨ 応急危険度判定時のアスベスト調査に対する否定的な見解の主な内容

否定的な見解の主な内容	県
応急危険度判定を行う者は、アスベストに関して知見がなく、目視等で飛散の危険性の有無を判定するのは難しい	9 (東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県)
建築物の倒壊の危険性を短時間で判定する中で、アスベストの飛散の危険性の有無まで確認することは現実的とは思えない	4 (北海道、宮城県、千葉県、神奈川県)
災害時には建築物所有者が所在不明であることが考えられるため、当該所有者へのヒアリングにより建築年次等を確認することは困難	3 (東京都、京都府、大阪府)
応急危険度判定士をばく露の危険性のある場所に派遣することになり、ボランティアに対しそこまでのリスクを負わせることを懸念	3 (千葉県、静岡県、大阪府)

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑩ 応急危険度判定時のアスベスト調査を実施することとしている県における取組状況及び応急危険度判定時のアスベスト調査に対する見解

No.	概 要						
1	<p>新潟県は、一般社団法人日本建築防災協会が作成した「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」（平成19年3月）を踏まえ、平成25年5月に「新潟県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）を改訂し、次のとおり、応急危険度判定におけるアスベスト対応を行うこととするとともに、判定前に行うガイダンスの資料に「石綿の取扱い」の項目を追加し、応急危険度判定士に応急危険度判定時のアスベスト調査を求めるとしている。</p> <p>同県は、応急危険度判定時のアスベスト調査について、「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」の内容を、業務マニュアルに簡潔に記載しており、応急危険度判定時のアスベスト調査の実施は必ずしも困難ではないとの見解を示している。</p> <p>○ 新潟県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>第21 応急危険度判定におけるアスベスト（石綿）対応</b></p> <p>1 判定活動におけるアスベスト対応          判定士は、判定活動中に飛散性アスベストの可能性のある建築物を発見した場合は、調査票にその旨を記載するとともに、実施本部へ報告する。アスベスト調査のために内部に立入ることはしない。          実施本部は、判定活動におけるアスベスト対応について、必要に応じて判定前のガイダンスで説明を行う。</p> <p>2 市町村災害対策本部への報告          実施本部長は、飛散性アスベストの可能性のある建築物の報告を受けたときは市町村災害対策本部長等に報告する。</p> <p><b>被災建築物応急危険度判定ガイダンス資料</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">説明項目</th> <th>説明事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>9 石綿の取扱い</td> <td>・外観目視、建築物所有者等へのヒアリングにより、明らかにアスベスト飛散の危険が認められた場合は調査票に記入するとともに、判定実施本部に連絡してください。立入調査は不要です。</td> </tr> </tbody> </table> </div>	説明項目	説明事項		(略)	9 石綿の取扱い	・外観目視、建築物所有者等へのヒアリングにより、明らかにアスベスト飛散の危険が認められた場合は調査票に記入するとともに、判定実施本部に連絡してください。立入調査は不要です。
説明項目	説明事項						
	(略)						
9 石綿の取扱い	・外観目視、建築物所有者等へのヒアリングにより、明らかにアスベスト飛散の危険が認められた場合は調査票に記入するとともに、判定実施本部に連絡してください。立入調査は不要です。						
2	<p>熊本県は、隔年で実施している応急危険度判定士の養成に係る講習の際に、一般社団法人日本建築防災協会が作成した「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」（平成19年3月）を配布し、災害時に被災建築物の応急危険度判定を実施する際、応急危険度判定士がアスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定することとなる旨を説明しているとしているが、同県では、応急危険度判定時のアスベスト調査の実施手順・体制が整備されていないことから、その実施は困難な状況にあるものと考えられる。</p>						

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑪ 被災縣市における災害時対応マニュアルに示されていない方法により、アスベストの飛散の危険性のある建築物等を把握した例

(i) 被災縣市で独自にアスベスト調査を実施し把握した例

No.	縣市名	概要
1	気仙沼市	<p>気仙沼市は、平成23年5月から公費解体の受付を開始したが、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県等の応援職員のアドバイスを受け、解体前に公費解体の応募があった約3,000件全てに対し、目視によるアスベスト含有建材の有無を調査した。</p> <p>このうち、アスベスト含有建材を使用している可能性のある建築物については、解体を保留し、23年12月から分析調査を実施した結果、305検体中78検体でアスベストの含有が判明した。</p>
2	釜石市	<p>釜石市は、倒壊建築物に関して固定資産課税台帳から建築物ごとに主要構造等を内容とする一覧表を作成し、アスベストが使用されている可能性がある建築物を抽出し、当該建築物に対しては、目視により吹付けアスベスト含有建材等の使用の有無の確認をした。</p> <p>このうち、アスベスト含有建材が使用されている可能性があるものについては、専門調査会社へ委託してサンプリング及びラボにおける分析調査を実施し、飛散・ばく露の危険性のある倒壊建築物等を把握した。その結果、20施設でアスベスト含有建材が使用されていることが判明している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(ii) 他の行政機関や関係団体と協力して把握した例

No.	縣市名	概要										
1	岩手県	<p>岩手県は、平成23年11月に、東北アスベスト調査診断協会（現、東北石綿アセスメント協会）に被災建築物に使用されている吹付けアスベスト含有建材の調査を、下表のとおり依頼している。</p> <p>表 東北アスベスト調査診断協会による調査の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>調査名</td> <td>東日本大震災による半壊建物の吹付け材使用状況調査</td> </tr> <tr> <td>調査目的</td> <td>東日本大震災により半壊した建物において、鉄骨等に吹き付けられている材料が見受けられるため、それらの建物を調査し、所在地と部位を明らかにして、今後の建物の解体復旧工事の基礎資料とする。</td> </tr> <tr> <td>調査時期</td> <td>平成23年12月</td> </tr> <tr> <td>調査対象</td> <td>陸前高田市内において鉄骨等が吹き付けられている材料が見受けられる半壊した建物 ※ 岩手県と東北アスベスト調査診断協会が協議した結果、津波被害が甚大である陸前高田市を調査対象として選定</td> </tr> <tr> <td>調査方法</td> <td>東北アスベスト調査診断協会のアスベスト診断士が東日本大震災復興支援地図を基に被災した地域を巡回し、半壊した建物で鉄骨等に吹き付けられている材料を目視確認し、建物名と所在地、吹付け材の場所と部位を記録</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 岩手県及び陸前高田市の提出資料に基づき、当省が作成した。</p> <p>この調査により調査総数49施設のうち、9施設に吹付けアスベスト含有建材の使用の疑いのあるものが確認されたため、同県は、平成24年1月に陸前高田市に情報提供し、併せて同市に対し、立入禁止措置等、アスベストの飛散・ばく露防止対策を講ずるよう指導している。</p>	調査名	東日本大震災による半壊建物の吹付け材使用状況調査	調査目的	東日本大震災により半壊した建物において、鉄骨等に吹き付けられている材料が見受けられるため、それらの建物を調査し、所在地と部位を明らかにして、今後の建物の解体復旧工事の基礎資料とする。	調査時期	平成23年12月	調査対象	陸前高田市内において鉄骨等が吹き付けられている材料が見受けられる半壊した建物 ※ 岩手県と東北アスベスト調査診断協会が協議した結果、津波被害が甚大である陸前高田市を調査対象として選定	調査方法	東北アスベスト調査診断協会のアスベスト診断士が東日本大震災復興支援地図を基に被災した地域を巡回し、半壊した建物で鉄骨等に吹き付けられている材料を目視確認し、建物名と所在地、吹付け材の場所と部位を記録
調査名	東日本大震災による半壊建物の吹付け材使用状況調査											
調査目的	東日本大震災により半壊した建物において、鉄骨等に吹き付けられている材料が見受けられるため、それらの建物を調査し、所在地と部位を明らかにして、今後の建物の解体復旧工事の基礎資料とする。											
調査時期	平成23年12月											
調査対象	陸前高田市内において鉄骨等が吹き付けられている材料が見受けられる半壊した建物 ※ 岩手県と東北アスベスト調査診断協会が協議した結果、津波被害が甚大である陸前高田市を調査対象として選定											
調査方法	東北アスベスト調査診断協会のアスベスト診断士が東日本大震災復興支援地図を基に被災した地域を巡回し、半壊した建物で鉄骨等に吹き付けられている材料を目視確認し、建物名と所在地、吹付け材の場所と部位を記録											

No.	県市名	概要
2	大船渡市	大船渡市は、平成23年5月に北海道循環資源利用促進協議会の協力を得て、同年9月に鉄筋造又は鉄骨造の被災建築物48施設を対象にアスベスト含有建材の使用の有無を調査した。その結果、4施設にアスベスト含有建材が使用されている危険性があることが判明した。

(注) 当省の調査結果による。

(iii) 民間建築物アスベスト使用実態調査の結果等を基に一覧を作成して把握した例

No.	県市名	概要
1	岩手県	<p>岩手県は、東日本大震災の発生前から、県有施設のアスベスト使用実態調査や民間建築物アスベスト使用実態調査を行っており、アスベスト含有建材の使用の疑いのないものも含め、一覧表<sup>(注)</sup>を作成していた。</p> <p>(注) 一覧表に記載のある建築物数は180(平成19年度末に取りまとめたもの)であり、各建築物の所有者氏名・住所、所在地、用途、建築年等が記載されている。</p> <p>これらの情報について、同県は、被災建築物等におけるアスベスト含有建材の使用の把握のため、平成23年9月及び同年11月に被災市町村に提供するとともに、被災市町村に対し、アスベストの飛散・ばく露防止対策を講ずるよう依頼している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑫ 災害時対応マニュアルの見直し要望の主な内容

見直し要望の主な内容	被災県市
東日本大震災のような大規模な津波による被害が想定されていないため、災害の規模や種類に応じて内容を見直してほしい	2(宮城県、岩手県)

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑬ 被災県市が建築物等の所有者に代わって応急措置を講じた例

No.	県市名	概要
1	大船渡市	大船渡市は、上記表3-⑧の(ii) No.2のとおり、4施設にアスベスト含有建材が使用されている危険性があることが判明したため、建築物の所有者に連絡が取れた1施設を除き、3施設については、同市が建築物の所有者に代わり、壁面をブルーシート等で養生するとともに、立入禁止措置を講じた。
2	陸前高田市	陸前高田市は、上記表3-⑧の(ii) No.1のとおり、平成24年1月に岩手県から9施設に吹付けアスベスト含有建材の使用の疑いが確認され、立入禁止措置等、アスベストの飛散・ばく露防止対策を講ずるよう指導されたため、当該建築物の所有者に代わり、立入禁止措置を講じた。
3	釜石市	釜石市は、上記表3-⑧の(i) No.2のとおり、20施設にアスベストが吹き付けられていると判明したため、平成23年11月から26年2月にかけて、同市が業務委託した民間会社が当該建築物の所有者に代わり、ロープを張って立入禁止措置を講ずるとともに、大気中におけるアスベスト濃度の測定を実施し、安全確認を行った。

(注) 当省の調査結果による。

#### 4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握

##### (1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

##### ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進

勸告	説明図表番号
<p>建築物に使用されたアスベスト含有建材の劣化、損傷等によるアスベストの飛散・ばく露を未然に防止し、その除去等を進めていくには、アスベスト含有建材の使用実態を的確に把握する必要がある。</p> <p>民間建築物、学校施設、病院、社会福祉施設等及び地方公共団体所有施設等については、平成17年度に、関係各省において、「アスベスト問題への当面の対応」を受け、主としてレベル1のアスベスト含有建材（吹付けアスベスト、吹付けロックウール等）の使用実態に関して調査<sup>(注1)</sup>が行われ、その結果に基づき、「アスベスト問題に係る総合対策」に沿って、順次、除去等の進捗状況のフォローアップが行われている。</p> <p>(注1) 建築物の所有者等に対して、目視や設計図書等を確認することにより当該建築物にアスベスト含有建材が使用されているかを点検し、さらに、目視等による点検においてアスベスト含有建材が使用されているかが特定できない場合、アスベストの含有の有無に関する分析調査を実施することにより、当該使用を的確に把握するように求めている。</p> <p>また、アスベスト含有建材については、当初、主に、アモサイト、クリソタイト及びクロシドライトが吹付け材として使用されているものと考えられていたが、新たにアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「新3種アスベスト」という。）が建材として使用された事案があることが判明したため、平成20年2月に厚生労働省から関係団体等に分析調査の徹底を求める通知が出された。関係各省は、このような状況の中、上記フォローアップの中で、これら新3種アスベストを含有した建材の使用実態も追加的に調査を行っている。</p> <p>今回、39縣市における地方公共団体所有施設、学校施設、病院、社会福祉施設等及び民間建築物について、アスベスト使用実態調査の実施状況、アスベスト使用実態が未判明の施設・建築物に対する指導の状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p>	<p>表1-⑥、⑦、⑧、⑬、⑭（再掲）</p> <p>表4-(1)-ア-①</p> <p>表4-(1)-ア-②</p>
<p><b>(7) 地方公共団体所有施設</b></p> <p>総務省は、平成17年度に、県市を通じ、8年度以前に竣工した地方公共団体所有施設<sup>(注2)</sup>について、レベル1のアスベスト含有建材<sup>(注3)</sup>の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップを実施している。</p> <p>(注2) 地方公共団体が所有する施設のうち、学校施設、病院及び社会福祉施設等については、それぞれの施設等を対象とする各使用実態調査の対象となっており、これらを除いたものが調査対象とされている。</p> <p>(注3) 使用実態調査の調査対象としているアスベスト含有建材については、表1-⑭参照</p> <p>調査した39縣市のうち、38縣市においては、上記使用実態調査の結果、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト含有建材については、全ての施設で除去</p>	<p>表1-⑭（再掲）</p> <p>表4-(1)-ア-③</p>

等の措置が完了している。一方、1県市においては、その所有する9施設について、アスベスト含有建材の使用の有無が判明しておらず、現在、各施設の対応状況を確認中である。

#### (イ) 学校施設

文部科学省は、平成17年度に、県を通じ、8年度以前に竣工した学校施設等<sup>(注4)</sup>について、主にレベル1のアスベスト含有建材<sup>(注3)</sup>の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップを実施している。

(注4) 文部科学省所管の公立学校、国立学校、私立学校、所管独立行政法人等を調査対象としており、このうち、今回、当省が調査対象とした公立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）及び私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校・各種学校等）について、県を通じて使用実態を調査し、フォローアップを実施している。

調査した16県においては、次のとおり、その区域内の公立学校及び私立学校におけるレベル1のアスベスト含有建材等の使用実態がほぼ判明し、飛散・ばく露のおそれが判明した建材の除去等の措置が講じられている。このうち、3県の私立学校8機関については、使用実態調査が未了となっているが、分析調査の実施指導を行うなどの対応がとられていた。

- ① 公立学校については、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト含有建材を除去するなど全ての機関で措置済みとなっている。
- ② 私立学校については、休園中のものを除き、13県において、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト含有建材を除去するなど全ての施設で措置済みとなっている。一方、残る3県においては、一部の施設について調査費用が捻出できないことから、調査未了のものが計8機関あるものの、各私立学校に対し、アスベストの分析調査を実施するよう指導がなされている。

#### (ウ) 病院

厚生労働省は、平成17年度に、県を通じ、8年度以前に竣工した病院について、主にレベル1のアスベスト含有建材<sup>(注3)</sup>の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップ（以下、フォローアップを含め「病院アスベスト使用実態調査」という。）を実施している。

16県における病院アスベスト使用実態調査の実施状況等を調査したところ、次のとおり、使用された建材にアスベストが含有されているかを確認するための分析調査を要する病院や飛散・ばく露のおそれがあるアスベスト含有建材の除去等が完了していない病院が残存しているにもかかわらず、分析調査や除去等の措置の実施について、適切に指導されていない状況がみられた。

病院アスベスト使用実態調査の結果（平成24年3月30日公表）によると、調査した16県のうち、12県において、①アスベスト含有建材の有無の確認のため分析調査を行う必要があるもの（10県33病院）、②使用が判明したアスベスト含有建材の除去等の措置が完了していないもの（8県19病院）が残っている。

表1-⑭（再掲）

表4-(1)-ア-④

表1-⑭（再掲）

表4-(1)-ア-⑤

<p>これら分析調査が必要な病院及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院について、厚生労働省は、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」（平成24年3月30日付け医政指発0330第1号厚生労働省医政局指導課長通知）において、県に対し、病院の管理者等が速やかに分析調査、除去等の措置を講ずるよう指導を行うことを依頼しているが、①分析調査の実施を指導していないもの（3県7病院）、②アスベスト含有建材の除去等の実施を指導していないもの（1県4病院）がみられた。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑥</p>
<p>指導を行っていない理由について、調査した県では、記録が残っておらず判然としないものもあるが、アスベスト含有建材の除去等の措置は病院が自主的に行うべきものであり、指導を行う必要はないとするもの（1県）のほか、これまで実施した病院アスベスト使用実態調査の関係資料（厚生労働省に対する報告文書、各病院への照会文書、病院からの回答文書等）が保存されていないため、分析調査を要する病院の特定ができない状態にあるもの（1県）もみられた。</p> <p>しかしながら、病院利用者等のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の使用の有無の確認、除去等の措置を講じておくことは極めて重要であり、関係資料を確実に保存し、適切な対応が講じられるよう指導していく必要があると考えられる。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑤（再掲）</p> <p>表4-(1)-ア-⑦</p>
<p><b>(I) 社会福祉施設等</b></p> <p>厚生労働省は、平成17年度に、県市を通じ、8年度以前に竣工した社会福祉施設等について、主にレベル1のアスベスト含有建材<sup>(注3)</sup>の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップ（以下、フォローアップを含め「社会福祉施設等アスベスト使用実態調査」という。）を実施している。</p> <p>36県市<sup>(注5)</sup>における社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の実施状況等を調査したところ、次のとおり、i) 使用実態調査が適切に行われていないもの、ii) 使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないものがみられた。</p> <p>(注5) 東京都内に所在する社会福祉施設等全体については、東京都がまとめて実施しているため、39県市から3特別区を除いた36県市を調査対象としている。以下「36県市」という。</p> <p><b>(使用実態調査が適切に行われていないもの)</b></p> <p>調査した36県市においては、厚生労働省の調査要領に沿って社会福祉施設等アスベスト使用実態調査が行われていたが、一部の県市において、次のとおり、適切に行われていない例がみられた。</p> <p>① 厚生労働省のフォローアップ調査について、施設管理者等に照会せず、前回報告をそのまま流用して報告するなど、適切に実施されていないもの（5県市）</p>	<p>表1-⑭（再掲）</p> <p>表4-(1)-ア-⑧</p>

<p>② 厚生労働省が、平成20年5月に新3種アスベストの使用実態を含めて調査するよう通知しているにもかかわらず、それ以降、当該調査を行っていない、又は調査の実施の有無を確認できないもの（3県市）</p> <p>なお、このような事態が発生している理由について、調査した県市では、担当者が調査の実施を失念したこと、事務量の増加を懸念して調査を実施していないこと、関係資料が散逸していること等を挙げている。しかしながら、施設利用者等のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の有無を的確に把握することは極めて重要であり、改善が求められる。</p> <p><b>（使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないもの）</b></p>	<p>表4-(1)-ア-⑨</p>
<p>社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の結果（平成27年6月5日公表）によると、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト建材については、調査した36県市の全ての施設で除去等の措置が完了しているが、このうち27県市では分析調査が必要な施設が残っており、その数は、①1施設以上10施設未満が13県市、②10施設以上50施設未満が8県市、③50施設以上100施設未満が3県市、④100施設以上が3県市で、合計1,038施設となっている。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑩</p>
<p>こうした分析調査が未了となっている施設について、厚生労働省は、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について（通知）」（平成27年6月5日付け雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知）において、県市に対し、分析調査の実施時期を把握し、施設の管理者等が適切な措置を講ずるよう指導を徹底することを依頼している。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑪</p>
<p>今回、上記1,038施設の中から819施設（主に保育所、高齢者向けのデイサービスセンター、小規模作業所等）を抽出し、県市による分析調査の実施に関する指導状況を調査したところ、特段の指導を行っていないものが13県市に所在する516施設（抽出した819施設の63%）みられた。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑩（再掲）</p>
<p>指導が未実施となっている理由について、調査した県市では、民間施設が多く、また、明確な指導権限もないため、費用負担を伴う分析調査を行うよう指導することは難しいこと（8県市）等を挙げている。しかしながら、施設利用者のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の有無を確定させることは極めて重要であり、アスベストによる健康被害のリスクを十分に説明し、適切な対応が講じられるよう、指導していく必要があると考えられる。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑫</p>
<p><b>(オ) 民間建築物</b></p> <p>国土交通省は、平成17年度に、県市を通じ、昭和31年から平成元年までに施工された、床面積がおおむね1,000㎡以上の民間建築物について、レベル1のア</p>	<p>表1-⑭（再掲）</p>

スベスト含有建材<sup>(注3)</sup>の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップを実施している。

39縣市における民間建築物アスベスト使用実態調査の実施状況を調査したところ、次のとおり、i) 使用実態調査が適切に行われていないもの、ii) アスベスト含有建材の使用実態が未判明の建築物に対する指導が適切に行われていないもの、iii) 飛散・ばく露のおそれが判明した建築物に対する指導が適切に行われていないものがみられた。

#### (使用実態調査が適切に行われていないもの)

調査した39縣市においては、国土交通省の調査要領に沿って民間建築物アスベスト使用実態調査が行われていたが、一部の縣市において、次のとおり、調査対象範囲等が適切でない例がみられた。

① 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告<sup>(注6)</sup>の対象となる建築物のみを調査対象としているため、1,000㎡を超える建築物で定期報告対象外のもの(例えば、事務所など)におけるレベル1のアスベスト含有建材の使用状況が未把握となっているもの(1縣市)。

なお、項目2(1)に掲記したレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに解体等が開始された事例等52件のうち10件が同県市内で発生した事例であり、このうち5件については、該当建築物が定期報告の対象外であったため、民間建築物アスベスト使用実態調査の対象外となってしまうていた。

(注6) 建築基準法では、建築物等の安全性を確保するため、特定行政庁が指定する建築物等の所有者等は、条例で定める期間ごとに、当該建築物等の損傷、腐食の状況等について、一級建築士等に調査・検査を行わせ、その結果を特定行政庁に報告(定期報告)し、特定行政庁は当該報告の内容を供覧することとされている。

② 国土交通省が、平成20年2月に新3種アスベストの使用実態を含めて調査を行うよう通知しているにもかかわらず、それ以降、当該使用実態の調査を行っていないもの(5縣市)。

③ フォローアップ調査について、平成21年度以降、6年以上にわたり実施していないもの(1縣市)。

新3種アスベストの使用実態を調査していない理由について、未調査である縣市の一部では、平成20年以前は新3種アスベストの国内使用が判明していなかったため、それに係る分析調査が必ず行われていることが期待できないにもかかわらず、既往の分析調査において新3種アスベストを含めた分析調査が行われているものと判断したことを挙げている。また、調査対象範囲を限定していることやフォローアップ調査を実施していないこと理由については、縣市の担当者の異動等もあり、判然としない。

しかしながら、民間建築物利用者のアスベストによる健康被害を未然に防止するため、縣市が、所有者によるアスベスト含有建材の調査や除去等の実施を

表4-(1)-ア-⑬

表4-(1)-ア-⑭、⑮

表4-(1)-ア-⑯

促す観点から実態把握を行うことは極めて重要であり、改善が求められる。

**(アスベスト含有建材の使用実態が未判明の建築物又は飛散・ばく露のおそれ  
が判明した建築物の所有者に対する指導が適切に行われていないもの)**

民間建築物アスベスト使用実態調査の結果（平成27年3月16日時点）をみると、調査した23政令市等においては、調査対象建築物が60,748件、そのうち、17年度の調査以降、アスベスト含有建材の使用状況の報告が得られず、使用実態が不明のままとなっている建築物が6,245件、アスベスト含有建材の使用の有無を確認するために分析調査を行う必要がある建築物が784件、飛散・ばく露のおそれが判明したにもかかわらず、当該アスベスト含有建材について除去等の措置が講じられていない建築物が1,146件残存している。

表4-(1)-ア-⑰

建築物の所有者等からアスベスト含有建材の使用状況の報告が得られず、使用実態が不明のままとなっている建築物については、調査した23政令市等のうち20政令市等において残存しており、その件数は、①1件以上100件未満が9政令市等、②100件以上500件未満が6政令市等、③500件以上1,000件未満が3政令市、④1,000件以上が2政令市等となっている。

表4-(1)-ア-⑱

また、アスベスト含有建材の使用の有無を確認するために分析調査を行う必要がある建築物については、調査した23政令市等のうち15政令市等において残存しており、その件数は、①1件以上10件未満が2政令市等、②10件以上50件未満が8政令市等、③50件以上100件未満が3政令市、④100件以上が2政令市となっている。

表4-(1)-ア-⑲

こうしたアスベストの使用実態が未判明となっている建築物について、国土交通省は、「建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）」（平成27年1月5日付け国住指第3594号国土交通省住宅局長通知）において、県を通じて政令市等に対し、建築物の所有者等に、必ず、電話連絡、文書による督促、現地立入調査等を実施するよう依頼しているが、3政令市（1,274件）については、その所有者等に対し、調査結果の報告や分析調査の実施を督促するなどの対応を特段行っていない。

表4-(1)-ア-⑳

特段の対応を行っていない理由について、調査した政令市では、建築物の所有者等の連絡先が不明（3政令市）であることを挙げているが、連絡先を調べたり、現地に赴いて建築物の現状を把握したりするなどの対応はとっていない。

表4-(1)-ア-㉑

一方、アスベストの使用実態が未判明となっている建築物の解消に努めている政令市等の対応状況をみると、現地訪問等を行って指導した結果、所有者等から報告がなされ、未判明の建築物が減少した例もみられた（2政令市）。このような状況を踏まえると、アスベスト含有建材の使用実態が不明である建築物の解消に当たっては、丁寧な対応が重要と考えられる。

表4-(1)-ア-㉒

さらに、民間建築物アスベスト使用実態調査の結果、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト含有建材については、それを使用している建築物の所有者等による除去等の措置が求められるが、調査した23政令市等の中で、全ての

表4-(1)-ア-⑰（再掲）、⑳

<p>対象建築物が措置済みとなっているものは1政令市のみで、残る22政令市等においては、飛散・ばく露のおそれが判明したにもかかわらず、アスベスト含有建材の除去等の措置が講じられていない建築物が残存しており、その件数は、①1件以上10件未満が3政令市等、②10件以上50件未満が11政令市等、③50件以上100件未満が4政令市、④100件以上が4政令市となっている。</p> <p>こうしたアスベストの飛散・ばく露のおそれが判明した建築物について、国土交通省は、「建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）」において、県を通じて政令市等に対し、建築物の所有者等に、必ず、電話連絡、文書による督促、現地立入調査等を実施するよう依頼しているが、2政令市（135件）については、その所有者等に対し、除去等の措置を求めるなどの対応を特段行っていない。</p> <p>特段の対応を行っていない理由について、調査した政令市では、関係資料が残っていないため指導を要する建築物の特定ができないこと（1政令市）、建築物の所有者等の連絡先を把握していないこと（1政令市）を挙げているが、現地訪問するなどにより建築物の特定や所有者等の連絡先を調べるなどの対応はとっていない。</p> <p>一方、所有者等に対して除去等の措置を講ずるよう指導等を行っている県市の対応状況をみると、所有者等に対して現地訪問するなどにより個別に除去等の必要性を説明した結果、除去等が進んだ例もみられた（2政令市）。このような状況を踏まえると、飛散・ばく露のおそれがあるアスベスト含有建材の除去等の措置を促進していくに当たっては、丁寧な対応が重要と考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、厚生労働省及び国土交通省は、病院、社会福祉施設等及び民間建築物におけるアスベストの使用実態を的確に把握し、その除去等を進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 厚生労働省は、病院アスベスト使用実態調査について、県に対し、その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。</p> <p>また、厚生労働省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の把握を含め、社会福祉施設等アスベスト使用実態調査を適切に実施し、その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査が未了の施設において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。</p> <p>② 国土交通省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の把握を含め、民間建築物アスベスト使用実態調査を適切に実施するよう周知徹底するとともに、アスベスト含有建材の使用実態がまだ判明していない建築物及び飛散・ばく露のおそれが判明した建築物については、所有者等の連絡先を把握し、所有者等に理解を求めるなど、適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑳(再掲)</p> <p>表4-(1)-ア-㉔</p> <p>表4-(1)-ア-㉕</p>
---	---

表4-(1)-ア-① 「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について（依頼）」（平成17年8月1日付け医政発第0801004号厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

医政発第0801104号  
平成17年8月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について（依頼）

（略）

（別紙）

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査要領

2. 調査対象建材等

(2) 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて検討を行い、調査対象建材及びその使用部位を特定する。その際、いわゆる「吹付けアスベスト（石綿）」又は「吹付けロックウール」と呼ばれているものについては、下記に示す品目例に示すものに該当するか否かが、一つの具体的判断基準と考えられる。ただし、この品目例の他にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるため、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

（中略）

注) なお、「吹付けひる石（バーミキュライト）」、「折板裏打ちアスベスト（石綿）断熱材」等と呼ばれているものについては、判断基準の参考となる資料を示すことができないので、調査対象建材の特定に当たっては、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

（以下、略）

（注） 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-② 「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成20年2月6日付け基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)

基安化発第0206003号  
平成20年2月6日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
(契印省略)

石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物(以下「石綿等」という。)を石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)等に基づく規制の対象としているところである。

石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査(以下「分析調査」という。)については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(以下「18年0821002号通達」という。)において、J I S A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(以下「J I S法」という。)等を示しているところである。

建材中に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト(以下「クリソタイル等」という。)とされてきたことや、J I S法の1.の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト(以下「トレモライト等」という。)を対象としていない場合が見受けられるところであるが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところである。

については、分析調査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内の作業環境則て機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、分析調査の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。

(以下、略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-③ 地方公共団体が所有する施設においてアスベストの分析調査が未実施とされている施設の調査状況 (単位：施設)

No.	県市名	調査対象	調査終了	未分析	調査状況	アスベスト含有建材無し	アスベスト含有建材有り	
							飛散・ばく露のおそれ有り	
1	京都市	728	719	9	各施設の対応状況について確認中	680	39	0

(注) 総務省自治行政局の資料及び当省の調査結果に基づき、作成した。

表4-(1)-ア-④ 私立学校等における吹付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果（平成26年10月1日時点）及びアスベストの分析調査が必要な私立学校に対する指導状況 (単位：機関)

No.	県市名	調査対象	調査終了	アスベスト含有建材無し	アスベスト含有建材有り	飛散・ばく露のおそれ有り (要除去等)	調査未了(要分析調査)	指導状況
1	東京都	1,785	1,784	1,681	103	0	1	有
2	愛知県	766	760	720	40	0	6	有
3	熊本県	192	191	182	9	0	1	有

(注) 1 文部科学省の資料及び当省の調査結果に基づき、作成した。

2 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校・各種学校等について集計している。

3 「指導状況」欄は、調査未了（要分析調査）機関に対する分析調査実施の指導の有無について記載している。

表4-(1)-ア-⑤ 病院アスベスト使用実態調査（平成24年3月30日公表）においてアスベストの分析調査が必要な病院又は除去等が措置未了の病院の所有者等に対するその後の指導状況 (単位：病院)

No.	県市名	調査対象	未判明(要分析調査)		アスベスト含有建材無し	アスベスト含有建材有り	飛散・ばく露のおそれ有り (除去等未完了)	指導状況
				指導状況				
1	北海道	500	3	有	410	87	0	—
2	宮城県	105	0	—	74	31	1	有
3	埼玉県	304	4	有	232	68	2	有
4	千葉県	234	4	×	188	42	1	有
5	東京都	487	4	有	366	117	6	有
6	神奈川県	282	2	×	219	61	0	—
7	新潟県	100	0	—	85	15	0	—
8	静岡県	142	0	—	110	32	0	—
9	愛知県	266	1	×	193	72	4	×
10	京都府	147	0	—	103	44	0	—

No.	県市名	調査対象	未判明 (要分析調査)	指導 状況	アスベスト 含有建材無 し	アスベスト 含有建材有 り	飛散・ばく露 のおそれ有り (除去等未完了)	
								指導 状況
11	大阪府	482	10	有	367	105	3	有
12	兵庫県	340	0	—	277	63	1	有
13	岡山県	165	1	有	130	34	1	有
14	広島県	213	1	有	174	38	0	—
15	福岡県	406	3	有	343	60	0	—
16	熊本県	192	0	—	162	30	0	—
合 計		4,365	33 (7)	—	3,433	899	19 (4)	—

- (注) 1 厚生労働省の資料及び当省の調査結果に基づき、作成した。
- 2 「指導状況」欄は、分析調査の実施やアスベスト含有建材の除去等の措置について指導している場合には「有」、分析調査や除去等の措置を実施していない病院に対して指導していない場合は「×」としている。
- 3 「合計」欄の( )内は、分析調査の実施やアスベスト含有建材の除去等の措置についての指導が行われていない病院数である。
- 4 網掛けは、分析調査の実施についての指導を行っていない県市である。

表4-(1)-ア-⑥ 「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」（平成24年3月30日付け医政指発0330第1号厚生労働省医政局指導課長通知）（抜粋）

医政指発0330第1号 平成24年3月30日
各都道府県衛生主管部（局）長 殿
厚生労働省医政局指導課長
病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係る フォローアップ調査の調査結果の公表等について
<p>病院におけるアスベスト（石綿）対策については、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の公表及び今後の対応について」（平成20年9月1日医政発第0911001号）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであり、その後、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査について」（平成21年12月3日医政指発第1203号第1号）により使用実態調査のその後の状況について、再度フォローアップ調査をお願いし、平成22年3月17日にその調査結果を公表するとともに、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」（平成22年3月17日医政指発0317第1号）において、「分析調査中の病院」及び「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」について適切な指導に努めるようお願いしてきたところです。</p> <p>さらに、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査について（依頼）」（平成24年2月3日医政指発0203第1号）により、使用実態調査のその後の状況について</p>

再度フォローアップしたところですが、別添のとおり、その結果を取りまとめ公表しましたのでご連絡いたします。(別添、厚生労働省ホームページにも掲載)

今回の調査結果において、「ばく露のおそれがある場所」を保有し、未だ措置状況が「措置予定」又は「未定」となっている病院については、速やかにアスベストの除去等法令に基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導するとともに、除去等を行うまでの間は、立入禁止、管理上立ち入る際には防塵マスクの着用義務化等アスベスト（石綿）等の粉じんの飛散によるばく露を回避するための措置を徹底するよう指導をお願いいたします。

また、「分析調査中」の病院については、早期にアスベストの使用状況を明らかにし状況に応じた適切な指導をお願いいたします。

さらに、アスベストに係る今後の対応等については、上記の平成20年9月11日医政発第0911001号通知や先般の全国医政関係主管課長会議等を踏まえ、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

(別添、略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-1)-ア-⑦ 病院に対して指導を行っていない理由

No.	県名	概要
1	神奈川県	神奈川県では、病院はその性格上、アスベストがある場合その除去等必要な措置を迅速・的確に実施すべき施設であり、それをいつ実施するか等については、アスベストのばく露のおそれの大きさやアスベストがある場所等を総合的に勘案して、病院が自主的に判断すべき事項であり、行政機関が指導・要請を行うのにはなじまないのではないかとしている。また、仮に、ばく露のおそれが大きい場合等には、病院が適切な対応を取るのではないかとしている。
2	千葉県	千葉県では、直近の病院アスベスト使用実態調査結果（平成24年3月30日公表）において未判明となっている4病院について、病院アスベスト使用実態調査の厚生労働省への報告文書、病院への依頼文書、病院からの回答文書等関係資料が保存されていないため、未判明となっている4病院の名称や所在地を把握しておらず、該当する病院を特定できないとしている。このため、同県では、これらの4病院に対する分析調査の実施に関する今後の指導が困難な状況にある。

(注) 当省の調査結果による。

表4-1)-ア-⑧ 社会福祉施設等アスベスト使用実態調査が適切に行われていない例

No.	県市名	概要
1	大阪府 (①)	大阪府では、平成26年1月の社会福祉施設等アスベスト使用実態調査第5回フォローアップ調査の報告の際、厚生労働省の老健局が所管している施設（養護老人ホーム等26種類の施設）について、アスベストの分析調査が未実施である施設が29施設存在するにもかかわらず、これらの施設管理者に照会せず、前回調査（第4回フォローアップ調査）時の報告をそのまま流用して報告している状況がみられた。府は、当時の担当者が当該調査を失念しており、報告期限が迫っていたことから、前回調査時と同一の内容で報告せざるを得なかったとしている。

No.	県市名	概要
2	札幌市 (①)	<p>札幌市は、社会福祉施設等アスベスト使用実態調査第5回フォローアップ調査において、分析調査予定としている7施設については、少なくとも平成22年2月のフォローアップ調査から、施設管理者等に照会していないとしている。この理由について、同市は、フォローアップ調査の指示内容を適切に理解していなかったため、フォローアップ調査は時点更新するのみの取組であると誤認識し、廃止となった施設かどうかを確認するのみの対応にとどまっていたとしている。</p>
3	千葉市 (①、②)	<p>千葉市は、平成26年1月に社会福祉施設等アスベスト使用実態調査第5回フォローアップ調査について回答した際、「ばく露のおそれあり」の施設については全て除去等の措置について実施済みとしており、また、アスベスト分析調査も調査済として回答している。</p> <p>しかしながら、地域活動支援センター（障害関係施設）に区分される4施設のうち、平成8年度以前に竣工されたものが2施設あり、調査対象施設となるにもかかわらず、調査対象施設に計上せず、同センターに関する調査対象施設は0施設と報告しており、正しい報告がなされていない。</p> <p>また、同市は、本来、調査対象とすべきだった2施設についてアスベストの使用状況等を確認したところ、1施設については設計図書等で確認の結果、アスベストが使用されていないことを確認した。しかし、残りの1施設については目視による確認や設計図書等の確認ではアスベストの含有の有無について確認できなかったため、分析調査を実施したが、新3種アスベストの分析調査を実施したかについては確認できなかった。</p>
4	川崎市 (①、②)	<p>川崎市は、平成21年度に放課後児童健全育成事業実施施設について、3施設から折板裏打ちアスベスト断熱材が発見されているにもかかわらず、社会福祉施設等アスベスト使用実態調査第5回フォローアップ調査において、全調査対象施設を「設計図書等で確認の結果、アスベストが使用されていない」欄に計上されており、正しい報告がなされていない。</p> <p>また、同市は、保育所について、平成17年度の社会福祉施設等アスベスト使用実態調査ではアスベストが使用されている施設数を4施設と報告しているが、第5回フォローアップ調査では調査対象施設を0施設と報告しており、正しい報告がなされていない。資料等が残っていないため詳細は確認できないものの、厚生労働省に対する回答の記載方法等を理解せず回答してしまったことが原因と考えられる。</p> <p>さらに、同市は、調査対象となる民営保育所（48施設）及び認可外保育所（165施設）の新3種アスベストの使用実態調査の実施について資料等が残っていないため不明としている。同市は、通常、厚生労働省から民営保育所に関する依頼や通知があった場合、民営保育所にこれらの通知を送付し、該当がある場合は報告してほしいといった照会しているとしている。しかし、同市は、資料等が残っていないため、調査の実施状況の確認が困難な状況にあり、当時、各保育所に対する調査が不十分だったのではないかとしており、各施設の新3種アスベストの使用実態調査の実施状況を確認する必要があるのではないかとしている。これらのことから、同市では、新3種アスベスト使用実態調査が実施されたかを確認できず、調査の実施が不十分な状況となっている。</p>
5	神戸市	<p>神戸市では、平成17年度の使用実態調査以降、廃止した施設は把握しているが、</p>

No.	縣市名	概要
	(①、②)	事務量が膨大となるとして、フォローアップ調査の結果を更新していないとしている。このため、同市は、新3種アスベストの使用実態調査について実施していない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「縣市名」欄の( )の数字は、項目4(1)ア(エ)の「使用実態調査が適切に行われていないもの」の①②のいずれの事例に該当するかを示している。

表4-(1)-ア-⑨ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」（平成20年5月9日付け雇児発第0509002号、社援発第0509002号、障発第0509002号、老発第0509002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知）（抜粋）

	雇児発第0509002号 社援発第0509002号 障発第0509002号 老発第0509002号 平成20年 5月 9日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省老健局長
社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査	
<p>社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、入所者等の安全対策に万全を期すため、平成17年8月に「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」を、さらに、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」の一部改正を受けて「石綿をその重量の0.1を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした使用実態調査（補足調査）をお願いし、その結果及びその後のフォローアップ調査の結果を公表するとともに、「ばく露のおそれのある場所」を保有している社会福祉施設等については、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導するなど、適切な対応をお願いしてきたところです。</p> <p>今般、アスベストのうち、一般的に使用されていたとされているアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト以外のトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出されたこと、また、総務省行政評価局より「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」が行われ、エレベータ昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況が確認されていない等の指摘が行われたところです。</p> <p>これに対し、留意すべき事項については、本日、「社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策の徹底について」により通知したところですが、こうした状況を踏まえたアスベスト使用実態調査については、アスベスト問題に関する関係省庁連絡会議においてもその必要性が確認され、厚生</p>	

労働省としては入所者等の安全対策に万全を期すため、6種類のアスベスト（石綿）に係る使用実態調査を実施することとしました。

貴都道府県・指定都市・中核市におかれましては、労働関係部局、建築関係部局、医療関係部局等とも連携し、管内の社会福祉施設等に対し、別紙「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査要領」に基づく調査を依頼していただくとともに、その調査結果を集計のうえ、平成20年6月30日（月）までに提出いただきますようお願いいたします。

（別紙、略）

（注） 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-⑩ 社会福祉施設等アスベスト使用実態調査（平成27年6月5日公表）におけるアスベストの分析調査が必要な施設数及びこれらの施設に対する指導状況

（総括表）

分析調査が必要な施設数	縣市数 (縣市名)	管内において分析調査が必要な社会福祉施設について未指導
1～9	13縣市 (北海道、埼玉県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、仙台市、さいたま市、川崎市、新潟市、浜松市、堺市、北九州市)	3縣市 (広島県、福岡県、浜松市)
10～49	8縣市 (千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、兵庫県、札幌市、名古屋市、岡山市)	5縣市 (神奈川県、静岡県、愛知県、札幌市、名古屋市)
50～99	3縣市 (大阪府、京都市、神戸市)	3縣市 (大阪府、京都市、神戸市)
100～	3縣市 (東京都、横浜市、大阪市)	2縣市 (横浜市、大阪市)
合計	27縣市	13縣市

（注） 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

## (個別表)

(単位：施設)

No.	県市名	調査対象	アスベ スト含 有建材 無し	アスベ スト含 有建材 有り	飛散・ば く露のお それ有り	未判明 (要分析調査)	うち、当省 が指導状 況を調査	
							うち、未 指導	
1	北海道	3,534	3,442	88	0	4	4	0
2	宮城県	939	895	44	0	0	—	—
3	埼玉県	2,859	2,661	191	0	7	7	0
4	千葉県	3,202	2,927	226	0	49	49	0
5	東京都	8,234	7,460	614	0	160	160	0
6	神奈川県	1,748	1,606	106	0	36	18	17
7	新潟県	1,825	1,707	118	0	0	—	—
8	静岡県	1,176	1,027	103	0	46	46	46
9	愛知県	4,421	4,191	203	0	27	27	1
10	京都府	1,240	1,160	80	0	0	—	—
11	大阪府	4,167	3,880	212	0	75	75	75
12	兵庫県	2,085	1,902	165	0	18	18	0
13	岡山県	1,013	949	56	0	8	8	0
14	広島県	1,753	1,641	104	0	8	8	8
15	福岡県	2,412	2,264	142	0	6	6	6
16	熊本県	2,082	2,015	59	0	8	8	0
17	札幌市	1,138	1,067	49	0	22	8	7
18	仙台市	525	501	20	0	4	4	0
19	さいたま 市	449	425	17	0	7	2	0
20	千葉市	373	345	28	0	0	—	—
21	横浜市	1,413	1,160	72	0	181	1	1
22	川崎市	712	701	10	0	1	1	0
23	相模原市	388	367	21	0	0	—	—
24	新潟市	632	608	23	0	1	1	0
25	静岡市	248	234	14	0	0	—	—
26	浜松市	372	351	20	0	1	1	1
27	名古屋市	846	791	45	0	10	10	10
28	京都市	798	680	49	0	69	69	69
29	大阪市	1,531	1,310	44	0	177	176	176
30	堺市	285	264	19	0	2	2	0
31	神戸市	810	687	24	0	99	99	99
32	岡山市	342	312	19	0	11	11	0
33	広島市	616	588	28	0	0	—	—
34	福岡市	560	530	30	0	0	—	—
35	北九州市	948	919	28	0	1	0	0
36	熊本市	466	445	21	0	0	—	—
合 計		56,142	52,012	3,092	0	1,038	819 (79%)	516 (63%)

- (注) 1 厚生労働省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。
- 2 「合計」欄の「うち、当省が指導状況を調査」の（ ）内は「未判明（要分析調査）」に対する割合、「うち、未指導」の（ ）内は「うち、当省が指導状況を調査」に対する割合である。
- 3 網掛けは、分析調査の実施についての指導を行っていない県市である。

表4-(1)-ア-⑪ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について（通知）」（平成27年6月5日付け雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知）（抜粋）

雇児発0605第1号  
社援発0605第1号  
障 発0605第1号  
老 発0605第1号  
平成27年6月5日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
厚生労働省老健局長  
(公印省略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の  
第5回フォローアップ調査結果の公表等について

社会福祉施設等におけるアスベストの対応については、平成20年5月9日付「社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策の徹底について」、平成20年9月11日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」、平成21年10月9日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について」、平成22年11月9日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」及び平成26年1月22日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について」により通知し、従来より適切な対応をお願いしているところです。

今般、平成26年1月29日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査について（事務連絡）」に基づき、第5回フォローアップ調査を行い、別添のとおり調査結果（平成26年1月末時点）をとりまとめ、公表しましたのでお知らせします（自治体別、施設別等詳細は、厚生労働省ホームページに掲載）。

今回のフォローアップ調査の結果、1,321施設が未だ分析を実施していないことが判明しました。各自治体におかれては、これら施設における分析調査の実施時期を把握し、適切な措置を講じるよう指導の徹底を行い、アスベスト対策に万全を期すようお願い申し上げます。

なお、次回のフォローアップ調査については、今後検討の上お伝えする予定ですので、ご了承ください。

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-⑫ 社会福祉施設等に対する指導が行われていない理由

区 分	縣市数 (縣市名)
民間施設が多く、また、明確な指導権限もないため、費用負担を伴う分析調査を行うよう指導することは難しい。	8縣市 (神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、浜松市、京都市、大阪市、神戸市)
フォローアップ調査の指示内容を誤認識していたため、指導していない。	1縣市 (札幌市)
平成17年当時やその後の状況が不明であり状況を把握できておらず、アスベストの分析調査を指導するに至っていない。	1縣市 (横浜市)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-⑬ 民間建築物アスベスト使用実態調査の対象を定期報告の対象建築物に限定している例

No.	県市名	概 要
1	札幌市	<p>札幌市は、民間建築物アスベスト使用実態調査について、建築確認申請台帳では現在の所有者等が全て把握できず、所有者等の把握に多大な労力を要することから、定期報告データベースにある平成元年以前に建築された木造以外の建築物<sup>(注2)</sup>を調査対象として、民間建築物アスベスト使用実態調査を実施したとしている。</p> <p>このため、定期報告の対象とならない建築物は1,000㎡以上のものであっても調査対象とならないことから、国土交通省の民間建築物アスベスト使用実態調査で対象としている昭和31年頃から平成元年までに施工された1,000㎡以上の建築物の一部しか調査されていない状況がみられた。</p> <p>なお、項目2(1)に掲記したレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに解体等が開始された事例52件のうち10件が同市内で発生した事例であり、このうち5件については、該当建築物が定期報告の対象外であったため、民間建築物アスベスト使用実態調査の対象外となってしまうていた。</p> <p>(注) 1 表2-(1)-⑧(個別表)のNo.1～10参照。うちNo.1、2、7、8、10が定期報告の対象外。                  2 札幌市における平成27年度の定期報告の対象となる民間建築物は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校又は体育館：                     <ul style="list-style-type: none"> <li>3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が5,000㎡以上のもの</li> </ul> </li> <li>② 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る、老人ホーム又は政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等)：                     <ul style="list-style-type: none"> <li>3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が500㎡以上(児童福祉施設等で通所のみにより利用するものにあつては、1,000㎡以上)のもの</li> </ul> </li> <li>③ 劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外は除く)、公会堂又は集会場：                     <ul style="list-style-type: none"> <li>3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が200㎡以上のもの</li> </ul> </li> <li>④ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店：                     <ul style="list-style-type: none"> <li>3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が500㎡以上のもの</li> </ul> </li> <li>⑤ 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く)：                     <ul style="list-style-type: none"> <li>3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が1,000㎡以上のもの</li> </ul> </li> <li>⑥ 旅館又はホテル：                     <ul style="list-style-type: none"> <li>3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が300㎡以上のもの</li> </ul> </li> <li>⑦ 下宿、共同住宅又は寄宿舍：3階以上のもので、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの</li> <li>⑧ 事務所その他これに類するもの：5階以上のもので、かつ、床面積の合計が1,500㎡以上のもの</li> <li>⑨ 地下街(要件なし)</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-⑭ 「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成20年2月26日付け国住指第4102号国土交通省住宅局建築指導課長通知）（抜粋）

国住指第4102号  
平成20年2月26日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策については、かねてよりご尽力いただいているところであるが、最近になって、建築物の吹付け材からアクチノライト、アンソフライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。）が検出された事案があることが判明し、去る2月6日に、厚生労働省より石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について、別紙のとおり都道府県労働局及び関係事業者団体等に通知がなされたところである。

については、貴職におかれても、下記により必要な措置を講じ、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内市町村に対しても、この旨周知方をお願いする。

記

1. 今後実施する分析調査について

平成17年7月14日付け国住指第1049号、同年8月8日付け国住指第1250号等においてお願いしている民間建築物における吹付けアスベストに関する調査（以下、「実態把握調査」という。）の結果報告がない建築物の所有者等に対して、これから分析調査を行う場合は対象をアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下、「クリソタイル等」という。）に限定せず、トレモライト等を含むすべての種類の石綿を対象とするよう指導すること。

2. 過去に実施した分析調査について

① すでに分析調査を実施した建築物の所有者等に対して、実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたか否かを速やかに確認するよう要請すること。

なお、すでに飛散防止対策を講じている場合は、当該部位について改めて確認する必要はない。

② ①による確認の結果、実施した分析調査がトレモライト等を対象としていないことが判明した場合は、別紙に準拠し再調査等を行うよう指導すること。

なお、再調査等が必要となる建築物が多数となる場合は、特に吹付けアスベストの劣化・損傷が進んでいる建築物や、使用頻度の高い室等に露出してアスベストの吹付けがなされている建築物の所有者等を優先して指導するなど、計画的に対応すること。

<p>3. その他</p> <p>1. による調査又は2. ②による再調査を実施した建築物の所有者等に対して、調査の結果を適切に保存するよう指導すること。</p> <p>別紙 (略)</p>
---

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-⑮ 平成20年2月に新3種アスベストの使用実態を含めて調査を行うよう通知しているにもかかわらず、それ以降、当該使用実態の調査を行っていない例

新3種アスベストを調査対象としていないもの (県市名)	5県市（静岡県、静岡市、浜松市、大阪市、堺市）
新3種アスベストを調査対象としていない理由	平成20年以前は新3種アスベストの国内使用が判明していなかったにもかかわらず、それ以前に分析調査が実施されたものについては、新3種アスベストの含有調査が行われていると判断し、民間建築物アスベスト使用実態調査の調査対象としなかった（又は上記の判断をした県の依頼に従って調査対象としなかった。）（4県市（静岡県、静岡市、浜松市、大阪市））

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-⑯ 民間建築物アスベスト使用実態調査のフォローアップ調査を実施していない例

県市（県市名）	未実施となっている時期
1県市（京都府）	平成21年度以降未実施

(注) 当省の調査結果による。

表4-1(1)-ア-① 未報告・未分析・未措置建築物の所有者等に対する指導状況（平成27年3月16日時点）

(単位：件)

No.	政令市名	調査対象	未報告	報告済	未分析 (要分析調査)	露出している吹付け アスベスト等有り	措置		
							指導により措置済	未措置	
1	札幌市	3,459	64	3,395	70	295	139	156	
2	仙台市	2,885	247	2,638	0	380	252	128	
3	さいたま市	1,972	50	1,922	0	64	48	16	
4	千葉市	2,140	652	1,488	99	94	83	11	
5	千代田区	902	166	736	23	37	22	15	
6	新宿区	2,310	1,019	1,291	2	117	94	23	
7	大田区	178	41	137	0	16	13	3	
8	横浜市	1,269	1	1,268	8	102	102	0	
9	川崎市	2,009	0	2,009	36	91	69	22	
10	相模原市	1,397	0	1,397	11	76	51	25	
11	新潟市	1,591	154	1,437	16	155	147	8	
12	静岡市	1,836	17	1,819	未調査	61	43	18	
13	浜松市	1,876	0	1,876	未調査	120	101	19	
14	名古屋市長古屋市	6,540	1,433	5,107	151	374	289	85	
15	京都市	5,135	882	4,253	57	327	190	137	
16	大阪市	3,600	83	3,517	未調査	326	245	81	
17	堺市	1,990	440	1,550	未調査	168	58	110	
18	神戸市	2,300	3	2,297	219	219	176	43	
19	岡山市	1,847	218	1,629	0	100	92	8	
20	広島市	3,878	35	3,843	22	305	215	90	
21	福岡市	6,215	638	5,577	32	360	312	48	
22	北九州市	4,069	2	4,067	17	174	126	48	
23	熊本市	1,350	100	1,250	21	115	63	52	
合 計				60,748	54,503	784	4,076	2,930	1,146

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-⑱ 民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）における未報告建築物の所有者等に対する指導状況

調査結果未報告の建築物数	政令市等数 (政令市等名)	うち、未報告の建築物の所有者に対して未指導
1～99	9政令市等 (札幌市、さいたま市、大田区、横浜市、静岡市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市)	1政令市 (大阪市 (83件))
100～499	6政令市等 (仙台市、千代田区、新潟市、堺市、岡山市、熊本市)	1政令市 (堺市 (440件))
500～999	3政令市 (千葉市、京都市、福岡市)	1政令市 (千葉市 (652件))
1,000～	2政令市等 (新宿区、名古屋市)	—
合 計	20政令市等	3政令市 (1,175件)

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「うち、未報告の建築物の所有者に対して未指導」欄の（ ）内の件数は、未報告の建築物の所有者に対する指導が行われていない建築物の数である。

表4-(1)-ア-⑲ 民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）における未分析の建築物の所有者等に対する指導状況

分析調査を行っていない建築物数	政令市等数 (政令市等名)	うち、未分析の建築物の所有者に対して未指導
1～9	2政令市等 (新宿区、横浜市)	—
10～49	8政令市等 (千代田区、川崎市、相模原市、新潟市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市)	—
50～99	3政令市 (札幌市、千葉市、京都市)	1政令市 (千葉市 (99件))
100～	2政令市 (名古屋市、神戸市)	—
合 計	15政令市等	1政令市 (99件)

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「うち、未分析の建築物の所有者に対して未指導」欄の（ ）内の件数は、分析調査を行っていない建築物の所有者に対する指導が行われていない建築物の数である。

表4-(1)-ア-⑳ 「建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）」（平成27年1月5日付け国住指第3594号国土交通省住宅局長通知）（抜粋）

国住指第3594号  
平成27年1月5日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成26年度下期における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成27年3月1日（日）から3月7日（土）まで

※ 報告率向上のための各県ごとの取組について、1月30日（金）までに、別紙4に記載のうえ提出願います。

2. 建築物防災週間での取り組み

(1) 吹付けアスベストの飛散防止対策等の調査及び是正指導の徹底

吹付けアスベストの飛散防止対策及び既存建築物の窓ガラスの地震対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合は是正指導をお願いしてきたところですが、報告や是正の進捗が芳しくない状況にあります。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して必ず電話連絡、アンケートや文書の発出、防災査察等の機会を捉えて報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第9条及び第10条の勧告、命令等による厳格な是正指導を徹底し、速やかに是正させてください。また、既存建築物が空き家となった場合も、引き続き、当該建築物等の所有者に対し、適正な維持保全に努めるよう周知してください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。

特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第18条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

なお、既存建築物における外壁材の落下防止対策、広告板の落下防止対策については、平成27年度上期における建築物防災週間の実施の際に、調査を実施することとしています。

(2) 防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、上記(1)の各種調査において未報告、未是正の建築物や、定期報告が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

(3) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動  
(略)

(4) その他関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

4. 実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1-1、1-2、2～3を平成27年4月10日（金）までに提出頂きますようお願いいたします。なお、別紙1-1については、各特定行政庁ごとに作成されたものを貴職において取りまとめて頂き、別紙1-2、2～3については、貴職において集計の上、提出頂きますようお願いいたします。

なお、2.(1)で実施していただく各種調査につきまして、未報告の建築物に対しては必ず電話連絡、文書による督促及び現地立入調査等を実施していただき、未是正の建築物に対しては、前回調査時以降、特段の指導等を実施していないものについては、必ず何らかの取り組みを行い、これらの取り組み内容等を別紙1-1に記載して報告いただきますよう併せてお願いいたします。

提出していただいた実施結果は、取りまとめ次第公表する予定です。

別紙  
(略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-⑳ 未報告建築物の所有者等に対する指導が行われていない理由及び状況

No.	政令市等名	概要
1	千葉市	千葉市は、民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月時点）の結果において、未報告建築物が652件、未分析建築物が99件残っているが、平成20年度以降、使用実態調査の結果で未報告又は未分析となっている建築物の所有者等に対して指導していない。 同市は、未報告や未分析となっている建築物の所有者等の連絡先を把握していないため、調査結果の報告や分析調査の実施について指導が困難な状況となっている。同市は、今後、予定しているアスベスト台帳の整備の際に実施する民間建築物におけるアスベスト含有建材の使用に関するアンケート調査において把握したいとしている。

No.	政令市等名	概要
2	大阪市	<p>大阪市は、民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月時点）の結果において、未報告建築物が83件残っているが、使用実態調査の調査結果で未報告となっている建築物の所有者等に対して指導していない。</p> <p>同市は、未報告となっている建築物の所有者等の連絡先が不明であるものも存在すると考えられるが、その件数は不明であるとしており、調査結果の報告について指導が困難な状況となっている。同市は、今後、未報告となっている建築物について、現地調査による当該建築物の存在の確認や登記簿を活用して、連絡先の把握を進めていきたいとしている。</p>
3	堺市	<p>堺市は、民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月時点）の結果において、未報告建築物が440件残っているが、平成19年度以降、使用実態調査の調査結果で未報告となっている建築物の所有者等に対して指導していない。</p> <p>同市は、未報告となっている建築物の所有者等の連絡先が不明であるものも存在すると考えられるが、その件数は不明であるとしており、調査結果の報告について指導が困難な状況となっている。同市は、今後、現在の所有者が確認できない建築物については、登記簿による確認、現地調査等を行うことにより、連絡先の把握を進めていきたいとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-㉔ 現地訪問等を行って指導することにより、未報告の数を減少させている例

No.	政令市等名	概要
1	川崎市	<p>川崎市は、民間建築物アスベスト使用実態調査の結果において、未報告となっている建築物について、現地訪問して所有者等の連絡先を確認した。</p> <p>この結果、未報告となっている建築物を0件にすることができたとしている。</p>
2	北九州市	<p>北九州市は、平成26年度に現地調査を実施し、民間建築物アスベスト使用実態調査の結果において、未報告となっている建築物の所有者等を把握し、報告を求めた。</p> <p>この結果、同市は、平成25年度末現在で未報告となっていた167件が、26年度末には倒産や空き家状態等で所有者が不明な2件に減少したとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-㉓ 民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）においてアスベスト含有建材の除去等未措置の建築物の所有者等に対する指導状況

除去等未措置の建築物数	政令市等数 (政令市等名)	うち、未措置建築物の所有者に対して未指導
1～9	3政令市等 (大田区、新潟市、岡山市)	—
10～49	11政令市等 (さいたま市、千葉市、千代田区、新宿区、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、神戸市、福岡市、北九州市)	1政令市 (相模原市 (25件))
50～99	4政令市 (名古屋市、大阪市、広島市、熊本市)	
100～	4政令市 (札幌市、仙台市、京都市、堺市)	1政令市 (堺市 (110件))
合計	22政令市等	2政令市 (135件)

(注) 1 国土交通省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

- 2 「うち、未措置建築物の所有者に対して未指導」欄の（ ）内の件数は、アスベスト含有建材の除去等の措置が講じられていない建築物の所有者等に対する指導が行われていない建築物の数である。

表4-(1)-ア-㉔ 未措置の建築物に対する指導が行われていない理由及び状況

No.	政令市等名	概要
1	相模原市	相模原市は、民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月時点）の結果において、除去等が未措置の建築物が25件残っているが、平成22年度以降、未措置となっている建築物の所有者等に対して指導していない。 同市は、建築物の所有者等に対して指導していない理由について、平成17年度の民間建築物アスベスト使用実態調査時にアスベストの除去等の措置を講じていない建築物が97件あったが、18年度以降順次、これらについて指導した結果、平成20年3月時点において36件、22年3月時点において25件に減少した。しかし、電話照会の記録が一部保存されていないため、当該25件が特定できていないとしており、除去等の措置についての指導が困難な状況となっている。
2	堺市	堺市は、民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月時点）の結果において、除去等が未措置の建築物が110件残っているが、平成19年度以降、未措置となっている建築物の所有者等に対して指導していない。さらに、同市は、未措置となっている建築物の所有者等の連絡先が不明であるものも存在すると考えられるが、その件数は不明であるとしており、除去等の措置について指導が困難な状況となっている。 同市は、平成26年度以降、①建て替えや除却等により、存在しないことが判明した建築物を対象建築物から除外する、②除去等の措置が講じられていない建築物で、建築基準法第12条で定められた定期報告によりアスベストの使用状況が報告された場合はその状況を反映させるといった取組を始めたとしている。また、今後、所有者等の連絡先が確認できない建築物について、登記簿による確認、現地調査等を行うことにより、連絡先の確認を進めていきたいとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-㉔ 個別に指導するなどにより、アスベスト含有建材の除去等が進んだ例

No.	県市名	概 要
1	千葉市	千葉市は、アスベストを含有する吹付け材が発見された施設については、年1回、民間建築物アスベスト使用実態調査時に除去等の措置を講ずるよう指導している。この結果、除去等の措置が未了の建築物は、平成20年度に47件であったものが、26年度には11件に減少しており、同市では、一定の効果はあったのではないかとしている。
2	川崎市	川崎市は、民間建築物アスベスト使用実態調査の際に、毎回、除去等の措置が未了となっている建築物の所有者等に対して、除去等の措置を講ずるよう指導している。この結果、除去等の措置が未了の建築物は、平成17年度に90件であったものが、26年度には36件に減少したとしている。

(注) 当省の調査結果による。

イ アスベスト含有保温材等の使用実態の把握等

勸告	説明図表番号
<p>建築物等におけるアスベスト含有建材の使用状況については、前述アのとおり、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、総務省等関係各省において、民間建築物、学校施設、病院、社会福祉施設等、地方公共団体所有施設等におけるアスベスト含有吹付け材（レベル1のアスベスト含有建材）等の実態調査を実施し、その結果、当該吹付け材等の使用が明らかになった建築物等に関し、順次、フォローアップの実施により、アスベストの飛散防止の措置状況（当該吹付け材の除去等）等の継続的な把握を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、国土交通省が平成23年度に実施した補助事業<sup>(注1)</sup>において、上記吹付け材のほか、アスベスト含有保温材、断熱材（レベル2のアスベスト含有建材）等が使用されている建築物を抽出し、アスベスト繊維の飛散状況等を調査したところ、煙突内のアスベスト含有断熱材が著しく劣化している場合、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも比較的低い濃度のアスベスト繊維の飛散が確認された。</p> <p>（注1） 平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」</p>	<p>表4-(1)-イ-①</p>
<p>これを踏まえ、厚生労働省は、平成24年9月に、都道府県労働局に対し、上記補助事業で確認された状況が懸念される場合はアスベスト含有断熱材の除去等の措置を講ずることを関係事業者に指導するよう通知<sup>(注2)</sup>し、さらに、26年3月には石綿則を改正し<sup>(注3)</sup>、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する保温材、断熱材及び耐火被覆材（以下「アスベスト含有保温材等」という。）の損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、当該アスベスト含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととした（平成26年6月施行）。</p>	<p>表4-(1)-イ-②、③</p>
<p>（注2） 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日付け基安化発0913第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）。なお、環境省も、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について（依頼）」（平成24年9月13日付け環水大大発第120913003号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）により県市に対し、煙突内部の断熱材の劣化状況の確認等について関係事業者等への周知を要請している。</p> <p>（注3） 改正前の石綿則第10条では、事業者にはばく露防止措置を義務付けていたケースはアスベスト含有吹付け材（レベル1のアスベスト含有建材）の損傷、劣化等による場合のみで、アスベスト含有保温材（レベル2のアスベスト含有建材）の損傷、劣化等による場合は含まれていなかった。</p>	<p>表4-(1)-イ-④</p>
<p>この石綿則の改正を受け、文部科学省は、平成26年7月に、全ての学校施設等13万3,516機関におけるアスベスト含有保温材等の使用状況の調査を実施し、その結果<sup>(注4)</sup>、一部調査継続中のものもあるが、i) 損傷、劣化等によるアスベストの飛散・ばく露のおそれがある保温材等<sup>(注5)</sup>を保有するものが155機関(0.1%)、ii) アスベスト含有断熱材を使用している煙突を保有するものが3,653機関</p>	<p>表4-(1)-イ-⑤、⑥、⑦</p>

<p>(2.7%)、また、このうち、損傷、劣化等によるアスベストの飛散・ばく露のおそれがある煙突を保有するものが380機関(0.3%)あることが判明した。この結果を踏まえ、同省は、平成27年10月に、学校施設等機関に対し、専門業者等に相談の上、劣化、損傷がある保温材等を保有する機関については、直ちに応急処置を講ずるとともに、速やかに囲い込み等の処置を講ずるよう要請し、アスベストを含有し、劣化、損傷等がある煙突を保有する機関については、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を講ずるよう要請している。</p> <p>(注4) 「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)の結果について」(平成27年10月16日文科科学省)</p> <p>(注5) 文科科学省は、児童生徒等の身近にあることから、調査及び対策の迅速性をより高める必要があるとして、アスベストの含有の有無に関わらず、教室や廊下等に露出して設置されている保温材及び耐火被覆材の劣化、損傷等の状況を調査しており、アスベストの有無が確定していないものが大多数を占めている。</p> <p>また、国土交通省は、県市に対し、民間建築物のアスベスト対策として、上記の補助事業の調査結果について通知<sup>(注6)</sup>するとともに、施設所有者や事業者に対して石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請している。さらに、同省は、民間建築物におけるアスベスト対策の使用実態の把握を行う際に参考とされることを目的とした「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(平成26年11月国土交通省。以下「調査マニュアル」という。)において、アスベスト台帳(後述項目4(2)参照)の整備に当たっての使用実態調査でレベル1の吹付けアスベスト等のみならず、レベル2のアスベスト含有保温材等も調査対象とすることも考えられるとしている。</p> <p>(注6) 「アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び今後のアスベスト対策に向けた環境整備等について」(平成27年1月26日付け国住指第3761号国土交通省住宅局建築指導課長通知)</p> <p>一方、総務省は、地方公共団体所有施設について、県市に対し、石綿則の遵守の徹底等を注意喚起しておらず、また、厚生労働省は、県市に対し、病院及び社会福祉施設等の所有者や施設管理者に石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請していない。さらに、総務省及び厚生労働省は、県市に対し、地方公共団体所有施設、病院、社会福祉施設等について、特段、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請していない。</p> <p>今回、調査対象とした県市におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p><b>(7) 地方公共団体所有施設</b></p> <p>調査した39県市のうち、10県市では、独自にその所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を行っており、また、その結果をみると、当省が調査結果を把握できた5県市のうち4県市の376施設において、アス</p>	<p>表4-(1)-イ-⑧</p> <p>表4-(1)-イ-⑨</p> <p>表4-(1)-イ-⑩、⑪</p>
---	---

ベスト含有保温材等の使用が判明し、その中には、当該保温材等の損傷、劣化等によりアスベストが飛散した例もみられた（1縣市10施設）。

また、アスベスト含有保温材の使用状況に関する調査の実施に至った端緒をみると、①アスベスト含有保温材等が大防法の規制対象となったこと（平成18年3月）を契機とするもの（2縣市）、②前述の国土交通省による平成23年度の補助事業で実施した調査の結果を契機とするもの（1縣市）、③24年9月の厚生労働省通知を契機とするもの（同年同月の環境省通知を含む。）（2縣市）、④26年3月の石綿則の改正を契機とするもの（3縣市）、⑤前述の文部科学省による26年7月の調査の実施を契機とするもの（3縣市）などとなっていた。

一方、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を実施していない縣市は、未実施の理由として、当該調査を行う場合、①業務負担や専門家による調査を行うための経費負担が生じること（13縣市）、②総務省から調査の実施依頼がない又は調査するには実施依頼が必要であること（6縣市）を挙げている。

表4-(1)-イ-⑫

表4-(1)-イ-⑬

#### (イ) 病院及び社会福祉施設等

病院及び社会福祉施設等については、調査対象縣市ではアスベスト含有保温材等の使用状況を調査しているものはみられなかった。

その理由について、調査対象縣市は、下表のとおり、①平成26年3月に石綿則が改正されたこと等の状況を承知していないことのほか、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を行う場合、②厚生労働省から調査の実施について要請がないこと、③当該調査の実施に伴う施設所有者の負担や専門家による調査を行うための県の経費負担が生じること等を挙げている。

表4-(1)-イ-⑭、⑮

表 アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を実施していない理由

区分	病院	社会福祉施設等
① 平成26年3月に石綿則が改正されたことを承知していない	1県	6縣市
② 厚生労働省から調査の実施について要請がない	13県	31縣市
③ 調査の実施に伴う施設の所有者等の負担や専門家による調査を行うための経費負担が発生	7県	15縣市
④ 調査対象施設が多く、調査を取りまとめる県の負担が増加する	2県	6縣市

(注) 当省の調査結果による。

既にアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が行われている学校施設等や地方公共団体所有施設の一部に対する調査結果をみても、アスベスト含有保温材等の使用が一定程度認められ、その損傷、劣化等によるばく露のおそれが指摘されており、これらの状況に鑑みると、地方公共団体所有施設、病院、社会

福祉施設等について石綿則の遵守の徹底等に関する注意喚起やアスベスト含有保温材等の使用状況の把握とその損傷、劣化等の点検を進めていくことが必要と考えられる。

**【所見】**

したがって、総務省及び厚生労働省は、アスベスト含有保温材等の劣化、損傷等による施設利用者等の健康被害の発生を未然に防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 総務省は、縣市に対し、地方公共団体所有施設について、石綿則の遵守の徹底等を注意喚起するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請すること。
- ② 厚生労働省は、縣市に対し、病院及び社会福祉施設等の所有者等に石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請すること。

表4-(1)-イ-① 「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査報告」(平成23年度建築基準整備促進事業報告)の概要

○ 飛散性調査結果のまとめ

- ・ アスベスト含有建材が使用された建物におけるアスベスト繊維の飛散性を調査した。
  - (イ) 吹き付けアスベスト以外の建材の飛散性調査  
煙突断熱材を使用した一部の建物において2.5～24本/L(アモサイト)が検出された。
  - (ロ) 機械室・E L Vシャフト・空調経路、煙突等の飛散性調査  
煙突断熱材が著しく劣化している建物において煙突に隣接する機械室で9.1本/L(アモサイト)が検出された。その他の建物では建物内のアスベスト繊維は検出限界以下であった。

表 アスベストの飛散が認められた建物、対象建材、アスベスト総繊維濃度等

建物名	対象建材	部位等	建材状況	総繊維濃度本/L	アスベスト総繊維濃度本/L
事務所ビルC(煙突点検口開放時)	煙突断熱材 (カボスタック)	煙突	著しく劣化	①14	①2.5
				②57	②13
				③18	③4.8
				④2.0	④0.50未満
事務所ビルC(煙突点検口閉鎖時)	煙突断熱材 (カボスタック)	煙突内	著しく劣化	①370	①12
		機械室		②340	②24
		廊下		130	9.1
				0.50未満	—

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表4-(1)-イ-② 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」(平成24年9月13日  
付け基安化発0913第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
( 契 印 省 略 )

煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

(中略)

今般、国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」において、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされている。今般の国土交通省の事業結果を踏まえ、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部のみならず周辺作業場での石綿の飛散のおそれが懸念される場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第10条に準じた措置を講ずるよう、関係事業者等に対し、下記事項に留意の上、指導されたい。

なお、別添のとおり、関係団体に通知を発出したので了知されたい。

記

- 1 事業者は、その労働者を就業させる建築物に設置された煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化し、石綿を含有する粉じんの発散により、煙突周辺の作業場で作業する労働者がその粉じんに暴露するおそれが懸念される場合は、石綿障害予防規則第10条に準じ、当該石綿の除去等の措置を講ずるほか、作業等で労働者を粉じんに暴露するおそれのある場所に立ち入らせる場合は労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。
- 2 煙突内部の石綿含有断熱材の除去等の作業に当たっては、石綿障害予防規則に基づく労働者ばく露防止対策を講ずること。
- 3 (略)

(注) 関係団体宛てには、ほぼ同内容が通知されている。

表4-(1)-イ-③ 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)(抜粋)

第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(次項及び第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2~4 (略)

(注) 下線は当省が付したものであり、平成26年3月の改正に係る箇所である。

表4-(1)-イ-④ 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について（依頼）」（平成24年9月13日付け環水大大発第120913003号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）（抜粋）

各 都道府県 大気環境主管部（局）長 殿  
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について（依頼）

（中略）

今般、国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」における測定の結果、煙突内の石綿含有建材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、その隣の屋内の機械室でも比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされました。この結果を踏まえ厚生労働省から、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日付け基安化発0913第1号）について別添1のとおり通知が出されました。

貴職におかれましては、大防法におけるばい煙発生施設の立ち入り検査等に併せて、一般大気への石綿飛散防止の観点から、煙突内部の断熱材の劣化状況の確認及び厚生労働省通達（別添1）の留意事項等について関係事業者等へ周知していただくようお願いいたします。

（注） 下線は当省が付した。

表4-(1)-イ-⑤ 「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）の結果について」（全体）（平成27年10月16日 文部科学省）（抜粋）

学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について、平成27年9月8日報告分までの状況を取りまとめましたのでお知らせします。

#### 1. 経緯

石綿障害予防規則の改正（平成26年3月）により、新たに規制対象となった石綿含有保温材等（保温材、耐火被覆材、断熱材）の使用状況について調査を実施しました。

#### 2. 調査内容

全ての学校施設等機関※（133,516機関）に対し、室内等に露出した保温材等及び煙突用断熱材の劣化、損傷等の状況を調査しました。

※ 学校施設等機関として、国公立学校、公立社会教育施設、公立社会体育施設、公立文化施設、文部科学省が所管する独立行政法人、認可法人、特殊法人等を調査対象としています。

#### 3. 調査結果の概要

1) 石綿の含有の有無にかかわらず、劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関  
155機関（0.1%）  
（調査完了率：93.8%）

2) 石綿を含有し、劣化、損傷等がある煙突（断熱材）を保有する機関  
380機関（0.3%）  
（調査完了率：96.1%）

○ その他の調査結果は、別添の「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）の結果について」及び「石綿含有保温材等使用状況調査（特定調査）データ集」を参照してください。

#### 4. 今後の対策について

○ 調査中の機関に対して、早期に調査を完了するよう要請。

○ 1) の機関に対して、専門業者等に相談の上、直ちに応急処置を講じるとともに、速やかに囲い込み等の処置を講じるよう要請。

○ 2) の機関に対して、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を講じるよう要請。（使用停止した煙突は、速やかに囲い込み等の処置を講じるよう要請。）

（注） 当省が下線を付した。

表4-(1)-イ-⑥ 学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）（室内等に露出した保温材等の使用状況）（平成27年10月16日 文部科学省）

（単位：機関、％）

全機関数	調査中機関数	①露出して使用されている保温材、耐火被覆材があるもの			②左記①のうち、措置済状態ではないもの（損傷、劣化等による石綿等の飛散により、ばく露のおそれがあるもの）				
		機関数	室数	通路部分	機関数	室数		通路部分	
						(石綿含有)	(不明)	(石綿含有)	(不明)
133,516 (100%)	8,322 (6.2%)	29,417 (22.0%)	393,057	94,284	155 (0.1%)	1	361	1	182

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「全機関数」欄、「調査中機関数」欄及び「①露出して使用されている保温材、耐火被覆材があるもの」欄の「機関数」の( )内は全機関数に対する割合、「②左記①のうち、措置済状態ではないもの（損傷、劣化等による石綿等の飛散により、ばく露のおそれがあるもの）」欄の「機関数」の( )内は「①露出して使用されている保温材、耐火被覆材があるもの」欄の「機関数」に対する割合である。

表4-(1)-イ-⑦ 学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）（煙突用断熱材の使用状況）（平成27年10月16日 文部科学省）

（単位：機関、本）

全機関数	調査中機関数	煙突の保有状況	①左記のうち、石綿含有断熱材を使用しているもの			
			②左記①のうち、措置済状態にあるもの	左記①のうち、措置済状態ではないもの		
				③損傷、劣化等により、ばく露のそれがないもの	④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散によりばく露のおそれがあるもの	
機関数 (本数)	機関数 (本数)	機関数 (本数)	機関数 (本数)	機関数 (本数)	機関数 (本数)	
133,516	5,155	9,680 (19,843)	3,653 (7,054)	978 (2,407)	2,132 (3,577)	380 (600)

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

表4-(1)-イ-⑧ アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び今後のアスベスト対策に向けた環境整備等について（平成27年1月26日付け国住指第3761号国土交通省住宅局建築指導課長通知）（抜粋）

都道府県  
建築物石綿対策担当部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び今後のアスベスト対策に向けた環境整備等について

平素より、国土交通省における民間建築物のアスベスト対策につきまして、多大なる御理解と御

尽力を賜りありがとうございます。

国土交通省では、平成20年度から平成25年度まで建築基準整備促進事業において「アスベスト対策に資する検討」を行ってきました。また、平成26年7月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）」を公布するとともに、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」の作成など、民間建築物のアスベスト対策の取り組みを進めてきたところです。これらの取り組みを踏まえ、今後のアスベスト対策において留意すべき事項等を下記に示しますので、これを参考とし、アスベスト対策の更なる推進を図っていただくようお願いします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しこの旨周知をお願いします。

## 記

### 1. アスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査結果（建築基準整備促進事業）

国土交通省では、平成20年度から平成25年度までアスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査（以下「調査」という。）について、現行の建築基準法における、アスベスト対策に必要な検討を行うことを目的とし、以下の（イ）から（ハ）までの観点から、調査を実施してきました。

- （イ）吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材のアスベスト繊維の飛散性調査
- （ロ）機械室、エレベーターシャフト及び空調経路等のアスベスト繊維の飛散状況の調査
- （ハ）建築物の利用を続けながらアスベスト含有建材の除去等をおこなう場合における、当該改修工事の上下階や隣室等のアスベスト繊維の飛散状況の調査

その結果、調査した範囲において、煙突内部に使用される石綿含有断熱材（以下「煙突石綿断熱材」という。）について、劣化が進んだもので機械室及び隣接する廊下に飛散が認められた事案がありました。

これについては、今般、厚生労働省において、当該調査結果を参考にして石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）が見直され（石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第50号）平成26年6月1日より施行）、煙突石綿断熱材を含む石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等について規制が強化され、新たに石綿則第10条の対象となりました。具体的には、労働者が就業させる建築物等において、保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化し、労働者が石綿等の粉じんにはばく露するおそれがある場合には、吹付け石綿の場合と同様に、事業者等が次の措置を講ずることとされました。

- (1) 労働者が就業する建築物等において、当該保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置
- (2) 建築物の貸与を受けた複数事業者が共用する廊下等については、建築物貸与者が(1)の措置
- (3) 労働者が臨時に就業する建築物等においては、呼吸用保護具等を使用させること

(略)

貴職におかれましては、別紙を活用し、施設所有者や事業者に対して、例えば、定期調査報告制度において建物所有者等に調査時期のお知らせを行う際などの機会を捉え、煙突石綿断熱材の適切な取扱いや石綿則の遵守の徹底についても注意喚起を行う等の周知をお願いします。

(略)

別紙（略）

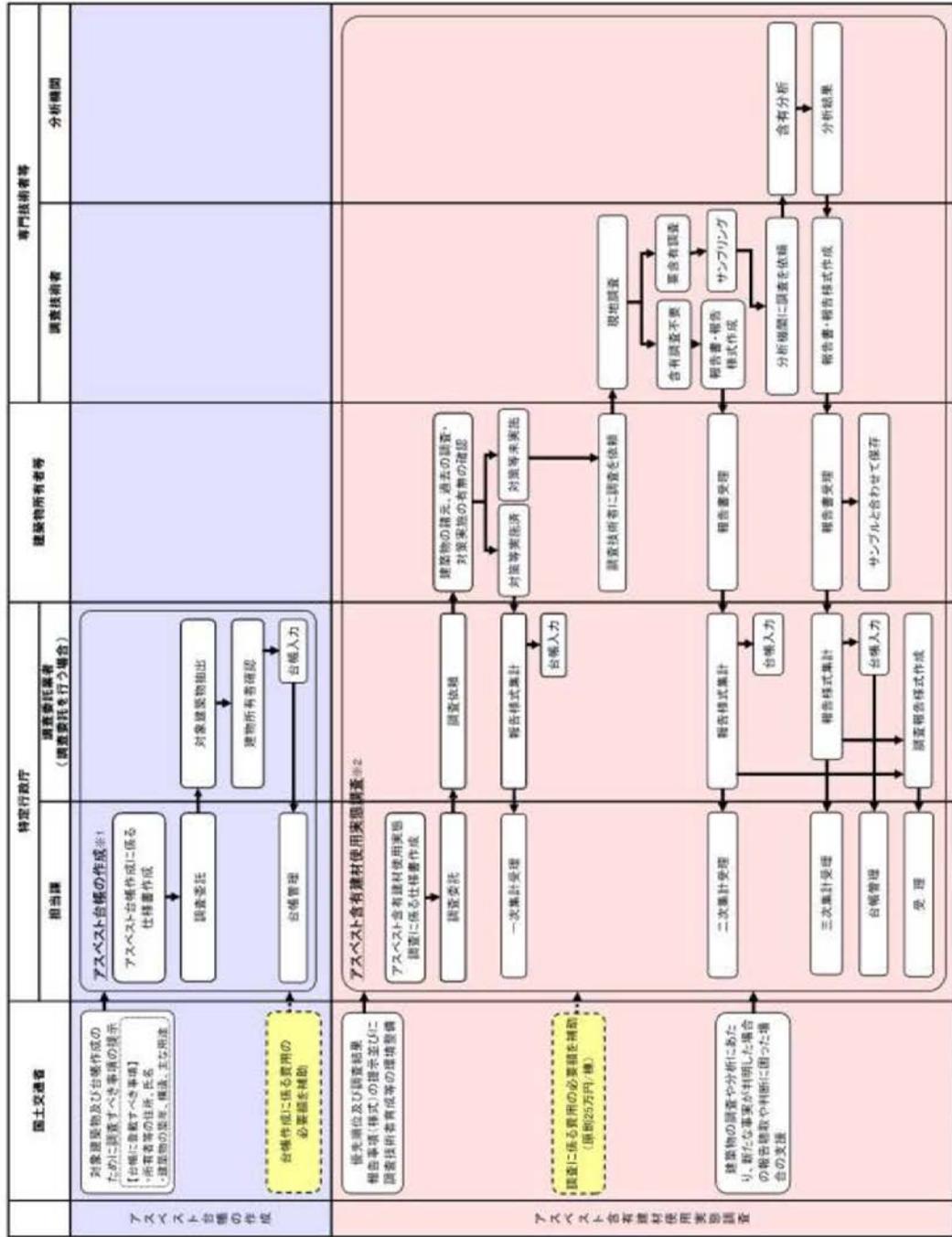
(注) 下線は当省が付した。

表4-1(1)-イ-⑨ 建築物石綿含有建材マニュアル（平成26年11月国土交通省）（抜粋）

■ はじめに

本マニュアルは、主として、地方公共団体の建築行政に関わる職員が、民間建築物における石綿の使用実態の把握を行う際に参考とされることを目的としている。

(略)



※1 (略)

※2 使用実態調査は、吹付け石綿等（レベル1相当）を基準に優先順位付けを行うが、これまでの調査実績を踏まえ、吹付け石綿等のみならずレベル2の保温材等の石綿含有建材も調査対象とする。ことも考えられる。

図 1.3 アスベスト使用実態調査の全体フロー

## 1. 建築物のアスベスト対策の現状と課題

### 1-4. 石綿含有建材の飛散性による区分

(略)

石綿含有建材は法規制の目的により名称が異なる。表1. 1に主な法規における名称の関連性を示す。建築基準法では吹付けアスベストと石綿含有吹付けロックウール（レベル1）が対象となっているが、本マニュアルでは大気汚染防止法や石綿障害予防規則でアスベスト除去工事時にレベル1と同等の扱いとなるレベル2についても記載する。また、石綿障害予防規則や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下建設リサイクル法という）などで関連するレベル3についても参考情報として記載する。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-イ-⑩ 地方公共団体所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施状況

区 分	縣市数 (縣市名)	当省が調査結果 を把握できた県 市
調査実施済み 又は調査中	10縣市 (東京都、神奈川県、愛知県、千代田区、 <u>大田区</u> 、川崎市、相模原 市、 <u>名古屋市</u> 、 <u>神戸市</u> 、福岡市)	5縣市 (東京都、愛知 県、川崎市、相 模原市、福岡市)
調査未実施	29縣市 (北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、京都府、大 阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、札幌市、仙台市、 さいたま市、千葉市、新宿区、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、 京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市)	—

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 下線を付している縣市は、調査中である。

表4-(1)-イ-⑪ 縣市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査において、保温材等からアスベストの含有が確認された例

No	団体名 (アスベスト含有施設数)	概要
1	東京都 (2施設)	東京都は、レベル1（吹付け建材）に加え、大防法で規制対象とされているレベル2（保温材等）のアスベスト建材についても調査の対象とすることとした。 その調査の結果、 <u>平成25年度に1施設（断熱材）、26年度に1施設（保温材）においてアスベストの含有が確認された。</u>
2	愛知県 (111施設)	愛知県は、平成25年度から、従前から実施してきた吹付けアスベスト調査に併せ、「県有施設で使用されている煙突用石綿含有断熱材の状況調査」を実施している。 <u>煙突を有する県所有の185施設について煙突用アスベスト含有断熱材の使用状況等の確認を行った結果、煙突用アスベスト含有断熱材又はアスベストの含有が不明な断熱材を使用しているものが111施設確認され、立入禁止、損傷・劣化状況の定期観察等の対応を行っている。</u>
3	川崎市 (225施設) ※うち、10施設はアスベスト飛散有	川崎市は、平成19年度及び20年度に、市所有の施設の煙突断熱材及び配管保温材のアスベスト含有調査（1次調査（施設管理者による目視や設計図書等による確認））を実施した。また、平成22年度に1次調査の結果に基づき、305施設の煙突断熱材及び配管保温材について2次調査及び3次調査を実施したところ、 <u>161施設の配管保温材、64施設の煙突断熱材においてアスベストの含有が確認された。</u> さらに、配管保温材については保温材が使用されている室内空気中の、煙突断熱材については敷地境界における大気中のアスベスト濃度を測定したところ、 <u>10施設の配管保温材についてアスベストの飛散（1本以上/L）が確認された。</u>
4	福岡市 (38施設)	福岡市は、平成8年度までに竣工した市所有建築物のうち、大防法に基づくばい煙発生装置（ボイラー等）について抽出して調査を実施した。平成24年9月の調査結果では、該当施設が105施設あり、劣化している状態にはないがアスベスト有りが31施設、アスベスト無し25施設、不明49施設となっていた。 また、平成27年2月調査では、アスベスト有りの31施設には飛散防止等の注意喚起を、アスベスト無及び不明の事業場には再度調査を依頼した。その結果、 <u>アスベスト有り38施設、アスベスト無し50施設、不明13施設、廃止4施設となった。</u>
合計		4縣市(アスベスト有り：376施設) ※うち、1縣市10施設はアスベストの飛散を確認

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-イ-⑫ 県市所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施に至った端緒

区 分	県市数 (県市名)
① アスベスト含有保温材等が大防法の対象となったこと（平成18年3月）を契機として実施	2県市 (東京都、川崎市)
② 国土交通省の平成23年度建築基準整備促進事業の結果を契機として実施	1県市 (愛知県)
③ 平成24年9月の厚生労働省通知（同年同月の環境省通知を含む。）を契機として実施	2県市 (相模原市、福岡市)
④ 平成26年3月の石綿則の改正を契機として実施	3県市 (神奈川県、名古屋市、神戸市)
⑤ 平成26年7月の文部科学省の学校施設等における使用状況に関する調査を契機として実施	3県市 (千代田区、大田区、神戸市)

表4-(1)-イ-⑬ 県市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の  
県市の意見

区 分	県市数 (県市名)
① 使用状況に関する調査の実施に伴う業務負担や、専門家による調査を行うための経費負担が増加	13県市 (北海道、埼玉県、千葉県、静岡県、兵庫県、岡山県、福岡県、熊本県、札幌市、さいたま市、千葉市、新宿区、浜松市)
② 総務省から調査の実施依頼がない、又は使用状況に関する調査を行う場合には、既往の吹付けアスベスト同様、総務省からの依頼が必要	6県市 (北海道、千葉県、兵庫県、仙台市、横浜市、堺市)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-イ-⑭ 病院におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の県市の意見

区 分	県数 (県名)
① 平成26年3月に石綿則が改正されたことを承知していない	1県 (千葉県)
② 厚生労働省から調査の実施依頼がない	13県 (北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、熊本県)
③ 調査の実施に伴う施設所有者等の業務負担や専門家による調査を行うための経費負担が増加する	7県 (北海道、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、岡山県、熊本県)
④ 調査対象施設が多く、調査を取りまとめる県市の負担が増加する	2県 (北海道、宮城県)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-イ-⑮ 社会福祉施設等におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の県市の意見

区 分	県市数 (県市名)
① 平成26年3月に石綿則が改正されたことを承知していない	6 県市 (千葉県、神奈川県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市)
② 厚生労働省から調査の実施依頼がない	31 県市 (北海道、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、広島県、熊本県、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、福岡市、北九州市、熊本市)
③ 調査の実施に伴う施設所有者等の業務負担や専門家による調査を行うための経費負担が増加する	15 県市 (東京都、埼玉県、千葉県、新潟県、大阪府、岡山県、熊本県、さいたま市、千葉市、新潟市、浜松市、京都市、堺市、福岡市、熊本市)
④ 調査対象施設が多く、調査を取りまとめる県市の負担が増加する	6 県市 (埼玉県、千葉県、さいたま市、千葉市、浜松市、岡山市)

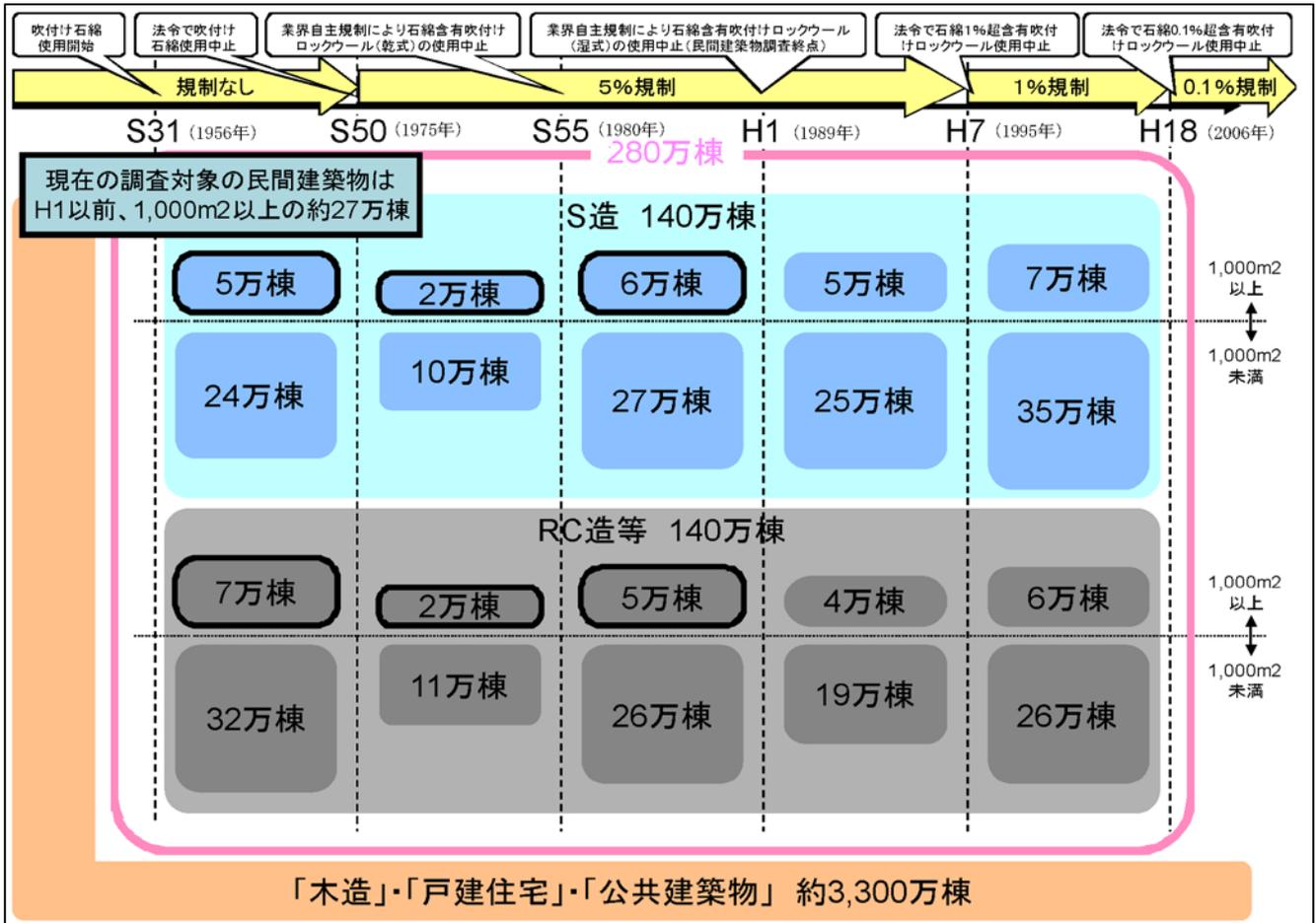
(注) 当省の調査結果による。

(2) アスベスト台帳の整備の促進

勸 告	説明図表番号
<p>アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物<sup>(注1)</sup>は、国土交通省の推計によると、約280万棟に及ぶものとされている。このうち、昭和31年から平成元年までに施工された建築物で床面積がおおむね1,000㎡以上のもの約27万棟については、項目4(1)ア(ウ)のとおり、国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査を通じて、当該使用実態の把握が進められている一方、1,000㎡未満の建築物や平成2年以降に施工された建築物については、該当する建築物の数が膨大となることもあって、当該使用実態が把握されておらず、その的確かつ効率的な把握方法が課題となっていた。</p> <p>(注1) 安衛法により、重量比0.1%超のアスベスト含有建材の製造、使用等が禁止された平成18年9月1日の前日までに建築確認がなされた、戸建て住宅、木造建築物及び公共建築物を除く全ての建築物</p>	<p>表4-(2)-①</p>
<p>このため、国土交通省は、調査マニュアルを作成し、地方公共団体に対して、アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物について、当該使用実態に係る調査等を的確かつ効率的に実施する際の参考として示している。</p> <p>この調査マニュアルにおいては、上記調査の実施等に当たり、①該当する建築物の数が膨大となることに鑑み、建築時期や建築物の用途により優先順位を付けて計画的に調査を進める必要があること、②調査により把握した情報をアスベスト台帳として整備し、これを適時に更新できるようデータベース化して管理していく必要があることなどを示している。</p> <p>また、調査マニュアルでは、アスベスト台帳を整備することにより、平常時における大防法等に基づく届出漏れの把握や解体等工事の現場への指導、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露のおそれがある建築物の早期特定やその情報の迅速な提供などにも活用できるとしている。</p>	<p>表4-(2)-②</p>
<p>なお、国土交通省は、アスベスト台帳の整備を促進するため、地方公共団体が実施する当該台帳のデータベース化を対象とした助成制度（社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（住宅・建築物アスベスト改修事業））を設けている。</p> <p>今回、39県市におけるアスベスト台帳の整備状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	<p>表4-(2)-③</p>
<p><b>(台帳の整備状況)</b></p> <p>調査した39県市のうち、32県市においては、調査対象とする建築物の範囲は異なるものの、建築物におけるアスベスト含有建材の使用実態を調査し、アスベスト台帳の整備（整備中を含む。以下同じ。）を進めている（整備済み<sup>(注2)</sup>16県市、整備中16県市）が、残る7県市においては、当該台帳を整備しておらず、また、今後も整備の予定がないとしている。</p> <p>(注2) 整備済みとは、各県市が調査対象としている建築物全てに対して調査が行われ、調査結果がアスベスト台帳に入力済みである状態を指す。</p>	<p>表4-(2)-④</p>

<p><b>(台帳整備の対象範囲)</b></p> <p>アスベスト台帳を整備している県市において、当該台帳の対象建築物の範囲をみると、アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物全てを対象とするものは10県市（全て整備中）にとどまり、残る22県市では、①国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査の対象である平成元年までに施工された、床面積がおおむね1,000㎡以上のものを対象建築物とするもの（9県市、全て整備済み）、②民間建築物アスベスト使用実態調査の対象に加え、建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期報告の対象を台帳の対象建築物とするもの（3県市、うち整備済み2県市、整備中1県市）など、対象建築物の範囲を限定している。</p> <p>このようにアスベスト台帳の対象建築物の範囲を限定している理由について、調査した県市は、①対象建築物の範囲を現行以上に拡大した場合、それによる業務量の増加に伴う要員確保が難しいこと（13県市）、②アスベスト規制の経緯からみて、平成2年から18年までの間に施工された建築物はアスベスト含有建材が使用されている可能性が低いと考えられること（7県市）等を挙げている。</p> <p>しかしながら、平成2年以降に施工された建築物又は1,000㎡未満の建築物であっても、アスベスト含有建材の使用が判明した例があり、これに鑑みれば、該当する建築物の数が膨大であっても、調査マニュアルでも示されているとおり、建築時期等を考慮して優先順位付けを行い、順次、当該使用の実態を把握し、その結果に基づきアスベスト台帳の整備を進める必要があると考えられる。</p> <p><b>(台帳整備の理解促進)</b></p> <p>他方、アスベスト台帳を整備していない県市は、その理由について、①国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査の結果台帳（冊子）等があることからアスベスト台帳を整備する必要性を感じていないこと又は当該整備によって得られる効果が分からないこと（3県市）、②台帳整備に係る業務量の増加に伴う要員確保が難しいこと（4県市）を挙げており、アスベスト台帳の整備の必要性が十分理解されていない状況にある。</p> <p>しかしながら、アスベスト台帳の整備を行っている県市の中には、当該台帳を、平常時における大防法に基づく届出漏れの確認などに活用している例や、地図情報システムと連携させ災害時における住民の避難場所や避難ルートの検討に活用することとしている例などがみられた。このように、平常時及び災害時にアスベスト台帳を活用して、アスベストによる健康被害の発生防止に役立てていく必要があると考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、国土交通省は、アスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する観点から、県市に対し、アスベスト台帳の整備の必要性、活用例及び効率的な整備方法を改めて周知徹底し、同台帳の整備を促す必要がある。</p>	<p>表4-(2)-⑤</p> <p>表4-(2)-⑥</p> <p>表4-(2)-⑦</p> <p>表4-(2)-②（再掲）</p> <p>表4-(2)-⑧</p> <p>表4-(2)-⑨</p>
--	---

表 4-(2)-① アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物の数



(注) 国土交通省の資料による。

表 4-(2)-② 「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(平成 26 年 11 月国土交通省)(抜粋)

■ はじめに  
 本マニュアルは、主として、地方公共団体の建築行政に関わる職員が、民間建築物における石綿の使用実態の把握を行う際に参考とされることを目的としている。  
 (略)

1. 建築物のアスベスト対策の現状と課題  
 1-2. アスベスト使用実態調査の必要性  
 (略)  
石綿含有建材の中でも特に吹付け石綿は劣化により石綿繊維を飛散させるおそれがあることから、早急な対策が求められる。鉄骨造や鉄筋コンクリート造のおよそ280万棟の建築物を調査対象とし、その中でも、吹付け石綿等に対する規制などの経緯から建築時期の古い建築物を優先的な調査対象とすることが考えられる。建築物に石綿含有建材が使用されているか否かの調査について、国の助成制度は整備されているものの、建築物における石綿含有建材の使用実態の把握は決して進んでいるとはいえない。

1-3. アスベスト使用実態調査の手順  
対象となる建築物の数が膨大であることから、建築時期や建築物の用途により優先順位を付けて計画的にアスベスト対策を実施する必要がある。優先順位を決めるにあたり、まず現状を把握することが重要であり、そのために対象となる建築物の基本情報に関する台帳を整備することが必要となる。調査対象となる建築物に係わる基本情報を棟単位で把握すると共に、台帳にこれらの基本情報を記録しデータベース化し管理することにより効率的に調査を推進させることができる。

(略)

### 3. アスベスト使用実態調査の優先順位

吹付けアスベスト等が使用されている可能性や万が一吹付けアスベスト等が飛散した場合の健康影響の大きさ等に着目して優先順位を設定する。下記に優先順位の考え方を示す。

#### (1) 建築時期による優先順位

建築時期による優先順位を表3.1に示す。

石綿含有量の法規制がなかった時期に建設された建築物の優先度は高い。また、石綿含有吹付けロックウール（乾式）が業界の自主規制で使用中止になる以前に建設された建築物は次に優先度が高い。

表3.1 建築時期による優先順位

優先順位	建築時期	備考
第1優先	昭和50年までの建築物	昭和50年に法令で含有量5%超の石綿吹付け作業を原則禁止
第2優先	昭和51年から昭和55年までの建築物	昭和55年に業界による自主規制により、石綿含有吹付けロックウール（乾式）の使用中止
第3優先	昭和56年から平成7年までの建築物	平成7年に法令で含有量1%超の石綿吹付け作業を原則禁止
第4優先	平成8年から平成18年までの建築物	平成18年に法令で含有量0.1%超の石綿含有物の製造・使用を全面禁止

#### (2) 未成年者が長く滞在する建築物を優先

石綿関連疾患のひとつである中皮腫は、暴露してから発症するまでの潜伏期間が平均40年前後とされており、未成年者が長く滞在する建築物については、優先的に調査対象とすることが考えられる。

民間建築物としては民間の保育園、幼稚園、図書館、学習塾、病院（小児科棟）などが該当する。

#### (3) 災害時の緊急利用が求められる建築物を優先

日本は地震国であり、大規模地震の発災後、最低限の清掃や補修のみにより、すぐに一定の機能を発揮することが求められる建築物（災害拠点や緊急避難施設）については、災害に備えて、優先的に調査の対象とすることが考えられる。

民間建築物としては災害拠点や緊急避難施設に指定された旅館、ホテル、病院、寺社、大規模商業施設などが該当する。

#### (4) その他に配慮すべき事項

##### (4-1) 優先順位の高い建築物の構造など

防火規制に該当する建築物または下記の構造の建築物には石綿含有建材が使用されていた可能性が高いため優先順位が高い。

- ・ 建築基準法の防火規制に該当する建築物  
(建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを、準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられており、これらに石綿含有建材が使われることがあった。)
- ・ 3階以上のS造の建築物※1
- ・ 防火地域や準防火地域の一定規模以上の建築物
- ・ 調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室などの部屋を有する建築物※2

※1 主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などに耐火被覆材が使用されていることが多い。

※2 これらの部屋の壁・天井を準不燃材料とすることが義務付けられており、これらの不燃材料に石綿含有建材が使われることが多かった。

(略)

## 4. 台帳の整備

### 4-1. アスベスト台帳（基本情報）の整備

民間建築物のアスベスト実態調査は対象となる建築物の数が膨大であることから、調査の効率化を図るためのデータベース化が必要であり、建築時期や建築物の用途により優先順位を付けて計画的に実施する必要がある。計画的な実施にあたり、まず現状を把握することが必要であり、そのためにアスベスト台帳（基本情報）の整備は必要不可欠なものである。

（略）

#### (1) データベース化すべき建築物

平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建て住宅、木造建築物、公共建築物を除く全ての建築物を対象とする。

\*平成18年8月31日は改正労働安全衛生法施行令が施行される前日

（略）

## 7. 関係部局との連携

### 7-1. 大気汚染防止法関連業務への情報提供

（略）

アスベスト台帳（調査結果）を整備しておけば届出が必要な建築物であることが事前に判明するため、届出がない場合には立入検査の対象にすることにより届出の漏れが少なくなる。特に石綿がないものとして解体されないように、通常使用時からの把握が重要である。また、アスベスト台帳（調査結果）は届出の記載内容の確認にも活用できる。

### 7-2. 労働安全衛生法関連業務への情報提供

（略）

大気汚染防止法関連と同様に、アスベスト台帳（調査結果）の情報は届出の漏れの削減や届出の記載内容の確認に活用できる。また、調査結果は、石綿障害予防規則に基づく事前調査にも活用できるので、調査推進にあたっての参考とされたい。

### 7-3. 建設リサイクル法関連業務への情報提供

（略）

大気汚染防止法関連と同様に、アスベスト台帳（調査結果）と照合し、事前調査の確認漏れの削減や事前届出の記載内容の確認に活用できる。また、調査結果は、建設リサイクル法に基づく事前調査にも活用できるので、調査推進にあたっての参考とされたい。

### 7-4. 災害時の対応

阪神淡路大震災や東日本大震災での被害の教訓から、平時に計画的にアスベスト実態調査を推進し、石綿含有建材の存在を把握しておくことが重要であると認識されるようになった。また、地域防災計画及び震災・水害廃棄物処理計画の中で、一時保管場所における受入対象品目の整理や区分の検討においてアスベスト台帳（調査結果）の情報が参考になる。

災害時には全壊、半壊した建築物を解体する場合、石綿の飛散が懸念される。災害時における石綿飛散防止のマニュアルによると、被災した建築物等の解体及び補修に先立って、立入りが可能な建築物の場合は事前調査を行うことが原則とされている。アスベスト台帳（調査結果）が整備されていれば事前調査の代用になり、スムーズに解体工事が行える。事前に囲い込みや封じ込めも含めて石綿の有無が判明するため、災害廃棄物に石綿が混入されないよう石綿を除去・分別し、石綿の飛散防止や暴露防止の措置を図ることができる。一方、安全面から立入り不可の場合は、散水による湿潤化等の飛散防止措置をとって「注意解体」することになるが、アスベスト台帳（調査結果）の情報により囲い込みや封じ込めも含めて石綿有りの場合は特に慎重な解体を行うよう注意を喚起することが可能となる。以上のことから災害時にアスベスト台帳（調査結果）をスムーズに活用できるように事前に取り決めておくことは極めて重要である。災害時は他都市からの応援もあり、緊急対策部署が急遽立ち上がる場合もあるため、必要な部署がアスベスト台帳（調査結果）を活用できるようにしておくことが必要である。アスベスト台帳（調査結果）は個人情報であるため、情報の共有化や取り扱いを平時に関連部署および地方公共団体内で調整しておく必要がある。

また、東日本大震災で津波被害を受けた地域では地元の分析機関も被害を受け、遠方の分析機関に分析を依頼するなど分析に時間がかかった。スムーズに解体工事を行うためにもアスベスト台帳（調査結果）の整備が望まれる。

(注) 下線は当省が付した。

表4-(2)-③ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における住宅・建築物アスベスト改修事業の概要

(目的)		
住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、住宅・建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対し支援を行う		
(概要)		
	アスベスト含有調査等	アスベスト除去等
対象建築物	○吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある住宅・建築物	○吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物
交付内容	○住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査に要する費用 (アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。)	○住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み、又は吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物の除却に要する費用(※) (※) 除却の場合、アスベスト除去等に要する費用相当分のみ
国費率	○国100% (限度額は、原則として25万円/棟。民間事業者が実施する場合は、地方公共団体経由で補助)	○地方公共団体が実施する場合：国1/3以内 ○民間事業者が実施する場合：国1/3以内又は地方公共団体の補助額の1/2以内のいずれか低い額

(注) 「社会資本整備総合交付金交付要綱」(平成22年3月26日制定。27年4月9日最終改正)等に基づき、当省が作成した。

表4-(2)-④ 調査した県市におけるアスベスト台帳の整備状況

区分	県市数 (県市名)
整備(整備中を含む)	32県市 (北海道、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、熊本県、札幌市、さいたま市、千葉市、千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市)
未整備(今後も整備の予定なし)	7県市 (埼玉県、広島県、仙台市、相模原市、大阪市、堺市、岡山市)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(2)-⑤ 調査した県市におけるアスベスト台帳の整備の対象建築物の範囲  
(総括表)

対象建築物の範囲	県市数及び整備状況 (県市名)
アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物全て（平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建て住宅、木造建築物、公共建築物を除く全ての建築物）及びこれとほぼ同等の範囲を対象とするもの	10県市（全て整備中） （千葉県、熊本県、さいたま市、千葉市、新宿区、横浜市、川崎市、新潟市、神戸市、広島市）
民間建築物アスベスト使用実態調査の対象としていた平成元年までに施工された建築物のうち床面積がおおむね1,000㎡以上のもの	9県市（全て整備済み） （神奈川県、新潟県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県、静岡市、名古屋市、熊本市）
民間建築物アスベスト使用実態調査の対象範囲に加え、建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期報告の対象建築物	3県市（整備済み2県市、整備中1県市） （宮城県、東京都、京都府）
その他（一定規模以上の民間建築物など）	10県市（整備済み5県市、整備中5県市） （北海道、静岡県、福岡県、札幌市、千代田区、大田区、浜松市、京都市、福岡市、北九州市）

(注) 当省の調査結果による。

(個別一覧)

県市名	整備状況	対象建築物の範囲
北海道	整備済み	床面積500㎡以上の民間建築物
宮城県	整備済み	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・定期報告対象建築物
埼玉県	未整備	—
千葉県	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建住宅、木造住宅を除く建築物
東京都	整備済み	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・定期報告対象建築物
神奈川県	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
新潟県	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
静岡県	整備済み	昭和31年から平成元年までに建築した床面積300㎡以上の民間建築物
愛知県	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
京都府	整備中	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・定期報告対象建築物
大阪府	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
兵庫県	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
岡山県	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
広島県	未整備	—
福岡県	整備済み	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・平成2年度から8年度までに施工した床面積1,000㎡以上の民間建築物
熊本県	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建住宅、木造住宅を除く建築物
札幌市	整備済み	平成2年までに施工された、定期報告の対象建築物（木造を除く。）
仙台市	未整備	—

縣市名	整備状況	対象建築物の範囲
さいたま市	整備中	区内の既存建築物全て
千葉市	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建住宅、木造住宅を除く建築物
千代田区	整備中	・定期報告対象建築物 ・アスベストに係る補助事業を利用した建築物
新宿区	整備中	区内の既存建築物全て
大田区	整備中	昭和46年以降に施工された建築物
横浜市	整備中	平成20年1月までに課税台帳に登録された全ての建築物
川崎市	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建住宅、木造住宅を除く建築物
相模原市	未整備	—
新潟市	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、木造住宅、軽量鉄骨建築物を除く建築物
静岡市	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
浜松市	整備済み	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・昭和31年度から平成2年度までに施工された、床面積300㎡以上1,000㎡未満の建築物 ・防火・準防火地域内にある昭和31年度から平成8年度までに施工された、床面積300㎡以上1,000㎡未満の建築物
名古屋市	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
京都市	整備中	平成17年度当時の消防防火対象物台帳に記載されていた床面積1,000㎡以上の建築物（戸建住宅、木造建築物を含む）
大阪市	未整備	—
堺市	未整備	—
神戸市	整備中	平成20年度の建築確認台帳に記載されている全ての民間建築物
岡山市	未整備	—
広島市	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建住宅、木造住宅を除く建築物
福岡市	整備中	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・床面積1,000㎡未満で鉄骨造3階建て以上の倉庫、車庫及び店舗
北九州市	整備中	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・平成元年までに建築された床面積1,000㎡未満の非木造建築物
熊本市	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-⑥ 台帳整備の対象建築物の範囲を限定している主な理由

主な理由	縣市数 (縣市名)
① 対象建築物の範囲を現行以上に拡大した場合、それによる業務量の増加に対応するための要員確保が難しい	13縣市 (宮城県、東京都、新潟県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、札幌市、静岡市、京都市、熊本市)
② アスベスト規制の経緯からみて、平成2年以降18年までの間に施工された建築物はアスベスト含有建材が使用されている可能性が低いと考えられる	7縣市 (神奈川県、静岡県、千代田区、大田区、浜松市、名古屋市、福岡市)

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-⑦ 平成2年以降に施工された建築物又は1,000㎡未満の建築物から、アスベスト含有建材の使用が判明した例

区分	縣市名	概要
平成2年以降に施工された建築物において、アスベスト含有建材の使用が判明したもの	福岡県	平成2年度から8年度までに施工した、床面積1,000㎡以上の民間建築物538件を抽出し、アスベスト含有建材の使用実態を17年8月に調査した結果、23件において吹付けアスベストの使用が判明した。
1,000㎡未満の建築物において、アスベスト含有建材の使用が判明したもの	横浜市	昭和50年以前に建築された駐車場、工場及び体育館等のうち床面積1,000㎡未満の建築物3,384件を抽出し、アスベスト含有建材の使用実態を平成24年度から26年度に調査した結果、31件において吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールの使用が判明した。

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-⑧ アスベスト台帳を整備しない主な理由

主な理由	縣市数 (縣市名)
① 国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査の結果台帳(冊子)等があることからアスベスト台帳を整備する必要性を感じていない、又は当該台帳整備によって得られる効果が分からない	3縣市 (埼玉県、仙台市、大阪市)
② 台帳整備に係る業務量増に伴う要員確保が難しい	4縣市 (広島県、相模原市、堺市、岡山市)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(2)-⑨ アスベスト台帳の活用例（予定を含む。）

区分	県市名	概要
平常時	静岡市	アスベスト台帳に建設リサイクル法に基づく届出情報（届出に含まれるアスベストの有無）を入力しており、当該情報を大防法に基づく届出漏れの確認に活用（所管部署に提供）している。
平常時	北九州市	<p>労基署と合同で実施する「アスベストばく露対策共同パトロール」の対象建築物の選定（アスベスト含有建材の除去等の措置が未完了の建築物など）に活用している。</p> <p>また、建設リサイクル法に基づく届出の審査において、アスベスト含有建材の除去等の措置が未完了の建築物の情報を活用し、届出内容が適切か確認している。</p>
災害時	札幌市	平成25年度から、アスベスト台帳等や地図情報ソフトウェアを用いて、アスベスト含有建材が使用された建築物の所在情報等を入力した「アスベストマッピング」の作成を開始しており、これを災害時における住民の避難場所・避難ルート等の検討など、災害時におけるアスベスト対策に活用することとしている。
災害時	神戸市	アスベスト台帳の情報を建築物情報マップに入力し、災害時のアスベスト対策に活用することを検討予定としている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「区分」欄について、平常時にアスベスト台帳を活用している県市は「平常時」、災害時にアスベスト台帳を活用している県市は「災害時」としている。